

平成 27 年

第 2 回 臨時会
第 4 回 定例会
会議録

奄美市議会

第2回臨時会

会議録目次

第4回定例会

○第2回臨時会

議事日程・付議事件	1
-----------	---

11月25日(水)

出席議員及び欠席議員	2
------------	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	2
----------------------------	---

職務のため出席した事務局職員	3
----------------	---

仮議席の指定	4
--------	---

議長の選挙	4
-------	---

○

議席の指定	6
-------	---

会議録署名議員の指名	7
------------	---

会期の決定	7
-------	---

副議長の選挙	7
--------	---

常任委員の選任	8
---------	---

議会運営委員の選任	9
-----------	---

発議第7号(1件)上程	9
-------------	---

参考資料(意見書)	12
-----------	----

○

○第4回定例会

議事日程・付議事件	14
-----------	----

第4回定例会一般質問通告	18
--------------	----

12月7日(月)(第1日目)

出席議員及び欠席議員	26
------------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	26
----------------------------	----

職務のため出席した事務局職員	27
----------------	----

会議録署名議員の指名	28
------------	----

会期の決定	28
-------	----

議案第79号～104号(26件)上程	28
--------------------	----

議案第105号(1件)上程	31
12月8日(火)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	33
職務のため出席した事務局職員	34
一般質問	
関 誠之 君(社会民主党)	35
奥 輝人 君(自由民主党)	45
安田 壮平 君(自民新風会)	56
津畑 誠 君(無所属)	67
渡 雅之 君(無所属)	75
12月9日(水)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	82
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	82
職務のため出席した事務局職員	83
一般質問	
元野 景一 君(自由民主党)	84
師玉 敏代 君(自民新風会)	93
崎田 信正 君(日本共産党)	104
戸内 恭次 君(無所属)	114
川口 幸義 君(自由民主党)	125
12月10日(木)(第4日目)	
出席議員及び欠席議員	136
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	136
職務のため出席した事務局職員	137
一般質問	
三島 照 君(日本共産党)	138
橋口耕太郎 君(公明党)	147
大迫 勝史 君(公明党)	157
多田 義一 君(自民新風会)	166
12月14日(月)(第5日目)	
出席議員及び欠席議員	178
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	178

職務のため出席した事務局職員	179
議案第79号～104号(26件)上程	180
議案付託	191
請願・陳情付託報告	192

12月24日(木)(第6日目)

出席議員及び欠席議員	193
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	193
職務のため出席した事務局職員	194
議案第79号～104号(26件)上程	195
陳情第15号(1件)上程	201
陳情第14号(1件)上程	202
大島地区衛生組合議会議員の選挙	204
大島地区消防組合議会議員の選挙	205
大島農業共済事務組合議会議員の選挙	205
奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙	206
「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の設置について	206
議員派遣について	207
閉会中の継続審査申出	207

別紙

各常任委員会審査報告書	209
閉会中の継続審査の申出について	212
特別委員会の設置について	213
議員派遣について	214

会期・議事日程
付議事件

平成 27 年 第 2 回奄美市議会臨時会議事日程及び付議事件

○平成 27 年 11 月 20 日 奄美市議会第 2 回臨時会を招集した。

○会 期 1 日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
11 月 25 日	水	本会議	1 仮議席の指定 2 議長選挙 ○ 1 議席の指定 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定（1 日間） 4 副議長の選挙 5 常任委員の選任 6 議会運営委員の選任 7 発議第 7 号（意見書） <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">上程 説明 質疑 討論 採決</div>

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	発議第 7 号	重要病害虫ミカンコミバエ防除と支援策に向けての意見書の提出について	H27. 11. 25	原案可決	本会議

第 2 回 臨 時 会
平成 27 年 11 月 25 日

11月25日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長	市川 哲義 君
笠利総合支所長	元多 政重 君	総務部長	東 美佐夫 君
総務課長	奥田 敏文 君	企画調整課長	三原 裕樹 君
財政課長	前田 和男 君	市民部長	則 敏光 君
税務課長	柴 一夫 君	保健福祉部長	泉 賢一郎 君
福祉事務所長	中元 幸立 君	商工観光部長	菊田 和仁 君
商水情報課長	久保 信正 君	農政部長	奥 正幸 君
土地対策課長	山田 春輝 君	建設部長	砂守 久義 君
土木課長	戸田 正利 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
水道課参事	林 茂穂 君	教育委員会局長	森山 直樹 君

11月25日(1日目)

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保 浦 正 博 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 元 優 君

議 会 事 務 局 次 長 兼
調 査 係 長 事 務 取 扱 上 原 公 也 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君

議 事 係 主 査 麓 浩 登 志 君

議会事務局（元 優君） おはようございます。奄美市議会臨時会は、一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中で川口幸義議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

川口議員、どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長（川口幸義君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました川口幸義でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、平成27年第2回奄美市議会臨時会を開会いたします。（午前9時30分）

○

臨時議長（川口幸義君） 開議に先立ち、謹んで報告申し上げます。奄美市議会議員渡 京一郎君が去る11月7日、御逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みに耐えられません。ここに故・渡 京一郎君の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

全員御起立を願います。

黙祷

（黙祷）

お直りください。

ありがとうございました。着席をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表を予定しております。

○

臨時議長（川口幸義君） 日程に入ります。日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

（「議長、休憩を」と呼ぶ者あり）

ただいま議員の中から暫時休憩をとということでもありますので、暫時休憩をいたします。

暫時休憩は30分ほど時間を要します。

（発言する者あり）

規定によりましてですね、議長が暫時休憩と発したわけですから、動議は要りませんと、そういうルールになっていると思います。

（「確認しますが、何分休憩ですか」と呼ぶ者あり）

30分ほど要します。はい、よろしく。

（発言する者あり）

仮議席につきましてはこれで決まっておりますので、暫時休憩します。（午前9時35分）

○

臨時議長（川口幸義君） それでは、再開をいたします。（午前10時05分）

（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

ただいま委員から暫時休憩の要求がありましたので、暫時休憩。15分ほど、

（「時間は指定なし」と呼ぶ者あり）

時間は指定なし、分かりました。暫時休憩いたします。（午前10時06分）

○

臨時議長（川口幸義君） それでは、再開をいたします。（午前10時35分）

日程第2，議長の選挙を行います。

(発言する者あり)

仮議席について、ただいま要望がありましたけれども、指定で、

(発言する者あり)

議長選挙の後で、また多少の変動はあると思いますので、御理解いただきたいと思います。

日程第2，

(発言するのもあり)

仮議席はただいま着席の議席といたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということで決定いたしました。

それでは再開をいたします。

日程第2，議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(発言する者あり)

暫時休憩の声がありましたが、10分ほどで、

(発言する者あり)

5分でいいですか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。時間は終わり次第ということで、それで異議ないですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、暫時休憩いたします。(午前10時37分)

○

臨時議長(川口幸義君) それでは、再開いたします。(午前11時22分)

日程第2，議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、同姓及び同名の議員がいますので、正確に記載されますようお願いいたします。

点呼を命じます。

(点呼，投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に橋口耕太郎君及び安田壮平君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票24票であります。

有効投票のうち、無効投票は0票となっております。

それでは発表します。

竹山耕平君 15票、元野景一君 6票、関 誠之君 3票であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、竹山耕平君が議長に当選されました。

(拍手)

ただいま議長に当選されました竹山耕平君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました竹山耕平君に当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

議長(竹山耕平君) 皆様、こんにちは。このたびは多くの出来事がございましたが、ただいま皆様の温かい御支持をいただき、第6代奄美市議会議長として就任をいたしました竹山でございます。よろしくをお願いいたします。

(拍手)

昨日の所信表明でも申し上げましたが、今回の市議会議員選挙で市民の皆様の大切な1票1票を積み重ね、そして負託を受け、そして今回の選挙を勝ち上がって、この奄美市議会へ集まっていただきました皆様を、これからも個々の専門の力、更には幅広い分野などなどでしっかりと活躍できるよう、その機能を終結した奄美市議会として、その機能、役割を発揮させるとともに、開かれた議会をしっかりと目指し、皆様とともに私もまだまだ未熟ではございますが、誠心誠意しっかりと務めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

臨時議長(川口幸義君) 議長交替のため、暫時休憩をいたします。10分程度で休憩したいと思います。(午前11時42分)

○

議長(竹山耕平君) 会議を再開いたします。(午前11時50分)

この際、報告いたします。

市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分1件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長(竹山耕平君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席はただいまの御着席のとおりといたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○

議長(竹山耕平君) 日程第2, 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会会議録署名議員に橋口耕太郎君, 戸内恭次君, 崎田信正君の3人を指名いたします。

○

議長(竹山耕平君) 日程第3, 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は, 本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって, 会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○

議長(竹山耕平君) 日程第4, 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際, 念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上, 点呼に応じて順次投票を願います。

なお, 同姓及び同名の議員がいますので, 正確に記載されますようお願いをいたします。

点呼を命じます。

(点呼, 投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって, 立会人に林山克巳君及び西 公郎君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24 票。無効投票数 0 票でございます。
有効投票のうち、師玉敏代君 24 票であります。
この選挙の法定得票数は 6 票であります。
したがって、師玉敏代君が副議長に当選されました。

(拍手)

ただいま当選されました師玉敏代君に対し、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました師玉敏代君に当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

副議長（師玉敏代君） 皆さん、こんにちは。議員全員の御指示をいただいて副議長となりました師玉敏代です。副議長という職務を大変重要な責任職だと私は思っております。しっかりと議長をサポートし、補佐し、議会基本条例のもと、開かれた議会、何よりも市民に分かりやすい議会を皆様とともに目指して、これからもしっかりと研鑽を積んでいきたいと思っております。どうぞ、今後ともよろしくお願いたします。ありがとうございました。

(拍手)

議長（竹山耕平君） 暫時休憩をいたします。午後 1 時 30 分より再開いたします。（午前 11 時 59 分）

_____ ○ _____

議長（竹山耕平君） それでは再開いたします。（午後 1 時 30 分）

暫時休憩をいたします。

直ちに全員協議会を開きますので、第 1 委員会室にお集りください。（午後 1 時 31 分）

_____ ○ _____

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後 1 時 37 分）

日程第 5、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

総務企画委員会に松山さおり君、栄 ヤスエ君、安田壮平君、関 誠之君、橋口和仁君、平川久嘉君、里 秀和君、伊東隆吉君の以上 8 人を、文教厚生員会に橋口耕太郎君、林山克巳君、大迫勝史君、渡 雅之君、元野景一君、竹山耕平君、崎田信正君、奥 輝人君の以上 8 人を、産業建設委員会に津畑誠君、与 勝広君、戸内恭次君、川口幸義君、西 公郎君、三島 照君、師玉敏代君、多田義一君の以上 8 人をそれぞれ指名いたします。

ただいまから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの委員会において互選することになっており、さらに同条第 10 条第 1 項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時、場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これにより各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は次のとおり指定いたします。

総務企画委員会は第 1 委員会室、文教厚生委員会は議員控え室、産業建設委員会は議長応接室においてそれぞれ開催いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午後 1 時 40 分）

_____ ○ _____

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後 1 時 47 分）

ただいま各常任委員会から正副委員長の互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。

総務企画委員長に橋口和仁君、同副委員長に関 誠之君、文教厚生委員長に渡 雅之君、同副委員長に元野景一君、産業建設委員長に多田義一君、同副委員長に戸内恭次君、以上のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程第6，議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

大迫勝史君、渡 雅之君、川口幸義君、安田壮平君、関 誠之君、三島 照君、橋口和仁君、伊東隆吉君、以上の8人を指名いたします。

ただいまから議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっており、さらに同条第10条第1項の規定により委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員長の招集日時及び場所を決めてその互選を行わせることになっておりますので、これにより議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員は第1委員会室にお集まりください。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。（午後1時52分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時57分）

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会運営委員長に大迫勝史君、同副委員長に川口幸義君と決しました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第7，発議第7号，重要病害虫ミカンコミバエ防除と支援策に向けての意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番（師玉敏代君） 議場の皆様、こんにちは。自民新風会の師玉敏代です。

重要病害虫ミカンコミバエ防除と支援策に向けての意見書の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

本年11月4日、農林水産省におかれましては奄美大島においてのミカンコミバエの誘殺数の増加に伴い、植物防疫法第18条第1項の規定に基づく緊急防除に関する方針を打ち出されました。今後、防除のいかんによっては奄美大島にとどまらず奄美群島全体、九州、沖縄県にまで拡大する恐れがあることから、近隣地域への拡大を未然に防ぎ、かつ奄美大島における早期根絶と根絶後の再生産を可能とする農業経営体及び生産環境維持のために次のことを要望します。

防除に関する要望事項。

1. 国は常時生産者と情報を共有し、ミカンコミバエのまん延防止と早期根絶に向けた万全な対策を早急に実施するとともに、対策に要する人員体制や予算の確保等、最大限必要な措置を講じること。

2. 根絶後の再侵入、まん延防止に向けた対策に要する人員体制や予算の確保等、最大限必要な措置を講じること。

3. 奄美大島では標高100メートルを超える山間部で栽培される柑橘類が多く、また、山間部にも野生寄主も多く存在するため、航空防除での範囲を拡大すること。

補償等に関する事項。

1. 移動制限の対象植物で廃棄措置命令を受けた果実類及び果菜類については、生産農家等に対して適正な価格による全量買い取りなど、十分な損失補償の対策を講じ、損失補償は生産者と十分な協議を図り決定すること。

2. 島内でのまん延を未然に防ぐために移動禁止区域外で生産された移動制限対象の果実類及び果菜

類についても、農家から申し出があった場合に廃棄命令を受けたものと見なす特例措置を設けること。

3. 生産者農家等への損失補償の期間については、移動規制を行う期間だけではなく、解除後も島内需要はもとより島外需要が一定程度回復するまでの期間とし、併せて将来展望が見通せる再生可能な支援体制を講じること。

4. 長期間の移動制限禁止措置が行われれば大打撃を受け、経営、生活の危機に陥る加工直売所、小売流通業者への相談体制強化と支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御審議の上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたしまして提案理由といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略いたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第7号、重要病害虫ミカンコミバエ防除と支援策に向けての意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（竹山耕平君） 市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長（朝山 毅君） 皆さん、こんにちは。このたびの奄美市議会議員選挙におきまして御当選になりました24名の議員各位に対し、壇上からではございますが選挙戦を乗り越えられた御慰労とともに、御当選に対しましてお祝いを申し上げたいと存じます。また、本日議長に竹山議員、副議長に師玉議員が御就任され、更に議会運営委員長及び3常任委員会委員長が御選任されましたことを、重ねてお祝い申し上げます。

さて、議会構成が新たになった今、奄美市は合併10周年という節目を迎え、新たなスタートを切ろうとしております。振り返りますと3市町村の合併に始まり、3地区の一体感の醸成、財政改革など、

この10年間、議会の御協力を賜り奄美市の基礎を固めることができたと理解をいたしております。このことを思いますと、御尽力賜りました関係各位、そして御勇退されました議員各位に、壇上からではございますが改めまして感謝を申し上げたいと存じます。

今、奄振交付金の創設、あるいはLCCの就航など、奄美には追い風が吹いております。この追い風を十分に生かし、私たち議会と当局の両輪が力を合わせて奄美市の更なる発展を推し進め、次の10年、20年につなげていく所存でございます。

一方で、当面する課題として世界自然遺産登録への取組み、また、直面する喫緊の課題としてミカンコミバエの対策がございます。農家や関係する皆さんのこれまで積み上げられた御苦勞を考えますと、早期の根絶を図る必要がございます。これらの課題解決に向け、皆様の更なる御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

結びに、皆様がこの4年間、健康に十分御留意いただき、御活躍なさいますことを御祈念申し上げまして挨拶いたします。

この機会を与えていただきました議長並びに議員各位に改めてお礼を申し上げ、挨拶いたします。

議長（竹山耕平君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成27年第2回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午後2時09分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	竹山 耕平
奄美市議会議員	橋口耕太郎
奄美市議会議員	戸内 恭次
奄美市議会議員	崎田 信正

参 考 资 料

(意 见 书)

重要病害虫ミカンコミバエ防除と支援策に向けての意見書

本年 11 月 4 日、農林水産省におかれましては、奄美大島においてのミカンコミバエの誘殺数の増加に伴い、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく緊急防除に関する方針を打ち出されました。

奄美群島におけるミカンコミバエの発生から根絶までの歴史は昭和 4 年にまで遡り、果実類や果菜類に大きな被害を与え、これらの作物の移出が規制されておりましたが、国の積極的な支援により昭和 43 年から誘引剤を使用した防除が開始され、12 年の歳月を経て昭和 54 年には奄美群島全域からの根絶、これに伴う移出規制が解除されたところでもあります。

その後の移出規制解除に伴って果樹の生産量・生産額は拡大し、なかでもたんかんの生産額は 3,800 万円から 4 億 1,800 万円と 11 倍まで拡大し、この間、全国各地など、奄美群島を代表する農作物として、行政や農業関係者を挙げて普及・推進してきたところでもあります。

今後防除の如何によっては、奄美大島に止まらず、奄美群島全体、九州、沖縄県にまで拡大する恐れがあることから、近隣地域への拡大を未然に防ぎ、かつ、奄美大島における早期根絶と根絶後の再生産を可能とする農業経営体及び生産環境維持のために、次のことを要望します。

1 防除に関する事項

- (1) 国は、常時、生産者と情報を共有し、ミカンコミバエのまん延防止と早期根絶に向けた万全な対策を早急に実施するとともに、対策に要する人員体制や予算の確保等、最大限必要な措置を講じること。
- (2) 根絶後の再侵入、まん延防止に向けた対策に要する人員体制や予算の確保等、最大限必要な措置を講じること。
- (3) 奄美大島では、標高 100m を超える山間部で栽培される柑橘類が多く、また、山間部にも野生寄種も多く存在するため航空防除での範囲を拡大すること。

2 補償等に関する事項

- (1) 移動制限の対象植物で廃棄措置命令を受けた果実類（タンカン、ポンカン、スモモ、マンゴウ、パッションフルーツ等）及び果菜類（トマト、ピーマン等）については、生産農家等に対して適正な価格による全量買取など十分な損失補償の対策を講じ、損失補償は、生産者と十分な協議を図り決定すること。

- (2) 島内でのまん延を未然に防ぐために、移動禁止区域外で生産された移動制限対象の果実類及び果菜類についても、農家から申し出があった場合に、廃棄命令を受けたものとみなす特例措置を設けること。
- (3) 生産者農家等への損失補償の期間については、移動規制を行う期間だけでなく、解除後も島内需要はもとより、島外需要が一定程度回復するまでの期間とし、併せて将来展望が見通せる再生産可能な支援対策を講じること。
- (4) 長期間の移動制限・禁止措置が行われれば大打撃を受け、経営、生活の危機に陥る加工直売所、小売、流通業者への相談体制強化と支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年11月25日

奄美市議会

【提出先】

内閣総理大臣，農林水産大臣，鹿児島県知事

会期・議事日程
付議事件

平成27年第4回奄美市議会定例会議事日程

○平成27年11月26日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会 期 18日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
12月7日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (18日間) 3 議案第79号～104号 (26件) 上程 説明 4 議案第105号 (1件) (監査委員) 上程 説明 質疑 討論 採決
12月8日	火	本会議	1 一般質問 - 関議員, 奥議員, 安田議員, 津畑議員, 渡議員 (質問順)
12月9日	水	本会議	1 一般質問 - 元野議員, 師玉議員, 崎田議員, 戸内議員, 川口議員 (質問順)
12月10日	木	本会議	1 一般質問 - 三島議員, 橋口 (耕) 議員, 大迫議員, 多田議員 (質問順)
12月11日	金	休 会	
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	本会議	1 議案第79号～104号 (26件) 上程 質疑 付託 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <p>☆ 付託 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務企画－議案第85号～87号, 99号～103号 (8件) 文教厚生－議案第80号～82号, 89号～92号, 104号 (8件) 産業建設－議案第83号, 84号, 88号, 93号～98号 (9件) 全委員会－議案第79号 平成27年度一般会計補正予算 (第6号) は, 所管する各常任委員会に付託 </div> </div> <p>※ 請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む。) 総務企画－陳情第14号, 陳情第17号 (2件) 産業建設－陳情第15号, 陳情第16号 (2件)</p>
12月15日	火	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査 (文教厚生, 産業建設)
12月16日	水	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査 (総務企画)
12月17日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
12月18日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
12月19日	土	休 会	
12月20日	日	休 会	
12月21日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
12月22日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
12月23日	水	休 会	(天皇誕生日)
12月24日	木	本会議	1 議案第79号～104号 (26件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第15号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第14号 上程 報告 質疑 討論 採決 4 大島地区衛生組合議会議員の選挙 5 大島地区消防組合議会議員の選挙 6 大島農業共済事務組合議会議員の選挙 7 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙 8 「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の設置について 9 議員派遣について 10 閉会中の継続審査について ☆ 紬着用

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	議案第 79 号	平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について	H27. 12. 24	原案可決	全委員会
(2)	議案第 80 号	平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生
(3)	議案第 81 号	平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生
(4)	議案第 82 号	平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生
(5)	議案第 83 号	平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(6)	議案第 84 号	平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(7)	議案第 85 号	名瀬市，大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(8)	議案第 86 号	奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(9)	議案第 87 号	奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(10)	議案第 88 号	奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(11)	議案第 89 号	奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生
(12)	議案第 90 号	奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生
(13)	議案第 91 号	奄美市名瀬運動公園，奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(14)	議案第 92 号	太陽が丘総合運動公園，奄美市笠利 B & G 海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生
(15)	議案第 93 号	奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(16)	議案第 94 号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(17)	議案第 95 号	奄美市住用地域特産物販売所の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(18)	議案第 96 号	奄美市奄美大島選果場の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(19)	議案第 97 号	奄美市都市公園の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(20)	議案第 98 号	奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定について	H27. 12. 24	原案可決	産業建設
(21)	議案第 99 号	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(22)	議案第 100 号	新たに生じた土地の確認について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(23)	議案第 101 号	町の区域変更について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(24)	議案第 102 号	奄美市市町村建設計画の変更について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(25)	議案第 103 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H27. 12. 24	原案可決	総務企画
(26)	議案第 104 号	土地の取得について	H27. 12. 24	原案可決	文教厚生
(27)	議案第 105 号	監査委員の選任について	H27. 12. 7	同 意	本会議
(28)	陳情第 14 号	「安全保障関連法」の廃止を求める陳情	H27. 12. 24	不採択	総務企画
(29)	陳情第 15 号	小規模企業振興基本法に基づいた「小規模企業振興条例」の早期制定を求める陳情	H27. 12. 24	採 択	産業建設
(30)	陳情第 16 号	「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	H27. 12. 24	継続審査	産業建設

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(31)	陳情第 17 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	H27.12.24	継続審査	総務企画

第4回定例会一般質問通告

12月8日（火）

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

- (1) 人口ビジョンと奄美大島総合戦略における奄美市「攻め」の総合戦略について
- (2) 平成26年度決算審議を反映した平成28年度の予算編成について
- (3) 自衛隊ミサイル部隊等の配備について
 - ① 南西警備部隊配備の進捗状況について
 - ② 南西諸島配備予定として「新型輸送機MV22 オスプレイ」12機が概算要求されている。市長の見解を。
 - ③ 平成28年度の実施設計の後では遅すぎるので、早期の住民説明会の開催は考えられないのか。

2 教育行政について

- (1) 笠利学校給食センターの運営について
 - ① 施設管理運営等業務委託料等について
 - ② 学校給食費の債権の性格と滞納について
- (2) 学校給食センター建設問題について
 - ① 保護者に対する説明会のその後の対応について
 - ② 1箇所の給食センターで4,000食を調理し配送する学校給食センターのリスクについての見解
 - ③ 今後の予算執行と建設計画の見通しについて

3 市民生活に関する課題

- (1) 住用町市採石場に対する今後の市の対応について
 - ① 県の緊急措置命令が10月末で終了した。市住民の安全安心を担保するために、市として採石業者に対して取るべきことはないのか。
- (2) 小宿区画整理事業の推進について
 - ① 市長が出向いて住民の意見を聞き政治判断をすべき時期に来ていると思うが見解をお聞かせ下さい。

◎自由民主党 奥 輝人

1 ミカンコミバエ種群の対策について

- (1) 侵入経路について
 - ① 撲滅後において、生息確認はどのようであったのか。
 - ② 今年について、いつ・どこで確認されたのか。
 - ③ 侵入経路はどこか、原因は何か。
 - ④ 侵入防止対策は万全でなかったのか。
 - ⑤ 今後の侵入防止対策について。
- (2) コミバエの防除対策について

- ① テックス版とトラップの効果について
- ② 農家独自の薬剤散布について
- ③ 早期根絶のため、枠内の島内出荷について

(3) 出荷について

- ① 枠外笠利地区の島内・島外出荷取扱いについて
- ② 枠外農家の負担と検疫官の検査体制について
- ③ 枠内農家の全量廃棄について

2 農業委員会について

(1) 農業委員の選任について

- ① 選考委員会が設置され選考されるが、その基準について

(2) 農地利用最適化推進委員の業務について

- ① 主に、現場活動を行うことが目的となっているが、どのような業務なのか。農業委員との相違は何か。

◎自民新風会 安田 壮平

1 合併10年の検証

- (1) 地区別の人口・事業所数等の推移はいかがか。
- (2) この推移についての認識は。

2 地方創生

- (1) 奄美大島人口ビジョンについて
- (2) 奄美市総合戦略について

3 本庁舎建設

- (1) 建設計画の概要について
- (2) 財政計画について
- (3) 公民館の再建計画について

◎無所属 津畑 誠

1 奄美市のふるさと納税に対する取組みについて

- (1) 国が、本年9月2日から10月7日に、全国の全ての地方団体に対して、ふるさと納税の実績、効果について調査した、「ふるさと納税に関する現況調査」の公表資料に基づき、他の地方自治体の見解を踏まえた、奄美市のふるさと納税制度への見解を伺う。
- (2) ふるさと納税の寄附金の使途に、「ミカンコミバエ種群再侵入に係る緊急支援事業」を追加し、積極的に奄美市のホームページ、フェイスブック等で全国的な支援を求め、訴えていく考えはないのか、見解を伺う。
- (3) 本年度内に、「ふるさと納税」に対する認識を深めるため、奄美市主催で専門家による「ふるさと納税講演会」を開催することはできないか、見解を伺う。
- (4) 寄附をした方々が、お礼品を選択出来るようにカタログを作成すること及び翌年度に継続できるように寄附金額に応じたポイント制を導入することはできないか、見解を伺う。

- (5) 市長、部課長級職員及び奄美市以外勤務職員の全員を「ふるさと納税推進員」として位置付けること及び市の財政課又は税務課内への「ふるさと納税推進班」の設置について、見解を伺う。
 - (6) ふるさと納税制度に係る平成 28 年度当初予算への必要経費の計上について、見解を伺う。
- 2 光ファイバーの整備計画について
 - (1) 観光客等の受け入れ態勢の充実、近隣商店がなく買物に不便な地区の救済策としての「光インターネット」の整備計画について伺う。
 - 3 名瀬朝日自治会地区における集会所設置、消防車庫設置及び消防車の配備について
 - (1) 「奄美市総合計画」に基づく地域のコミュニティ活動を推進するための施設の充実・確保について伺う。
 - (2) 地域を守る消防団の活動拠点としての消防車庫の設置計画及び消防車の配備計画を伺う。

◎無所属 渡 雅之

- 1 世界自然遺産登録について
 - (1) 現在の状況は。
 - (2) コアゾーンとバッファゾーンの線引きは出来ているのか。
 - (3) 私有林との協議状況は。
- 2 末広・港土地区画整備事業について
 - (1) 活性化対策の一環として平成 26 年創設した店舗リフォーム事業の現状は。
 - (2) 補正予算の予定はあるのか。
- 3 地域間道路整備について
 - (1) 芦良・大熊間のトンネル建設について
 - (2) このトンネル構想について鹿児島県の意識は。
- 4 新庁舎建設について
 - (1) 基礎工事の検査等について
- 5 ミカンコミバエ対策について
 - (1) 最新の状況は。
 - (2) 国・県・市の対応は。
 - (3) 関係事業者への補償内容は。

12 月 9 日（水）

◎自由民主党 元野 景一

- 1 奄美市の財政について
 - (1) 合併後の奄美市の一般財源の推移について
 - (2) 普通交付税の合併算定替特例期間終了後の激変緩和期間及びその後の本算定時における、現段階での地方交付税の各年度の試算額
 - (3) 合併後、自主財源確保のために、取り組んでいる具体的事業及びその評価について
 - (4) 合併特例債を充当している事業について
 - ① 平成 27 年度の事業総額及び予算に占める割合について

② 主な事業の計画期間について

(5) 「合併特例債」の発行期限後の財政計画について

2 観光客等の受入れ態勢について

(1) クレジットカードを使える店の普及について

(2) 観光マップ, 案内標識, 誘導看板などへの外国語記載について

(3) 誰でも無料で利用できる公衆無線LANスポット (Wi-Fi スポット) の設置状況について

(4) 特例通訳案内士の普及, 定着について

3 住用地区・笠利地区及び名瀬地区の合併後の3地域の均衡ある発展について

(1) 住用地区・笠利地区及び名瀬地区の3地区に誇る事業を除いた, 合併後の各地区ごとの予算執行額について

(2) 各地区の公民館, 集会所などの交流施設の新設, 改修, 維持保全に要した合併後の各地区ごとの予算執行額について

◎自民新風会 師玉 敏代

1 農業振興について

(1) ミカンコミバエ防除と補償と流通業者への支援対策について

(2) ミカンコミバエの移動規制・廃棄処分・情報周知について

2 道路・河川環境整備について

(1) 住用町市集落周辺の碎石現場からの土砂流出の県が示した緊急措置命令の履行について

(2) 住用河川改修工事の進捗状況と課題について

3 子育て支援事業について

(1) 地域型保育事業について

(2) ファミリーサポートセンター事業について

(3) 幼稚園一時預かり事業について

4 防災について

(1) 防災避難箇所の点検と整備について

(2) 空き家対策の現状と方向性について

5 高齢者の生きがいくりにについて

(1) シルバーセンターの現状と雇用の拡充について

(2) グランドゴルフ入場料の軽減について

◎日本共産党 崎田 信正

1 まちづくりについて

(1) 末広港土地区画整理事業について

① 総事業費 98 億円の予算内で収まるのか。

② 新しい建物が建ち始めているが, 「奄美らしさ」はどのように表現されるのか。

③ マリントウン計画による土地利用との関連, 中心商店街との一体化は考えているのか。

(2) 商店版リフォーム制度が必要ではないか。

- (3) 小宿区画整理事業の合意形成を断念した理由は。
- (4) タラソ「奄美の竜宮」について
 - ① 開設して9年目を迎えるが、今後の見通しは。
 - ② これまで市の財源はいくら投入されたか。
- 2 社会保障制度について
 - (1) 国保制度について
 - ① 「国保」は助け合いの制度と表現しているが、その意味はなにか
 - ② 減免制度の活用状況と実績は。拡充が必要では。
 - ③ 国保法第44条の一部負担金減免制度活用実績は。
 - ④ 2015年からの国に国保への財政支援1700億円が投入されているが、奄美市への配分はいくらか
 - (2) 介護保険制度について
 - ① 介護保険の理念は。
 - ② 総合事業移行にむけての現状と課題は。
 - ③ 安倍政権は、「介護離職0」を掲げているが、事業所や介護職員の実態は把握されているか

◎無所属 戸内 恭次

- 1 農業に関して
 - (1) 害虫被害について
 - (2) 地場産加工品の輸送費補助について
- 2 観光業について
 - (1) 奄美～成田間の航路継続と補助金について
 - (2) 低運賃へむけた「奄振」の利用状況について
 - (3) LCCの路線拡大について
 - ① 関西路線について
 - ② 中部路線について
 - ③ 沖縄路線について
- 3 まちづくりに関して
 - (1) 小宿地区・区画整理事業について
 - (2) 中心商店街区画整理事業について
 - (3) 港湾埋立について
- 4 市民生活に関して
 - (1) 金久中学校円形校舎跡地利用について
 - (2) ゴミ袋作成について
 - (3) 平松町のコミュニティーセンターの建設について

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 市長の政治姿勢について

- (1) 小宿地区・区画整理事業について
- (2) 地権者の同意と進捗率について
- (3) 計画変更等は考えられるか
- 2 大浜海浜公園について
 - (1) リニューアル計画について
 - (2) 小浜遊歩道整備について
 - (3) 公園内の高倉補修について
 - ① 海水浴場の砂利について
- 3 本場奄美大島紬協同組合について
 - (1) 紬協同組合から取得した朝戸の土地について
 - (2) 販路開拓貸付事業について
 - (3) 本場奄美大島紬再生支援事業について
 - ① 本場奄美大島紬販売協同組合について
- 4 クリーンセンターについて
 - (1) 最終処分場について

12月10日（木）

◎日本共産党 三島 照

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 市長が自衛隊配備を受け入れた経過について
 - (2) 市長は議会答弁で十分な情報を持ち合わせていないから、市民・議会への説明が出来る状況になると答弁しているが、いつ説明をするのか。
 - (3) 今も民意は反映されていると思っているのか。
- 2 土木行政について
 - (1) 末広・港土地区画整理事業について
 - ① 現状と課題について
 - ② 末広町7番16（8-15）の所有権が奄美市となった経過について説明を。
 - (2) まちづくり奄美公社が設立されたが、現状と課題は。
 - (3) 公有水面埋立て事業について
 - ① 現状と課題は。
 - ② 分譲計画はどうなっているか。

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 ミカンコミバエ被害の生産者対応について
 - (1) 市として、どのような補償が望ましいと考えているか。
 - ① 生産者の範囲
 - ② 補償の具体的内容
 - (2) 直近の収穫期以外の果樹生産者への対応策はどのように考えているか。

- (3) 根絶までの想定時期は。
 - (4) 専用相談窓口を設置する予定はあるか。
 - (5) 今後の再発防止策について市としてどのように考えているか。
- 2 奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について
- (1) 地域包括ケアシステムについて
 - ① 予防給付（訪問・通所介護）の移行，多様化はどのように進めているか。
 - (2) 医療と介護の連携推進について
 - ① 第6期から新規で取り組む項目の進捗状況は。
 - (3) 生活支援・介護予防の充実と生きがいづくりについて
 - ① 第6期から新規で取り組む項目の進捗状況は。
 - (4) 認知症支援のしくみづくりについて
 - ① 第6期から新規で取り組む項目の進捗状況は。
 - ② 直近の認知症サポーター及びキャラバンメイトの数は。
 - ③ 今年度の認知症サポーター養成講座の開催回数は，また今後の予定は。
 - ④ 認知症カフェの現状と課題は。
 - (5) 高齢者が安心できる住環境の充実について
 - ① 新規施設等立ち上げの計画の有無は。
- 3 市職員のメンタルヘルスケアについて
- (1) 安全衛生委員会について
 - ① 年度の開催回数は。
 - ② 委員の参加人数及び構成は。
 - (2) 委員会の議題の中でメンタルヘルスについての議題の有無と内容は。
 - (3) メンタルヘルス調査等で精神的負担が重いのではと判定された職員がいた場合の対応は。
 - (4) 今後外部にメンタルヘルスケアを委託する計画等はあるか。

◎公明党 大迫 勝史

- 1 ミカンコミバエ問題について
- (1) 流通・小売業者に対する補償問題について
 - ① 当局はどのような認識をもって臨むのか。
 - ② ポンカン等はすでに店頭販売されている事についての対応を伺う。
 - ③ 流通業界の損失額はどの程度予想しているか。
 - ④ 根絶まで長期(数年)にわたる場合の対応と終息後の防疫体制を伺う。
- 2 防災行政について
- (1) 11/19は国連が定める「世界トイレの日」である。大規模災害時に於けるトイレ対策について
 - ① 本市で用意できる仮設トイレの数はどの程度か。
 - ② 本市の下水道の耐震状況を伺う。
 - ③ マンホールトイレに対する認識を伺う。
 - ④ 携帯トイレ・簡易トイレの備蓄はあるか伺う。

⑤ 「災害時トイレ管理士」の養成は考えられるか。

⑥ 庁舎内の障がい者用トイレをシャワートイレにできないか。【福祉部】

3 人口減対策・子育て支援

(1) 奄美大島総合戦略推進本部のアンケートでは8割の住民が島内居住継続希望であり、子育て世代の多く(63.9%)が医療費助成の拡充を行政に期待していることについて

① 現行の就学までの助成を義務教育終了時まで拡大すると、どの程度の財源が必要になるか伺う。

② 市税としてのタバコ税への依存度を財政当局に伺いたい。

③ (義務教育終了時までの)小児医療費助成の財源にタバコ税を充てる考えはどうか。

4 観光行政について

(1) 「奄美群島特例通訳案内士制度」について現状の取組みと計画を伺う。

(2) 「フィルムコミッション」活動について

① 映画ロケがある場合、行政の対応を伺う。

② 現在、市民ボランティアが「フィルムコミッション」の役割を果たしていると思うが常設団体として支援が可能か。

③ 「地域おこし協力隊」として事業を起こせないか。

(3) 「奄美ナンバー」普及について

① 6月議会定例会にて「奄美ナンバー」に切り替える特典として「JAL株主優待券」の抽選等が考えられるとの答弁があったがその後検討されたか。

◎自民新風会 多田 義一

1 スポーツ振興について

(1) 鹿児島ユナイテッドの試合がありましたが経済効果を含めどのように考えるか。

(2) 三儀山陸上競技場の整備について最終決定はどこがするのか。

(3) サッカーのグラウンド整備の計画は。

2 情報通信の環境整備について

(1) 笠利における情報通信の環境整備について

(2) 工業高校跡地利用の成果と管理体制は。

(3) 企業誘致は今後どのように考えているのか。

3 子育て支援について

(1) 待機児童解消に向けて進展は。

(2) 子どもの悩み相談はどのように対応しているのか。

4 観光振興について

(1) 受入体制について

(2) 戦略的プロモーションについて

(3) 働く場支援について

第 4 回 定 例 会
平成 27 年 12 月 7 日
(第 1 日 目)

12月7日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	市川 哲義 君
笠利総合支所長 事務所長	元多 政重 君	総務課長	奥田 敏文 君
企画調整課長	三原 裕樹 君	財政課長	前田 和男 君
市民部長	則 敏 光 君	税務課長	柴 一 夫 君
保健福祉部長	泉 賢一郎 君	福祉事務所長	中元 幸立 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	商水情報課長	久保 信正 君
農政部長	奥 正 幸 君	農林振興課長	大海 昌平 君
建設部長	砂守 久義 君	建築住宅課長	中 秀 喜 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	水道課参事	山下 一弘 君

12月7日(1日目)

教育委員会
事務局 長

森山 直樹 君

教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監

保浦 正博 君

文化財課長 川口 満 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 元 優 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱

上原 公也 君

議事係長 前田 賢一郎 君

議事係主査 麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、平成27年第4回奄美市議会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

まず、去る第3回定例会において可決されました子ども医療費無料化に関する意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

また、同じく第3回定例会において採択された請願、陳情のうち市長に送付した請願第3号、陳情第10号、陳情第13号及び平成24年陳情第5号に関わる処理経過及び結果の報告がありました。

以上、諸般の報告を終わります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、林山克巳君、元野景一君、師玉敏代君の3名を指名いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付の議事日程表のとおり、本日から12月24日までの18日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月24日までの18日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3、議案第79号から議案第104号までの26件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第79号から議案第104号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な内容を申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費においてマイナンバー制度開始に伴う情報セキュリティ対策経費として情報化推進費3,180万4,000円を計上するほか、本庁舎建設に伴い解体される名瀬公民館の仮設整備費用として庁舎建設事業費1,328万6,000円を追加計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において介護給付等事業費を8,004万2,000円追加計上するほか、生活保護費において過年度分国庫支出金超過受入返還金1億2,751万9,000円などが主な内容でございます。

農林水産業費につきましては、農業費においてミカンコミバエ防除対策経費及び被害補償費として合わせて1億6,085万6,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、森と水のまち住用観光プロジェクト事業及び歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業に要する費用4,520万円を追加計上するとともに、地方創生に係る観光マネジメント構築経費として奄美大島観光物産協会負担金1,930万円を計上いたしております。

土木費につきましては、道路橋りょう費及び都市計画費において国の予算内示に伴う事業費の変更を行うものでございます。

教育費につきましては、小学校費及び中学校費において学校施設の維持補修に要する経費などを追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

市税につきましては、今年度の見込額に対する所要額を計上いたしております。

その他、歳出に要する財源として国庫支出金1億7,615万9,000円、県支出金8,823万7,000円、繰越金4,903万7,000円、市債5,090万円などを計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で6億3,463万2,000円を追加することにより、平成27年度奄美市一般会計予算の総額は316億9,725万6,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正につきましては、平成28年度以降の指定管理料について追加するものであり、また第3表、地方債補正につきましては、事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第80号 平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費及び保健事業費におきまして人件費の所要額をそれぞれ計上するとともに、旅費及び通信運搬費を追加計上いたしております。保険給付費におきましては、高額療養費の支給増加が見込まれるため、所要額を増額計上いたしております。また、共同事業拠出金を増額計上し、諸支出金におきまして過年度分の国庫及び県負担金返還金を追加計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金及び県支出金におきまして、高額療養費の増加に伴う国・県の負担金及び補助金相当額を増額計上いたしております。共同事業交付金におきましては、鹿児島県国民健康保険団体連合会が行う共同事業の交付金増加見込み分を増額計上いたしております。また、繰入金におきまして、財政安定化支援事業繰入金及び人件費繰入金をそれぞれ増額計上し、諸収入におきまして延滞金収入の増加見込額を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2億257万円の増額となり、平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算の総額は82億3,784万2,000円となります。

議案第81号 平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費及び委託料を増額計上いたしております。医業費におきましては、需用費の修繕料を増額計上いたしております。

歳入につきましては、総務費及び医業費の増額に伴い、診療収入及び繰越金をそれぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ567万円の増額となり、平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億5,913万5,000円となります。

議案第82号 平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費を減額計上いたしております。また、地域支援事業費におきましては、人件費、報償費及び委託料を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして歳出の人件費及び報償費の補正に係る相当額を計上するほか、いきいき配食サービス事業の利用者自己負担分を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ75万9,000円の増額となり、平成27年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は49億2,627万8,000円となります。

次に、議案第83号 平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、まず総務費の一般管理費におきまして、消費税確定により公課費を増額計上いたしております。事業費の維持管理費におきましては、終末処理場及びポンプ場の高熱水費として需用費を増額計上し、契約額確定に伴い委託料を減額計上いたしております。建設費の特定環境保全公共下水道建設費におきましては、事業費確定により工事請負費を増額計上いたしております。公債費におきましては、利率変更等に伴い元金を増額し、利子を減額計上いたしております。

歳入につきましては、過年度剰余金の確定に伴い繰越金を事業費の増額により国庫補助金及び市債をそれぞれ増額計上するとともに、人件費及び公課費の減少に伴い繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ7,253万5,000円の増額となり、平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は21億2,720万2,000円となります。

次に、議案第84号 平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、まず、総務費におきまして人件費を減額計上いたしております。事業費の維持管理費におきましては、契約額確定に伴い委託料を減額計上いたしております。建設費におきましては、事業費確定により委託料を減額計上するとともに、工事請負費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、前年度剰余金の確定に伴い繰越金を、事業費の増加に伴い県支出金及び市債をそれぞれ増額計上するとともに、人件費及び維持管理費の減額に伴い繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ1,719万2,000円の増額となり、平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は3億4,550万2,000円となります。

議案第85号 名瀬市・大島郡住用村及び同郡笠利町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定につきましては、今年度末となっている地域自治区の設置期間を5年間延長するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第86号 奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供等について、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第87号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年9月30日付けで地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、マイナンバー制度における法人番号に係る記載が改められたことに伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第88号 奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、奄美市農業委員会の委員の定数及び新設された農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第89号 奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定についてから、議案第98号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定についてまでの10件につきましては、当該各公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第99号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の一部変更につきましては、鹿児島県市町村事務組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴い、同組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第100号 新たに生じた土地の確認について及び議案第101号 町の区域変更につきましては、鹿児島県が施行しております名瀬港本港地区の埋立工事の一部が竣工しましたので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、併せまして名瀬矢之脇町に編入するため町の区域を変更しようとするものでございます。

議案第102号 奄美市市町村建設計画の変更につきましては、合併特例債を発行できる期間が5年間延長されたことに伴い、引き続き合併特例債を活用するため、所要の変更をしようとするものでございます。

議案第103号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第104号 土地の取得につきましては、本場奄美大島紬協同組合が所有する朝戸集落内における土地の取得について、地方自治法第96条第1項及び第8号及び奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第79号から議案第104号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決してくださいませようお願いいたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、議案第105号 監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法117条の規定により、与 勝広君の退席を求めます。

（与 勝広君退席）

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第105号の提案理由を御説明いたします。

議案第105号 監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任される本市監査委員に与 勝広氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、これに同意することに決しました。

与 勝広君の着席を求めます。

（与 勝広君着席）

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
明日8日午前9時30分本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。（午前9時53分）

第 4 回 定 例 会
平成 27 年 12 月 8 日
(第 2 日 目)

12月8日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	市川 哲義 君
笠利総合支所 事務所長	元多 政重 君	総務課長	奥田 敏文 君
企画調整課長	三原 裕樹 君	財政課長	前田 和男 君
企画調整課参事 兼検査指導室長	有村 純一 君	総務部参事 (消防長)	小松 和行 君
庁舎建設推進室長	竹元 康晴 君	市民部長	則 敏光 君
税務課長	柴 一 夫 君	市民協働推進課長	金森 広子 君
環境対策課長	伊東 義久 君	市民福祉課長	田中 義人 君
保健福祉部長	泉 賢一郎 君	健康増進課長	大郷 哲也 君
保護課長	日高 信一 君	いきいき健康課長	東 浩一 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	紬観光課参事	山田 明 君

12月8日(2日目)

農政部長	奥正幸君	農林振興課長	大海昌平君
地域農政課長	新納一一君	建設部長	砂守久義君
都市整備課長	本山末男君	産業建設課長	福長敏文君
上下水道部長	上島宏夫君	下水道課長	市田利郎君
水道課長	佳元保輔君	水道課参事	林茂穂君
水道課参事	山下一弘君	教育委員会 事務局 会長	森山直樹君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦正博君	生涯学習課長	上野和夫君
地域教育課長	中村博光君	農業委員会 会長	前山重一郎君
農業委員会 事務局 局長	川内進君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	元優君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上原公也君
議事係長	前田賢一郎君	議事係主査	麓浩登志君

議長（竹山耕平君） ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。



議長（竹山耕平君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭をお願いいたします。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

まずもって、去る10月25日に行われました市議会議員選挙におきまして、3期目の議席を得させていただきましたことに対し、市民の皆様から感謝申し上げます。大変ありがとうございました。政治信条である努力した人が報われ、評価される社会に、安全で安心して働き続けられる職場、地域を実現することを目標として、更に市民の声を大切に市民目線で活動をしてまいりますので、今後とも一層の御支持、御支援をよろしくお願いを申し上げます。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。2014年5月、全国896自治体を消滅可能性都市とする増田レポートが発端となり、安倍政権は人口減少とそれに伴う地域力の低下という深刻な課題を解決すべく、地方創生を最重要課題とし、50年後に人口1億人程度を維持することを目指し、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること、国民の地方移住や結婚、出産、子育てといった希望を実現するとしています。奄美市は人口減少と地域経済縮小の克服に向けた取組みとして、地方版人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を奄美大島5市町村で進めています。最終的には各市町村の総合戦略を策定するとされています。奄美市の総合戦略はしあわせの島へ、攻めの総合戦略と名付けています。基本的な考え方の中でしあわせの島を一定程度の人口維持できる島と指定しています。具体的には、奄美大島は人口ビジョンの将来目標人口5万2,600人に従い、奄美市として地元雇用の創出による抑制を年間78名、移住促進による目標転入を年間52名とし、その実現に向け、目指すべき四つの姿勢を示していますが、各市町村における将来目標人口等は示されず、各市町村の努力目標を示すだけでは、計画実行や実行後における総括などの責任体制が曖昧になるのではと危惧をされます。本総合戦略の策定にあたっては、奄美市総合計画を基軸として奄美群島成長戦略ビジョンや奄美群島振興計画等とも連動させることで、更なる地域活性化につなげるようになっていきます。しかし、今年度で前期5か年計画終了する奄美市総合計画では将来目標人口2020年、平成32年に5万人としており、一定程度の人口を維持することだけでなく、明らかに人口を増やす施策であると考えられます。これまでの総合計画は人口増加に伴う予算や施策の拡大を前提とし、それを計画の目標としてきましたが、今後は人口減少や少子高齢化の進行に直面し、もはやこれまでのような歳入の伸びは見込めないばかりか、普通交付税の合併算定替特例期間が終了し、平成28年度からは5年間段階的に削減され、一段と厳しくなることが予想されます。歳出面でも高齢者や障がい者福祉、特に扶助費の激増や公共施設の補修、更新への対応が求められる環境となってきており、発想の転換が必要となってきているのではないかと思います。そこで、本市の総合戦略と総合計画の人口の考え方は相反する施策だと考えますが、どのように二つの施策を整合性を図っていくのか、市長のお考えをお示してください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速副議員の御質問に答弁させていただきます。奄美大島人口ビジョンにつきましては、本年11月10日、奄美大島総合戦略推進本部において、奄美大島全体の2060年、平成72年になりますが、将来人口の目標を5万2,600人、2010年、平成22年国勢調査ベース人口6万5,762名の約8割程度とすることを決定したところであります。また、人口ビジョンの将来目標人口を達成するための5か年計画として、奄美大島総合戦略と奄美市総合戦略の策定作業を現在進めているところであります。一方、奄美市総合計画における2020年の目標人口5万人につきましては、他市町村からの通勤、通学者など、昼間の流入人口を含めた人口となっておりますから、人口ビジョンの目標とは整合性が分かりづらい部分もあろうかと思えます。総合計画の目標人口設定にあたりましては、本市が夜間の住環境だけでなく、昼間の就業、教育、医療等の都市機能サービスを併せ持つ、郡都としての役割を担う自治体であるということが背景にございます。併せまして、昼間人口は奄美大島全体を一つの生活圈域、経済圏域と捉えた際の人と経済の流れを示す手法であるとも言えます。今回の地方創生に向けた取組みにおいても、奄美大島全体の産業振興を大きな柱と位置付けておりますことから、この点で総合計画と総合戦略の整合性を図るとともに、本市だけでなく、奄美大島全体で一定程度の人口を維持することによって、本市の昼間人口を確保することが期待できるところであります。本市の羅針盤であります総合計画と、現在策定作業を進めております奄美市総合戦略、奄美大島総合戦略、更には奄美群島成長戦略ビジョンを重層的に捉えて、今後も取り組んでまいりますので、議員の御理解をお願いいたします。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。昼間流入人口と都市機能を持つということで、それぞれの時間帯に奄美市に入ってくる数を合わせれば5万人にしたいということですが、今、平成27年度の10月31日現在ですと、名瀬が3万7,000、住用が1,300、笠利が5,800ということで、6,000人余り、そして年間には700名ぐらい減っているという実態から考えると、やはりこれはしっかりと、この成長戦略ビジョンも含めてですね、人口は減っていくということを認めて、そういった中で最終的には、減ったときには生活の質、住環境がよくなるというような施策が必要ではないかというふうに思いますが、次に総合戦略の将来像についてお伺いをいたしたいと思えます。人口減少の歯止め策はありますけれども、人口の減少後に対する将来像が見えていないような気がいたします。このことに対する具体的施策はどのようになっているのか、例えば人口目標を達成時には、先ほど申し上げたとおり、住民の生活の質がこのようになるとか、そのためにはこのような施策を実行しますとかいうような目標の設定も必要じゃないかというふうに考えますが、併せてお伺いをいたします。

企画調整課長（三原裕樹君） おはようございます。総合戦略につきましては、先ほども答弁がございましたが、現在策定作業を進めている最中でありまして。今後、議員の皆様との意見交換や民間有識者を含めた総合戦略会議の議論を経て、年内の策定目標としていただいております。総合戦略の現在の構成につきましては、奄美大島がしあわせの島となることを最終的な目的と位置付け、一つ目に経済的に自立した島。二つ目に子育てに適した島。三つ目にみんなが知恵を出し、実行する島。四つ目に豊かな自然と伝統を守る島。この四つの基本目標を掲げております。これら四つの基本目標にはそれぞれ観光における戦略的プロモーションや働く場支援といった施策の基本的方向と重要業績評価指標、KPIと言われますが、その数値目標を設定するほか、しあわせの島の達成度を測る指標といたしまして、住民アンケートに基づく奄美幸福度指数を設定する予定としております。議員御質問の趣旨はより具体的な将来像を文言として盛り込めないかということと存じますが、先ほど申し上げました議員の皆様との意

見交換や、民間有識者の御意見などを賜りながら、御提言いただき、いただきましたことも踏まえまして、総合戦略策定に向けて検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。それで、先ほどのこの昼間流入人口というのを、具体的に近い数字でいいんですけども、どれぐらいあるのか。もしお分かりになったらお示しいただけますか。

企画調整課長（三原裕樹君） 最近の国勢調査での件数ですが、360前後の昼間人口となっております。差し引きですね。流入と流出差し引きが360名程度となっております。

15番（関 誠之君） はい。昼間流入人口で360名程度ということ、今出ましたけれども、700数10名、年間人口は減少しているということ、先ほど言いました、この、今現在4万4,000だということで、本当に5万人なるのかなど。なぜ、こういうことを言いますかと言うと、先ほど申し上げたとおり、前段で、これから歳入が本当に増えるということはないだろうというふうに思いますので、やはりそういったこの縮小していく時代には縮小していくの計画をしっかりと立てて、そしてその、いわゆる下げ止まりになったときに、本当に市民がそこに住んでよかったよね、先ほど言った住環境がよくなり、生活の質がよくなる、そういった総合計画を是非作っていただきたいということを要望して、次の質問に入りたいと思います。

次に、平成26年度決算審議を反映した、平成28年度の予算編成について質問をいたします。決算は1会計年度の予算執行の結果を示すものでありますけれども、単に過去の実績を示すにとどまっている意味がないと考えます。その結果を予算に反映させることで、より経済的、効率的、効果的な税金の使われ方ができるものだと言われております。今年度のように、決算は早く認定を受け公表ができれば、補正予算を通じて翌年の予算に反映することも可能では、だったのではないかというふうに思いますが、そこでお尋ねをいたします。平成26年度決算審議は平成28年度の予算編成にどのように生かされているのかお答えをください。

財政課長（前田和男君） おはようございます。それでは御質問にお答えさせていただきます。平成28年度当初予算編成におきましては、各決算指標等の分析を踏まえまして予算編成、方針を通知いたしております。また、この予算編成に先立ち、各事業担当課から要望が出された計画について、個々の事業の成果や評価、更に決算審議を踏まえランク付けを行った実施計画を作成しております。この実施計画に基づきまして、予算編成を進めることといたしておりますので、決算審議の内容については、予算編成の中でも十分生かされているものと認識いたしております。また、併せて現在、本市総合計画の前期基本計画の検証作業を行っているところでございます。平成23年度からの5か年間の前期基本計画においても、基本施策や施策の方向、数値目標の達成状況などの検証内容につきまして、平成28年度の予算編成に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

15番（関 誠之君） はい、端的な回答ありがとうございます。決算が、ややもすれば決算が終わったらもうそれで終わりかというような傾向がなきにしもあらずでありますから、やはり決算というのはしっかりと、先ほど財政のほうからもありましたとおり、この財政指標のきっちり分析をされておるわけですから、そういったことを、例えば経常収支比率が高いとすれば、じゃそのことに対して予算の中でどういう形でこれを落としていく方法があるのかなのか、そういった視点で予算の査定をやるということも大事だというふうに思っておりますので、是非先ほどの実施計画のランク付け、そして資料等の分析、しっかりとお願いを申し上げたいと思います。

少し話は逸れますけれども、去る10月22日、市議会選挙遊説中に私の携帯にメールが入りまして、市長には市民の素朴な、率直な意見としてお聞きをしてほしいんですけども、内容は市長の米国出張をどう思いますか。カリフォルニアの奄美会40周年に行く必要がありますかという事がありますが、私もアジア研究会というところに所属をし、海外に何度か行って視野や見識を広げさせていただいております。そういうことからすれば、市長が自ら判断して海外に行くことについては異論を唱えることは全くありません。しかし、公費で海外出張は記者会見をして、目的、その成果予想、帰国後の施策の反映など市民に事前の公表すべきではないかというふうに考えておりますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。今年度の、また海外出張の概要、ドイツとアメリカに行っているようですけども、それとあとの質問とも関係ありますが、市長は年間、どれぐらい出張しておられるのか。私も一議員、党の代表でありますけども、年間に51・2回は飛行機に乗っているような計算になっておりますので、それから見ると大変多忙を極めておるということは重々承知をしておりますが、先ほど申し上げたとおり、市民からの素朴な疑問として出てきておりますので、市長に見解をお願いをしたいと思っております。

市長（朝山 毅君） 議員の御質問にお答えいたします。昨年、11月にドイツに行つてまいりました。目的は鹿児島県商工会連合会が主催いたします、奄美黒糖焼酎の祭典ということでありました。県のほうから、県知事、県議会議長が行かれており、もちろん商工会の幹部の方々も行かれております。その際、黒糖焼酎を外国に、欧米に販売を広げるということでありまして、県のほうからも要請がありましたので、私と奄美から町村会長の久保伊仙町長が同行してまいりました。その際に、日本大使館においておもてなしを受け、奄美の実情、とりわけ鹿児島県の実情について伊藤知事がお話になり、鹿児島県は黒という名が、冠に出てくると。黒牛、黒豚、黒糖などなど含めて、今、鹿児島黒毛牛、そして黒豚、そして奄美の黒糖、これらは鹿児島県を代表する特産品であるというふうな中で、大使館で食事会、またレセプションをいただき、黒糖焼酎の試飲をドイツの人々にしていただきましたが、非常に好評でございました。我々の日常生活における黒糖焼酎をお湯割りや水割りで飲むという習慣はないようで、それこそ25度、30度をストレートに飲んでおられて、やはり非常にこう好評であり、また黒毛牛、豚についてもそれぞれ好評であったということで、大変有意義な視察旅行でありましたし、鹿児島県をPRし、また奄美をPRする絶好の機会を得ました。これも国の事業導入により、鹿児島県商工連合会、連合会が主催する行事でありましたので、私も行ってまいったところであります。

今年の10月にアメリカに、ロサンゼルスに行つてまいりました。ロサンゼルス奄美会40周年という記念式典でありますので、あちらの奄美会の会長であります西元さんがわざわざ御来島いただいて、奄美市はもとより広域事務組合にお越しいただき、是非ともこのお祝いをしていただだけませんかという御案内でございました。その際、他の町村長にもお声掛けをいたしました。各種行事や諸々の所用でいけませんということで、私と伊集院大和村村長が町村会の副会長として行ってまいりました。私がどうしても国文祭とかいろんな各種行事の多い中で、敢えて行かしていただきましたのは、5年前の奄美における大災害の際にわざわざ西元奄美会の会長が御来島いただき、御来庁いただいて、義援金をいただきました。その際、ロサンゼルス宮崎県人会、そして鹿児島県人会からも同様の御厚志をいただきました。そのお礼も申し上げる機会が失っておりましたので、そのことも含めて、是非40年の記念式典に来ていただきたいと。奄美の実情をお話していただきたいというふうなことでもありました。その際においても、ロサンゼルスの日本領事館にお招きをいただきまして、約10名ほど、ロサンゼルス奄美会の幹部の皆さんと、私、伊集院村村長含めて歓談の機会を得させていただきました。また領事館は鹿児島県の御出身の方でありましたので、いろんな意味で交流ができたと思います。総会には約300人ほどの皆さんが御来場いただきまして、奄美の島唄、そして大島紬ショーなどなど含めて、奄美のPRができたと思っております。そのように、あの遠いアメリカの地においても、奄美の出身者が事業を起し、また役所勤めをし、ドクターをしながら、やはり奄美に対する郷里の思いを一にしながら、大変なエネルギー

を感じ、またありがたく皆さんと交流ができたと思っております。そのことに対する報告の場がなかったと言え、まさにそのとおりかもしれませんが、何らかの機会でそのような公務出張した際の責任の所在、公務における報告の機会は何らかの形でもっていきたいと思っております。以上です。

総務課長（奥田敏文君） 全体的な市長出張について御説明を申し上げます。市長出張につきましては、奄美市を代表する立場で地元での公務、出張の要件、それぞれ内容を勘案の上、判断し対応いたしております。特に海外出張につきましては、先ほど市長から説明があったとおり、日数も費用も要することになりますので、出張の要件、庁内全体における公務の動向などを十分に確認、調整した上で対応いたしております。市長の出席がどうしても必要な出張であっても、地元を離れることができない場合には副市長等が代理出席しており、また出張により市長が不在になる場合には、副市長、教育長、更には各担当部長がしっかりとその代役を務めるべく体制を整えて対応しております。また、市長出張を含む市長の動静に関しましては、広く市民へ周知する観点から、事前に週ごとの予定をマスコミへもお知らせをしているところであり、一部の地元新聞には毎日掲載いただいているところでございます。記念行事や市民参加のイベント等につきましても、広告や記事として新聞に掲載し、また年間を通した市の各種行事につきましても、市のホームページ等でお知らせをしております。いずれにしましても、市長出張は奄美市市長としての市長会や各種会合への出席、また奄美群島広域事務組合の管理者としての奄美群島を代表した国への要請活動や折衝、更には全国に組織されている奄美会等へのつながりや全国各地でのトップセールスによるPR活動など、多岐にわたる活動が基本になりますので、御理解を賜りたいと思っております。

15番（関 誠之君） 丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。私は海外出張というのは、やはり市民もそう行けることじゃないんで、やはり市長が記者会見等してですね、今言ったようなことをしっかり伝えていけば、その成果もまた倍になるんじゃないかなという思いから質問させていただきました。

大変時間を取りましたので、次の質問に移らさせていただきますが、提案として旅費の内訳をですね、国内、国外分けてやれば、私も知りませんでしたし、ドイツ行ったときもアメリカ行ったときも、市長がそこに行っているということは知りませんでしたので、そういうことのないようにですね、やったほうが好ましいんじゃないかということ提言をしておきたいと思っております。

それでは、予算編成についての、あと二つほど、いわゆる財務4表、貸借対照表とか行政コスト計算表、支出収支計算書、純資産変動計算書、これはいわゆる発生主義による企業会計で実際の職員にもコスト意識を持ってもらおうという意味で、総務省が進めてきたんですけども、このことの市民への公表はどうなっているのか、またこれがどのように作られて、生かされているのかという点が1点、そして総務省が統一的な基準による地方会計マニュアル、これ予算編成時に活用するというところで今年からですか、3年間かかって作っていきこうということでもありますけども、その辺の取組みはどうなっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

財政課長（前田和男君） ただいま、ご質問のありました財務4表です。国から示されました新公会計制度による財務4表については、平成20年度決算から作成し、ホームページで公表いたしております。公表している内容につきましては、決算統計情報等の既存データをもとに、普通会計及び連結会計の二つに分けて、それぞれ財務諸表を公表いたしております。連結会計の対象となりますのは、普通会計に加え特別会計、企業会計、更に本市が構成団体となっております一部事務組合、本市が出資しております第3セクター、社会福祉法人等、計27の会計が対象となっております。この財務諸表の内容につきましては、議員の御質問の中にもありましたが、資産、負債、純資産を総括的に対象表示いたしました貸借対照表、行政サービスにかかる経費と対価として得られた財源を対比させた行政コスト計算書、純資

産の1年間の変動を示す純資産変動計算書、歳計現金の1年間の出し入れを示す資金収支計算書の4表で構成されております。この4表の活用につきましては、年度間の純資産等の増減を踏まえることで、財政運営の効率化及び適正化を目指した予算編成に反映させていきたいと考えております。

また、29年度までに整備するとされている統一的な基準による地方会計マニュアルでございしますが、これらの、中身としましては、質問の中にありました発生主義、複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、自治体におけるモデルの統一化、これらが進むことで他自治体との比較が容易になるということで、国のほうで進めております。このことを踏まえまして、現在統一基準整備の前提をなる固定資産台帳の整備に取り組んでいるところです。統一的な基準による財務諸表が整備されることで、将来的には事業別、施策別の分析も可能になると考えておりますので、予算編成等への活用が見込まれると思っております。以上です。

15番（関 誠之君） はい、よく理解をいたしました。それで、財政関係の財政改革が平成22年度から26年度まで作られておりましたけれども、是非この続きをですね、作って、しっかりと示していただきたいということを要望をしておきたいと思っております。

次に、自衛隊のミサイル部隊の配置について質問をいたします。2016年度の防衛省概算要求が過去最大の概算要求と、総額5兆911億円、その中で中期防衛計画が14年度から18年度に進められておりますが、そういう中に、この南西諸島初動防衛ということで、南西警備部隊、2015年の予算、32億円でありましたけど、執行状況をどのように把握しているかということについて、お答えをいただきたいと思っております。

総務課長（奥田敏文君） 防衛省において、奄美大島への警備部隊配備にかかる平成27年度予算は、瀬戸内町への部隊配備を含め約32億円を計上していると承知しております。九州防衛局によりますと、今年度予算において駐屯地の施設整備にかかる事業、駐屯地の用地取得にかかる事業、宿舎整備にかかる事業を進めていると伺っております。現時点の状況でございますけれども、駐屯地の施設整備にかかる事業につきましては、駐屯地配備場所の測量調査及び土質調査、環境調査並びに施設整備にかかる基本設計業務について、既に着手しているということでございます。用地取得にかかる事業は用地取得にかかる測量調査及び現有建物等調査について着手済みとのことであり、今後不動産鑑定評価業務を行ったあと、今年度から来年度にかけて土地売買契約、建物等補償契約にかかる手続きを実施する予定とのことでございます。なお、宿舎整備にかかる事業についてですが、現時点において宿舎の配置場所が決定していないことから、配置場所が決定次第、速やかに事業に着手できるよう、鋭意準備していると伺っております。

15番（関 誠之君） はい。防衛省は淡々と計画を推し進めているようですけども、そういった中で、先ほど言いました南西諸島が軍事基地化されようとしております。地元の8月8日付の新聞に、離島対策として新型輸送オスプレイの12機分、1,321億円が概算要求をされておるということでありますから、離島対策と言いますと、少なくとも与那国・宮古・石垣・奄美、これしかないわけでありまして、12機、防衛省は、この駐機所をどこにするかということになると思います。そういった中で、防衛省のこの概算要求について市長はどういうふうにお考えなのかということが1点と、先ほど来のおり、着々と進められているということでは、住民の説明会、平成28年度の実施設計を受けて開催したいというふうな市長の意向ですけれども、それでは住民の意見が反映できないのではと。もっと早くすべきではないか。この時期では遅すぎると思うが見解をお聞かせいただきたいと思っております。

総務課長（奥田敏文君） 防衛省においては、中期防衛整備計画に基づき、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭に、迅速かつ大規模な輸送、展開能力の確保及び対処能力の向上を図るため、V22オスプレイ

を導入することを決定したものと承知しております。また、V22オスプレイは固定翼航空機のように早い巡航速度と長い航続距離を有しつつ、ヘリコプターのように高い離着陸性能を有しているため、各種災害にも十分な規模の人員を迅速に輸送展開することができるということです。災害の多いこの地域においては住民の安全・安心が確保できているものと考えております。なお、V22オスプレイの配備先につきましては、今年10月29日に防衛大臣が佐賀県知事等に対して、改めて佐賀空港への配備をお願いしていると承知しております。奄美市を含めた南西諸島へV22オスプレイを配備するようなことはないかと承知しております。

住民説明会のことまでお答えいたします。先の定例会等でもお答えいたしておりますが、国においても駐屯地の配備計画については、先ほど説明したとおり基本構想の段階だということ、詳細については今年度実施している基本設計業務、あるいは平成28年度の実実施設計を実施した上で明らかになるということでございます。住民説明会にあたっては十分な情報を持ち合わせていない中で実施したとしても、説明が不足するという点で、住民の皆様の誤解や混乱を招くことも懸念されておりますので、その点についてはご理解を賜りたいと思います。いずれにいたしましても、住民説明会の実施につきましては、国との協議を踏まえながら開催時期などを含めて、引き続き検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

15番（関 誠之君） はい。それではですね、非常に遅すぎるというのが私の思いですから、あとまた同僚議員が質問があると思いますので、先ほどの佐賀空港の件は、これは朝日の新聞でありますけれども、防衛省が佐賀県に要請していた米軍オスプレイの普天間飛行場からの移転を取り下げたということでもありますから、そういう意味で、この12機は先ほど地元の新聞にありまして、離島対策として新型輸送オスプレイの12機分、1,321億円ということでもありますから、時間がございませんのでその議論はいたしませんけれども、そういう私は認識をしているということをしつかりと認識していただきたいと思っております。

次に、学校給食センターの運営について質問をいたします。この問題は決算が終わって、今ごろと思うかもしれませんが、予算編成にかかわることであり、財務に関する基本的考え方でもありますので、質疑をさせていただきたいと思っております。笠利、学校給食センター施設管理業務委託料が平成25年決算に比較をして、平成26年度の決算が530万円高くなっていたわけです。この理由は私なりに分析をしますと、設計額が250万円高くなっておりまして、入札が99.2パーセント、その差額が310万円程度、それで500万円余りという増額の原因だというふうに思っておりますので、この件についてはこれが正しければ正しいというものでよろしいですからお答えをいただきたいと思っております。そこで、この平成25年度の新規契約において、設計額が、250万円増額になって、入札が前の入札、89.5パーセントだったのが、99.9パーセント、10パーセントも上昇しております。こういった委託業者の選定はどのようにしてなされておるのかというのが1点、それから、平成26年から31年間の5年間の長期契約ということで条例上、従ってやったと思っておりますが、これは債務行為は必要ないのかどうか、してあるのかどうか。この2点についてまずお答えをいただきたいと思っております。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、笠利学校給食センターの件についてお答えをいたします。ただいま、議員のほうからお話がありましたとおり、530万円ほど高くなっております。その理由は大きく分けて二つございます。一つ目は議員のほうがおっしゃいました設計単価の見直しによる上昇分、それともう一つは、これも議員のほうからお話がありましたとおり、1回目と2回目の落札率の差によるものでございます。

それから、選定の方法ということでございますが、選定につきましては一般競争入札ということで公募をしております。公募に際しましては、新聞、それからホームページ、それから市政だより等で公表をして募集をかけております。1回目の募集に関しては2社応募がございましたが、今回の公募に関し

ましては1社のみの参加ということでした。以上でございます。

15番（関 誠之君） はい、この5年間となっておりますが、債務負担行為されておりますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） この契約につきましては、長期継続契約ということで実施しております。

15番（関 誠之君） はい。いないということによろしいですね。

教育委員会事務局長（森山直樹君） はい、そういうことでございます。

15番（関 誠之君） 私、その条例の項目を見ておりませんからよく分かりませんが、財政にお聞きしますけれども、5年間、2,000何百万円でしたかね、の金がですね、5年間の長期契約にわたってすることにおいて、予算の担保というのが、その条例が分かりませんから、しないでいいということでもありますけれども、間違いありませんか。

財政課長（前田和男君） 今、教育委員会事務局長から答弁がございましたように、長期継続契約につきましては、債務負担行為については必要ないということで、庁内できちんと整備されております。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。庁内で整理をしておるということでもありますから、あともってちょっと勉強させていただきます。

次にですね、給食費が、いわゆる笠利学校給食センターの給食費、これ、私調べたところによりますと、学校給食費というのが時効が2年で、私法上の債権だというふうになっておりましたが、その場合においては、その私債権管理条例等を作ってしっかり歳入、歳出に入れるというようなこともしなきゃいけないというふうにあります。奄美市のほうでは20款の諸収入、5項の雑入に入れておりますけれども、この給食費がなぜこの雑入になるのか、何か根拠があればお示しいただけますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 給食費の賄材料費ということで考えております。このように給食費の賄材料費につきましては、市の給食センター自体の運営自体が、市の直営でありますし、市の事業でやっております。そういう関係で、費目としては雑入のほうで取り扱っているということでございます。

15番（関 誠之君） 前もお願いしたんですけれども、給食センターというのは地方自治法上は公の施設じゃないというふうに思いますので、公の施設でない給食センターで賄っている材料を、私のお金を支払うわけですから、それは例えば条例なり規則なりに規定をしてやるということになれば、歳入について、財政にお伺いしますけれども、規定なしに給食費だからセンターだからということで、歳入を認定をして、先ほど言った諸収入、雑入に入れるということについての見解があればお聞かせいただけますか。

財政課長（前田和男君） 基本的に、条例等で定めるものについては、使用料、手数料等で歳入を受けるということになっています。また、市のほうでそういう条例に基づかない歳入を受け入れられるかということであれば、当然それも受けられる歳入として扱えますので、そのような歳入については諸収入等で受け入れてやっているのが実際でございます。以上です。

15番（関 誠之君） はい。時間がありませんので、何らかの機会にじっくりと議論をいたしたいと思っています。

あと、給食センター、笠利の学校給食センター施設管理運営等が業務委託になっている。今、指定管理とかいろいろあるんですけども、この理由についてお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 笠利の学校給食センターの管理、運営につきましては、管理部門には市の職員を配置し、調理、それから配送部門を業務委託ということで行っております。給食センターは指定管理を行っている、例えば体育館ですとか、そういった施設のように一般住民が誰でも利用できるというような施設とは少し意味合いが違いますので、現在は一部業務委託という形で運営をしているところでございます。

15番（関 誠之君） どのような形態がいいのかよく分かりませんが、しっかりお互いで研究をしてみてくださいね、先ほど言ったとおり、我々が知らぬ間に2,300万円から400万円ぐらいのものが、530万円も一気に上がっているというようなことが、見受けられましたので、お互いしっかりとその辺はあらゆる方向でやっていかなきゃいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、学校給食センターの建設問題についてお伺いをいたします。保護者に対する説明会、その後の対応、そして1か所の給食センター4,000食を調理し配送する、この学校給食センターのリスクについての見解、今後の予算執行と建設計画の見通しについてお伺いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、お答えをいたします。まず、保護者からの御質問等のごとでございますが、9月議会でもお答えいたしましたけれども、御質問につきましては災害時の対応に関する事と、あるいは異物混入とか食中毒、そういった事故が起こったときの心配、それから給食費の問題、給食費と絡んで、給食の質の問題、それと地産地消を含めた食材調達に関する事、それから食育に関する事、こういったことが御意見でございました。この御意見につきましては、現在これを取りまとめを行っております、間もなく取りまとめが終了しますので、これについては保護者のほうに、また情報を提供したいというふうに考えております。

それから、学校給食センターの4,000食規模についてのリスクということでございますけれども、この調理規模数につきましては、県内他市の状況を見ましても、本市の計画と同規模、若しくはそれ以上の給食センターは実際に稼働をしております。そういったことから、私どもとしては4,000食、我々が計画をしている給食センターの稼働については問題はないというふうに考えております。また、リスクということでございますが、自校方式、センター方式問わず、リスクは存在いたします。従いまして私どもはこのリスクをいかに小さくするか、それからもし何か事故が発生した場合、それに対する危機管理体制、これをしっかりと構築をすることが大事であろうというふうに考えているところでございます。

それから、予算の執行ということでございますけれども、名瀬・住用地区給食センター運営委員会、それから、につきましては、今年度予算を計上しておりますが、この会の中で今後細かな点を議論をして決めていけないといけないことがまだございます。ですので、そこで今後、会を設置をして、その際には保護者の皆さんからの御意見、要望、そういったことも含めて、その会の中で諮って最終的な決定をしたいと考えているところでございます。以上です。

15番（関 誠之君） 性急すぎないように、焦らずじっくり腰を据えて進めたいと、教育長も言っておりますから、今の答弁と符合しますので、名瀬・住用地区給食センター運営委員会、また学校給食地産活用推進協議会、これも設置もされてないやに聞いておりますので、しっかりともう今年度はなかな

か時間的に難しいんじゃないかというふうに思いますので、来年はしっかりと先ほど言ったリスクの分散や、また危機管理の問題等も含めてですね、議論をする場にしていいただければと思います。総括質疑で、恐らくあの土地問題が出ておりますので、その辺で少しさせていただきますので、この問題については終わりたいと思います。

次に、市民生活に関する課題について、議長にお願いがあります。2番を先にして、1番をあとにというふうに取り扱いをお願いをいたします。

それでは、最後の項目であります市民生活に関する課題について質問をいたします。まず、小宿区画整理事業推進について。私はもうこの1点ではないかというふうに思っております。78パーセントの住民が賛成をしておりますけれども、現状では市長の望む90パーセントの賛成合意は大変困難のようであります。町内会や促進協議会へ一任をすることも大事かもしれませんが、市長が出向いて住民の意見を聞き、政治判断をすべきではないかという時期に差し掛かってはいないかなというふうに思っております。この間、地区の議員団との集まりもありましたけれども、市長に出てきて意見を聞いてほしいと、話は飛びますが末広・港もやっぱりそういう意見があります。ですから、前段の市長は奄美市にどれぐらいおるのかなと、会いたくても会えないと、市長がなかなか多忙で、椅子に座っていない時間帯が多いのでということでありましたので、そういったことも含めてですね、素朴な質問ということできさせていただきました。市長の見解をお聞かせください。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。小宿地区で事業導入予定の区画整理事業につきましては、土地の減歩や家屋移転など土地、建物所有者等関係権利者の負担が伴うもので、合意形成は重要なこととなります。また、区画整理事業は区域の決定、事業計画の決定、仮換地の指定、家屋移転及び工事と段階的に行い、最終的に換地処分を行う長期にわたる事業となります。事業を行う際の入り口段階である現在の区域決定において、関係権利者の事業に対する理解と事業を実施するという機運や盛り上がりがないと、事業は途中でストップすることも危惧されるところでございます。小宿地区の関係権利者の合意状況につきましては、事業そのものに反対や区域に対する反対者の意見もあり、現時点では事業を実施することは難しいと判断しているところでございます。これまで、関係権利者の合意形成に向け、小宿土地区画整理事業促進協議会と連携しながら、市は平成25年11月から平成26年1月にかけて、また平成26年8月から9月にかけて2回の個別訪問や住民説明会を行ってまいりました。しかしながら、現在の合意形成率は78パーセントと、市の取組みのみではこれ以上の合意形成の向上は厳しいものがございます。今回、地域実情に詳しい、顔が分かっている促進協議会が個別に説明することで、相談や話しやすい環境を提供できると思います。小宿に居住している関係権利者に対しては、促進協議会へお願いし、町内以外に居住している権利者に対しては市が説明し、更なる合意形成向上を図ろうとするものでございます。この結果や関係権利者の機運の高まり等を踏まえながら、次回以降の説明会においては市長、または副市長が出向いて関係権利者と意見交換したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

15番（関 誠之君） はい、前向きな答弁ありがとうございました。それをですね、住民も望んでおりまして、市長が出てくれば、もしかしたら今考えてどっちつかずの方も賛成をするんじゃないかという人も多々おるといふふうに聞いておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

最後になりました。住用市採石場に対する今後の市の対応ということで質問させていただきます。今、奄美は貴重な生き物と景観で世界自然遺産を目指しております。そういう一方で無秩序な採石が見られ、その根拠となる採石法は1950年に制定されたもので、採石業の振興を第一の目的としており、環境保全の視点がなく、現在の環境保護の高まりに対応できないことが今回の問題を解決できない要因の一つでもあるような気がいたします。そこで、採石場に対する県の緊急措置命令が10月末で終了し、採石が始まっていますけれども、2度と市道を塞ぐことがないように、奄美市としてどのような

措置を取るのか、今も依然として雨が降るたびに赤土の流出が続いておりますが、どのように対処をするのかお答えをいただきたいと思っております。

住用総合支所事務所長（市川哲義君） 答弁いたします。平成27年4月12日の大雨によりまして、住用町市の採石場現場から市道へ土砂が流出し、一時市道が通行止めとなっております。本市におきましても、事態を重く受け止め、4月21日付で大島支庁長宛に住用町市岩石採取場における災害対策措置についての要請文を提出し、事態の早期収拾をお願いしたところでございます。同様な事案が3回目であったことなどから、許可権者である鹿児島県では流出した土砂の除去及び防止対策等を講じることを主な内容とする緊急措置命令が平成27年4月23日付で出されております。第1段階として、市道に流れ出した土砂の除去及び流出防止対策については、入梅前の5月11日を期限として行いました。また、採掘現場の崩落した表土除去及び土砂等の流出防止に対して万全の対策を講じるための期限として、10月31日と定め命令が出されております。措置命令の期間が終了し、11月20日に集落の皆さんや本市に対して、緊急措置命令に基づく作業状況や現場の状況などについての説明会が現地で行われております。新聞報道等で御承知のとおり、住民の皆さんからは一部の対策などが不十分ではないかと御意見も出されたところでございました。本市といたしましても、これまでも定期的に雨天時の見回りや立ち入り調査時の同行を求めるなど、土砂留出防止に対して努めてまいりました。今度こそ市道に土砂が流れ込み、住民生活が脅かされることのないよう、今後も鹿児島県を通して採石業者に強くお願いをしてまいります。

15番（関 誠之君） 以上で終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、うがみんしょうら。おはようございます。一般質問の2番目、自由民主党の奥 輝人です。前回の議会では市民クラブでありましたが、本議会からは市民クラブは解散し、有志の議員6名が集まり自由民主党を結成いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先般に行われました奄美市議会議員選挙においては、市民の皆さんの御協力と御支援で三度この議場に帰ってくることができました。この場を借りましてお礼を申し上げます。向こう4年間、市政発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、政府はTPP大筋合意を受けて、11月の25日、環太平洋連携協定の国内対策を盛り込んだ総合的なTPP関連政策大綱を決定しました。農業関係では攻めの農林水産業への転換、体質強化の対策と経営安定、安定供給のための備え、重要5品目関連などでありました。対策の財源については、政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保すると明記されております。重要5項目については、安い海外産の輸入増が見込まれ、打撃をうける恐れがあるために、農業保護策で影響を緩和するとしております。どれだけ保護が適用されるのか、品目ごとの対策、施策を示してほしいというのであります。例えば、牛肉については関税は現行38.5パーセントであります。それが16年目には9パーセン、9パーセントまで引き下げの方針であります。9パーセントまで引き下げたときの農家への保護策、どのように考えているのか、情報を示してほしい、またサトウキビ、甘味資源作物についても、果糖調整

品を調整金の対象へと、また支援対策を拡大となっていますが、具体的にどのようになっていくのか示してほしいものであります。今後、農業を衰退させないために、農業を活性化させるために、TPPの動向を注視していきたいと思えます。

それでは、通告してあります一般質問を行います。

1 ミカンコミバエ種群の対策について（1）侵入経路について①撲滅後において、生態、生息確認はどのようなであったのかについてを質問します。ミカンコミバエは大正8年に沖縄本島で最初に確認、発見をされているとのこととあります。そして、奄美群島を含む南西諸島及び小笠原諸島のみ発生していたことから、本土への侵入、蔓延を防止するため、食物防疫法に基づき寄主食物の国内移動を規制する一方、昭和43年から根絶事業を開始し、昭和61年に根絶を達成したのであります。今から約30年前には根絶されたのであります。しかし、今年に入り最近において、ミカンコミバエが本島内に生息が確認され、奄美大島ではミカンコミバエが根絶宣言されてから36年振りに寄生果実の移動規制が決定され、このことにより移動規制の対象地区の寄生果実の島外出荷が禁止されるのであります。柑橘農家や消費者、小売業者、流通関係など多方面で衝撃が走り、大打撃となっております。このミカンコミバエについては早期の根絶が必要である。今は関係機関が一体となって根絶に向け取り組んでいる状況であります。さて、奄美大島で36年振りに生息が確認されていますが、その間において、生息確認はどのようなであったのかを伺いたいと思えます。

あとの質問からは発言席で行います。よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

農政部長（奥 正幸君） おはようございます。奥議員の根絶後、撲滅後において生息確認はどのようなであったのかという御質問に答弁いたします。御承知のとおり、ミカンコミバエはタンカン、ポンカンを始めとする果実類、トマト、ピーマンなどの果菜類に甚大な被害を及ぼす重要病害虫です。今年の6月末に奄美大島において誘殺が確認され、11月初旬には徳之島、同じく中旬には屋久島でも確認されております。現在、国・県・市・JA・生産者団体が一丸となって早期根絶に向けて取り組んでいるところでございます。お尋ねの昭和54年の根絶後、36年間の定着確認状況についてでございますけれども、侵入確認については毎年県から委託を受けましてですね、奄美市が、トラップの設置が奄美市内で35個ございます。名瀬地区で15個、住用地区で10個、笠利で10個。そのトラップの中を月2回収をしておりますですね、その採取、誘殺された虫類をですね、県に提供しているところでございます。また、国・県においてはこの採取した虫類をですね、病害虫であるかどうかを調査、確認をしておりますが、根絶後36年間、定着は確認されていないとの、いうことでございます。なお、一時的な取り込みによる誘殺はこれまでもあったようでございます。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。36年間の中では、そういったミカンコミバエの確認等は見受けられなかったと言いましたけど、今、飛び込みではあったということですね。その飛び込み等あったということは、この飛び込みがあった場合は県や国はこれに対して、どのような対応してきたのか。今までどおりのやっぱりテックス板やらそういった誘殺、誘殺等いろいろ殺処分等に向けてやってきていたのか、そこらあたりをちょっと伺いたいと思えます。

農政部長（奥 正幸君） はい。これまで奄美市ではですね、平成22年度に住用地区で1匹の誘殺が確認されております。そのときの対応ということですがけれども、国の初動、植物防疫所の初動マニュアルに基づいてですね、半径5キロメートル以内のトラップの増設、更には果実の調査を行ってですね、それ以降の誘殺、定着っていうのは確認されていないということでございます。このことから、この台風、季節風等の、この22年の誘殺なんですけども、台風、季節風などの自然条件などによる一時的な

飛び込みによるものではないかということで認識しております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。それじゃですね、次の質問にも入りますけど、今、部長のほうからも今年についてのどこで確認されたのかっていう、先ほど答弁がありましたけど、その中でですね、やはりこの侵入経路についてが、やはりこのミカンコミバエが今後、撲滅したあともですけれども、早くこれを原因ですね、原因を究明してもらわなければ、いつまで経ってもこの状況が続いていくのかなという危惧、心配をしているのがやっぱり農家であると思いますので、その、今年についてデータを見ますと、やっぱり奄美市で1匹、6か所に確認されています。その後の状況の中ではですね、瀬戸内町のほうが、本当、約9割がた今出て、合計でもですね、570匹の奄美大島であるんですけど、瀬戸内町に限ってはもう496匹、もう約500匹に近いほどのですね、誘殺が確認されています。そういった瀬戸内町含めてですけど、その感染経路っていうか、そのミカンコミバエがやっぱり侵入してきた、そういった原因ですね、そこらあたりをちょっとどのように情報、状況が、情報が流れているのか、ちょっと教えていただきたいと思います、はい。

農政部長（奥 正幸君） いつ、どこで確認されたかという話でよろしいでしょうかね。最初にですね、6月30日に奄美市名瀬の大浜でですね、トラップで1匹の誘殺が確認されています。その後、根瀬部・山羊島・芦花部などでのトラップでの誘殺があったんですけど、これまで同様、国の初動マニュアルに基づいて防除体制確認作業等によりですね、その後の発生、7月25日から9月30日まではですね、奄美市では確認されておりません。その後、7月22日に瀬戸内町加計呂麻島でですね、誘殺確認後、誘殺が増加しましてですね、その後9月21日に宇検村、10月1日には奄美市住用町、10月7日に大和村などで誘殺が確認されている状況でございます。11月上旬には竜郷町での誘殺が確認をされ、9月1日から11月30日までにはですね、奄美大島本島全体において856匹が誘殺をされているということです。また、11月4日には徳之島町の伊仙町にて誘殺が確認、更に屋久島でも確認がされているという、そういう状況でございます。

21番（奥 輝人君） 分かりました。もう、その誘殺のその過程は、今もう聞きましたけど、今度はあのですね、このなぜここに入ってきたのかをちょっと聞きたいと思いますけれども、今までこうやってミカンコミバエが飛び込みでは入ってきていましたけど、こういう被害拡大がなされていませんでした。今までは対応については飛び込みということで、野生化していたのかなということも考えられますけれども、そういった意味でですけど、情報によればですね、台風による風にあおられて、奄美を、奄美まで飛ばされてきたとかいうそういった情報も流れておりますが、そこらあたり、風で流されて、本当にこれ、中国とか台湾からですけれども、そういったところからこうやってやっぱり飛ばされるぐらいの、そういった過去における経緯とかあったんでしょうか。そこをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 侵入経路がどこから、原因は何かっていう御質問だと思いますけれども、侵入経路の原因については、今なかなか特定はできないっていうことで、植物防疫所などにも今確認しているんですけど、まだ確定はしていないというような状況でございます。考えられる経路といたしましてはですね、台風、季節風などの自然条件によってですね、東南アジアなどからですね、飛来することなどが予想はされますけれども、これのまだ特定はされていないという状況でございます。

21番（奥 輝人君） 分かりました。特定は厳しいと思いますけど、一応このデータから見ますとですね、瀬戸内町のほうが相当被害が拡大しているということでありますので、瀬戸内町からこうやって北部のほうに、奄美の北部のほうにそのミカンコミバエが拡大しているという状況であると思います。瀬戸内町のほうでは、やっぱり外国船とか避難港ということで、その大島海峡に外国船やら、また日本船

船が外国に行った、寄り道とかでいろいろ接岸されていると思うんですよ。そういったことも踏まえてですけど、そういった外国船の瀬戸内の大島海峡あたりでのそういった対策ですね、これは現在ですけど、どのようになっているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 今のお話もなかなか奄美市だけでは独自には分からないので、植物防疫所に一応確認をいたしました。その結果ですね、その瀬戸内町などのその外国船による、寄港による侵入っていうお話があったのかどうかというお話だろうかと思いますけれどもですね、その植物防疫所へ確認しましたところ、奄美大島では外国船の寄港する指定の港はないと。そういうことでございました。そのお尋ねの台風などによる避難については、植物防疫法により船内からの寄主植物の持ち出しは、当然これ法律上禁止されているということになっておりまして、特にその植物防疫所がその避難している船の中での検査とかいうのは、特にしないというような話でございました。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応、やはりあのミカンコミバエの生息地域がですよ、東南アジアとか一応台湾・中国・ハワイということでもありますので、何らかの形でやっぱりこの船、船かそういう果実ですよ、付着して、やっぱり飛び込みもありますけど、やっぱりそういったのが考えられると思いますので、そこらあたりの水際対策とか、今後ですけど、撲滅したあと、あともですけど、そこらあたりを十分に対策を講じていただきたいと思います。またですね、中央青果に行きますとですね、台湾のバナナとかですね、そういったのも競り場ではあります。そこらあたりも考えられるのかという思いもしますけど、そこらあたりはどのようになっていたのか、なっているのかをお願いしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 名瀬中央青果における外国産果実からの侵入はないのかというお話なんですけど、御質問ですけども、中央青果における輸入農産物っていうのは、島内以外から来る輸入の農産物につきましては、ほとんど鹿児島本土からもので、直接外国から入荷することはないということでした。また、その外国産農産物については、空港、港における税関の検査によってですね、厳しく調査が行われ、検疫が行われており、侵入することはないものと考えているということでございます。直接的に中央青果に外国産から直接に輸入されるものはないということでございます。

21番（奥 輝人君） 分かりました。感染経路、侵入経路についてはですね、先ほど特定が難しいということでありました。今、考えられるのがやっぱり地球温暖化のそういった過程もあろうかと思えます。やはり、温かいところにやっぱり行くのが、虫とかそういったミカンコミバエもそういう性格、性質があろうかと思えます。そこらあたりもまた勘案して、吟味してですね、その特定、特定される侵入経路等をですね、県や国とともに、また発見できるようにお願いしたいと思います。過去においてですけど、口蹄疫っていうのがあったんですけど、平成22年の4月にですね。そのときにも宮崎県の都農町にその口蹄疫が侵入して、初動体制がちょっと遅れたんですけども、その後のその感染経路についてもですね、まだ、未だ特定の感染経路はまだ定かでないということでありました。しかし、言えるのはあのときはやっぱり人が持ってきたというのが9割方というのも、情報ではもうあります。人が運んできた、韓国に行って、また台湾・中国に、外国に行って持ってきたというのが9割方というのも、ちょっと聞かれております。そういった意味で、あのときの惨事も今回のミカンコミバエの惨事もですね、私は本当に農家に見れば本当大惨事であり、本当これからの農業経営を担っていく、また担い手農家等に対してのやっぱりそういった危機感がやっぱりあるのかなと思っております。口蹄疫もそうでありましたけど、こういったミカンコミバエの侵入経路ですね、もう徹底してですよ、感染経路、また侵入経路が解明できるように、部長、取り組んでいただきたいと思います。いかがですか、はい。

農政部長（奥 正幸君） そうですね。台風、季節風などで、何らかの原因により飛来したものが今回のケースですけれども、その温暖化や異常気象などによってですね、その生息、定着の環境に適した条件になって、定着する可能性っていうのは十分考えられるということでございます。いずれにしてもその飛来した条件とかですね、その侵入経路などについては、いずれにしてもその専門家、この奄美市ではなかなかちょっとそういう調査っていうのはできないんですけど、植物防疫所など国の機関などにですね、是非お願いをして、その侵入経路が特定、原因調査などですね、是非お願いをしたいということ考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応、もう侵入防止対策については、やっぱり万全を期して、本当にミカンコミバエが侵入できないような体制を本当作っていただきたいと思います。

それとですね、今やっているテックス板とかトラップですね。トラップ等について、今年の現状ですけれども、今年の現状はもう、今はテックス板やらトラップはもう増設とかいろいろ、ヘリ等でいろいろ撒かれていますけど、それも、その侵入が入ってくるまでのそのテックス板とかそのトラップの、その設置状況ですね。それはどのようであったのかをちょっと聞きたいと思います、はい。

農政部長（奥 正幸君） 侵入する前の、通常時、平常時の状況がどのような状況であったかというようなご質問ですが、答弁いたします。毎年ですね、特殊病害虫対策事業っていうのを、県から奄美市として委託を受けておまして、ウリミバエ、ミカンコミバエの侵入防止のためのその果実調査を年2回、奄美市全域で実施しておまして、併せてカンキツグリーンング病の調査を年2回、奄美市全域で実施し、更に先ほど申し上げました、35か所のトラップ調査を月2回実施をして、侵入警戒の対策を行っているところでございます。また、今回のようにトラップでの誘殺を確認した場合は、国の初動マニュアル、植物防疫所の指導に基づいて先ほども申し上げましたけれども、半径5キロ以内においてトラップの増設、果実調査を実施するということになります。

21番（奥 輝人君） 分かりました。次の、今度の⑤のですね、いっぱい飛んでましたけど、今後の侵入防止対策についてちょっと伺いたいと思います。撲滅後においてはです、撲滅後においてのもう件になりますけど、撲滅がいつなるのか、まだ予断を許されない時期であります。国としては再来年の平成29年の3月31日をもって撲滅するという情報も流れてはおりますけど、その、今後の侵入防止策についてですけれど、今、有人ヘリなどをテックス板とかいろいろと、空中から散布をしております。そういった大掛かりな対策を続けていくと思いますが、そのためには国や県に対して、更なる、第1回目の有人ヘリでのやっぱり対策では、やっぱりちょっと厳しいものがあるかと思っておりますので、今後、2回・3回とやっぱり続けることによってですね、このミカンコミバエが完全に撲滅されていくと思いますので、そこらあたり、国や県に対する要望とか、また予算確保について、奄美市、本市もですね、どのような取組をしていくのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 奥議員が御指摘されたとおりですね、今回のミカンコミバエの発生の状況を踏まえましてですね、再侵入の防止の観点からテックス板の常時設置、これまで侵入警戒態勢という、通常時についてはですね、そのテックス板の設置っていうのはなかったんですね。そういう意味では、今回その例えば、根絶後についてはですね、常時、侵入してない、通常時、平常時においてもそのテックス板の設置をですね、お願いをしたりとかですね、トラップの増設、また通常の警戒態勢の強化を行って、使用額予算の確保はもちろんですけれども、誘殺時の初動マニュアルの見直し、検討をですね、含めて、国・県に対してですね、強く要望していきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。分かりました。是非、そういうふうに取り組んでいただきたいと

思います。

それではですね、(2) 番のですね、コミバエの防除対策についてに移ります。①のテックス板とトラップの効果についてであります。これはもう本当、新聞紙上等でも、またいろいろな情報等でも、この効果がでてきているということでありました。それで、一応このテックス板とトラップの効果については、現在ですけれども、虫、虫のほうもやっぱり冬場とか気温が下がれば活動が若干鈍くなっていくということでもありますけど、発見してから、この11月の2日からですけど、2日から直近までですね、最近まで、このテックス板とトラップによる、この誘殺の数とか、そういった状況はどのようになっているのか、11月2日から直近まではですね、そこらあたり、ちょっと伺いたいと思います、はい。

農政部長（奥 正幸君） 誘殺の状況とですね、テックス板、トラップのその設置の状況、併せて御答弁させていただきたいと思いますが、テックス板のヘリによる投下についてはですね、11月の16日から2機体制ですね、奄美市笠利地区と瀬戸内町から開始しております。11月27日までに、奄美大島本島で約12万枚を投下しております。また、地上での人力によるテックス板設置はですね、各市町村において関係機関と合同で奄美大島一円を対象に設置しております。お尋ねのその現在の誘殺の状況でございますけれども、最新の調査結果において、9月1日から11月30日までの奄美大島本島ですね、5市町村で誘殺は856匹となっております。11月、最新の11月の1週間単位でございますね、誘殺の状況の中で、11月3日から9日の1週間で、奄美大島本島でですね、153匹、最も多いのは、御承知のとおり瀬戸内町がそのうちですね、122匹、奄美市は11匹ですね、でございましたけど、この1か月後の11月の24日から11月30日までの1週間は、奄美大島全体で、全体で7匹です。7匹。瀬戸内町、うち瀬戸内町が4匹、奄美市が2匹となっております、もう激減してるんですね。その11月の最初から最後を見ますと、約20分の1ぐらいに激減していると、こういうことからこのテックス板による効果というのが表れているというふうに考えているところです。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応あのテックス板というのは、一応オスを、そういった香料を含ませて、そしてダイジストンっていうんですか、そういった薬剤で舐めてもう死ぬということでもあります。そういったテックス板だけを見た場合は、まだまだこの、このオスの数が、死んでいる、殺傷もされているのではないかなと気がしています。今の調査はトラップだけの調査だと私は思っていますので。そうですね。今の殺傷分の数については、今トラップでの調査ですよ。うん。有人ヘリからこうやってテックス板なんか、今撒かれてますけど、あのテックス板を舐めてですよ、舐めてからに、ミカンコミバエは、あとはもう死んでいくっていう、うつろうつろしながら亡くなっていくっていうのがありますので、まだまだそのテックス板の効果は、部長、まだまだ山の中とか崖の近くとか、そういう山奥ではですよ、まだ死んでいる、そういう殺傷したやつ、オスは、まだ多い、多数あると思うんですよ。そういったことを考えてですよ、テックス板がオスだけを誘殺するということでもありますけど、一応そのテックス板の有効期間もですよ、1月ほどとかないということでもありますので、更にですよ、そのテックス板の有人ヘリなり、そして人でも、人的ですけど、撒くようなそういう方法も考えていかなければいけないと思いますけど、いかがですか、はい。

農政部長（奥 正幸君） テックス板の今後の設置の計画という御質問だろうと思いますけど、この県によりましてですね、まずその有人ヘリによる投下、テックス板の投下なんですけど、空中散布、1月に約16万枚、2月に約24万枚を計画しているということでもございました。また、地上における人力の設置ですけど、12月に2万6,000枚、2月に5万9,000枚、3月も5万9,000枚と密度を濃くしてですね、設置する予定であるということです。

21番（奥 輝人君） 是非、その効果が今、徐々に発揮されておりますので、今は本当、気温が低く

て、ミカンコミバエの活動がちょっと休止状態でありますけど、やっぱり春先のですね、3月から4月、またそういった5月・6月に向けて、夏場に向けてですけれども、そこらあたりがやっぱり今後の勝負どころだと思っておりますので、是非、そういったテックス板の投下ですね、そこあたりもまた県と協議しながらですね、早め早めの対策をしていただきたいと思います。

それじゃですね、次にですけど、今後は農家独自の薬剤散布についてですけど、今はタンカンとポンカンだけが、ポンカンは今、12月の13日から移動規制が始まりますけど、やはり農家からちょっと情報を聞くとですね、やはりダイジストンとかバッサとかですね、そういった農薬をやはりそういった果菜類に散布をすることによって、そのミカンコミバエのその効果が出てくるという話も伺っております。大規模農家なんかは大変であると思っておりますけど、やっぱりそういった薬剤散布、農家自身も、自身にもですよ、そういった対策を講じて、また指導させるべきではないかなという意見がありましたので、そこらあたり、農家へのそういった薬剤散布についての指導とかは、今後どのようにされていくのか、今はタンカンとポンカンですけど、来年の4月以降になれば、今度はマンゴーやらスモモやら、あとパッションフルーツ、そういった、あとまた野菜類のトマト、ナスとかそういったのにも波及されていきますので、そこらあたりを考えてですね、やっぱり農家、農家へのまたこういった周知徹底などを、薬剤散布に向けての指導とか、そこらあたりはやっぱりやってもらいたいなという気がしますが、今の現在ではどのような指導していくのか、お願いしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 農家への独自の農薬散布についての件でございますけれども、現在、テックス板のヘリによる投下及び地上への人力による設置などを、投入枚数を多くして実施していく、今、計画になっております。また、オス・メスのですね、殺虫効果のあるベイト剤の散布というのを、委託事業の中で実施していきますので、かなり高密度の防除作業が行われることとなります。当該樹園地などへの設置や付近の山間部への投下なども実施されることからですね、農家独自の薬剤散布、なかなか今、国によると1ヘクタール当たり9枚ということで、誘殺の最大の効果のあるそのテックス板などを投下をして、もうこれ以上はなかなか増やしても効果が上がらないんじゃないかというような話などもございましてですね。ただ、農家の皆さんについてはですね、テックス板というのはちょっと配布はできないんですけど、今奥議員が言われたダイジストンとかバッサマラソン乳剤とかいう、コミバエだけじゃなくって他の害虫などにも殺虫の効果などがあると思っておりますので、それはそれで農家、個々の判断に委ねたいと考えておりますと、判断に委ねたいというふうに考えています。その際、使用できる農薬とか散布の量などの問い合わせがあった場合はですね、農家個々に相談をしたいと考えてます。今現在、相談窓口ということで、農林振興課のところで窓口を設置しておりますので、そういう営農指導とかですね、農薬の指導とかいうのも、枠の範囲内で指導していきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。是非、農家の相談窓口としてですけど、一応農家の要望を聞きながらですね、対策を講じてもらいたいと思います。ミカンコミバエの場合は、一応1年間の世代が6世代ぐらいあるということで、やはりその6世代の中に、1回で卵を10個ぐらい産むと、そして生涯でもやっぱり100個以上の卵産んでいくということでありますので、そこをどうにか1世代で終わらせてのが、本当はベターでありますけど、今はもう3世代以上続けばですね、1年も続けばですね、その数も増えていきますので、やはりそういったこまめな対策、防除をですね、手がけてもらいたいと思います。

それではですね、次にいきたいと思っております。もう、早期根絶のための枠内の島内出荷についてですね。一応、枠内というのはこの規制されている範囲のことです。一応、この早期根絶のためにタンカンやポンカンなどがですね、12月の13日からですけど、島外への出荷が規制されます。島外へは持ち込み、出せないということになります。島内出荷については、島内の出荷のことは自由ということで、規制外であります。そういった意味で、コミバエの卵がですね、果実類や野菜等に付着している

可能性もあると思いますけど、誤ってですけど、やはりごみ、ごみとして庭先に放置したり、そういった汚染された果実類の処理ですね、処理がうまくいってないということも考えられますので、そこらあたりの島内出荷について、もうやはりすべて、何というか殺処分、そのミカンとかタンカンのその果実類、果菜類についてもですね、やはり徹底した廃棄処分が望ましいのかなという思いがしておりますが、島内出荷についてはもう自由ということでありますので、そこらあたりちょっと矛盾しているのかなという、私はちょっと気がしています。この件についてはですね、中央青果の社長がですね、やはりこれは矛盾していると。やっぱり島内出荷も全部廃棄処分していただきたいというのが、早期根絶の道ということも、一応説明会の中でも訴えていた経緯があります。そういった意味でですね、島内出荷についての規制をし、規制をして、また廃棄処分などをすべきではないかという、その件についてですけど、奄美市のちょっと考えをちょっと聞きたいと思います、はい。

農政部長（奥 正幸君） 島内出荷について、全て規制をし、廃棄処分すべきではという御質問でございますけども、12月の13日付で省令が施行されて、移動禁止等の措置がとられることとなります。移動禁止区域内ではポンカン、タンカンなど対象の奇主植物は原則廃棄となります。廃棄命令を受けた果実については全量県が買い上げる措置が取られることとなります。御承知だと思います。また、廃棄命令を受けた対象果実は消費のための島内移動、島内消費、島内出荷販売はですね、これ法律上もこう認められていることなんですね。それで、島内出荷を禁止、規制っていうことですね、奄美市でこう規制ができるかどうかという、逆に法律違反になってしまうって問題なども考えられる、ますので、今積極的に奄美市が島内出荷を禁止、規制っていう話はなかなかできないと。それに伴って、島内で商売されている方とかですね、おられるんで、その法律上認められているものについてまで、その禁止措置、規制っていうのはちょっと困難であるというふうに考えています。従って、その島内出荷、島内流通、販売するのか、廃棄命令を受けて県による買い取り、補償を受けるかについてはですね、生産者、農家のもう判断に委ねるしかないというふうに、今考えているところです。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。今、これは法律で決められているってということで、奄美市の単独ではいけないということで分かりましたけど、再質になりますけど、今、笠利地区のほうではやっぱり島内、島外、出荷できるということで、島外に出す場合はやっぱりそういった検疫官の検査、チェック体制を受けて出すということであります。しかし、笠利地区のタンカン、ポンカンがですよ、汚染されていないにもかかわらずですね、やはりあの名瀬の中央青果に持ち込んで、そこで名瀬、この名瀬や住用から持ってきているタンカンと混ざってですよ、競りにかけられると。そして仲買業者が今度は、仲買業者と笠利の業者がですよ、笠利のタンカンももう名瀬に来たら、今度これ汚染されているってということで、これは島外に出せませんので、そういった汚染されているタンカン、ポンカンをですよ、今度、名瀬で買ったものを今度笠利にまた持って行って、笠利のまたそういった小売業者とか店で販売された場合、それが一番、私は引かかるんですよ。やっぱりその島内出荷は自由であってもですよ、笠利地区は全然汚染もされていないのに、汚染されているものが笠利に持ち運ばれると。そこが私はもう本当、ちょっと危惧してるんですけど、そこらあたりをやっぱり国へ、私もこうやって訴えているんですけど、どうもこの付近については本腰を上げてくれないというか、笠利は大丈夫だから、もう大丈夫だから、大丈夫だから、それだけしか言っていないような気がしますので、汚染されたものが笠利に行って、そういう汚染されたその果物の中にやっぱりミカンコミバエの蛆とか幼虫とか入っている可能性も否定できませんので、そこらあたりを考えれば、もう別個扱いできるような管理体制をしてもらいたいというのが、農家の意見もあるし、私もそうやってもちろんおりますけど、そういった今後の対策ですけど、汚染されていないところに持ち込まれてくるそういったタンカン、ポンカン、これからまたマンゴー等も入ってくると思いますので、そこらの対策ですね、どのように考えているのかをちょっと聞きたいと思います。分かりますかね。

農政部長（奥 正幸君） なかなか難しい問題なんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、今笠利は移動禁止区域、制限区域にはなってなくて、島外出荷も植物防疫官の合格書などがあれば島外には出荷できると。島内の移動、島内による消費、島内販売、それも法的には認められているということなんですけれども、農家の皆さんにとってはですね、ほかの、奄美大島のほかの地区と同じように、廃棄命令、禁止区域に指定をしてですね、買い上げてくれという意見などもございますけれども、そこら辺についてはですね、我々も国・県にそういう移動禁止区域の設定、全量買い上げの措置とかいうのを、制度的に、特例的にこうできないかどうかということで、要望もしているところでございます。いまのところ、先ほども法的にも認められているという話の中で、行政として、これは移動禁止とかですね、店頭販売もできませんというのは行政としてもちょっとできない、困難であるというふうに考えています。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応、一番の被害はですよ、やっぱり笠利地区と思うんですよ。この前の説明会もあったんですけど、農村改善センターでですね、農家の方がもう本当、普通はおとなしい農家の方が、もう怒ってですよ、怒りをこみ上げてですよ、植物防疫官に笠利が被害が一番大きいのに、もう全部、奄美本島全域、買取りをやっていただきたいという、切実な怒りの声も聞かれました。その内容にはですよ、やっぱり奄美大島だけがこうやって、一応ミカンコミバエが今こうやって規制されていますけど、徳之島とかやっぱり屋久島にも、今飛び込みでばんばん入ってきているっていう状況である中で、なぜ徳之島とか屋久島は、こうやってそういった移動規制とかそういった植物防疫のその法に触れないのか、そこらあたりまで突っ込んできた農家さんにもいました。そこらあたりはやっぱり、私もちょっと理解をしていますけど、ミカンコミバエの1世代相当、3世代相当がそこに住み着いた場合はですね、そういった規制の対象になるということも、植物防疫官の方もいろいろの情報聞いております。そういったことも踏まえてですけど、一応笠利地区が本当に被害を被っているのかなという思いがしております。笠利地区のほうも、今部長が言われたようにですね、もうこの奄美本島全域ですよ、もう島内、島外も移動規制をしていただきたいというのがもうありますので、笠利地区は今除外されてますけど、今後ミカンコミバエがその見つかった場所からですね、5キロメートル半径のところであれば引っかけられますけど、最近では竜郷町の芦徳のほうで見つかったということで、本当、笠利地区の一部まで移動規制がひかれている状況でもありますので、そこらあたりもまた、一応農家の皆さんともまたいろいろ相談しながらですね、取り組んでいただきたいと思います。

それとですね、再質になりますけど、農家だけではなくですね、やっぱりこういった消費者の方や流通の関係者などについても、やっぱりそういったミカンコミバエの現在の状況とかこういう怖さですね、農家のこういった苦しみとかありますので、そこらあたり、周知、周知、啓発ですね、そういったもう生産者農家以外の方の携わっている関係団体、関係機関の方への周知、啓発ですけど、ミカンコミバエに対するそういったこと、どのような取組をしているのかをちょっと伺いたいと思います、はい。

農政部長（奥 正幸君） 周知、広報、啓発対策がどのようになっているかという御質問ですけども、移動規制対象果実の島外への持ち出しの禁止であったり、島内移動、島内出荷などについての周知につきましてはですね、広報誌掲載による広報を今、今まさにやる、やろうとしているところです。また、これ国においてはそのパンフレットも今作成をして、今郵便局とかですね、いろんな宅配の業者などのところの事業所にですね、配布をしているような話なども聞いております。あとですね、説明会の開催ということで、これは国・県主催による説明会もありましたし、奄美市では日曜日ですね、7か所での説明会も開催をし、周知に努めたところでございまして、それと併せて、相談窓口、先ほども申し上げましたけれども、農林振興課の中にはですね、その相談窓口、いろんなケースバイケース、いろんな、今でも現在あの電話なり、直接来られていろいろ相談に見えておりますけれども、そういうことなどで

すね、周知、広報に今現在努めているというところでございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。是非、取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、（3）番の出荷についてをちょっと質問したいと思います。杵外笠利地区の島内、島外出荷取り扱いについてであります。一応島内であった場合、島内っていうことはやっぱり中央青果に出した場合ですけれども、今の現状ですけれども、ポンカンとタンカンですね、タンカンが2月1日から出荷されていくと思いますけど、やはりこういった風評被害もあると思いますけれども、この単価ですよ、中央青果に持ちこま、持ち込まれたタンカンと汚染されているタンカンの品質ですけれども、品質もありますけど、単価等はどのように影響があるのか、そこらあたり、情報等があれば、また推測ができればですよ、ちょっとお示ししていただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） 先ほどの答弁でも申しておりますけれども、12月13日の農林水産省令の執行に伴い、移動制限区域が設定されることになっております。現在までのトラップ誘殺状況等を考慮しますと、笠利地区の大部分は島内、島外とも出荷が可能な地域に設定されると考えております。議員御指摘のとおり、島内においては中央青果への出荷が主なものだと思いますが、販売単価については市場原理に基づいて決定されるものと考えております。市が販売価格について指導することは難しいと思われます。ただ、生産農家の所得に直接影響するものと考えておりますので、市場の動向を見ながら個別に対応を検討してまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、今奄美大島でミカンコミバエが入ったということで、全国的にもう本当風評被害も出ていると思います。笠利地区から島外に出すタンカンやポンカン、またこれからマンゴーとかも出荷していきますけれども、そこらあたりでやっぱり農家の所得がやっぱり下がってしまったらですね、農家もやりきれない気持ちもあると思いますので、やっぱりそういった風評被害を最小限に食い止めなければいけないとも考えております。本当、笠利地区の一部でありますけど、こういった一部の方が本当にやりきれないという気持ちは本当、相談を受けておりますので、是非この笠利地区の農家の方々がやっぱり今後も継続できるような、そういった単価が見込まれるような、本当、対策を今後また、単価下がった場合、暴落した場合ですね、考えていただきたいと思います。

それとですね、一応笠利地区の一部がまた、その移動規制に括られたんですけど、今日現在ですけど、その範囲については、今どのような、最新状況はどのようになっているのか、ちょっと聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） 12月2日の笠利農協の、農村環境改善センター、それから12月6日に笠利支所において説明会がなされております。その中で示されたのが、一部の地域の指定としまして、喜瀬・打田原・前平・手花部・用安・平の一部となっております。字、大字ごとの指定ではなく、先ほど議員おっしゃったとおり、半径5キロ以内という範囲の指定でございますので、細かいことについては現地での確認になります。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、今後はですね、笠利地区の汚染されていない部分についてはですね、島外もオッケーということでございますので、今後はそういった島外に出す農家さんですね、やっぱりタンカンにおいても顧客は100件以上持っており、また年間でも300箱以上配送しているという状況であります。そういった農家ですよ、負担軽減、負担を軽減させるような、そういった仕送り所とか検査官の体制とか、あと農家ももう本当、去年まで行っていたような、そういった体制でやっぱり出荷できるような、簡素化ですね、そういったチェック体制の、そこらあたりまでやっ

ぱり農家のことを考えてですよ、やっていただきたいと思えますけど、そこらあたり簡素化されていくのか、この検疫官のもう体制ですね。そこらあたりもちょっと伺いたいと思えます、はい。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） 議員御心配のとおり、当初、事務の煩雑化についてはいろいろ心配したところがございますけれども、12月2日に笠利農村環境改善センターで開催された島外移動についての説明会においては、段ボール箱等を使用する際、開口部分、穴が開いている部分ですね、そちらのほうにテープ等で目張りをすればいいということ、また申請書も1枚でいいということで、当初予想された作業に比べますと、かなり簡素化されたものだと感じております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、その笠利地区、本当農家が安心して作れるように、本当、再来年の3月31日までは本当農家も必死であろうかと思えますので、そういった汚染されていない農家に対しての、本当、取組みですね。それこそ、そこもですね、やっぱり被害はやっぱり笠利地区かなという思いもしておりますので、そこらあたりの取組みを強化していただきたいと思えます。

それとですね、もう最後になりますけど、この移動制限についてですけど、この、今月に向けての判断基準ですね。再来年の3月31日が一応目途になっていきますけど、その前倒しとか、そういった判断基準についてちょっと情報があれば教えていただきたいと思えます、はい。

農政部長（奥 正幸君） その移動禁止区域の解除の件だと思えますけど、その国においてですね、誘殺、それぞれ今152か所、2基のトラップがあるんですけど、その中に誘殺が3世代相当の期間、3世代、1世代約1か月余りなんですけど、この約4か月間、これも夏場、気温によっても非常に違うらしいんですけど、4か月間確認されなかった場合にですね、その確認されなかった市町村、トラップそれぞれ152あって、その中に確認されなかつた、それぞれに半径5キロという枠があるんで、一つ一つのトラップが3世代相当期間確認されなかったときに、市町村ごとにですね、有識者の意見などを踏まえた上でその緊急防除の解除を判断をして、根絶ということになるということで、油断は許されませんが、誘殺の状況とかかなり少なくなってるんですけども、今のところ29年の3月31日までがその期間、防除期間ということふうになって、早まることはいいと思うんですけど、まだこれはちょっと何とも言えないような状況であります。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。やはり29年の3月31日までっていう、そういう期限もありますけど、やはり早め早めですね、そのミカンコミバエが本当、根絶できるように取り組んでいただきたいと思えます。

それじゃもう、最後になりましたけど、今度は農業委員会について、農業委員会の会長も来ていますので、ちょっと質問したいと思えます。農業委員の選任について、農業委員の選任についてですけども、今回からですね、農業委員の定数については奄美市で16名となっています。今まではですね、公選で笠利地区が8名、名瀬・住用地区8名となっていました。今回からは選任による委員数を廃止して、代わって際、農地最適化推進員が新しく設置されました。この定数は8名で、笠利地区4名、名瀬地区2名、住用地区2名となっております。今回の農業委員の選任にあたっては、学識経験者と民間委員から組織される奄美市農業委員候補者選考委員会を設置して、16人を選考するとなっております。選考の基準についてと、農業委員には認定農業者を選考するとなっていると思えますが、数はどのようになるのかをちょっと伺いたいと思えます。

農業委員会会長（前山重一郎君） おはようございます。この件につきましては、先月の25日だったと思えますが、全員協議会でも改正法については予め御説明したと思えますが、ただいまの奥議員さんの質問にお答えしたいと思えます。今回の法改正に伴い、農業委員数は市内全域からの推薦、団体等から

の推薦，一般公募を含めて16人を条例案として上程しております。過半を原則として認定農業者とする。農業者以外のもので中立的な立場で公正な判断をすることができるものを1人以上いれると，女性，青年も積極的に登用するなどがあり，そのうち，農業者以外の者を除き従来の選挙人名簿登載要件の10アール以上の耕作と60日以上に従事がそのまま要件となっています。農業委員の選考にあたっては，学識経験者と民間委員からなる奄美市農業委員候補者選考委員会において選考することになりますが，改選前の選挙による選挙区の農業委員数が笠利地区8人，名瀬・住用地区が8人となっており，これを踏襲し全体としてバランスの取れた編成になればというふうに考えているところです。以上です。

21番（奥 輝人君） はい，分かりました。一応，農業委員もですね，やっぱり選任，選考する過程の中でですけど，やっぱり地区の地域の実情の分かっている人等をやっぱり選任していただきたいと。やはり農業の分からない人なんか，そういった農地法の34条，5条とかもういろいろありますので，そこらあたりをやっぱり知っている方々をですね，やっぱり選任していただきたいと思います。また，認定農業者のほうも，やっぱりなり手がちょっと少ないのかなという気もしますが，そこらあたりも調整されてですね，農業委員の選任についてはお願いしたいと思います。

また，（2）番のですね，農地利用最適化推進委員の業務についてですけど，これも一応全員協議会の中で一応説明をされておりましたけれども，今回から新たに設置された業務であります。これは農業委員会から委嘱されるということであり，主に現場活動を行う目的であるというこの前の説明でありました。その主な現場活動を行うとなっておりますけど，具体的な内容ですね，について，また農業委員との相違ですね，どこが違うのか，そこあたりまでちょっとお聞きしたいと思います。

農業委員会会長（前山重一郎君） 農地利用最適化推進員の業務についてということですが，農地利用最適化推進員の活動が人・農地プランなど，地域の農業者等の話し合いの後押し，農地の貸し手，借り手の掘り起こし，耕作放棄地の発生防止，解消のための耕作状況調査や意向調査等を主に行い，農業委員は農地法，基盤強化法，農振法等の審議が主になってきます。その会議の中で，推進員は意見は述べることはできますが，議決権はございません。これが大きな委員と推進員の違いだと思います。推進員の業務につきましても，推進員が主になり進めますが，農業委員も積極的に現場において，推進員ともども業務にあたり，主たる目的である農地等の利用の最適化を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

21番（奥 輝人君） はい，分かりました。一応，耕作放棄地等も結構ありますので，そういったところにも取り組んでいただきたいと思います。はい，ありがとうございました。終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で，自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後1時30分，再開いたします。（午前11時46分）

○

議長（竹山耕平君） それでは，再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き，一般質問を行います。
自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆様，こんにちは。自民新風会の安田壮平です。平成27年第4回定例会の一般質問にあたり，文字どおり議会に新しい風を吹かせていくことを念じながら，まずは一言所見を述べさせていただきます。

10月に行われました市議会議員選挙におきましては、市民の皆様から大きなお力をいただき、2期目の当選を果たすことができました。皆様への感謝を胸に刻み、これからもますますよりよい議会活動ができるよう、努力、邁進していく所存です。私が今回の選挙で訴えてきたことは、市民の皆様のお役に立つ、力強い議会を作るということです。市民の皆様のお役に立つということは、常に市民の側で顔の見える活動を行い、市民目線、市民感覚を大事にしながら、市民の素朴な意見、疑問、不安に耳を傾け、気軽に相談をしていただいて、市民と政治行政とのパイプ役としての務めを果たしていくことと考えます。また、力強い議会とは行政の追認機関に座するのではなく、市民の皆様のために行政の対しても意見を通すことができる議会であると考えます。そのためには、飽くなき自己改革、議会改革が必要です。議会が本来持っている権限、役割というものをもう一度見つめなおしたいと思います。以前も申しましたが、日本国憲法の地方自治の条文に規定されているのは議会であって首長ではありません。憲法が地方自治において重視をしている議会の存在、在り方、仕事の仕方などを見直し、更なる議会改革につなげていけるよう、お互いに力を合わせて取り組ませていただきたいと思いますと考えております。今回の選挙では投票率が約7パーセント下がりました。投票数にして約4,000票の減少です。これは市議会に対する市民の皆様からの厳しい評価の現れであると感じます。地元紙の報道などでも議会に対する厳しい論調に溢れていました。私たちはこのことを真摯に受け止め、反省と危機感に立って、新たな一步を踏み出そうではありませんか。今回、新しい議会構成となり、竹山耕平議長、師玉敏代副議長が選出されました。奄美市で歴代、最も若い議長、そして奄美市で初めてとなる女性の副議長が誕生し、これも奄美市議会が生まれ変わったことの象徴だと感じます。議長、副議長を中心に、議会が議会としてどのように力を高めていくかを模索しながら、奄美市が合併10年を迎え新しい時代に入ろうとしている昨今、地方創生、名瀬本庁舎建設などの難題、課題にどう取り組むか、議会としての面目躍如となるかをかけて、議場の皆様方と切磋琢磨をさせていただくことをお願い申し上げまして、質問に入っております。

まずは、合併10年の検証というテーマについて伺います。まず、地区別の人口、事業所数等の推移はいかがかということですが、笠利・名瀬・住用地区別の人口、小・中学生の児童・生徒数、事業所数の推移をお示してください。また、奄美市総合計画に示されている昼間人口について、地区別の推移が分かればお示してください。

次の質問からは発言席にていたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

企画調整課長（三原裕樹君） まず、人口についてお答えいたします。本市の住民基本台帳人口によりますと、平成18年の人口が名瀬地区4万367人、住用地区1,799人、笠利地区6,924人の計4万9,090人でした。直近の平成27年10月31日現在の人口につきましては、名瀬地区3万7,497人、住用地区1,362人、笠利地区5,865人の計4万4,724人であり、全体といたしまして4,366人、率といたしまして8.9パーセント減少いたしております。

次に、小・中学校の児童・生徒数についてお答えいたします。平成18年度の児童・生徒数は名瀬地区4,112名、住用地区182名、笠利地区621名の計4,915名でした。対しまして、平成27年度は名瀬地区が3,648名、住用地区が79名、笠利地区が450名の計3,997名であり、全体として918名、率としまして18.7パーセント減少いたしております。

最後に、事業者数につきましては、経済センサス調査によりますと、平成18年度が名瀬地区2,488事業所、住用地区91事業所、笠利地区330事業所の計2,909事業所でした。対しまして、直近の調査であります平成24年度の調査では、名瀬地区2,087事業所、住用地区67事業所、笠利地区283事業所の計2,437事業所となっております。全体として472事業所、率といたしまして16.2パーセントの減少となっております。

次に、昼間人口につきましてでございますが、国勢調査での統計データをもとに算出したしておりますが、地区別でのデータにつきましては、基礎資料がございませんので、市全体としての推移について申し上げさせていただきます。平成17年の国勢調査による昼間人口が4万9,930人に対しまして、平成22年の昼間人口につきましては、4万6,518人、3,412名、率としまして6.8パーセントの減少となっております。以上でございます。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。合併10年の検証ということで、もちろんこう、いろいろな指標を見比べないといけないわけなんですけども、ちょっと今回は主に人口とかあるいは事業所数などの数値をちょっと提示をさせていただきまして、推移を伺ったわけなんですけれども、人口で約4,300人、9パーセント弱ほど、そしてまた、小・中学生の児童・生徒数でマイナス900人強ということで、減少率で言えばその子どもの数のほうが減少率が大きいなど、要はやっぱりその高齢者ですとか、その方々のその人口に占める割合が増えてきていることの現れなんだろうなというふうにも思うんですけど、ということがうかがえますし、また事業所数、事業所の数でいきましても、人口の減少を上回るほどの率が高いと。そしてまた、名瀬・笠利・住用でそれぞれで見えていきましたが、もちろん絶対数が違うんですけども、だからこそ一番絶対数が少ない住用の減少率がですね、多分この3地区の中では一番大きいんだろうなということがうかがえた次第であります。もちろん、この合併については様々な効果を期待して合併をされたということで、もちろんそのプラスに働いた面も少なからずあったろうと思いますし、そしてまた、行財政改革などの効果もある程度出てきたものというふうにも思うんですけども、その、ちょっとここで伺いたいのは、この上の人口、児童・生徒数、事業所数などの推移についての認識ということで、奄美市としての成果と反省を、まずはお伺いしたいと思います。

企画調整課長（三原裕樹君） 人口減少、児童・生徒数の減少について、出生者数、死亡者数などの自然増減の観点から見ますと、近年は死亡数が出生数を上回っております。その増減幅も広がりつつあります。理由といたしまして、未婚者の増加、晩婚化による出生数の減少など、少子化の影響が表れているものだと考えております。これまでも特定不妊治療費助成や多子世帯保育料軽減事業などを実施してまいりましたが、今後、地方創生の推進による出生数の増加や産み育てやすい環境の整備などを更に促進する必要があるものと考えております。

次に、転入者や転出者などの社会増減の観点から見ますと、近年は転出者数は減少傾向、転入者数は横ばいの傾向であります。特に22歳から60歳までの生産年齢人口層につきましては、増加傾向にございます。これまでの定住促進施策や地域雇用サポート事業などの成果が少なからず表れていると考えております。今度は地方創生の中で更に重点的に雇用の創出と定住促進施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、事業所数の減少の内訳を見ますと、減少をしました472事業所のうち、従業員が4名以下の事業所数が447事業所と、そのほとんどを占めております。従業員数につきましても、1,055人減少いたしております。減少幅が大きい業種といたしまして、製造業や卸小売り業などがあり、これから推測されることといたしましては、純関係事業者、それから個人商店主などの高齢化による廃業が考えるところであります。一方、従業員数10名以上の事業所層、数につきましては32事業所増えており、従業員数も1,062人増えております。増加している業種といたしましては、農林漁業、運輸通信業、不動産業、医療福祉分野の事業所数及び従業員数がともに増加している状況でございます。これらを踏まえますと、減少した472事業所のうち、ほとんどが10名未満の事業所である一方、10名以上の事業所では増加していること。また、市全体の従業員数はほぼ横ばいであり、中でも農林漁業や運輸通信業といった業種では、事業所数、従業員数ともに増加傾向であることなどから、重点3分野を中心とした各種産業振興策の成果も表れていると考えているところでございます。今後も引き続き起業しやすい環境整備や多様な働き方支援に取り組むとともに、総合戦略の中でも施策として位置付け、地

域経済の生産性の向上、雇用の場の創出を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（安田壮平君） 分かりました。事業所の推移というか、変化についてはそのような分析ができるということで、もちろんプラスの材料もですね、幾らかあると、特にその重点3分野については徐々に施策の効果が出てきているというようなお話でありました。そこはもちろん、それはそれとして大事にしていかないといけないと、確かにプラスはプラスとして、大きく育てていかないといけないというふうに思います。ただ、やっぱり全体としては、まだまだ様々な指標でですね、その減少傾向と言いますか、今回聞かなかったんですけども、その生産額なり、1人当たりの所得額なりですね、やっぱりそういったものをトータルでひっくるめて、島の経済状態、雇用の状況というものをどのようにこの合併10年ですね、変わってきたか。そして、今後はどういったところに重点的に配分をしていくべきなのか、どういう分野を育てていくべきなのかということ、やっぱりしっかりと検証をしながら施策を打っていただきたいと思います。今がこういうプラスの面があるとしても、やっぱりその楽観論に立てばですね、やっぱり今後の対応が、手が緩んでしまうというか、やっぱり厳しいと、危機感なり、やっぱりこうちょっとずつですね、その民間のこの感覚と言いますか、民間の事業所で事業営んでいる方々の話を聞けば、決してですね、それほど楽観論には立っていないというふうにも思います。やっぱり人口が減っていけば、その分、経営環境というものは厳しくなるのは当然でありますので、やっぱりそういった感覚というもの、そしてまた、そういった方々の意見というもの、しっかりと取り入れて、こう、民間と協力をしながらですね、これからの経済政策、雇用政策を打っていただきたいというふうに思います。この合併により、もちろん様々な効果が出てきたというふうにも思うんですけど、僕自身はその中の一つとしては、それぞれの3地区の、よく均衡ある発展という言葉、伺いますが、均衡ある発展ということもですね、一様にそれぞれの地域が同じように発展をすればいいというのではないということも皆様も認識共通されていると思うんですけども、僕自身はやはりそれぞれの地域の特色が生かされた、そして総合して魅力ある奄美市というものが形成されるかどうかというのがですね、やっぱり合併することによる一番目指すところじゃないかなというふうに思います。そういう意味でいけば、奄美市は名瀬という地域が住用と笠利と一緒に言ったと、もちろんどこに中心を置くかによってそれぞれ見方も違いますが、そういう意味では私は日本で唯一、奄美市は世界自然遺産を持つ市になりうるポジションにありますので、やっぱりそれぞれの地域の持ち味と言いますか、特性をもっともっと引き出す施策をですね、以下述べていく地方創生などでも、是非とも引き出して、そして大いに発展させていきたいと思う次第であります。

続いて、この地方創生のほうに移っていきたいと思いますが、まず奄美大島人口ビジョンについて伺います。2010年の大島の人口が6万5,700人であり、現状の傾向で推移をすれば、2060年には5割減の約3万2,000人になるところを、様々な対策で人口減に歯止めをかけることによって、2割減の5万2,600人と設定したことは評価に値するチャレンジングな目標だと思います。ただこれは、国が2060年に人口1億人を維持するという、長期ビジョンと連動した数値とも言えます。そこで伺います。奄美市として2010年から2060年までの10年単位ごとの目標人口を、まずお示しくください。

企画調整課長（三原裕樹君） 奄美大島人口ビジョンにつきましては、同じ生活圏域、経済圏域である奄美大島5市町村が連携をして人口減少に取り組むため、奄美大島としての将来目標人口を定めたものでございます。本ビジョンにおきましては、2060年の人口を現在の8割程度である5万2,600人といたしております。その中の内訳といたしまして、各市町村の人口の推移が目安としてあるわけですが、奄美市の目標人口で申し上げますと、2010年の人口が国勢調査、調査ベースで4万6,121人でありました。以後、10年ごとの目標人口といたしまして、平成20年が4万2,000人、平成30年が4万1,000人、2040年、しつれいいいたしました。2020年・2030

年・2040年でございますが、3万9,000人、2050年、3万8,000人、2060年が3万6,000人となっております。以上でございます。

13番（安田壮平君） 分かりました、ありがとうございます。これで見ると、大体2040年、ちょっとそれぞれ差はあるんですけども、一番人口の減少幅が低いときは10年間で1,000人、1,000人の減少にとどめたいという目標の数値となっております。今、現状で人口が大体年間400人ずつくらい減っていつてますので、本当にこれを目標として掲げるのはとても大事でありますけれども、これをどのように実施をしていくかということがとても難しい課題であります。でも、やらないといけません、やらないと本当に奄美が生き残れない、奄美市が消滅してしまう、消滅可能性都市、そのまま入ったままになってしまうということです、やっぱりその危機感に立って、もう本当にありとあらゆる打てる施策をですね、やっていただきたいと思うわけなんですけれども、続いてちょっと関連をして、この合計特殊出生率について伺いますが、これも私、先般一般質問でこの特殊出生率、奄美市の人口、まずは維持するためには2.07以上を目指すべきだということを申し上げましたので、これをゆくゆくは2.1を目指すというふうに掲げられたことはとても評価すべきことであるというふうに思いますが、今、様々なこの少子化対策、自然増対策というものをやっていると思うんですけど、今後、更にですね、この特殊出生率2.1を目指す上で、今後更に力を入れて取り組みたい政策は何かということ、お示しをいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 安田議員にお答えいたします。奄美大島人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたりましては、5市町村ともに共有する課題をお互いに持ち合いながら、奄美群島地域としての発展、活力を目指していこうではないかという私の思いで5市町村に投げかけました。賛同いただいて、今それぞれに人口ビジョン、そして総合戦略を作っているところでございます。そのような中におきまして、奄美大島人口ビジョン及び総合戦略の策定にあたりましては、アンケート調査等を行っております。そのアンケート調査を見ますと、奄美市における理想の子どもの数は3名が最も多く、全体の43パーセントを占めております。次に2人という方が40パーセントとなっております。そのアンケート結果に基づいて設定いたしました、奄美市の目標合計特殊出生率が、今議員がお話になった2.1であります。一方で現在の子どもの数と理想の子どもの数に差がある際の最も多い理由としまして、子育てや教育にお金がかかりすぎるというものがありました。これを踏まえ、やはり安定した収入が必要であると考えられます。働く場支援ということで、雇用の確保に更に力を入れていく必要があると考えているところであります。特に、今回の総合戦略におきましては、地域の観光をマネジメントするとともに、マーケティングによる観光施策を推進する組織を育成するための奄美大島版DMO構築事業や奄美を効果的に都市部に売り込むための戦略的プロモーション事業など、観光振興に重点的に取り組み、その姿勢を内外に示すことで民間投資を促進し、地域の成長につなげてまいりたいと考えております。また、少子化対策といたしましては、子ども医療費支援の拡充、地域型保育事業、子育て中のお母さんたちの活躍の場を創出する赤ちゃん先生事業など、結婚、出産、子育て支援についても更に力を入れてまいりたいと考えているところであります。これまでも奄美市総合計画に基づきまして、雇用対策や子育て支援に取り組んでおりますものの、今後、この地方創生を契機として、更にそれらの事業を強力に進めていきたいと考えているところでありますので、議会の皆さんの御協力、よろしくお願い申し上げます。

13番（安田壮平君） 市長から丁寧な御答弁いただきありがとうございます。確かに、そういう安定した雇用があって、そして更にですね、その子育て支援などに力を入れていただくということが、やっぱり若い世代の方々が安心して子どもを産み育てていく、そういう社会づくりになっていくというふうに思います。これまでも奄美市においても、そういった観点からの取り組み、様々なあったことというふうに思いますし、今御紹介あった赤ちゃん先生事業とかですね、とても、本土でも好評で、奄美でもつい

に始まったということでもとても期待をしているところであるんですけども、要は赤ちゃんを産んだお母さんが社会とのつながりを大事にしながら、幾らかの収入を得たりして、仕事復帰と言いますか、その道を容易にしていこうというような目的であるとも聞いています。いろいろ、本当ある中で、一つだけちょっと的を絞って伺いたいのが、これまでも度々申し上げてきましたが、不妊治療への助成ということで、これ、実際にこの総合戦略、素案のほうにもしっかりと掲げられています。その離島、離島の何ですかね、交通費だけではなくて治療費そのものにもですね、自治体独自としてこの助成を行っていくところなんですけれども、これは今、安倍政権の中でも1億総活躍社会というフレーズが出てきてまして、その中でもやっぱり国としてはまずは出生率1.8を目指そうということで、更にその不妊治療への支援というものも行う方針が、今打ち出されているところでもあります。その中では、女性だけではなく男性への、その男性への不妊治療に対してもいろいろと支援をしていこうというような方針があって、やっぱり不妊治療というのはその女性の問題だけではなくて、やっぱり半分は男性のほうにも、やっぱり何かしら原因があるということでもあります。医学的にはそういうことでもあります。けれども、なかなかその社会の認知度というか、理解というものは進んでなくて、こう一方的にこう女性に負担がいつているふうにも見受けられます。だからこそ、やっぱり奄美市としても、今、国がそういう流れを打ち出していますので、この不妊治療への支援というもの、自治体独自の支援というもの、そしてまた、女性じゃなく男性への不妊治療への支援ということも、やっぱりしっかりと考えて、国の動きを捉えて取り組んでいかないといけないのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、この点については、今奄美市の認識、いかがでしょうか。

企画調整課長（三原裕樹君） 今回の人口ビジョン、それから総合戦略作成にあたりましては、先ほど市長からもございましたが、住民アンケートを実施いたしております。その中で、理想の子ども数よりも現在の子どもの数が少ない理由といたしまして、ほしいけれども授からないという理由が第3位で実は挙がっております。そういうのを踏まえまして、今回の総合戦略の5年間の計画の中で、それらを含めましてまた更に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（安田壮平君） 是非、国のほうでもそういう方針がありますので、やっぱりしっかりそういう情報を取っていただいて、奄美市に取り入れられるもの、是非とも実施をしていただきたいと。そしてまた、市民の皆様に対する周知も行っていただきたいと。様々な政策を行って行って、そして合計特殊出生率2.1を目指し、プラスその地域を、地域の活力を維持していく、そのための地方創生であると考えますので、是非とも、まだまだこれから始まるというところではありますけど、是非とも積極的な挑戦をですね、お願いしたいと思えます。

続きまして、奄美市総合戦略について伺います。ちょっと交流人口のことについては、またこの中で取り上げさせていただきたいと思いますが、まず総合戦略について、その最大の目標が人口減少対策であると、これ奄美市総合戦略ないしは成長戦略ビジョンなどと比較した場合にですね、この総合戦略、人口減少対策というところに特に重きを置いているというふうに説明、読んだわけなんですけれども、人口減少対策でありながら、例えば、その、もちろんその定住促進ですとか子育て支援というところ、雇用の創出というところ、力を入れているのは分かるんですが、健康寿命を延ばす政策というものが記載されていないのはなぜかなということを思います。要は、奄美、奄美市、そして奄美大島、確かに長寿の方は多いんですけど、だからといって平均寿命、必ずしも長くはないと。割とその、よう折といいますか、若くでいろいろ体調崩されたりして亡くなる方も多い。平均寿命は決して長くはないということなんですけど、やっぱりその奄美市の人口を維持していく上では、こういった健康寿命を延ばす政策という観点もですね、やっぱり忘れてはならないことじゃないかなというふうに考えるんですけども、このことについては認識はいかがでしょうか。

企画調整課長（三原裕樹君） 奄美市総合戦略につきましては、奄美大島人口ビジョンに掲げた将来目標人口を達成するため、特に必要な取組みについての5か年の計画を記載するものでございます。本総合戦略の推進にあたりましては、奄美市総合計画を基軸としまして、奄美群島成長戦略ビジョンや奄美群島振興開発計画とも連動をさせながら取り組むべき、取り組むものであると位置付けております。今回、地方創生という枠組みの中で、国においても人口減少対策を喫緊の課題と位置付け、そのための施策を後押しするという中で、本市といたしましては観光振興を始めとする雇用創出と子育て支援、地域づくり等により重点を置いた戦略としていただいております。一方、健康長寿、長寿を延ばす政策につきましては、地方創生に限らず今後とも市総合計画に基づき各種施策にしっかりと取り組んでいくものでございます。総合戦略に位置付けられた施策につきましては、この5年間という限られた期間で限られた国の支援策を活用して、より重点的に推進するものではございますが、御指摘の点につきましては、議員の皆様との意見交換も踏まえながら検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（安田壮平君） 分かりました。これは地方創生に載っけなくても、総合計画などで力を入れてやっっていけない分野であると。そしてまた、地方創生は5年間という期限がその取りあえず定められているということでもありましたけど、やはり私が考えますに、この健康寿命を延ばす政策というところから、今いろいろ話題になっております日本版CCRCというところもですね、つながっていくかと思えます。今、報道などでも時々、これに関する記事もありますし、そしてまた、奄美群島内にもこの日本版CCRCを目指すということで手を挙げている自治体もあるわけでありまして。先般からの一般質問におきまして、奄美市はそういった医療、福祉面の充実、全国でもトップレベルであるというような考え方もあって、本当にその仕事、退職されてからですね、その老後と言いますか、老後と言ってもまだまだ元気なシニア世代がですね、日本中にはいっぱいいるわけなんですけれども、そういった方々、一度こう海外にも出たりもされたりするんですけど、やっぱりいろいろ言葉の問題とか生活習慣の問題とかもあって、やっぱり日本の国内で探そうとしている風潮もある中で、やっぱり奄美市としてもその独自性と言いますか、強みと言いますか、やっぱりそういうところももう一度しっかりですね、光を当てて取り組めるべきものは取り組んでいくべきじゃないかなというふうに考えますので、こういった質問をさせていただいたわけなんですけども、ちなみに前も聞いたんですが、奄美市として、この日本版CCRCを目指すということについての認識はいかがでしょうか。

企画調整課長（三原裕樹君） おっしゃいますとおり、徳之島のほうでは掲げて、実際戦略に盛り込んでいるという話も伺っております。本市におきまして、国のほうでも大きな政策として掲げております。今回のまだ、せい、総合戦略案にはまだ日本版CCRCということで戦略としては掲げておりませんが、また有識者会議、議会の皆さんの意見をお伺いしながら、その今後の取組みについて検討してまいりたいと考えております。

13番（安田壮平君） はい、了解しました。また機会を別に設けていただいて、議会ともですね、この地方創生に向けた、総合戦略策定に向けた話し合いの場がいただけるということですので、そういった機会も生かしていきたいと思えます。

もう一つ、この総合戦略に対して、素案ではあるんですけども、思うこととして、この世界自然遺産登録の推進についてですね、位置付けが非常に弱いのではないかなというふうに感じます。本当に様々な数の施策というか、テーマがある中で、世界自然遺産登録の推進というのがですね、8の6と、1の1から始まってですね、ようやく8の6に出てくるということで、もちろんその途中途中でも近隣世界自然遺産地域との連携とかいろいろ出てくるんですけども、まずは奄美のその地方創生というか、奄美がしっかりですね、2060年人口、今の8割を維持するにはですね、やっぱりこの世界自然遺産

を目指さなくてはならないと私は思うんですが、その割にはその位置付けが非常に弱いなということを感じるんですが、それについての認識はいかがでしょうか。

企画調整課長（三原裕樹君） 世界自然遺産登録については、奄美の豊かな自然を次世代に継承することと併せ、交流人口の拡大に向けても重要な政策でございます。奄美大島5市町村で策定いたします奄美大島総合戦略におきましても、奄美大島の伝統文化や豊かな自然環境を5市町村共有の資産として活用し、奄美大島全体の振興を目指すという基本的な考え方を5市町村長で取り決めたところでもございます。また、本市総合戦略におきましても、世界自然遺産登録に向けた各種施策を記載しているところでもございます。一方で、先日の民間有識者等による総合戦略会議の中では、世界自然遺産登録は決してゴールではなく、通過点に過ぎないため、遺産登録だけでなく環境保全についても記載すべきという御意見もございました。いずれにいたしましても、記載方法などにつきましては、市民の皆様にも御理解いただけるよう工夫をしまいたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

13番（安田壮平君） もちろん、世界自然遺産というのは大島・徳之島、そして沖縄も含む広範囲なものでありますし、奄美市だけがですね、一生懸命やってももちろん登録ができるというものではないと思うんですけれども、そしてまた、大島版の、大島全体版の総合戦略では是非盛り込みたいということでもありますので、そこは期待をしたいと思っておりますが、それでもやっぱり、今日本全国に世界遺産、文化遺産、自然遺産合わせてもう10数件あるわけなんですけれども、どの地域においてもですね、やっぱりその、もちろん世界遺産だけを頼りにしてはいけないんですけども、やっぱりそれを中心に様々な施策を行ったり、まちづくりを行っているということで、やっぱりその地域の中心という考えがですね、あります。もちろん、登録が目的ではなく、ゴールではなく、そこから先がまた、更に大きな課題であるという認識にも立って、それでも一生懸命やることで人がどんどん集まってくると。例えば、屋久島においてはこの世界遺産の効果もあって、その人口減少がストップしているというような言われ方もされますので、やっぱりこの奄美大島が将来生き残っていくためにも、これは本当、欠かせない要素であると思います。だからこそ本当にですね、力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。また、改めてちょっと、地方創生総合戦略についていろいろ意見交換をしながら、もっともっと、今でも非常にいいものができてきていると思うんですけれども、プラスまた我々のほうからも気付いた、よりよい提案をさせていただきたいと思っております。

その中で1点ですね。確かに人口の目標を作り、特殊出生率の目標を掲げ、それに対して様々な雇用政策であり、子育て支援政策、そういうものを行って行って、何とかこの人口減少を維持しようという、そのプロセスと言いますか、取組の手順というものは確かにそのとおりでと思うんですけれども、ただ1点、やっぱり見逃してはならないのが、一言で、端的に言えばその住民1人当たりの所得をどのように高めていくか。要は本当に一人ひとりが経済的にですね、豊かに、豊かな地域になっていけば、恐らく自ずと人は集まってくるんじゃないかなというふうにも思います。もちろん、そのためにも何かしら仕事を興していく必要があるんで、どちらが先かということとは言えないわけなんですけれども、ただやっぱりこの、この所得というものをですね、非常に重要な指標、指数になっていくと思います。KPIと呼ばれるものにですね、なっていくと思っておりますので、やっぱりこれも、是非とも主要な、KPIの中に位置付けをしていただくよう提案をしまして、次の本庁舎建設について伺ってまいります。

まずは、建設計画の概要についてなんですけれども、スケジュールと建設費用についてお示しをお願いします。

企画調整課長（三原裕樹君） まず、建設計画のスケジュールについてお答えいたします。基本設計につきましては、平成27年10月21日までに完了し、引き続き平成28年8月末まで実施設計を進めております。その間、公民館の解体を平成28年度前半に行い、その跡地に来庁者用の仮駐車場を整備い

たします。その後、現在の立体駐車場や別館、第3別館等の解体工事を行いまして、平成28年度中に本庁舎建設工事を発注し、平成30年度中の新庁舎建設を予定いたしております。新庁舎完成後、現庁舎からの移転作業を進め、平成31年初旬までには新庁舎での業務を開始する予定でございます。移転完了後、現庁舎を解体し、外構工事等の整備を行い、平成31年度末には本庁舎建設事業にかかる全ての業務が終了する予定となっております。

次に、建設費用についてお答えいたします。基本設計完了時における概算工事費でございますが、本体建設費、解体、外構、その他、その他経費を含めまして、約59億7,000万円が見込まれております。この概算額につきましては、基本設計完了時での概算額でありまして、現在実施設計の業務委託を進めておりますが、詳細な事業費につきましてはその実施設計において示されることとなりますので、御理解をお願いいたします。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。大まかなところは分かりまして、平成31年の初旬ごろには新しい庁舎の運用が開始するということですので、あと本当に3年ちょっとですね、新しい庁舎を使っていくことになるということであるんですけど、そしてまた、ちょっと建設費用については基本設計の段階で、ちょっとこれまで伺っていた55億円から1割程度増えたのかなというふうに思いまして、今後実施設計の中で、場合によってはまたこれが変動する可能性もありますので、やっぱりここはしっかり、抑えるところは抑えていただいて、今もちろん庁舎整備基金などで、奄美市の負担する部分です、しっかり基金として積み上げていることとは思いますが、やっぱりあんまりふくらまないようにですね、これはもう議会としてもしっかりチェックをさせていただきたいと思うところであります。

ちょっと（2）と（3）を入れ替えまして、先に（3）のほうから伺いますが、公民館の再建計画についてであります。来年4月には今の市役所横にあります、名瀬公民館が解体をされて、仮設駐車場が整備をされていくということなんですけど、この公民館、使えなくなるということで、特にホールですね、300人余りが入るホールが使えなくなるということで、非常に今市民の皆様からもですね、不満というか、苦情に近い声をたくさん聞いているわけなんですけれども、これについて再建計画があるのか、あるとすればどの時期に示されるのかということをお伺いしたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それではお答えをいたします。公民館の再建につきましては、中心市街地活性化基本計画の中で生涯学習センターとして計画をされているところでありますが、現段階では計画をしております土地、つまり測候所の移転が未確定ということでございまして、まだはっきりとした見通しが立たない状況でございます。そのため、早期の再建が可能な建設地がないかどうか、そういうことを含めまして、今県と協議中でございますので、時期につきましては今しばらく時間を要しますので、御理解をお願いいたします。

13番（安田壮平君） ちなみに、もともとはその生涯学習センターという構想があったということですが、今後造るその公民館の代替施設にはしっかりとそういった中・小規模のホールというものをしっかりと入れていただけるという認識でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 新しく公民館を建設をする場合には、規模は今のとおりがどうかは別といたしまして、ホールの機能は必要であろうと思っておりますので、そういったことも計画の中には是非入れていただくように、こちらのほうも努力をしたいと思っております。

13番（安田壮平君） 分かりました。我々のほうもこのことはしっかりこれからも見させ、見させていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、今お隣、名瀬公民館、民間のNPO法人が指定管理者を受けまして、指定管理者を受けて今年で恐らく5年目になるんじゃないかと思うんですけど、毎

年利用者数が伸びていたということで、昨年度は8万2,000人、これはもう本当にこの10年ぐらいで一番多い利用者、あったと。また、その8万2,000人のうちの約4分の1がですね、ホールを使っていると、約2万人が、年間2万人がホールを使っているということでもあります。ちなみに、ホールの使用件数が大体1年間で250件ですので、250件の中には昼・夜こう重複して借りた件数とかもあると思うんですけど、それでも多分1年間の半分、半々、半分の日はですね、多分ホールを使っている、それだけの需要がある施設でありますので、やっぱりそれが使えなくなるということのその不便さというものはですね、本当に影響は大きいんじゃないかなと思います。やっぱり、そうでありながら、まだ来年4月以降ですね、公民館が使えなくなるということを知らない市民の方が多数いらっしゃると思いますので、その辺の周知、広報は、教育委員会、生涯学習課のお仕事だろうと思うんですけど、これはまだ十分されていないのではないかと指摘も伺っています。こう、こういう市民にとって不利益を被るようなですね、不都合なことをですね、本当はもっともっと、不都合だからこそもっともっと早くですね、情報を提供していかないといけない、情報を発信していかないといけないと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 公民館の解体につきましては、アマミーナさんのほうでも講座の中で今年度いっぱい公民館が取り壊しになりますというお話はされております。それでまず、講座の皆さんにはそれでお話が通じると思うんですが、一般の市民の方にはまだ、先ほどおっしゃられたように、まだその情報が伝わってないということでございますので、その辺につきましては、生涯学習課のほうとちょっと相談をいたしまして、また周知のほうに努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

13番（安田壮平君） 今、名瀬公民館のほう行ってもですね、どこにもそういった張り紙と言いますか、掲示もありませんので、やっぱりどのように市民の皆様に早く伝えるかということ、とても大事だと思いますので、是非迅速な取組をお願いしたいと思います。来年度以降は代替施設として紬会館使うということなんですけれども、そうした場合に指定管理料の算定というものがどのようになっていくのかということ、ちょっと伺いたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今、御案内のとおりでございますが、公民館の代替機能ということで、新しい公民館が建つまでの間は紬組合の7階の場所を公民館の講座、それから事務所として使わせていただくということにしております。お尋ねのその指定管理料についてですが、公民館講座、あるいはそれ自体を行う施設自体が変更になるということでございますので、そこでかかる維持費、こういったものが当然変わってくるというふうに考えております。また、収入につきましても、先ほどから話に出ておりますが、ホールがないということもありまして、収入のほうの減額というのも当然想定がされております。紬会館でどれほどの支出、または収入に差が出るのかということについては、今のところ資料がございませんので、これにつきましてはですね、契約の中にありますように指定管理者側の責めに期さない事項でありますので、これは紬会館に移ったあと、その実際の収入の状況、それから支出の状況、そういったものを見させていただいた上で、適正な管理料というのを算定をして、指定管理者側と協議の上で対応をしまいたいというふうに考えております。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。指定管理者もやっぱり民間団体でありますので、人も雇っておりますし、そういった資金繰りなどもどうしても出てきますので、やっぱりそういった協議をして決めるにしてもですね、やっぱり早め早めの、そしてまた、そういった経営に配慮をした、そういう協議をしていただかないとですね、やっぱりなかなか、大分施設が変わってしまいますので、そういったところへの配慮は是非ともお願いをしたいと思います。ちなみに、やっぱりこの町中にあった公民館と違

って、本当にいろいろな面でアクセスが不便な細会館のほうに行くことになるわけなんですけれども、例えばやっぱり駐車場の問題、バス停の問題、特に高齢者や子どもたちがですね、ちょっと遠いところ、そしてまた車通りが多いところでもありますので、そういったところにもしっかりと安全性の確保と言いますか、配慮をしていただきたいですし、そしてまた、細会館の7階のほうでは音楽に関する講座ができないと、音楽に関する教室とかもう一切できなくなるということなので、そうした場合、ほかの分館に行くか、若しくは文化センターに行くかというところで、文化センターは利用料が高いというような事情もありますので、本当にその文化を、文化的活動をされる方、音楽活動される方、そういうところへのですね、奄美市の取組がこれまでも弱いというふうに言われてきたんですけれども、だからこそその文化センターの利用料見直すなりですね、やっぱりこういったところへの配慮もお願いをしたいと思います。

もう一つ、地震、津波等の対策なんですけれども、新しいところに行ったときですね、万が一の、地上7階ですので、そしてまた、エレベーターなどもありますので、この地震、津波等の災害が起こった場合もですね、どういったその対応マニュアルと言いますか、やっていくのか、そこもですね、是非今後しっかりと取り組んでいただきたいというふうにお願いをしまして、最後の財政計画についてお伺いをしたいと思います。

先ほども庁舎建設にかかる59億7,000万円というお金もありますし、ちょうどこの頃がですね、給食センター建設とか市の大型プロジェクト、重なる時期であるというふうに考えますので、それに伴っての質問になります。今後、午前中閣議員のお話もありましたが、一本算定に向けて激減緩和期間に入りますが、交付税の減少により影響を受けないのかというところ、お願いしたいと思います。

財政課長（前田和男君） 交付税の一本算定による影響を受けないかということですが、本庁舎建設につきましては、御質問の中でもございましたように、合併特例債及び庁舎整備基金で対応することといたしています。建設事業費が59.7億円と想定した場合の財源内訳でございますが、建設事業費の95パーセント、約57億円は交付税参入率70パーセントの合併特例債を活用いたします。そういたしますと、うち、このうち70パーセントですので40億円、元金が、それに償還利子の70パーセントが交付税措置をされるという形になります。この交付税措置額につきましては、算定替えでも一本算定でも実際の償還額の70パーセントが交付税の算定の基礎になります。従いまして、一本算定になったからということでの影響は受けないものであります。更に建設に必要な一般財源、建設当時の約3億円、それと償還費のうち交付税措置がされない30パーセント、元金17億円と利子を含めて約21億円と想定しておりますが、合計24億円を庁舎整備基金で確保することといたしております。現在、約21億6,000万円程度の庁舎整備基金を保有しておりますので、残り2億4,000万円を平成30年度末までの早い時期に積み立てることにより、財源は確実に担保できるということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

13番（安田壮平君） はい。庁舎整備に関してはこういう計画であるので、交付税の影響はないだろうということであります。ちなみにですね、市債及び公債費の予測推移並びに経常収支率、実質公債費率、将来負担比率の予測推移についてもお示しをお願いします。

財政課長（前田和男君） お答えします。市債につきましては、26年度決算が33億6,000万円、35年度末では28億9,000万円の発行予定としてあります。公債費につきましては26年度決算で40億4,000万円、35年度末では40億7,000万円というふうに試算しております。経常収支比率につきましては、26年度決算で91.2パーセント、35年度末では92.5パーセント程度を想定しています。実質公債費率につきましては26年度決算で10.3、これは算定替えですので一本算定で仮に直しますと11.5になります。これに対して35年度末で11.0。同様に将来負担比

率が平成26年度決算で57.8、これも一本算定に直しますと63.9となりますが、これに対し平成35年度末で60.3を見込んでおります。以上です。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。また、今後もこの財政計画については、またしっかり見させていただきます。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 以上で、自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後3時34分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後3時50分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 津畑 誠君の発言を許可いたします。

4番（津畑 誠君） 皆さん、こんにちは。無所属の津畑 誠でございます。私は先日の奄美市議会議員選挙におきましては、多くの皆様から大きな御支援をいただき、市議会の場で活動する機会を与えていただきました。本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。市民の皆様方の代表として、市民の皆様の貴重な税金から報酬を得ていることに責任の重大さを感じ、身の引き締まる思いであります。市民の皆様への感謝と御恩を忘れずに、奄美市を活性化し、市民の皆様の生活を豊かにしたいという今の初心を忘れずに、議員活動に全身全霊努めてまいり所存であります。皆様方の御指導、御鞭撻など、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私が今奄美市について感じている所見を述べさせていただきます。改正奄美振興法が昨年、平成26年4月に、関係する皆様方の多大なご尽力により施行されています。これに伴い、奄美群島振興交付金が創設され、航路・航空運賃の軽減制度の実施により、特に成田・奄美大島間のバニラエアの就航、JAL、JACによる割引運賃の拡大により、航空路運賃は大きく軽減され、観光客、帰省客も増加しているものと感じております。また、近年タイや中国・台湾などから日本を訪れる人々が大幅に増加しています。この傾向は今後更に著しいものになると思われます。日本を何度も訪れるリピーターは買い物だけでなく、自然、環境、祭り、地域の飲み物、料理など日本そのものを感じたいと思うようになると考えられます。奄美大島は本土から見れば遠く、地理的に不利な場所にあると考えられています。しかし、東南アジア・中国から見れば本土より近くにあり、これらの地域の観光地として、今後大きく注目されるものと確信しております。更に世界自然遺産登録という追い風も目前です。今後の奄美は大きな可能性を持った地域であり、今後何年かは未来へ向けた活力ある奄美大島を構築していくための重要な時期であると痛感しております。私はお年寄りが安心・安全に暮らせる地域づくり、安心して子育てができる環境づくり、安心して教育を受けられる環境づくり、市民の誰もが働きやすい環境づくり、奄美市が活性化できる仕組みづくりを目標として、奄美市議会議員になりました。これらの目標の実現には様々な課題を乗り越えていかなければならないと思います。その重要な課題を幾つか挙げてみたいと思います。まず、第1に奄美市の財政基盤の安定です。奄美市の財政は平成27年度当初予算では対前年度比、対前年度で市税が約6,900万円、そして地方交付税が約2億6,800万円減額され、厳しい状況です。また、合併による合併特例債は合併から15年、平成32年度までの発行です。その後、奄美市は危機的な財政状況を迎えるのではと危惧しております。第2に、人口減少の問題です。町・字別人口の推移を見れば、旧名瀬市の合併前の人口は4万1,049人ですが、本年10月31日現在の住民登録月報人口は3万7,497人です。この10年で3,500人余りの減少です。旧笠利町の合併前の人口は6,784人ですが、本年10月31日現在の住民登録月報人口は5,865人です。この10年で900人余りの減少になっております。また、旧住用村の合併前の人口は1,7

84人ですが、本年10月31日現在の住民登録月報人口は1,362人です。この10年で400人余りの減少となっております。合併後、この10年で奄美市は全体で4,800人以上、人口が減少しています。生産年齢人口の減少、高齢化率の進行は奄美市経済の活性化を奪い、生活水準や公共サービスの質が徐々に低下していくものと考えられます。第3に雇用の場の創出です。これは生産年齢人口の減少問題とも関連する問題です。生産年齢人口に該当する人が、奄美市にUターン、Iターンをしたくても働く場所がなければ、奄美市に定住することは厳しいものがあると思われま。これら以外にも課題は山積していますが、私は市民の皆様、議員の皆様及び各行政当局の皆様と議論を重ね、御指導をいただきながら、私の考えを積極的に提言し、奄美市民の一人一人が奄美市民でよかったと思われるような、奄美市の活性化に全身全霊で取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。最初に、ふるさと納税制度に対する奄美市の取組についてですが、私はふるさと納税制度は第1に奄美市の自主財源の確保、第2に地域産業の活性化による雇用の創出、この二つの効果をもたらす奄美市活性化の切り札になる制度であると考えております。第1の効果である自主財源の確保ですが、奄美市の本年度当初予算の自主財源は全体の歳入額の18.3パーセントです。あとの81.7パーセントは国や起債による借りに依存している状況です。そのため、奄美市が行う事業はほとんどが国や県の関与している事業であり、奄美市だけの考えで実行できる事業は限られています。国や県の関与なしに奄美市独自の事業を施行するため、地方自治体における税外収入の確保に非常に有力であり、自主財源の乏しい地方自治体にとって貴重な自主財源を確保できるふるさと納税制度を推進する必要があると考えております。また、奄美市が貴重な寄附金で奄美独自の個性あるまちづくりや奄美市の課題を解決することで、寄附をした方々にとっても意義ある寄附となり、奄美市と寄附をした方々等を結ぶ新たな関係を築くチャンスでもあります。ふるさと納税は寄附金扱いになりますので、国から見て自治体の税収が増加したことにはならず、地方交付税の交付算定上、考慮される基準財政収入減額が、基準財政収入額には影響しません。つまり、ふるさと納税を受けた自治体は寄附金のすべてが収入増につながります。寄附をした方々にお礼の品を出せるのもこのためです。第2の効果である地域産業の活性化による雇用の創出ですが、一定額以上の寄附をしていただいた方々に寄附額の半額相当額にあたる奄美市の農産物、畜産物、林産物、海産物、大島紬、黒糖焼酎、地元ホテルの宿泊券、地元飲食店でのお食事券、地元商店街でのお買い物券、民芸品、工芸品、船釣り体験、スギ花粉避粉地体験セラピー、奄美自然体験観光などをお礼の品として選択してもらえば、今までなかなか知ってもらえなかった魅力的な特産品や観光資源などを全国の方々に知ってもらい、奄美市の活性化を図る手段になります。奄美市の農業、水産業、林業、商店街、観光業など、地域産業の活性化に大きな効果をもたらすものと考えられます。お礼の品を提供するのはそのほとんどが奄美市内の中小事業者ですので、直接売り上げが増え、その経済効果も直接的で影響が大きいと言えます。地元の事業者の皆様は費用をかけずに全国に広告、宣伝でき、大きな効果が期待できます。これは生産者、商店街、観光事業者などの意欲的な取組にもつながり、産業活性化に多大な影響があるものと考えられます。また、奄美市の魅力や観光地を全国にPRできます。全国に世界自然遺産候補地からする発信はインパクトが大きいものと言えます。このお礼の品の提供による地域産業の活性化は各事業者の業務の拡張につながり、雇用の場が創出されます。雇用の場が創出されれば15歳から64歳までの生産年齢の増加につながり、人口減少の抑制効果があるものと考えられます。ふるさと納税は地域活性化の起爆剤になりえる可能性を秘めています。本年6月の第2回奄美市定例議会において、総務部長は自主財源確保の方策として、今後地方創生関係予算など、国や県など様々な支援措置が講じられることとなりますので、これらを活用して地域経済の活性化を図りながら、市税等の自主財源の増収を図ってまいりたいというふうに考えておりますと答弁しております。確かに、国や県などの支援措置を待つのもいいと思います。しかし、政府が来年度からふるさと納税制度を拡充し、起業版ふるさと納税の制度の実施を検討していることも踏まえると、国や県などの支援措置と併せて奄美市がスピード感を持って、積極的に

自ら自主財源を確保するために行動する必要があるのではないかと考えます。私の手元に、国が本年9月2日から10月7日に、全国のふるさと地方団体に対してふるさと納税の実績、効果について調査したふるさと納税に関する現況調査の公表資料があります。この国の資料のもとに、全国の自治体の動向を申し上げますと、昨年度、平成26年度、1年間に全国の地方自治体が受け入れたふるさと納税の金額は389億2,300万円です。これが本年度、平成27年度4月から9月までの半年間の金額は前年度、平成26年度1年間の金額をはるかに上回る、453億5,500万円です。ふるさと納税に関する現況調査において、国からの今後どのように地方創生につなげていくかも含め、ふるさと納税制度についてどう考えているか記入してくださいとの質問に対して、奄美市はふるさと納税制度はお世話になったふるさとや応援したいふるさとへの思いを寄附という形で表すために創設されたものと思いますので、本市ではその趣旨に沿うよう、ふるさと納税制度を実施している。ふるさと納税を地方創生にどのようにつなげていくか、いかないのかについては今後検討していきたいと回答しています。これに対し、沖縄県の石垣市は近年、メディアでもふるさと納税が多く取り上げられたことにより、制度や魅力が周知され、とても勢いがついていると思う。その勢いを活用して、石垣市の特産品や島のことを広く知ってもらい、島のファンの獲得、観光客の増加、移住希望者の受入など地域の活性化へとつなげていきたいと回答しています。また、宮崎県都城市はふるさと納税制度は地方創生の入り口であり、切り札にもなりうる。まずは本市の対外PRに活用し、たくさんの方に知ってもらおうきっかけとする。その後はほかの地方創生に関係する事業に波及させたいと回答し、このように日本国内の多くの自治体が積極的にふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保、地方創生に取り組む姿勢が顕著です。ここで伺います。奄美市の回答したふるさと納税を地方創生にどのようにつなげていくのか、いかないのかについては今後検討していきたいとの回答は、ふるさと納税制度が創設され7年を経過していますが、あまりにも意思決定に時間を要し、スピード感がないように見えます。ほかの多くの自治体が地方創生の有効な手段と考えていることを踏まえた上で、今日現在、この回答書に記載されたような見解なのかお伺いいたします。

次に質問からは発言席にてさせていただきます。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

企画調整課長（三原裕樹君） 本市におきましては、平成20年度よりふるさと納税制度を実施いたしております。また、平成25年度からは寄附者に奄美を少しでも感じていただきたいとの思いから、季節のフルーツなどを贈呈させていただいております。一方、地域振興にもこれまで取り組んできているところでございますが、地方創生にむけた総合戦略につきましては、平成26年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生法において自治体が平成27年度中に策定することが規定されたもので、現在その作業を進めているところでございます。議員御指摘の調査回答につきましては、回答時点が地方創生に向けた総合戦略の策定に取り掛かった直後であったため、どのようにふるさと納税につなげていくかを含め検討したいとの趣旨で回答したものでございます。本市がふるさと納税を募集する際には、1集落1ブランド事業や定住促進対策、人材育成事業、地域文化の保存と継承など四つの用途を選択できることとなっております。この四つの用途につきましては、本市が策定を進めております総合戦略案において合致するものも多いことから、今回の総合戦略の具体的な施策としてふるさと納税の推進を位置付け、今後積極的に推進してまいりますので御理解をお願いいたします。

4番（津畑 誠君） 是非とも、一生懸命取り組んでもらいたいと思います。よろしく申し上げます。奄美市は本年4月から9月まで、この6か月間でふるさと納税を約300万円受け入れています。前年度、平成26年度1年間の受入額は約564万円です。本年4月から9月末までの半年間でのふるさと納税受入額、全国トップの自治体は宮崎県の都城市です。都城市は本年の4月から9月までのこの6か

月間で、ふるさと納税を約13億3,300万円受け入れています。前年度同時期の平成26年4月から9月までの都城市のふるさと納税受入額は108万5,000円です。これは平成26年10月からふるさと納税のお礼の特産品をリニューアルし、寄附受付方法も寄附者の利便性を上げたことから、その後の半年間で驚異的な伸びを示し、平成26年度1年間では約5億円を受け入れています。都城市はふるさと納税の効果として、様々な効果があるが、ふるさと納税の経済面での効果として、1、6次産業化に向けた取組みを推進し、新規取組事業者10件、新商品開発24件につながった、2、お礼の特産品にかかわる委託料はすべて地元へ落ちているため、地元への経済効果が高い。更に経済面以外での効果として、3、人的交流の増加につながった。都城市の対外PRに大きく貢献した。4、ふるさと納税に関する取組により、地元事業者の意欲的な取組みや品質向上の意識改革、職員の意識の高まりがあったと回答しています。奄美市も平成25年度から返礼品を贈呈し、本年6月からクレジット決済も開始しております。しかし、奄美市のお礼品はパッションやタンカンなどのフルーツ、または加工品の詰め合わせを奄美市自身が選んで寄附をしていただいた方に一方的に送付している状況です。私の手元に昨年度全国1位の約14億6,000万円を受け入れた長崎県平戸市が作成したやらんば平戸応援寄附金と記載された平戸市のふるさと納税カタログがあります。ちなみに、平戸市と比較し奄美市のほうが人口も財政規模も大きいわけですが、この平戸市の作成しているカタログを見れば、右から開けば返礼商品のラインナップが100種類以上記載され、左から開けばふるさと納税の仕組みが記載されています。このようにふるさと納税額の伸びの著しい自治体はクレジット決済は当然であり、何より多数の地元特産品や地元宿泊券、旅行券などをお礼の品として用意し、寄附をした方々にお礼の品を選んでいただくよう、カタログをいろいろ工夫しています。また、金額に応じたポイント制も導入して、翌年度以降も寄附が継続するようにしております。この平戸市のふるさと納税に関する現況調査の回答を見れば、ふるさと納税の経済面での効果として、1、安心出産支援事業により市民の負担軽減の効果があつた。2、創業支援、移住・定住環境整備による税収増加及び消費拡大の効果が期待される。3、世界遺産登録推進事業で周辺環境を整備し、PRを行うことによる観光客の増加などの効果が期待される。更に経済面以外での効果として、4、自治会、掲示板設置事業及びフラワーガイド事業により、地域の活性化や環境美化に貢献する効果があつた。5、ICT教育の導入により、生徒の主体的な学習活動への参加や学習意欲、思考力、判断力などの向上につながる。6、創業支援により地場産業の活性化及び就労先の増加につながる。7、移住・定住環境整備により、人口減少の抑制につながることを期待する、と回答しています。私はふるさと納税制度に対する奄美市の待ちの姿勢である取組みを、攻めの姿勢に変える必要があるのではないかと考えています。そこで私は、ふるさと納税制度に対する取り組みについて、具体的な提言をしたいと思います。

第1にミカンコミバエ種群の再侵入により出荷制限を受けている関係者を救済するために、今日にでもすぐに行動していただきたいことがあります。奄美市のふるさと納税の寄附金の使途を拡張していただきたいと思います。ふるさと納税寄附申込書によれば、現在寄附金の使途は、1、1集落1ブランド事業、島の宝を生かした地域力による活性化。2、定住促進対策、活力ある地域づくり、情報発信、受入体制の整備等。3、人材育成、今後の奄美市を担う人づくり。4、地域文化の保存、継承。島を未来に受け継ぐ。5、その他。指定がない場合は1から4のいずれか事業に活用いたしますとなっております。この寄附をする方々の寄附金の使途の選択分野について項目を増やし、ミカンコミバエ種群再侵入にかかわる緊急支援事業を新たに明確に記載し、報道等で全国的に注目を集めているこの時期にふるさと納税による支援金を集めることができるのではないかと思います。日本農業新聞の11月8日付の記事によれば、本年9月9日から11日にかけて発生した関東・東北豪雨により大きな被害を受けた茨城県常総市で、ふるさと納税を活用した支援が急増している。広範囲で浸水し多くの農家などが被災したことから、市から返礼の特産品が送れない状況だが、ふるさと納税の申し込み金額は既に2億円を突破、ネットを通じて暖かい善意の輪が全国に広がっている。同市ではこれまで納税の返礼として、地元特産の牛肉などの農畜産物を送っていたが、水害によって多くの農家が被災、メロンや日立牛、煎餅と

いった地元の特産品を用意できなくなった。それでもインターネット上で各地のふるさと納税情報を紹介するサイトなどを通して、支援を募集したところ、納税の申込件数は返礼品がないにもかかわらず、11月2日時点で既に約3,000件を突破、振込済みの金額だけでも約2億円、見舞金を含めると4億9,200万円ほどになっており、返礼品のあった昨年1年間の16件、129万円をはるかに上回ったとなっています。このように、常総市では昨年度は年間129万円ですが、今年9月の豪雨により多くの農家が被災し、市から返礼の特産品が送れない状況にもかかわらず、2か月間で振込済みの金額だけでも約2億円、見舞金を含めると約4億9,000円の支援がしております。そこで、奄美市のふるさと納税の寄附金の使途に、ミカンコミバエ種群再侵入にかかわる緊急支援事業を追加し、積極的に奄美市のホームページ、フェイスブック等で全国的な支援を求め、訴えていく考えはないのか伺いたします。

企画調整課長（三原裕樹君） 現在、ミカンコミバエの対策につきましては、国・県・市町村一丸となつて、一刻も早い根絶に向けた取組が行われているところでございます。また、ミカンコミバエ被害による農作物の補償につきましても、先般県より買い上げ価格、単価が示され、自家消費分につきましても買い上げ単価を設定し、原則全量廃棄による早期根絶を目指し取り組んでいるところでございます。議員御案内のとおり、東日本大震災や洪水災害からの復興支援をふるさと納税の緊急支援の使途とする取組みが、全国の幾つかの自治体で行われております。議員御提案のミカンコミバエ種群再侵入にかかる緊急支援事業を追加し、全国的な支援を求める件につきましても、取組の一つとして理解をしておりますものの、他の農作物や加工、流通業界との関係、またその具体的な使途や支援対象範囲など、現時点では総合的に検討していかなければならない課題も多いものと考えております。まずは県の買い上げ補償の状況を見守りつつ、一刻も早い根絶を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。失礼しました。是非とも皆様が納得いかれるようなことでお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

そこで、奄美市のふるさと納税の寄附金の使途に、失礼しました。全国でふるさと納税セミナーを実施している専門家に来島していただき、ふるさと納税を通じた産業振興、観光誘致、定住促進などの地域活性化に向けた全国の代表的な自治体の取組実例を多数紹介してもらい、市役所職員、議会、市民等がふるさと納税に対する認識を深める必要があると思います。そこで、本年度内に奄美市の主催によるふるさと納税制度を活用した地域創生を演題としたふるさと納税に関する講演会を開催する考えはないのか、伺いたします。

企画調整課長（三原裕樹君） 議員御提案のふるさと納税講演会につきましては、ふるさと納税を活用した全国的な事例を学び、市職員のふるさと納税に対する理解度を深めるだけでなく、広く市民の皆様にも制度を浸透する効果が期待されますので、今年度中の開催に向け、検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

4番（津畑 誠君） ありがとうございます。国のふるさと納税に関する現況調査の公表資料を見れば、ふるさと納税の受入額及び受入件数が増加した理由として、各地方自治体が回答したトップ項目は返礼品の充実です。私は奄美市のお礼の品として、先ほど申し上げましたように、農産物、畜産物、林産物、海産物、大島紬、黒糖焼酎、地元ホテルの宿泊券、地元飲食店でのお食事券、地元商店街でのお買い物券、民芸品、工芸品、船釣り体験、スギ花粉避粉体験セラピー、奄美自然体験観光などがあるかと思えます。そこで、寄附をした方々がお礼の品を選択できるようにカタログ作成すること、及び翌年度に継続できるように寄附金額に応じたポイント制を導入することはできないか、伺いたします。

企画調整課長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、全国の市町村の中でふるさと納税寄附者を、寄附額を伸ばしている自治体におきましては、お礼品のカタログ作成や寄附金のポイント制など、様々な工夫を行いながらふるさと納税を推進している事例がございます。ふるさと納税を推進するにあたり、効果的かつ寄附者に奄美を身近に感じていただけるような推進方法につきましては、全国の事例や議員御提案を参考にしながら、今現在、検討している最中でありますので、御理解をお願いいたします。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。是非とも早急にお取り組みをお願いいたします。

ふるさと納税に対する市の組織体制についてですが、鹿児島県庁は県外事務所に勤務する全職員をふるさと納税推進員として位置付けています。奄美市は市長、部課長級職員及び奄美市以外の勤務職員全員をふるさと納税推進員として位置付けることはできませんか。また、市の財政課、または税務課内にふるさと納税推進班の設置についての見解をお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） 津畑議員にお答えいたします。いろんな御提言を賜りました。確かに本市においてふるさと納税を受け入れるについて、座して待っていたわけではございませんが、ふるさと納税体制を整えて、約7年近くなります。当初、事業者のほうからの納税が大変多くございました。奄美市から県市長会に発言をし、県市長会から九州市長会に発言をし、そして全国市長会において取り上げられて、法が改正になり、去年からサラリーマンによる納税制度の簡易化、確定申告時における納税の事務の簡素化になりました。そのように事業者が納税時の軽減される資料の送付、そしてサラリーマンにおいても同様の措置をしていただきたいということで、サラリーマンの場合は大変煩わしい手順を経て納税するということがありましたので、それを簡便化、簡易化していただきたいということがようやく国にも認めていただいて、全国においてこのふるさと納税制がわーっと広がってまいりました。議員がおっしゃるように、本市においてはまだ3,000万円を超える相当しかございません。1年間で4億も5億も集める地方もございます。それらのことを参考にしながら、ならばいかに自主財源を確保するかという意味において体制を整えなければいけないという思いを、議員と同じく持っているつもりであります。そこで、従来は各郷友会にお伺いしてのふるさと納税のPR、そして東京事務所を通じてのPR、大阪に派遣している職員による関西地域でのPR、また部課長によって出張時におけるPR、物産展におけるPRなどなどやってまいりましたが、それほど金額的な面から言いますと、まだ少ないわけですが、件数としては大変多うございます。奄美の自然遺産登録に使っていただきたい、ふるさとをよくするために使っていただきたい、青少年の健全育成に使っていただきたい、先ほど4項目挙げましたが、その他を含めて5項目、そちらに充当するような形で、御本人の意思を尊重して、現在使わせていただいているところであります。今後は、議員が御提案のとおり、よりよく広めて、自主財源を確保のために努めていかなければならない。そのためにはマンパワーがいります。組織体制が必要であります。そのことを踏まえて、現在検討中であります。そのことが速やかな形で体制を整え、人事配置ができるような体制を検討中でありますので、今どうか御理解を賜りたいと思います。以上です。

4番（津畑 誠君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後ですが、ふるさと納税制度への積極的取組に向けた平成28年度当初予算への必要経費の計上について、見解をお伺いいたします。

企画調整課長（三原裕樹君） 現在、本市の総合戦略案の具体策といたしまして、ふるさと納税の推進を位置付けております。平成28年度当初予算の中でふるさと納税推進について、例えば、ふるさとチョイスとの連携であるとか、ふるさと納税システムの構築であるとか、またカタログ、ポイント制の同意であるとか、そういった具体的な推進方法について検討中でございますので、御理解をお願いいたしま

す。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。私は県立大島高校でPTA役員をしていますが、昨年県立大島高校の甲子園初出場の快挙の際、島民の皆様やそして全国から集まった出身者の皆様方からなる大応援団が甲子園のアルプススタンドを奄美一色に染め、日本一の最優秀応援団賞を受賞したのを見て、奄美出身の皆様の強い郷土愛に深い感銘を受けました。全国にお住いの奄美出身者や奄美を応援する全国の皆さんへのふるさと納税の訴えで、ふるさと納税額は大きく伸びるものと確信しております。先ほど述べましたように、ふるさと納税は税外収入としての自主財源の増加、お礼品の提供で地域産業の活性化による雇用の場の創出、生産年齢人口の増加、更に市税等の自主財源の増収をもたらす奄美市活性化の起爆剤になりえるものと思います。

それでは、次の質問に入ります。昨年度、奄美群島振興交付金が創設され、航路・航空運賃の軽減制度の実施により、観光客、帰省客も増加しています。また、近い将来の世界自然遺産登録を考えると、国内だけでなく海外からの観光客の増加も見込まれ、交流人口は確実に増加するものと考えられます。来島客の受入体制の整備は急務であります。そこで、どこにいても安定した高速インターネット通信が可能な光回線によるインターネットからの情報は来島される方の生命線と言ってもいいぐらい、最も重要であると思います。また、私はこの光回線によるインターネット通信は、経済産業省が買い物弱者として定義している流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々、例えば近隣に店がない地区の住民、交通手段がない高齢者、子育て中で遠出できない主婦などの救済策にもなりえるものと思います。ネット通販の場合、自宅にいて本土から冷凍食品、果物などの食料品や本、衣類、その他ほとんどの商品が購入できます。送料無料の商品もあります。送料が高い商品については、近隣の方々と共同購入し送料を分割する方法もあります。高齢者の方などで視力が十分でない、またはパソコンを所有していない方は確かにネット通販を利用することは相当に厳しいものがあるかもしれません。しかし、地域コミュニティがしっかりしている地域では近隣で支え合う力が大きいと思いますので、ネット通販を利用している方に手続きをお願いするなどの方法があるかと思ひます。このように光回線の整備は多方面から必要性が求められています。奄美市では下方地区の一部、古見方・住用・笠利地区で光回線によるインターネットサービスが提供されていない状況です。この未整備地区についての光回線の整備は多くの予算が必要なことは分かりますが、奄美市として今後どのように整備を図っていく予定か、具体的な計画、目標時期を明確に打ち出すべきだと思ひます。現時点で何年を目途に光回線の整備に着手する予定か、お伺ひいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御案内のとおり、お話もございましたが、本地区においては住用地区、笠利地区の全域、また名瀬の下方地区の一部と古見方地区が光回線によるインターネットサービスが提供されていない地区となっております。この地域への光回線の整備につきましては、これまでも御質問いただいておりますが、本市におきましても未提供地区への整備は住民のインターネット利用環境や仕事の効率性、また新たなビジネスの創出や観光交流人口の拡大などにつながることを期待され、大変重要なことと考えております。しかしながら、当該地域への光回線の整備には多額の予算が必要なため、市単独での事業実施が難しいこと、また現行の国の制度は加入率などの要件や施設維持費などに多額の財政負担が生じることから、現在まで導入に至っていない状況であります。このような実情は全国の離島、過疎地域における共通課題ともなっており、全国市長会や全国離島振興協議会などを通じて、国へ新たな支援制度の創設を要望いたしております。併せて奄振事業を活用した広域的な整備の可能性について、大島本島内の他町村と連携し、奄美群島広域事務組合を窓口として、現在国との協議を行っているところです。このような状況を踏まえ、本市といたしましては平成29年度からの事業実施を目標に、可能な限り早期の整備に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。平成29年度ということですね。できればですね、もっと早急をお願いしたいところですが、再度またこの件はお話ししたいと思います、はい。

それでは、次の質問に移ります。奄美市では新しいまちづくりの指針として平成23年度から平成32年度までを計画期間とする奄美市総合計画を策定しております。その中で、魅力ある地域づくりに向けてとして、コミュニティ活動の推進を挙げております。具体的には集会施設など地域のコミュニティ活動を推進するための施設の充実、確保に努めますとなっております。自治体は地域のことをよく知る自治会を地域づくりのパートナーとして、住みよい地域づくりを進めるため、自治会を、自治会と連携して様々な生活課題に取り組んでいかなければならないと思います。自治会は地域住民の様々な要望に対し、環境整備活動や福祉活動、親睦活動、そしてまた住民生活に関する行政への協力など多種多様な活動を行っています。コミュニティ作りはまちづくりの基礎であり、コミュニティにおける活動を実質的に推し進めていくのが住民自治組織である自治会の大きな役割で、その拠点施設が自治会集会所です。そこで、奄美市名瀬朝日自治会においても、積極的に住みよい地域づくりに参加していますが、現在の集会所は老朽化して自治会活動に支障をきたしている状況です。地域づくりのパートナーである奄美市は、奄美市総合計画において集会施設など地域のコミュニティ活動を推進するための施設の充実、確保に努めますとしています。名瀬朝日自治会集会所について、新たな新設はできないのか、どのような具体的解決策を持っているのか伺います。この件は長年にわたり市にも要望しておりますので、市長の見解をお伺いいたします。

市民部長（則 敏光君） 朝日自治会が地域の皆さん、地域の様々なコミュニティ活動の基盤となって、精力的に活動していらっしゃることにつきましては、私ども大変ありがたく思っているところでございます。こうした活動の拠点としまして、集会施設が大きな要であることは議員と考え方を共通にいたしているところでございます。本市といたしましても、総合計画の中で施設の充実、確保を謳って、この整備を目指しているところでございます。この計画によりまして、新設、補修等に取り組んでいるところでございますが、新設の場合は多額の費用を要し、土地の確保に併せまして地元負担も生じることもございまして、大変難しい面がございます。朝日町地域におきましても、時期など明示して明確にお答えするのは、現段階では大変困難な状況でございます。平成24年2月にいただいた要望や現況などから、施設建設が地域住民にとりまして大きな課題になっていることは十分認識いたしております。引き続き、様々な補助事業等の導入を模索し、また自主財源の確保に今後努める中で、できるだけ早期に解決が図れないか、検討を続けてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。是非とも早急によりしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。台風、局地的な豪雨による土砂災害など思いがけない様々な災害が発生しており、市民も生命、身体、財産などの安全の確保が喫緊の課題となっております。このような中で消防団の責務はますます重大となり、名瀬朝日自治会地区の消防団員も自らの地域は自らで守るという愛護の精神に基づいて参加し、常備消防との連携のもと、地区住民を守るための昼夜を問わず消防活動にあたり、消防団が中心となり地域の総力を結集する地域防災力の充実、強化に努めているところです。ところが、人口増加が著しい輪内地区の中心部に位置しているにもかかわらず、この地区には消防車庫の設置及び消防車の配備がなされておられません。地区住民の生命、身体、財産などの安全の確保のために、消防車庫の設置及び消防車の配備は急務であると言えます。平成25年12月23日に消防団を中核とした地域防災力の充実、強化に関する法律が施行されています。この第8条において国及び地方公共団体はすべての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性はない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため必要な措置を

講ずるものとする」と規定しています。この規定の趣旨を踏まえ、名瀬朝日自治会地区における消防車庫の設置及び消防車の配備について見解を市長にお伺いいたします。

総務部参事（小松和行君） 御質問の名瀬朝日自治会地区における消防車庫の設置計画及び消防車の配備計画についてお答えいたします。奄美市消防団東部方面隊上方分団が所轄する区域においては、消防団車両を7台保有し、消防団車庫は7施設ございます。名瀬朝日自治会地区につきましては、朝日小隊6名が配属されておりますが、現在消防団車庫及び消防車両が配置されてございません。議員御承知のとおり、この地区におきましては輪内地区の中心付近に位置し、今後も人口増加が見込まれ、中規模店舗等も進出していることなどから、災害時における活動拠点施設として消防団車庫の設置及び消防車両の配置の必要性は十分認識しているところでございます。名瀬朝日自治会地区の災害活動対策の拠点となりますように、関係部局と協議をいたしているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。よろしくお願いいたします。

これで質問はすべて終わりなのですが、先ほども申し上げましたように、最初に戻りますけれども、このふるさと納税制度、すいません、私もう民間の発想でしか発言できませんでしたが、考えですけど、もうこれはすべてが、送る側、もらう側、すべてですね。私の仮に事業所に例えればですね、もうすぐにでも取り組みたい制度だと思っております。是非とも、これに対して私は議員に対しても初めてこうして声を大にして話すわけですけど、当局に対してもそうです。これは是非ともいい制度ですので、皆さんで取り組んでいただいて、是非とも皆様方のお知恵とですね、いただきながら、一緒に取り組んでいければ、それこそ、それこそ自主財源、18.3パーセントない自主財源がもつともつと、5年後には大きな自主財源の獲得ができるんじゃないかと私は思っております。是非とも皆様で、4月の企業版ふるさと納税が始まる前までに準備しておきたいと思う気持ちでいっぱいであります。

すいません、ちょっと短くなりましたけど、まとめとしてですね、私は先ほども述べましたように、これからも皆様と議論を重ね、御指導をいただきながら、積極的に発言して議員活動に取り組んでいきたいと考えております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 津畑 誠君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。3時50分、再開いたします。（午後3時34分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後3時50分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 渡 雅之君の発言を許可いたします。

8番（渡 雅之君） こんにちは。無所属の渡 雅之です。本日最後の質問になります。

10月の改選によって2度目の当選をさせていただきました。これは最後まで私を信じて支持していただいた賜物と深く感謝申し上げます。向こう4年間、市民の声を、また働く者の声を市民目線で市政発展に活動してまいりたいとこのように考えています。今般、奄美農業は危機的な状況にあります。TPP問題ではサトウキビ、子牛等の問題、また最新の部分でいきますとミカンコミバエ被害の状況などがあります。当局におかれましては、国・県としっかり連携して迅速な対応をお願いするものであります。

それでは、通告に従って質問いたします。

世界遺産登録についてであります。現在の状況は平成29年以降の登録となっておりますが、具体的展

望として、コアゾーン、あるいはバッファゾーンの線引きがどのようになっているのか。現在、特定公園内の特別地域内には3か所ほど特別地域が設定されていますが、住用村の神屋地区、あるいは同じく住用村の川内川上流等が含まれるべきだというふうに認識していますが、その見解を求めていきます。また、1からずっと通しますが、世界自然遺産登録が遅れている一つの原因として、企業林、いわゆる経済林所有者との協議の問題があります。その進ちょく状況がどうなっているのかお聞きいたします。あとからは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 渡議員に答弁させていただきます。3点ほどの御趣旨であったかと思いますが、順を追って申し述べさせていただきます。

世界自然遺産登録に向けての作業の進ちょく状況につきましては、国に確認をいたしました。現在、遺産登録の担保措置でもある奄美群島の国立公園化に向けた作業を実施しております。併せて、遺産登録にかかる推薦書の準備も進めているということでございます。奄美群島の国立公園化の指定がなされ、推薦書が正式に提出されますと、同年にIUCN世界自然保護連合の現地調査が行われ、翌年に開催されます世界遺産委員会におきまして遺産登録の審議を受けることになっております。現在のところ、最短のスケジュールで平成30年の世界遺産委員会での審議になる予定であります。

2点目の、コアゾーンとバッファゾーンの件につきましては、どちらも国立公園の保護地域内に設定されることから、国立公園に指定されていない現状におきましては、正式な範囲の指定はできないようでございます。コアゾーンにつきましては、国立公園の特別保護地域及び第1種特別保護地域が指定されることが予想され、世界自然遺産の遺産地域として保全、保護されていくものでございます。一方、バッファゾーンにつきましてはコアゾーンを保全、保護していく上で必要な地域として、国立公園の第2種及び第3種の保護地域で構成されると伺っております。また、奄美・琉球の特徴といたしましては、自然遺産の価値と言える希少動植物等の生息、生育環境が地域住民の生活環境や産業活動の場と近接いたしております。遺産地域と住民生活との共存を図る地域としても、バッファゾーンの必要性が求められているということでございます。

3点目の、自然遺産登録における大島の森林につきましては、その大部分が個人の私有林となっております。国立公園の保護地域指定に伴う協議、調整は国が行っているところであります。国に確認いたしましたところ、現状におきましては自然遺産登録の担保措置である国立公園化を目指し、関係者に対し保護地域の指定に対して御理解いただけるよう、調整中のことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

8番（渡 雅之君） はい。今、市長から細かい説明があったわけですが、確かに私たちといたしましては1日も早い遺産登録、1日も早い国立公園化というのを希望しているところでありますが、鹿児島県議会もですね、この12月議会で奄美・琉球世界遺産登録の早期実現に向けた取組みの推進ということで、意見書を国のほうに提出するというふうに聞いてます。私たちも含めてですが、前の改選前のときに遺産推進特別委員会というのを設けまして、最終答申をしたところであります。私たちとしても、やはりこの問題、計り知れない経済効果をもたらすであろう世界遺産については、やはり郡民ともどもですね、1日も早い実現を望んでいるものであります。当局におかれましても、国・県の動向を注視しながらですね、情報の共有と言いますか、やはり経済林との問題が大きなネックになっているということでありますので、そこらあたりも含めた情報の提供を速やかに、るる行っていけたらなというふうに思っているところであります。

次ですが、2番目の末広・港地区の整備状況です、あります。98億円を投じて事業を推進しているこの土地区画整理事業であります、ようやく8番街区において飲食チェーンですね、がオープン、ま

たアーケード街にも地元スーパーが入居するということになりまして、徐々にではありますが、何か明るい兆しが見えてきたような気がいたします。ただ、個人事業の進出が遅れているというのがあるわけですので、事業所用の開設を後押しする制度として平成26年の4月ですね、店舗リフォーム制度がスタートしたわけですが、現状はどのようになっているのか、お伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御承知のとおり、中心商店街店舗リフォーム補助金は、ちょっと制度の概要から説明いたしますが、中心商店街において経営している店舗やこれから出店しようとする事業者に対し、店舗のリフォーム工事費用の一部を補助する制度です。具体的な補助内容としましては、平成26年度から28年度までに実施される店舗改装工事に対し、補助率2分の1、補助の上限が50万円となっています。また、特に区画整理事業施工区域については、補助率3分の2、補助上限額が80万円となっております。補助金の活用状況であります。平成26年度は1,150万円を予算措置し、実績は補助件数が24件、補助額が968万7,000円となっております。平成27年度につきましても、同額の1,150万円を予算措置しており、11月末現在で補助件数11件、補助額450万9,000円の交付を決定しているところです。今後とも、広報誌等を活用し、店舗経営者や出店を検討しておられる皆様、市民の皆様へ周知を図り、この制度の活用が進むよう引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

8番（渡 雅之君） はい、ありがとうございます。平成26年から28年度までの3か年で計画しているということですが、それ以降についてはどうなっているのか、また26年度は968万7,000円、27年度は11月時点で450万円、若干申請が下がっているというように思うんですが、このPRをどのようにしているのか、店舗によってはそういった制度があったんですかと、進出したのに何も分からなかったというような声も聞きます。そのPRもただ市政だよりでやるだけじゃなくて、やはり進出する店舗等の計画があったらいち早くそこと相談するとかいうようなことをやってもらえば、もらえたら、まだまだ出店の機会も増えるんじゃないかと思うんですけど、その辺、どうでしょうかね。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほど申し上げたとおり、制度についてはですね26から28で、取りあえずスタートしております。その理由につきましては、早い期間で商店街にいっぱいお店を集めようという趣旨で、取りあえず3年間でやって、今成果を上げているところです。28年度にですね、今取り組んでおりますが、中心市街地活性化基本計画の新たな計画を策定する予定にしておりますので、29年度以降について、今やっているほかにも制度がいろいろございますが、それを更に継続する必要があるのか、来年度までの状況も踏まえながらですね、改めて検討させていただきたいと思っております。

それから、このPR、広報につきましては、今、議員からもお話がありましたように、主に広報誌等でPRしているところです。たまに新聞等で状況等について、新聞等にもお知らせしておりますが、確かに直接市のほうに相談にいらっしゃる方もございますので、その方については丁寧に制度の内容等を御案内しているところです。それから、大分口コミですね、商店街内ではこういった制度があるということをお知らせいただいているつもりです。必要があればまた新しい広報の在り方について検討をさせていただきます。以上です。

8番（渡 雅之君） はい、分かりました。11月末で利用者が400、利用額は450万円、ということですから、まだまだ3月末まではあるわけですから、皆さんのほうでも店舗、商店に足を運んで一生懸命PRに努めていただきたいというように思っています。それともう1点ですが、これ平成25年に私が店舗リフォームについてということで提案した制度なんですけど、基本的には奄美市全域を要望、最後まで私は要望していきたいということなんです。やっぱり基本的には、考え方は一つなんですけど、

Uターンの方々も、そういった制度もあれば自分も帰ってきて店を継ぐかと、それに先立ってリフォーム。リフォームでもできないのかなというようにまで行けば、この制度もまだまだ有効にできるんじゃないかなと思いますので、28年度にまた基本計画策定をするということでもありますから、徐々にでも結構ですので、その範囲を拡大していただくような議論をしていただきたいというふうに要望したいというふうに思っています。

次ですが、3点目の地域間道路整備、これは私、言うのが芦良・大熊間のトンネルであります。大熊と有良地区のトンネルについては、約40年前ですね、昭和52年か3年ごろの話なんですけど、大熊で大きな集会、決起集会がありました。40年前です。それが最初のつば付けと言いますかね、そういったトンネルをふがそうやということであるんですけど、もう全くその様子がない。その間に58号線のトンネル整備が進み、名瀬瀬戸内線もどんどん進んでいるというような状況であります。大島支庁はこの間の道路整備をどのように考えているのか。今、奄美市で山越えの道路があるのは大熊・有良間だけなんです。あとはみんなトンネルで、下方から古見方まですべてトンネルで来ます。有良・芦花部の方々だけが山越えせざるを得ない、ということなんです。もう少しそこらあたりの住民の切なる要望にも耳の傾けていただきたいということですが、これについては平成19年5月の第50回の全郡議員大会、あるいはその平成23年の第54回の全郡議員大会でも提案されて、全会一致で可決してるんです。それをもとに大島支庁、あるいは鹿児島県にその議員大会の決議を提出してるということなんですけど、鹿児島県はなぜか腰が重い。こういった状況なってますが、現状はどうなっているのか、お聞きいたします。

建設部長（砂守久義君） 有良・大熊のバイパスについて、要望などの経緯としましては、旧名瀬市や合併後に奄美市と龍郷町や、沿線周辺に位置する福祉施設や学校並びに各集落の連名で要望を行っているところでございます。また、先ほど議員から御指摘のとおり、議員大会で龍郷町が提案し、全会一致で可決されております。本市といたしましても、有良・大熊間のバイパスは過去の通行止めなどの経緯など災害時における道路機能の補完という面を考えると、将来的には複線化や平坦化などの必要性は認識しているところでございますが、事業の実現化に向けましては、島内における道路整備の重点施策や優先度、現在県が実施している事業の進捗よく状況等を踏まえた上で、十分に検討していく必要があるものと思っております。従いまして、バイパスの事業化やルートにつきましては、引き続き今後の検討課題とさせていただきますので、よろしく御理解のほどお願いします。

8番（渡 雅之君） はい。有良・芦花部の方々とお話しした際にですね、有良の川伝いをずっと奥に持っていくって、それから京ノ浦に抜けて、京ノ浦から今の大熊の登り口にすると。2本立てですね。そういったのを強く要望しています。龍郷町が提案した部分については、阿木名トンネルから左に入って、今の浦上のあの三叉路、そこにつなぐというようなことで、有良・芦花部、そうすると大熊もですけど、すごく不便になってくるというような状況があって、ルートが二つ存在したと。当時はですね、ということもありまして、是非奄美市としては有良・大熊間、ここに是非、強く要望していただけたらなというふうに思っています。これについては今後も地域住民の方々との話し合いを進めながら、また県が述べるようなことがあれば、述べる機会を作っていきたいというふうに思っています。

ちょっと早いんですね。4番目の新庁舎建設についてであります。これもまだまだ先の話であります。

議長（竹山耕平君） 渡議員。通告の3の(2)、この鹿児島県の意識はというところは、どうですか。

8番（渡 雅之君） すいません。鹿児島県は今どのようなスタンスにあるのか、分かっていたらお聞かせいただきたいと思っています。

建設部長（砂守久義君） 道路管理者であります県にお聞きしましたところ、近年の集中豪雨や台風により、国県道において多数の通行止めが発生し、孤立集落の発生など住民生活に多大な影響が生じたことから、県といたしましては災害に強い道作りとして、現在、根瀬部から国直間のトンネル等の整備に取り組んでいるところでございます。県道名瀬瀬戸内線の芦良・大熊間のトンネル構想につきましては、この区間が概ね改良済みであることや大規模な事業となることなどから、現下の苦しい財政状況の中では難しいと考えており、現在事業実施中の箇所の着実な整備を進めてまいりたいとのことでありました。本市としましても、県や龍郷町も含めた詳細な協議も必要と思われるので、先ほどと同じよう、同様、引き続き今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

8番（渡 雅之君） はい、すいませんでした。はい、鹿児島県はする意思はないというように聞こえますね。確かに優先順位というようなことになれば、我々が何を言わんやという形になるかも知れませんが、しかし地域住民からするとなぜ奄美市の中で自分達だけが取り残されなければならないのかという、強い不満にもなりますので、やはり鹿児島県に対しても強く要望をして、早期実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次ですが、新庁舎建設にかかわるところですが、今年に入ってからですね、横浜市で起きたマンションの傾きの問題。これ調査した結果、旭化成建材ですね、基礎工事による不正なデータ改ざんが行われたと。今日までに旭化成建材だけでなく、多くの企業で同様の改ざんが各都道府県で行われていることが判明したわけでありまして。基礎工事ですが、一度埋め戻しをしたらなかなか検査のしようがない。その施工主はもう手がつけられないという、そういったところに付け込んだ悪質な、悪質極まりない体質が、やっぱりああいったところにあるんじゃないかというふうに思います。新庁舎建設について、今も基礎工事、ボーリング調査などしてるんですが、私たちの庁舎、奄美市民の庁舎を建設するということになったときに、どのような改ざんを発見できるのかどうか、基礎データをあれだけ改ざんされて、もう分からなかったという実態があるわけですが、その検査体制がどのようになっているのか、お聞きしたいと思っております。

企画調整課長（三原裕樹君） 本庁舎建設事業について御説明させていただきます。新庁舎の配置計画や基本的な構造等まとめました庁舎建設基本設計を本年10月21日までに終えまして、基礎の設計に必要な敷地のボーリング調査を4か所行いました。その結果、地盤面より地下3メートルから10メートルに硬い支持地盤があることを確認いたしております。提出されました基本設計では問題となっている杭基礎工事ではなく、現地盤をセメント系固化材と混合かく拌をする地盤改良工法を計画いたしております。基礎工事の強度確認といたしましては、改良した土壌のサンプルを採取し、地盤改良の強度確認を行う方法を想定いたしております。現在、実施設計用の詳細な地盤調査を行っており、実施設計において基礎工事の工法選定について再度検討を行うことといたしております。また、本市が実施いたしております建築工事での基礎工事につきましては、市の監督職員が杭の施工に立ち合い、設計図や設計内訳書、施工計画書のとおり施工がなされているか、確認をいたしまして、写真や書面で記録を残し、元請業者立ち合いのもと、適切に管理をいたしております。現在、問題となっておりますデータの流用、改ざんの対策といたしましては、元請業者とデータの記録の方法について協議を行い、管理者と元請業者双方が施工後、その場でデータの記録を確認するようにはいたしております。このようなことから、新庁舎建設につきましても、市、施工管理者、元請業者とその都度確認を行いながら、工事管理の指導や現場管理を十分に行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

8番（渡 雅之君） はい。確かにその杭打ちのデータ改ざんというのは、大きな犯罪だというふうに思っているんですが、こういったのがやっぱり横行していたということは、向こうは専門家、施工主はあ

まり専門知識がないということ言ったら失礼ですけど、実績、実践的にそういったのやってないということが、一つの問題じゃないかと思うんですが、この、こういった問題が横行していた背景というのが、データ見れば大体分かるやというようなことがあったのではないかというふうに思っています。今、先ほど答弁いただきましたサンプル調査を行うということでもありますので、しっかりとそこらあたりの基礎からの本庁舎の建設というのが、すべて工程写真等見ながら判断すると思うんですが、しっかりとそういった検査体制を十分に行っていただきたいというふうに思っています。

最後になりますが、ミカンコミバエの問題であります。さっきの午前中で奥議員からたくさんの質問がありまして、大体私の質問項目が、大体分かったところなんですけど、一つには、今テックス板が奄美市で、名瀬が77、住用が55、笠利が20、合計で152枚ですね。それとヘリ散布等によって12万2,000枚が散布されたということをお聞きしました。問題はですね、このテックス板とか、あるいはそのトラップに入っている薬剤、誘殺剤ですね。これの効用、その期間ですね。薬が効く期間。これはどれぐらいを想定しているんですか、お聞きします。

農政部長（奥 正幸君） テックス板のですね、効果は約1か月ぐらいもつという、はい、そういうことです。

8番（渡 雅之君） 12月に入っても、またテックス板の設置、あるいはトラップの設置等々あると思いますし、1月から3月にかけては前倒しを含めて、更にその倍を散布するという、昨日の新聞で載っていました。この、今、出荷しようとしているポンカン、あるいは2月から始まるタンカン、これについてはもう13日から移動規制が始まるんですが、もうその期限日はもう来てるんですね。移動規制の基準はもう来ているわけですから、もう実際はもうできないという形になるかと思えますけど、農家の方々は島内出荷はいいということなんですけど、農家の反応としてはどのようなものか、島内出荷は可能だという言い方してるんですね。植防のほうは。農家はもうとにかく根絶を目指せということで、もう出荷もするなど、島内出荷もするなどというようなことなんですけど、そこらあたり。

農政部長（奥 正幸君） 先ほど、午前中もですね、奥議員の質問にもお答えしたとおりなんですけども、法律上はですね、島内の移動、消費、店頭販売っていうのは法律上認められているという話の中でですね、それを行政である我々がですね、これは禁止です、島内移動も禁止、消費、店頭販売、加工用に回すのも禁止っていうのは、我々行政としてはこれはできないという話の中で、例えば加工業者にしてみれば、当然その島内移動の加工用のポンカン、タンカンを仕入れてジュースにしたりとかですね、加工用に回すっていうことも考えられるんで、これを一切切全部すべて禁止にしますっていうのは、行政としてはなかなか言えないと。当然それは法律違反になるんですね、禁止すること自体がですね。ということで御理解をしていただきたいと思えます。

8番（渡 雅之君） はい。これ一つの例なんですけど、ちょうどこれが発生、この問題がクローズアップされたところにですね、ある農家の、山を造成した農園に行ってみました。そうしたら、ミカンがもう結構落ちてるんですね。これは拾って処分しないんですかって言ったら、いや、まだ処分するあれじゃないと。あとでまた詳しく植防のほうから説明があるからそれまで置いとかにやいかん。それから写真撮ったり、処理したあとの、また写真撮ったり。2重・3重の手間がかかるんだっていうような言い方してたんですけど、その間にまた発生する可能性はなきにしもあらずっていうのを、その農家は言っていましたね。また、ハエが飛ぶと。いちごっこにならないような体制ですが、トラップを仕掛けたりテックス板を仕掛けたりして、徐々に減ってきていると。1匹とか、そのそういった感じで、確かに激減しているという情報は聞いてるんですが、やはり今後もしっかりと体制を整えていただきたいと。

それとあと1点ですが、あの沖縄県は県として移動規制の対象になっていない。島外規制にですね、

なっていない。鹿児島県の奄美地域、徳之島、この部分だけは発生件数が増えたということで、移動規制の対象になったと。沖縄県はどういった、毎年毎年、沖縄県も根絶したと、奄美も根絶したと。だけど、奄美ではまた蔓延した。沖縄県ではどういった体制で蔓延防止に努めているのか、お聞きします。

農政部長（奥 正幸君） 沖縄県にもちょっと問い合わせをしたこともございますけども、防除体制ということで4パターンありましてですね、まずその、その病害虫がですね、そのトラップに引っかかる前の通常時ですね、通常時、午前中もお話したように県から委託を受けてトラップの調査を、ずっと我々今奄美市は受けてますけれども、その通常時、ハエが発生していない、発見されていない状態のなんか侵入警戒調査って言うんですけど、そのときにですね、鹿児島県では行ってないんですけども、沖縄はですね、東南アジアなどその発生地域が非常に近いということもあってですね、テックス板の設置、誘引剤、ものすごく効果のある誘引剤というのを、もう侵入警戒調査時、要するにハエが発生されていない段階で、もう既に設置をしていると。年4回設置をしているということを考えるとですね、緊急防除にいたらずに初動対応、初動防除の含め手、既にそのテックス板を、もう既に設置をしているという違いが、沖縄県と鹿児島県との違いがあるだろうと思います。

8番（渡 雅之君） はい。これは大きな問題でありましてね、沖縄県は最新の注意を払って年4回、テックス板をずっと常設していると。そして、侵入警戒調査というのも行っているということではありますが、それによって沖縄県は従来どおり島外出荷ができるということですね。鹿児島県はそういったのはしていなかったということなんですよ。なぜなのか。ということなんですが、沖縄県は沖縄県という一括りなんですね。鹿児島県は鹿児島県の更に南のほうの奄美地域と、限定されているからそう来ないだろうと高を括っているとしか思えないし、怠慢としか言いようがないんじゃないかというふうに思っています。これ、厳しい言い方ですけども、しっかりと鹿児島県に対しても、来年度以降、再来年度もやっぱり群島の首長、あるいは議員の皆さんともどもですね、やっぱり鹿児島県に対して強く要望しなければいけない、大きな問題じゃないかというふうに思っています。私は決して鹿児島県を敵視しているわけじゃないんですけど、今回のケースにすると農家は大変、小売店も大変、流通業界も大変な痛手を受けるんですね。ここらあたりでやっぱり、地域の農家も流通業者も行政も一緒になって、強く国、あるいは県に対して要望すべきじゃないかなというふうに思っています。鹿児島県に戦いを挑むなんて、こういったことじゃないんですけど、やっぱり強い姿勢をこっちが持たないと、鹿児島県も動いてくれないというのが今回の実態だと思ってます。浦上の農業試験場のところにミカンコミバエ、ウリミバエ根絶宣言という碑があるんですよ。私、散歩するたびに見るんですけど、最近はこの碑が憎くてしょうがないぐらい、本当に怒りを覚えることなんですけど、今後とも一体となって、ミカンコミバエ根絶に向けて、議会も当局も農家も一緒に頑張っていきたいということを私の要望としておきます。

ちょっと早くなりましたけど、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時31分）

第 4 回 定 例 会
平成 27 年 12 月 9 日
(第 3 日 目)

12月9日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	市川 哲義 君
笠利総合支所長 事務所長	元多 政重 君	総務課長	奥田 敏文 君
企画調整課長	三原 裕樹 君	財政課長	前田 和男 君
総務課参事	圓 和 之 君	企画調整課参事 兼検査指導室長	有村 純一 君
財政係長	國分 正大 君	市民部長	則 敏 光 君
市民協働推進課長	金森 広子 君	環境対策課長	伊東 義久 君
国保年金課長	山下 能久 君	保健福祉部長	泉 賢 一 郎 君
健康増進課長	大郷 哲也 君	高齢者福祉課長	森岡 博文 君
保護課長	日高 信一 君	福祉政策課長	山田 和憲 君
高齢者福祉課参事	齋藤 憲一 君	商工観光部長	菊田 和仁 君

12月9日(3日目)

商水情報課長	久保 信正 君	紬観光課長	島 名 享 君
紬観光課参事	山 田 明 君	農政部長	奥 正 幸 君
農林振興課長	大海 昌平 君	建設部長	砂守 久義 君
都市整備課長	本山 末男 君	土木課長	戸田 正利 君
産業建設課長	福長 敏文 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
教育委員会 事務局 長	森山 直樹 君	教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正博 君
学校教育課長	益山 富誉 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	元 優 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上原 公也 君
議事係長	前田 賢一郎 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭をお願いいたします。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

10番、元野景一君。

なお、元野景一君からパネルの持ち込み使用の許可願がありましたので、これを許可いたします。

○

10番（元野景一君） 平成27年第4回奄美市議会定例会にあたり、自由民主党 元野景一として一般質問をいたします。

質問に入ります前に、初見を述べさせていただきたいと思えます。まず、先の奄美市議会議員選挙におきまして、2期目の市議会議員としての職責を与えていただきました。市民の皆さん、ありがとうございました。市民の思い、市民の願い、確実に市政に届けるべく努力を果たす覚悟です。一生懸命やります。どうぞよろしく願いいたします。2期目の奄美市議会議員としての願いは地方議員としての大切な役割を真摯にまっしぐらに歩み続けることだと思っております。合併10周年を迎えた我が奄美市の抱える山積した課題に英知を結集しなければなりません。特に目まぐるしく動く政治状況は、地方議員、地方議会と言えども国・県・市町村が連携を取りつつ難局を乗り越えていかなければならないと私は考えているところです。私たちは奄美市議会の中で自由民主党という会派を結成しました。市民・国・県・地方政治が一本のしっかりした流れの中で、責任ある政治の姿勢を示したいと願ったからです。先の11月29日に東京で開催されました自由民主党60周年記念大会に出席してきました。会派から川口議員、平川議員の3名が出席をいたしました。壮大な国際会議等で、会議室等で開かれる規模の新高輪グランドプリンスホテルの国際館パミール崑崙に日本各地の支部から集まった自由民主党の党員と各界、各層からなる出席者の中で、心新たに、決意溢れたすばらしい壮大な大会でありました。私たち自由民主党会派は研さん、努力を重ね、奄美市の政治は奄美市民のものを旨に、議会の中で皆様とともに切磋琢磨して、奄美市民に心から奉仕できる議員であろうと強く決意しているところです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従って質問をいたします。奄美市の財政についてです。私が敢えて決算審査も終え、質問も十分にし、当局も丁寧な説明もあったということを取って前提にしながらも、なぜこの質問項目を挙げるのかというのは、合併10周年を迎える私たちの奄美市が合併をして本当によかった、新しい押し寄せる予想もできない時代の変化に対応できる体制を整えているのかということを検証しようと思ったからです。中国の故事に、杞の国の住人が天を仰いで、天が落ちてこないか心配していたということわざがあり、未来のことについて無駄な心配をすること、取り越し苦労をすることと解釈してあります。杞憂と言います。私の質問が取り越し苦労、杞憂であることをひたすら願いながら、奄美の財政についての項目で質問します。（1）です。合併後の奄美市の一般財源の推移について、議会も改選された新しい議会ですので、確認の意味も込めて基本的なことから聞いてまいります。私の今回の一般質問の導入であると思って、聞いていただきたいと思います。私たちの奄美市は国からの補助事業を行う上で、国の補助率がいつも大変気になりながら事業を選択しているわけですが、当然、国の

補助金以外の部分は裏負担、即ち地方負担が出てくるわけです。地方は一般財源や起債によってその負担部分を調達し、その形を整えることになるわけですが、どんなに優遇された補助率とはいえ、負担部分を調達できなければ何もできません。私たちが基本的柱とする奄振法に基づく奄美群島振興開発事業も実施できないことになるというのは当然であります。そこで、奄美市の一般財源の推移についてお聞きするのでありますが、自主財源の推移は本年3月の第1回の定例会で聞いておりますので、今回は向こう5年間の地方交付税の決算額を、まずお伺いいたします。

以下の質問は発言席からいたします。よろしく申し上げます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

財政課長（前田和男君） おはようございます。過去5年間の普通交付税の決算額ということでお答えさせていただきます。平成22年度が120億4,503万6,000円、平成23年度が116億4,671万9,000円、平成24年度が116億3,737万7,000円、平成25年度が115億8,451万9,000円、平成26年度が115億7,497万2,000円となっております。

10番（元野景一君） はい、ありがとうございます。大半が国の補助事業を行っている現状の中で、裏負担、つまり地方の負担は起債や地方交付税に頼らざるを得ないというのは当たり前です。この地方交付税についてですが、国の交付税原資が、もう皆さん方御案内のとおり、慢性的に不足している現状なわけですから、現在ではその基準財政需要額の一部は恐らく、財政当局の中ではしっかりと把握するように、臨時財政対策債への振り替えが見られるようになってきていると思います。事業に充てられるでもない、単なる赤字穴埋めの臨時財政対策債は多額の借りに地方も追い込まれる、そう強いられてくるという状況に私は考えてられるのです。奄美市もこの臨時財政対策債を発行しております。この元利償還金相当額、またはその金額、全額があとになって地方交付税の基準財政需要額に算入されるのではないかと危惧するのですが、返済も地方交付税制度も枠組みの中で処理されるとすれば、将来の奄美市財政に与える影響は大なるものがあると心配されるのですが、このことを財政当局はどのように受け止めて考えるべきなのか、お考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

財政課長（前田和男君） 今、御質問の中でもありましたように、臨時財政対策債は普通交付税で100パーセント償還財源を担保されているものであります。この償還財源が普通交付税に入っていることで、交付税全体の額が押し下げられる、実際の通常分が押し下げられるのではないかと御質問かと思いますが、これについては国のほうで別途財源を担保しているということで、通常の普通交付税には影響しないものと認識しているところです。以上です。

10番（元野景一君） 今、財政課長のおっしゃるのが、本当にと、それは信じないといけないですが、例えばそれは景気状況、国の景気状況がいい場合には100パーセント担保されるような形とか、そういったふうな但し書きみたいなものはないですかね。そこらあたりは大丈夫ですか。100パーセントと、担保されますよという確信を得て、臨時のその債を出しているということで受け止めてよろしいですか。

財政課長（前田和男君） 当然、そのように考えているところでございます。以上です。

10番（元野景一君） 分かりました。

次に、(2)に移ります。パネルを示させていただきます。普通交付税の合併算定替、合併算定替ですね、特例期間終了後の激変緩和期間、ここです、算定替はここです。激変しますから、それを緩和しよ

うという形で下していくということになります。この、このパネルですね。どうしてこのパネルを示したのかと言うと、やっぱり市民にもですね、言葉でがが言われてもどんなふうに合併算定後のですね、期間が終わって、終了して、それで国がそれでいきなり切りますと、地方は困り果ててどうなるかって心配は一般の市民の中では起こりますが、そこは少しずつ下していきますよという、このグラフで示すとなるほどというぐらいが分かるために、わざわざ示したところがございます。激変緩和期間及びその後の一本算定時における現段階での地方交付税の各年度の試算額について質問をいたしたいと思っております。つまり、段階的に下して行って、平成32年度にはその緩和期間も終わります。あとは一般財源、一本化になります、ということです。このこと、どうか頭の中において聞いていただきたいと思っております。各年度の、一本算定時における、一本算定時ってここからここですね、における地方交付税の各年度の試算額について、当局は今お感じになっている意見をちょっと聞かせていただく、どのような形で受け止められているのか、よろしくお願ひします。

財政課長（前田和男君） 普通交付税の平成28年度から平成32年度までの激変緩和期間を経まして一本算定になるということですが、現段階、平成26年度に策定しました財政計画の中での見込みを、試算をお話しさせていただきます。平成28年度につきましては、約113億円程度の交付税になるんじゃないかと思っております。それから5年かけて年次的に減少して、平成33年度、32年度までは激変緩和でございますので、33年度には約104億円、9億円程度の減少になると。5年間で減少してまいりますので、大体2億前後の減少幅になるのではないかとということで、その5年間についてはですね、というふうに試算をさせていただいております。以上です。

10番（元野景一君） はい、よく分かりました。非常に緊迫する課長のね、胸の内がよく伝わってくるんです。それを踏まえて、私の杞憂なのかそうでないのかを試しながら、今質問をしますがね、昨年ですね、11月の12日に合併算定付則終了、合併算定終了に伴う財政対策連絡協議会が国に合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める決議というものを出されました。私たちの奄美市もその協議会のメンバーに参加しているようでありますが、その協議会の要望書における決議を見ますと、私たちの奄美市が合併算定終了後の取組みについての、市当局、財政当局が苦慮しながら一生懸命歩んでいるというものがよく伝わってくるのです。私は敢えて議会人の1人として、危機は危機、希望、展望は希望、展望として、奄美市は当局も議会も共有して乗り越えるべき課題と位置付けてオープンにして、オープンにして財政を議論をしていかなければ、財政健全化に真剣に向き合うことはできないと思っております。私たちが気になる合併算定替が終了したのち、その後、合併算定が終了したとき、その後5年の激変緩和期間として合併算定替による普通交付税の増加額は、1年目は0.9、これですね、0.9、ここです。この段階で、2年目は0.7、3年目は0.5、4年目は0.3、5年目は0.1と乗じた額を交付するようになって行って下りてきます。一本化になってくる。その後は奄美市として一本算定、一本算定した普通交付税になるということになるのです。そこでお伺いします。奄美市の普通交付税の算定替特別期間が終了したのちの、激変緩和期間及びその後の一本算定における現段階での地方交付税の各年度の試算額を、財政当局が予想しとる、これぐらいということをお示しいただければありがたいと思ひます。

議長（竹山耕平君） 元野君、1番。

10番（元野景一君） それは、あのですね、これじゃなくて、この、このあとの全部言ったということですね。分かりました。それはそれで。分かりました。さっきのあの金額ですね。110。財政力指数が低い自治体では財政不足分額、特に算定される普通交付税に対する依存が大きいため、合併算定替終了の影響を受けやすいというのは当然だと思います。奄美市の平成26年度決算における財政力指数は

0.26となっております。この数字は県、県下19の市の平均0.38を下回り、県下で最下位となっております。今後、奄美市において合併算定替で増加した額に見合うだけの歳出削減が進まない場合、現在の基金の積み立てだけではまかなうことは困難だと思われませんが、財政課ではどんなふうに感じておられるか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

財政課長（前田和男君） 議員のおっしゃるとおり、現状の合併特例期間内に様々な事業を進めているところです。これは合併特例の中で3地域の均衡ある発展ということで、この合併支援を有効に活用して、この10年間である程度の基盤整備をしようということで進めてきたところです。当然、合併算定替から一本算定になっていくことで、交付税が減少していくと。そうなったときに、これまでと同じような事業がそのままできるかという、かなり厳しい状況であると認識しております。ただ、今議員の質問の中でもございましたが、この間、繰り上げ償還をすることにより公債費の縮減に努めた。更に積立金をしっかりと確保することができた。こういう財源を持って、極端な事業量の減少、そういうものにつながらないような準備を常にやっているつもりでございますが、必ずしも満足いくかどうかは分かりませんが、それを市民の皆様きちん還元できるように、今財政計画を毎年度ローリングして進めておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

10番（元野景一君） よく分かります。それで、それをやりくりしながらやっていってる姿、よく思いますが、今後ですね、自主財源への増加への取組みや、奄美市の行財政の円滑な効率化を進める必要が大事であるということ、私は今課長のお話を聞きながらいつもそう思います。この二つをしっかりとやらないと、目的は達成できないと思っております。そういった証拠にですね、ちょっと、一つの例として言いますが、私は教育委員会が今進めておる学校給食を集約化して、そういうセンター方式化するっていうのに対して、いろいろ論議がありますけれども、私はこれに代表されるようにですね、合併したらある程度全部で無駄を省き、そして集約できれば集約して、きちんとして、そして来るべきこの一本化の時代に対応できるように、無駄なもの切り詰めて集約化していった効率化していかなければ、その体制を整えなければ、この時代迎えられないという気がするから言うんです。これは一つの例です。学校給食も然り。ほかのですね、ほかのことはそれぞれそういうことです。つまり、合併したから、これもこれもこれもっていうのは、私たち議員がよく言う癖です。これは市民から合併したんだからこれ造ってくれ、これ造って、これも気持ちはよく分かりますが、合併したというメリットは合併をして一つ、三つあったものが一つにまとめられて集約化されれば、これが非常にきちんとした財政の運用に、無駄も、無駄なものも省いて、そしてやっていくことができるというのの形になると思っておりますので、こういったものも勇気を持って進めていかなければならない。そして、説明していかなければならない。市民に。市民は、なくなるのには、やっぱり反対です。そこを十分に、辛いかもしれんけど、議会も当局も一緒になって研究、研鑽していかなければならないと私は思っています。

3番目にいきます。本年の3月の第1回定例会で自主財源の確保について質問をいたしました際に、1点目が収納率の向上を図ることと当局は言いました。2点目は、自主財源で大きな割合を占める市民税等の地方税の向上のために、市民所得を伸ばすこと。総生産額の回復基調なども見られる施策を行っているという回答でした。つまり、自主財源を上げるためにはどうしたらいいんですかっていう質問に対してはこのような形の答えをもらったのです。そこでですね、この都合の3、3の答えをまず、まず聞きたいと思えますが、合併後自主財源確保のため取り組んでいる具体的な事業、その評価について、当局どうお考えなのか、お答えください。

財政課長（前田和男君） 合併後の自主財源確保のための取組みということでございますので、先日、今議員の御質問の中にもありましたが、基本的に取り組んでいる内容といたしましては、まず収納率向上対策、更に地域経済の活性化のために、市民所得を伸ばすことで地域を活性化すると。これにつきまし

ては、奄振重点3分野などの評価に取り組んできたということでございます。評価ということでございますが、合併後の平成18年から21年までの有効求人倍率は0.44から0.28、これが平成22年度以降は0.54から0.74と、地域の雇用環境は確実に改善しているものではないかと認識しているところでございます。以上です。

10番（元野景一君） えっとですね、時間を見ながら調整しますが、4番です。合併特例債に充当している事業について、少しお伺いします。平成27年度の事業総額及び予算に占める割合について。2番として主な事業の計画期間についてお答えをいただきたいと思います。合併特例債は、事業債は奄美は平成32年度まで発行できるわけですね。本年度の合併特例債を充当している事業について、平成27年度当初予算の事業総額及び普通建設事業予算に占める割合について、また主な事業の計画、計画期間についてお伺いをしたいと思います。答えてください。

財政課長（前田和男君） 平成27年度当初予算におきまして、合併特例債を充てている事業費の総額は約10億2,000万円でございます。対しまして、普通建設事業費は37億800万円でございますので、普通建設事業費の割合としては27.5パーセント、当初予算額は300億7,500万でございますので、これに対しましては3.2パーセントの割合でございます。合併特例債を充当している主な事業でございますが、庁舎建設事業、末広・港土地区画整理事業がございます。現在の事業の計画期間といたしましては、庁舎建設事業が平成31年度終了予定、末広・港土地区画整理事業が平成30年度を終了予定としているところでございます。以上です。

10番（元野景一君） よく分かりました。それで、5番にいきますが、ということは合併特例債の発行期限後、いよいよやっぱり終わるんでね。合併特例債の期限が終わります。そうすると、普通交付税の算定替が終わって、合併特例債も終わるといって、こう重なる時代が来るってということが予測されますね。これ、なかなかはっきり分からないんですけど、これは財政当局、しっかり分かっていると思います。重なる部分が出てくる。そこでですね、つまり合併特例債の発行期限後、つまりこれは切れやすよと、今おっしゃいましたので、その後のことが非常に気になるんです。もちろん、市民の主だった人はそう思っていると思います。財政計画についてですが、事業量の縮小なるかな、事業量を維持し、他の事業債で、他の事業債で対応するのかな、などの選択肢が考えられると思いますが、合併特例債の発行期限後の財政計画を、財政当局はどのように考えているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

財政課長（前田和男君） 合併特例債は平成32年度末までの活用となっております。先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたが、この、今後の事業計画の中で合併特例債を充当するものは、庁舎建設事業、末広・港土地区画整理事業でございます。特に庁舎建設事業につきましては、通常の事業枠とは別に、よく議会で説明させていただいております、特殊要因という形で考えて、実行しているものでございます。従いまして、現在の予算の中でも庁舎と末広・港を除く事業については通常の起債で対応をさせていただいていると。当然、財政計画上もその後の事業については、実施計画に基づいて事業を精査して、過疎対策事業債や辺地対策事業債、それらの有利起債を活用して計画を立てておりますので、特殊、特別な事業を除いては大きな影響は出ないものと考えているところでございます。以上です。

10番（元野景一君） はい、よく分かりました。是非、途切れることなく、つまり重なってきますのでね、そこで、そこらあたりは非常に心細くなってくると思いますね。自主財源がない、そして特別に許された債権、起債が切れてきますよと。そうした場合、限られた債権でどのように事業を営んで、通常どおりの奄美市の姿の仕事公共事業等も回していけるか。これは非常に市の一般市民にとってみたら、非常に響いてくる問題ですので、非常に説明してくるとですね、内容が非常に分かりにくいんですけれ

ども、ここが一番シビアに心配されるとこなんだろうと思います。そこをね、やっぱりこの議会のたびごとにやっぱりオープンにしながら、無駄な不安を与えないようにするためにも、私たちの議会、それから当局の努力も必要だと思いますから、是非そこらあたりはね、真剣、しっかりと注いで頑張っていたきたいとこのように思います。

そういったことを踏まえた財政の姿をよく見てくるときに、奄美市の、私たちの奄美市の財政がそんなに、そんなに安心な、大丈夫ですよっていう形の財政でないってことは、私たち議会もですね、しっかりと、まず、再度こう確認しながら、勉強しながら、そういう思いでない、ですから今回の質問がどうしてここに取り上げたのかというと、新しく改選議会になって、私たちも、そして新しい議員たちも、奄美市の姿こうなんだと、そういうものを前提に腹の中に収めて、そして一般市民のところに下りていって、市民の要望、苦しみ、それを聞きながら、そしてそれを咀嚼しながら、かみ砕きながらですね、財政当局とあたっていく。このように、是非議会が、真剣な議会が動かしていければいいんじゃないかという思いが、いつもしてるんです。それでも何とかですね、市民の要求、希望、望み、夢であればこれを叶えたいって思うのが、私、議員です。つまり、奄美市の今後の財政運営を本当に考えたとき、私は昨日のですね、無所属の津畑 誠議員が述べましたように、やっぱりふるさと納税は奄美市に残された数少ない即効性のある有効な自主財源の確保策であると考えられると思います。昨日の話で、全国の地方自治体が受け入れたふるさと納税の金額については、昨年度1年間で389億円でした。これが今年度4月から9月まで、この期間で、半年間の金額で約453億円というところまで来ておると言います。言いましたね。全国の合併したですね、地方自治体の多くは、やっぱり私たちと同じような悩み、それを抱えているんだということはよく分かりますが、普通交付税の合併算定替特例期間が終了したあと、やっぱりこの一番心配してると思います。激減緩和策もしていただきましたが、それを、もうそれをもやがて迎えようとする。そして、この5年間で下りてきます、合併特例債の発行期限ももう近づいてる。この、2重に3重に押し寄せてくる荒波の中に、そうした状況にある自治体、地方自治体たちは、市長以下全職員が一丸となって、ふるさと納税による自主財源確保に奔走しているように私は見えます。このごろ特に示される現象は、もう必死になってる。また、私たち前、前から石破大臣にお会いしたときにですね、地方創生は創意と工夫、やる気のある力を出した地方が伸びる。つまり格差が出るかもしれない。だけど、それはしょうがないから、とにかく創意工夫、やる気、それを出して、そしてチャンスがそこにあると思って進むものが地方創生の始まりなんだということを知ることがあります。まさに今、これがここにある所以だと思います。奄美市もですね、普通交付税の激減緩和期間を迎えようとしている今に、まさに今、1日でも早くふるさと納税に市役所一丸となって、全力を挙げて積極的に取り組む、具体的に取り組む、これが必要だと思います。強く要望しておきます。ちょっと感想を財政課長、このふるさと納税に対する意気込み。

財政課長（前田和男君） 昨日の質問、本日の質問、非常に大きな叱咤激励だというふうに認識しております。確かに自主財源が厳しい中では、あらゆる手段を講じて自主財源の確保に向けて進まないといけないということは、財政としても強く認識しているところですので、また今後とも御指導のほどよろしく願いいたします。

10番（元野景一君） はい、ありがとうございました。財政についての質問はこのぐらいで止めますが、次に通告を進めます。

観光についての質問です。まず、ふるさと納税を進める意味においても、終局はやっぱりそのふるさと納税を使って観光も一生懸命できる。細部にわたってその計画が立てることもできるという可能性は、津畑君からも出た中でもいっぱいありました。それでですね、そうなりますと、やっぱり一番今観光のことで気になるのは、クレジットカードを使える店の普及です。もう、観光がこれからどんどん盛んになってきますよと言ったころにできてなければ、もう本当に恥ずかしい思いをする。市自体

が。ですから、このクレジットカードが決済できるこの体制を、今どようになっているのか。どのように今後取り組むとしているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） おはようございます。それではお答えいたします。クレジットカードが利用できる、まず事業所数でございますが、昨年度商工会議所と協力し中心商店街の導入状況について実態調査を行ったところ、312事業所に聞き取り調査を行ったところ、約43パーセントの134事業所が使用可能とのことございました。調査を実施した際、導入していない事業所の方から、クレジットカードの導入に関する説明会などの要望もあったことから、商工会議所におきまして説明会を開催したところ、昨年度新たに20店舗程度が新規に導入したと伺っております。クレジットカードの導入促進は今後増加が見込まれる観光客への対応や、消費の喚起も促すことから、商工会議所が現在積極的に推進しております。本市のおきましても、その取組みに協力してまいりたいと考えております。以上です。

10番（元野景一君） はい、ありがとうございます。これはですね、意外とスピードが速く要求されると思います。例えば、観光客がどんどん増えてきました。それと連動して要求されることですから、今のうちにもっと加入率、もっとその普及ですね、それを市としてもですね、是非協力に推し進めていただきたい、このように思います。

次に進みます。これも何度か質問した経緯がありますけども、この経緯でですね、是非進めていただきたいから再度確認しますが、観光マップ、案内標識、それから誘導看板などへの外国語記入、記載について、どのように見解を持っていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） ご質問の趣旨は観光案内板含めての件だと伺っております。外国人観光客に対応するための観光看板、あるいは観光版等については、現在ほとんど整備されていない状況であります。このことにつきましては、現在本市を訪れる外国人旅行者のほとんどが名瀬港に寄港するクルーズ船の乗船客であることから、当面は市街地を散策する外国人の方々への対応を喫緊の課題としており、昨年は観光パンフレットや紹介ビデオなどを4か国語で作成したところでございます。また、今年度は町歩きの実を因るため、バス、タクシーや商店街の皆様の御協力のもと、言葉が通じなくても必要最小限の会話ができるよう、指さし会話などの、指さし会話表の作成にも取り組んでいるところでございます。今後、世界自然遺産登録に向けて外国人観光客の増加が見込まれることから、現在奄美群島観光振興会議において、世界自然遺産登録に向けた自然資源の保全、利活用の面から自然と人と触れ合いながらゆっくり歩く、新しい島の楽しみ方、ロングトレールの提案も検討されています。そのためには、市町村の枠にとらわれない、統一看板の整備が必要とされており、これらの機会を捉えて国・県と連携を図りながら、外国語記載の案内板等の設置について検討してまいりたいと考えております。

10番（元野景一君） やっぱり、必要だと思いますので、早急な整備にかかる必要があると思います。というのはやっぱり、クルーズ船、クルーズ船がやっぱり年々増えてくるという観光を、逆戻りさせていけないと思いますね。逆戻りさせたら、それは全体の観光の勢いを狭めていきます。また、世界自然遺産等々が近づくにすれ、それは加速されてきますので、この仕事も大変だと思いますが、是非進めていただきたいと思います。

それから、ちょっと時間がありませんので端折っていきます。3番です。（3）。誰でも無料で利用できる公衆無線LANスポットの設置状況についてお伺いをします。この提供施設を増加する計画はありますか。また、市内の民間施設で公衆無線LANスポットがどれだけあって、どれだけ設置をされ、その設置状況を市は把握されているのかどうか、このことを少しお知らせください。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、市が整備している施設について、先にお答えさせております。本市におきましては市民や観光客、スポーツ合宿利用者の情報通信環境の向上を図るため、無料で利用できる奄美市公衆無線LAN、Wi-Fiでございますが、市内7か所に設置しております。設置場所につきましては、奄美文化センター、名瀬運動公園、大浜海浜公園、太陽が丘総合運動公園、マングローブパーク、奄美体験交流館、AiAiひろばとなっております。なお、今後の、まずですね、市民と言いますか、民間の施設のWi-Fiの設置状況については、私ども現在、ちょっと全体を把握しておりません。それから、今後増やしていく予定等についてでございますが、現在、奄美群島広域事務組合において、奄美群島観光客向けの無料公衆無線LAN拡大調査事業というのを、28年度に奄振事業として要望いたしております。従いまして、その中で民間にさせていただき、させていただきもの、あるいは公が、公共としてやらないといけないもの、そういったのを分析しまして、今後の取組みの方向性を探るということで、28年度に調査事業、要望いたしておりますので、それらを精査した上で今後の方向性を検討していきたいと、そのように考えております。

10番（元野景一君） 御説明、よく分かりました。これはですね、やっぱりこれも需要は恐らくもう、部長もお気づきの点だと思いますが、需要は日に、日増しに追っかけてきます。できるところはかなりあって、便利に、別に空気のように使える場所があるよっていう観光地と、これができないからな、ちょっと不安でなかなかそう行けないなっていう、計画を立ててその観光地にいけないなっていうのは、かなりの差がある。これはもう、よく分かります。ですから、この整備っていうのはですね、非常に無駄、無駄のように一見見えると思います。本当に、かつて、奄美市がまだ住民基本台帳をまだそのコンピューターに載せない時代、私がある当時の一番最初のそのスペースプライっていうコンピューター会社がここに導入した時代だけありましたが、そのときからの数段なもう、年の年代があつてですね、そのころにこの話は実は挙がっておったんです。これ、余談として聞いてってください。ということは、海を隔てて、その、それを凌駕する、つまり乗り越えていく、各段な時代が来るのはこのコンピューターの時代が来る。やがて来る。もう、もう来ているわけですから、その段階のときに、その大容量を結んでおくという事業は、あの当時はですね、それは夢の正夢です。つまり奄振事業をどんどんつぎ込んで、やっておかないとできない時代でしたから、とてもじゃないけどできないっていう形で、その当時は流れた経緯があります。話がですね。だけど、正直言ってあの時代に先駆者として奄美市がその、そのコンピューターのLANを引いておく、それをもし導入しておいたら、既に新しい時代の何歩、何10歩も前に進んでいった形の導入の仕方ができておったんだろうと、今、密かにそんなふうにいるところなんです。それは、もちろんその時代時代によってですね、やれるものやれないものっていうの、あれはありますが、夢は夢として持ってもですね、ありますが、そのように、つまりその動画がどんどん動かさせて、そしてその需要がどんどんあつてすると、ますます足らなくなってくる。容量が多く。そんなふうなことも追っかけてきますので、できるだけそういったものを先取りとしてですね、準備しておく、こういうことが、大切だと思いますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次の4番にいきます。特殊通訳案内士の普及、定着について。このことについてお聞きしたいと思います。お答えください。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御承知のとおり、特例通訳案内士につきましては、今回の奄振法改正により、一定の研修を得て有償ガイドが行える地域限定の制度として創設されたところです。現在、制度運用の内容について、国と協議中でございますが、年内には国からの承認が得られるものと伺っております。制度の運用につきましては、奄美群島広域事務組合が事業主体となり、来年1月に希望者を募集し、2月から研修を行う予定となっております。本市におきましても、奄美国際懇話会など市民への周知を図り、特例通訳案内士登録者の増加に向けて、積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えてお

ります。以上です。

10番（元野景一君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。住用地区、笠利地区及び名瀬地区の合併後の3地区の均衡ある発展については、非常に私たちの合併の大目標であります。合併後の住用地区、笠利地区及び名瀬地区の3地区にかかわる事業を除いた、合併後の各地区ごとの予算執行額をお示しいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

財政課長（前田和男君） 御質問の件でございますが、3地域にまたがる事業というものが数多くございます。これを地域ごとに分けるとするのは、事業一つの中で分けていくこととなりますので、非常に困難であることを御理解いただければと思っております。以上です。

10番（元野景一君） よく分かりました。これの趣旨はですね、均衡ある発展、これが合併の非常に命題です。その中でそれを意識しながら、市民はそれぞれの自分の地域でここが足りないという希望を持つわけです。ですから、その非常にこのどこにどれだけを配慮したっていうのはなかなか分類ができませんよっていうのも非常に分かります。またがるわけですからね。その中で、財政当局はやっぱり、全体としての捉え方でですね、やっぱりその財政の投入の仕方の順番、そして規模、これを微妙に意識してもらいたいというのが趣旨の目的です。でも、敢えてそれはこれがこうだから、こうだからっていう形の指摘はしませんが、意識としてね、その住民たち、そしてそれを見ている奄美市民全体、奄美市全体の調和のために、是非最大の配慮をしながら頑張っていたいただきたい、ということをお願いしたいです。

近づいておりますんで、もう一つ。各地区の公民館、集会所などの交流施設の新設、改修、維持保全に要した合併後の各地区ごとの予算執行額がもし、お示しできたら3地区、教えて頂けますか。

市民部長（則 敏光君） それでは合併から27年11月末までに要した各地域ごとの新設、改修、維持補修の費用を御説明いたします。まず、名瀬地区でございますが、新設が5か所、約1億100万円。改修、維持補修、延べ55か所、約8,900万円でございます。住用地区でございますが、新設が1か所、8,000万円でございます。改修、維持、保全に要した経費が延べ20か所、約2,700万円でございます。笠利地区でございます。新設が3か所で1億3,700万円、改修、維持補修、延べ29か所、約8,400万円でございます。3地区合計いたしますと、新築が9か所、約3億1,800万円、改修及び維持、保全に要した経費が延べ3か所合計で延べ104か所で約2億100万円ということになっております。以上でございます。

10番（元野景一君） はい、ありがとうございます。合併をして、そして広範囲に広がった奄美市というその中で10年経って、この維持、運営等々も本当に市当局は莫大なエネルギーを使い、神経を使い、配慮しながらやっている姿、よく見えます。是非、頑張っていたいただきたいと思います。それと、特にその市の運営の仕方、全体を運んでくる、それぞれにおろそかにできない、抜きにはできない、それぞれの事業等々の細かい配慮が必要というなのが、このたび私が財政全体を考えながらの質問で、よく、私自身が感じましたので、是非、そこらあたりの御苦勞は財政当局、そして企画、そして各それぞれの産業部門の細部にわたってのですね、住民の望みはそういったところにあるということ、是非、皆さん方の仕事がそういった多岐にわたっての期待をさせて、させられているんだ。10周年を終えてですね、それが自分たちの肩に押し掛かってきてんだということを、是非自覚して頑張っていたいただきたいと思っております。

人口ビジョン、総合戦略等の話を企画から説明いただいております。それを踏まえながら、やっぱり

人口減の世界人口減の奄美を目指しながら、それでもってどのように豊かに、どのように運営していくのかっていうのは命題になってくるか、この間の説明だったと思います。恐らく、恐らくそういったことがこれから出てくるかと思いますが、そこです、その人口減で今の、現在の国の税制、税制そのもの、全体を含めても、僕の今行きつくところはふるさと納税、これを早く、1日も早く、どこよりも充実したふるさと納税の体制を整えて、そして獲得する。ふるさと納税額をしっかりと獲得して、自主財源をしっかりと整えて、これをここに割り振りするっていう形をしっかりと、市財政当局中心にしたその計画のもとにですね、そのもとに作り上げていくことを早く整えないといけない。いつも新聞、テレビ等見ながら、やきもきしている私です。去年、1年間、4回定例会ですっとこのことを言い続けたのは、皆さん方ももう耳にたこができてもう嫌だっと思う気持ちもあるかもしれません、今ごろようやく、もうテレビ等でどんどんそれを、その当たり前のように、市町村が競い合う、それに対して総務省は今度は法人税のふるさと納税もいいよという、そこに踏み切ってきます。そうしますと、私たちの奄美市はそれこそこのふるさと納税に全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。私たちの奄美市は絶対やります。奄美市の出身、奄美大島出身の人間がどれだけ全国に散らばって、すごい活力ですごい可能性を持った人たちがいるか、そこに向かって私たちの奄美がどのように、私たちの奄美が今こんなんで、こんな思いで、あなたたちとしっかりつながりながら、奄美を豊かにしていきたいという思い、伝えれば必ず通じると思います。私たちの奄美の財産は、内にいる人、そして外にいる人が、この連携が一番大切だと思います。どうぞ、そういった意味合いを込めて頑張っていただきたいと思います。質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 師玉敏代君の発言を許可いたします。

18番（師玉敏代君） おはようございます。自民新風会 師玉敏代です。平成27年度第4回定例会の開会にあたり、一般質問に入ります前に少し所見を述べさせていただきます。

10月25日、執行されました市議会選挙において、市民の皆様への叱咤激励の中、当選という栄誉をいただき、改めて身の引き締まる思いでございます。議員は忝意ではなく、どの位置に自分がいるのか、市民の一番身近な存在として、これからも市民と行政のパイプ役として初心に立ち返り、市民の皆様の付託に答えていけるよう前進していきたいと決意しております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

では、通告書のとおり、順次質問いたします。当局におかれましては、限られた時間でございますので、端的な御答弁をよろしくお願いいたします。

本年11月4日、農林水産省より奄美大島のミカンコミバエの誘殺数の増加に伴い、植物防疫法に基づく緊急防除に関する方針が打ち出され、11月9日の説明会では農水省消費安全局より奄美大島全域で植物防疫法に基づく緊急防除対策が実施され、12月13日から2年後の3月末移動規制が決定した旨の説明がありました。この会は生産者代表を始めとする市町村関係者、JA、名瀬中央青果の実務者会にとどめようとしていたのでしょうか。この説明会開催の情報を聞きつけた小売り、卸売り、流通業者、果樹、果菜農家など、何らかのかかわりのある人で埋め尽くす会場は、あとで国の初動体制、初期対応の遅れが指摘されたことからもうかがえる状況でありました。既に6月から数匹、7月に20匹と誘殺数が確認されたにもかかわらず、示されたのは9月からの誘殺数の増加であり、10月27日から11月2日、132匹、11月3日から11月9日、1週間で153匹確認されるまでに、農家生産者

には11月2日初めてミカンコミバエの発生が報告されました。生産者から、6月・7月の被害が確認された時点で危機感がなかったのか、その段階で防疫担当者だけでなく、県・市町村果樹担当者も加わる形で影響判断をすべきではなかったのか、早い時期での農家に情報提供すべきだったと、農水省を批判いたしました。これに対し、農水省も情報の遅れを反省したいとしていました。このことは大変重要なことであり、徳之島・屋久島は数匹の確認で空中散布防除やトラップの設置を実施し、いかにこの、その初動の対応、危機感が農家生産者始め多くの住民の生活、地域の経済を守ることなのか、反省だけでは済まされない問題なのです。このような状況から、国の初期対応が、対策が遅かったことが生産者を始め、流通業者への広い分野での損失を招いたとして、このことを常に念頭において議論したいと考えています。ミカンコミバエの防除と補償と流通業者への支援対策について、まず最初に、現在誘殺数が減少傾向にあります。引き続き根絶に向けた防除体制、テックス板や防除人員体制についてお伺いいたします。

次の質問から発言席で行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

農政部長（奥 正幸君） 皆さん、おはようございます。昨日の奥議員にも御答弁申し上げましたけれども、現在の奄美大島における誘殺状況でございますけれども、9月1日から11月30日までは、もう皆さん御承知のとおり、856匹の誘殺が確認されております。ただし、この11月のですね、1か月間でその11月の1か月間で、奄美大島全体で153匹の誘殺で、11月末にはもう7匹ということ、ものすごく激減をしていると。奄美市においては11月の初旬が11匹から11月の末で2匹ということで、これかなり激減をしていると。トラップの数が奄美大島5市町村全体です、377基を設置していて、11月の末にはこのトラップの中に7匹だけが確認されていると。奄美市に至っては152基のトラップの中に11月末には2匹だけを、今確認をされているということで、かなりテックス板のその効果っていうのが、非常に顕著に効果が出ているということを感じているところでございます。そのお尋ねの防除体制についてでございますけど、県の委託事業として奄美市も緊急防除を今実施されております。航空防除ですけれども、11月の16日から11月の27日にかけて、2機のヘリコプターによってテックス板を1ヘクタール当たり3枚、全体で約12万枚を投下しております。また、来年の1月中旬から2月上旬にかけて、1ヘクタール当たり4枚の16万枚、2月下旬から3月中旬にかけて24万枚の投下を今計画をしているということでございます。地上の、地上でのテックス板による防除につきましては、これまでも各市町村が設置をしておりますが、12月からも一斉に実施することになっております。12月は1ヘクタール当たり3枚から6枚の2万6,000枚、2月からは1ヘクタール当たりの枚数を増加をしまして、1ヘクタール当たり9枚の5万9,000枚を計画、3月も同じく5万9,000枚を設置の計画をして、防除の強化を図ることになっております。この人員体制なんですけど、防除における人員体制については農業関係団体に市のほうとしても委託をして確保する計画で、予算についても県の委託事業で対応する予定ということになっております。

18番（師玉敏代君） 防除に対しては、さっきの奥議員のときにも御答弁いただいておりますので、引き続き1月・2月とやっていくということで了解しております。今回ですね、ポンカン、タンカンのですね、買い上げ金が、もう先に決まっております。金額が。その中であとでお伺いしますが、実際ですね、その実測ですね、計量、計る場所、そして買い上げ場所、その対応、体制についてお伺いします。

農政部長（奥 正幸君） 計測の場所についてはですね、名瀬の朝戸にあります選果場で検品、計量をする予定としております。

18番（師玉敏代君） 買い上げ表のことなんですが、ポンカンについては、もう、ポンカンもタンカンもですけども、過去何年間のその標準価格であったりするんですけどね、その中で、販売の中にその他ってありますよね。多分、それは規格外のことだと思うんですが、その中でもう一つ、自家用ですね、消費用というのがあるんですよ。これはどういう考えでいらっしゃるんですか。

農政部長（奥 正幸君） 買い上げ単価の中には、販売用と自家消費用という二つの大きな区分に分けられておりますけれども、その自家消費用単価につきましてはですね、庭先農家の方々などの栽培をしている方に、物財費相当分、要は肥料とかですね、薬剤など栽培に必要な経費相当分ということで、標準単価の40パーセントを設定をしていると。タンカンで言いますと、110円、キロ当たりですね、という設定の仕方をしております。

18番（師玉敏代君） 自家消費用の中でもですね、実際は何でも販売実績がないといけないってことですよ、過去の。農協に出すにしても、市場に出すにしても、実績がなければいけないと。そのことによって、このいろんな標準の価格が設定されるわけですよ。そういった考えの中で、それは分かります。自家消費用っていうのにもですね、販売実績が確認できない方はこれは自家消費用単価を適用っていうんですが、これもやっぱり同じ考えでいいんですか。110円でいいんですかね、タンカンなら。その他になるっていう方、聞いたんです。40円。どうなんでしょう、その辺。

農政部長（奥 正幸君） 先ほども申し上げましたとおり、販売実績のない方、大規模農家の皆さんは前年度の過去の販売実績があるんで、それをもとにして平均の単価を出すんですけど、庭先農家の皆さんについてはそういう販売実績とかいうのが、資料を持ち合わせていないんで、それはタンカン、ポンカンのそれぞれ標準単価の40パーセント相当、それは何かと言うと、先ほど申しました栽培に必要な肥料とかですね、そういうものを計算をした実績として標準単価の、ポンカンはポンカンの標準単価、タンカンはタンカンの標準単価のそれぞれ40パーセント相当を、40パーセント相当の、ポンカンで言いますとキロ当たり90円ですね。タンカンで申し上げますとキロ当たり110円が自家消費用の単価ということで適用するという事です。その他の40円ということではございません、はい。

18番（師玉敏代君） はい、分かりました。要するに、自家用、庭先で消費したり、例えばですよ、ネット販売がよくありますよね。市場にも出さない、共販にも出さない、家庭の中で常にこの顧客がある人がいるんですよ。取引。そういった人たちが、その人たちも販売実績っていうか伝票等が、去年の郵便局に出したそれがあれば、それで対応できるのかなと、その辺はいかがなんでしょうか。

農政部長（奥 正幸君） ゆうパックとかですね、宅配便で輸送されている方については、それぞれ顧客がおられると思うんですよ。その顧客からいただいた、例えば請求があつて、領収発行してますよね。その領収の写しとかいうことがあればですね、それはそれで販売実績ということで単価に反映をされると。平均価に反映されるということでございます。

18番（師玉敏代君） はい、分かりました。自家用消費の買い上げで、買い上げ場所に実際に自分で持っていけない住民って結構いると思うんですよ。それを、廃棄命令が出ている対象のタンカン、ポンカンであれば、処分したくてもどうなんでしょう。買い上げていただきたければそこに持っていかなきゃいけないわけですよ。選果場に。そういったその対応ですね、また、ミカンを作るには大体5年ぐらいかかるんですが、新規就農して今度初めて出そうという農家もいるわけですよ。その辺の対応っていうのはどの様になるのかお伺いいたします。

農政部長（奥 正幸君） 販売実績のない新規就農者などの方々についてはですね、それぞれポンカン、タンカンの標準単価で買い上げるというようなことでございます。庭先農家の方々で本来は自ら、当然出荷、販売する方についてはその出荷場所までに当然その運搬とかするものの経費については、当然その単価の中に反映されてるんですけど、高齢者の方々がなかなか自分たちで摘果、その収穫ができないということについてはですね、今我々その部の中です、協議をして何とかそのお手伝いができるのかどうかというのはですね、市のほうで収穫しますっていうのは、今のところはちょっと言えないんですけど、今、部内で一応検討をしているというところでございます。

18番（師玉敏代君） はい。果樹農家にもですね、やっぱり高齢化なって、放棄されている、放置されてるミカン園っていうのも結構あるんですよ。それも、誰かがやってくれないと言うんですけども、その手数料もですね、取ってでもですね、やはりそういった体制もとらないと、やはり一斉にっていうか、その時期のものなので、やっぱりその辺の体制も十分大事だと思いますので、この人員体制というのも是非考えていただきたいと思います。

それとですね、加工直売所とかですね、小売り、流通業者ですね、卸業者の支援については相談窓口の体制はということと、これもどんどん毎日新聞で連日いろいろと状況、情報が入ってくるんですが、生産者を始め、流通業者も本当に大打撃を受けるんですよ、実際。もう、とにかくこの3倍の損害ではないかと、被害ではないかと言われてるんです。その損害額っていうのは試算できるんでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） ミカンコミバエ防除体、対策にかかる商工業者への対応につきましては、農家に対する買取補償とは異なり、影響を受ける中小企業者への金融支援が中心になるものと認識いたしております。県においては今回のことを踏まえ、対象地域の商工会議所と商工会に対して、ミカンコミバエ防除対策の被害相談窓口の設置を依頼しております。市内においても奄美大島商工会議所及び奄美商工会で相談窓口を設置しております。また、今回影響を受ける中小企業者等へは、県融資制度の中小企業振興資金や緊急経営対策資金を活用できる金融支援として、広報を行っているところです。関連事業者の影響につきましては、奄美大島商工会議所と奄美商工会の調べによりますと、現時点で先週末の時点です、運輸業など流通事業者の影響額については、市内で約1億2,500万円の影響額と試算されており、うち9割以上が郵便事業や大手宅配事業者への影響ということです。卸、小売り業につきましては、約1億2,000万円の影響が試算されております。また、菓子店などの製造業についても、約8,300万円の影響が試算されており、製造、卸、小売り業については地元の中小事業者を中心に影響を受けるものと予想しております。ということです、はい、以上です。

18番（師玉敏代君） 一般の、そのそういった人たちですね。要するに果樹農家対象ならない、流通業者、加工、卸売りの支援のことまでお話していただきましたけど、相当な被害になるわけですよ。確かに、今は植物防疫法のもとで、法のもとでしか対処できないというのはよく分かります。確かに、融資の支援策も確かに重要だと思います。以前ですね、住用の災害があったときに、住用のその緊急雇用対策事業っていうのがありまして、そこで一応、その職をいったん解雇になるんですね。解雇となったあとに、解雇しなければならぬ状況でありましたので、その人たちが仕事を充てて雇用すると、そういった形で緊急雇用対策事業もですね、今後は是非考えていただきたいなど。一番人件費のことを言ってきました。やはり、それぞれが言うと、今回はタンカンっていうのはエース商品なんですよ。今から先。ポンカンはそうなんですが、奄美にとってこれだけの影響を及ぼすタンカンっていうのは、すごく奄美にとってはエース商品ということで、皆さんこれに力を入れて、一番利益が見込める時期なんですよ。流通としては。その辺に対する、もちろん融資の支援対策もいいんですけど、やっぱり借金ですから、借金を返せる目途がなければ借金もできないんですよ。やはりその据え置きの問題であったり、やはりあと国・市・県で利子補給をもって融資対策をすれば、そういったですね、やっぱりきめ細かな

ですね、今から支援策も是非よろしくお願いたします。

次に、移動規制、廃棄処分、情報周知についてなんですが、これもですね、もう既に12月13日から移動規制と言われながら、既にもう宅配、郵便も全部規制かけてるんですよ。この辺がちょっと曖昧なので、この曖昧な周知があるものですから、これも別に今質問しなくても大体皆さんもう分かってらっしゃるんですが、もう短くだけ答弁ください。

農政部長（奥 正幸君） 植物防疫所のほうではですね、自粛要請っていうことで、パンフレットなどをそのような事業所、郵便局、宅配業者などに配布して自粛要請っていうことなんですけど、今事実上ですね、植物防疫所においては空港等において、持ち出しの禁止措置が今なされているということでございます。

18番（師玉敏代君） はい、分かりました。実際に最近では、廃棄処分ですね、その辺はそれぞれ、40センチぐらい掘ってとか、いろいろ近くの庭先でとかもういろんな情報は聞いていくんですけど、廃棄処分する、どこですのか、どのように行われるのか、その辺について、一番はもう廃棄処分が早期根絶の近道ですのでね、その辺をお願いします。

農政部長（奥 正幸君） 廃棄処分につきましてはですね、12月13日に省令が施行されますけれども、その廃棄命令に基づいてですね、選果場で計量したあと、選果場隣の市有地に埋却をする予定となっております。これに伴い、単価を個人ごとに設定をし、計量した重量を乗じて買い上げ価格は決定いたします。ポンカンなどについてはもう収穫期を迎えていることから、今国・県にですね、早急にその廃棄命令をですね、出すように、対応するように強く要望を、今要請しているところでございます。

18番（師玉敏代君） 次の情報周知についてはですね、もう既に12月8日に市と県との協議があったんですよ。6日には奄美市6か所で農家を、7か所ですか、いろんな農家の説明会があったと。その辺と、それとですね、やはり細部にわたってですね、やはり集落、屋外、新規なりですね、やはりその情報をしっかりと周知していくっていうことが、これもまた、早期根絶の早道ですので、情報だけですね、スピード感を持っていただきたいと思います。今回ですね、やはり11月2日の誘殺数、誘殺数の時点で龍郷の一部、そして笠利全域は対象にならなかったんです。今時点は龍郷も入り、笠利がまた一部移動規制かかってくるんですよ。今、こういった状況見たときに、島内消費はいい、加工もしていい、島外にはださないで、島内だけで蔓延してしまうわけですよ。そうなんです。実際加工もできる、島内で流通していいんですよ。ただ島外だけには出さないでくださいという、奄美大島本島内だけでも蔓延してもいいっていう考えしか聞こえないんですよ。やっぱりそういったのもですね、やはり市も市民の立場、農家の立場に立って、やはりこの辺もですね、確かに法に則って報償があるわけですよ。その辺は分かります。やはり、今から先はですね、私自身も先ほどから申し上げるように、国の初動体制、対応が悪かったと、ここまで損失を招いたという責任は大変大きいと思います。これは反省で済みませんよ。確かに。対象品目もポンカン、タンカンだけですけれども、今、品目は相当ありますよね。それを順次、移動規制がかかって廃棄命令が出てくるのかもしれないけれども、やはりこういったものをね、ちゃんと市もですね、しないと、実際もう、皆さんもうどうしようもない、誰に言ったらいいのかわからないっていうのが、その農家だけじゃなく流通業者すべてなんですよ。今、商工観光部長が申しあげました3億、4億ですか、あまりのこの損失っていうのは、一口で言うもんじゃないんですよ。だから、私たちは移動禁止ですね、廃棄命令作物が現在ポンカン、タンカン、廃棄命令が出た作物のみの補償用は、今言いましたように島内消費、加工もいい、島内は蔓延してもいいんですよということなんですけど、これは早期根絶と防除と補償問題については、奄美市議会としても私は特別委員会の設置をすることを提案し、追跡調査をすべき案件であると思っております。しつ

かりと見据えて、多岐にわたる課題に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、住用町の市集落周辺の採石現場からの土砂の流出に県が示した緊急措置命令の履行についてなんですが、10月まで、末までに業者に対して、いろんな緊急措置命令が出たんですが、この件については検証したと思います。一番はですね、ヘドロなんですね。その流れ出た。長年堆積されたヘドロ、水質調査、近くの海へのヘドロ対策は市として今後どのような姿勢で臨まれるのか、お聞きいたします。

住用総合支所事務所長（市川哲義君） お答えいたします。議員御指摘の海中の土砂除去につきましては、11月20日に鹿児島県と採石業者が行った現場説明会におきましても、住民の皆さんから早期除去についての要請がされたところでございます。このこととは別に、今回の流出、平成22年10月の豪雨災害時に流れ出た海岸線の堆積土砂につきましては、採石業者が除去作業を行い、住民の皆さんの立ち合いのもと、原状回復の確認がなされたところでございます。海中の土砂の除去につきましても、集落から大島支庁に要望が出されていたところではございますが、多大な費用と期間が見込まれることや、除去の方法など十分な調査が必要がありますので、その対応につきましては原因者である採石業者のほうで検討中であると聞いております。本市といたしましても一日でも早い解決に向けて、県と連携を取りながらできる限りの協力をしてまいりたいと考えております。併せまして、赤水の流出防止策につきましても、強く要望してまいりたいと思っております。

18番（師玉敏代君） この市のこの集落の問題は、一番生活道路ということもあって、やはり災害は想定外が多い、想定外ですよ。それを内で収まることはありませんが、そのことによって市民の生活、暮らしが脅かされる、そしてその奄美市の自然環境、海ですね、そこがもうヘドロで汚染される。これも大変怒りに皆さん満ちております。市集落の皆さんもですね。是非、引き続き市も県に対して強い姿勢で臨んでいただきたいと思っております。

次にですね、住用川の河川改修工事の進捗状況と課題についてお伺いいたします。14年の5月から、2014年5月から着工が、16年度完工を目指していましたが、18年度に延長ということで、その理由は用地取得難航と聞いております。何が問題で解決策はありますか、お伺いいたします。

建設部長（砂守久義君） 住用川河川改修事業について御説明いたします。住用川は奄美市住用総合支所管内にある鹿児島県管理の2級河川の一つでございます。平成22年10月の豪雨により、住用川が氾濫し、西仲間地区の住用総合支所付近において、1メートルから2メートルを超える浸水被害が発生し、死亡者2名、床上浸水87戸、床下浸水10戸という甚大な被害が発生したことから、県において、総合防災事業として役勝川合流点から稲袋橋上流までの2.7キロ区間の護岸整備や川幅を広げるなどの改修に着手したところでございます。議員御質問の進捗状況でございますが、県の担当課に確認しましたところ、用地につきましては市と県、連携を図り用地交渉を行っており、現在の用地取得率は全体の約80パーセントでございます。また、工事につきましては、これまでに築堤護岸工を400メートル、掘削工を250メートルを整備し、今年度マングローブ群落の掘削工事425メートルに着手するとともに、今後、石原水門等の工事にも着手する予定でございます。事業を進める上での課題としましては、計画的な用地の取得やリュウキュウアユなどの生息への配慮などがありますが、厳しい財政状況の中、今後も地区の方々の安全・安心のため、市と県、連携を図り、早期に事業効果が発現できるよう努めてまいりたいとのことでありますので、御理解をお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 分かりました。平成22年の10月20日の集中豪雨に伴い、この河川改修は始

まった経緯があります。やはり、この、確かにリュウキュウアユの生息の問題、いろんな工事にできない時期もあると思いますが、河川のその1日も早いですね、改修工事の完工を目指していただきたいと、よろしくお願いいたします。

次に、子育て支援事業について、地域型保育事業について、その事業内容と現況についてお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） お答えいたします。この地域型保育事業は待機児童の解消を目的として、子ども子育て支援新制度において創設されたもので、定員が19名以下で3歳未満児を対象とした保育事業です。四つの類型がありまして、一つ目は定員が6名から19名までの小規模保育事業。二つ目は定員が5名以下の家庭的保育事業。三つ目は事業所内保育事業。これは事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもも対象とすることができます。四つ目は居宅訪問型保育事業。これは保育を必要とする子どもの自宅で保育を実施する事業です。いずれも民間事業者が実施することができますが、児童福祉施設等での保育経験を有する施設長を置くことや条例等で定められた基準を満たすことが条件となっています。現在は家庭的保育事業を住用地区で1か所実施をいたしております。

18番（師玉敏代君） はい。この地域型保育事業というのは、先ほどもおっしゃいましたように3歳未満児を対象にした、19人までですね、家庭的保育と小規模保育というのが対象になっていると思いますが、その中でですね、その事業の内容等の、要するに事業所、手を挙げる人はいたと思いますけれども、これ28年度スタートを目指しているわけですね。28年度スタート。この家庭的保育と小規模保育のこの事業は28年度スタートのために、いろいろ事業所の選定を、手を挙げている方がいたかと思いますが、どの保育に現在何件応募があったのか、選定されたのか、また、それが地域のニーズに即した結果であるのか、お伺いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 待機児童の年齢はそのほとんどが0歳から2歳児であります。認可保育所では定員を上回る受入を行っている状況でもあることから、今回3歳未満を対象とした地域型保育事業所の募集を行ったところでございます。今回の募集に応じた事業者は小規模保育事業が5件、家庭的保育事業が1件で、現在選定手続きを行っているところでございます。仮にこれらの事業者が全部が選定されますと、定員が71名増える見込みとなり、概ねニーズに即しているものと考えております。

18番（師玉敏代君） 家庭的保育が大体5名以内ですね。そして、小規模保育が6人から19名、そうですね。その中で小規模保育のほうが5名、5件、そして家庭的保育が1件ということで、71名の待機児童が解消できるというお話ですが、これ、このことによってですね、一応笠利町ですね、待機児童、住用町の待機児童の状況は一体どうなってますか。0歳から3歳ですね、はい。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 10月1日現在の奄美市の全体の待機児童数は73名でございますが、これはすべて名瀬地区の子どもでありまして、笠利・住用は今のところ0でございます。

18番（師玉敏代君） はい。笠利町もへき地保育所がありますけど、民間保育所もありますよね。住用町においては3歳から預かるへき地保育所のみしかないんですね。あとは、先ほど言った家庭的保育が0歳から3歳未満を預ける1か所だけなんです。今回、この家庭的保育を住用は保育制度、以前から適応されています。その時点では、今回の新しい制度のもとでは、家庭的保育なのか小規模保育なのか事業所内保育なのか、分けられてますよね。ということ、今住用は5名しか預かってないんです。以前は10何人いたんですよ。10名近く。今、預けられないとって大変困っている方もいらっしゃるんです。今はこの家庭的保育を適用しているということなんですけど、これがですね、今のスペースで住用の

託児，あちらの保育所ですね，それ以上預けるスペースはあると思うんですが，もしですよ，仮に今住用の西仲間にあります。例えば東城の校区にも5名以内の家庭的保育ほしいと，そういった場合はどうなんですか。その都度，そういった修正ができるんでしょうか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） ただいま申し上げましたとおり，住用・笠利は現在のところは0でございますけれども，今おっしゃいましたように増える可能性もあるわけでございますので，例えば小規模，家庭的保育事業から小規模保育事業へ事業を変更するとか，あるいは事業所を増やすとかいろいろな対策を考えていきたいと思いますが，それにはその従業員の，事業者の人材育成とか人材の確保とか，場所の問題もありますので，引き続きこういったことも研究してまいりたいと思っております。

18番（師玉敏代君） はい，では，その常に家庭的保育も5名を超えれば小規模保育に変えていけると，そういうことができるということで了解してよろしいんですね。はい，分かりました。この，この家庭的保育とこの辺については，ある一定の，受講をした人が補助対象，補助者としてたい，できるわけですよね。やはり常に，家庭的保育にしても小規模保育にしても，保育士の資格ある人は常に常時いなければいけないんですか。その辺ちょっと，1点確認します。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 失礼しました。この事業に従事する方は，基準で条例もございまして，その基準がございまして，研修も受けた，ほとんど保育士に近い，保育士，または保育士に近いような人材に従事することになっています。

18番（師玉敏代君） はい，分かりました。いろいろなその趣向をして，その辺をしながら，保育士は必ず常時いないといけないということですね。はい。

次に，ファミリーサポートセンター事業についてお伺いたします。9月補正で247万2,000円計上，この件についてはどこが受けて，これをいつ開始するのか，また開始に向けてどのような準備がされているのか，お伺いたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） お尋ねの委託先についてでございますが，先に業務委託先を募集をいたしまして，企画提案をいただき，選考の結果，特定非営利活動法人うなりネットへ業務委託をすることになりました。12月18日に事業をスタートする計画で準備を進めております。事業を始めるにあたってはサポート会員が必要でございますので，昨年度実施いたしました子育て支援員養成講座を終了しました36名の支援員の皆様がサポート会員となります。サポート会員はまだ不足をしておりますので，今年度の事業でサポート会員になるための講習会をもう1回は開催する予定にしております。また，事業スタートの年でありますので，今年度の事業はファミリーサポートセンター事業の広報と利用会員，サポート会員募集が中心になると思います。今年度はサポート会員，利用会員合わせて100名ほどの会員登録を見込んでいるところでございます。

18番（師玉敏代君） ついでに，子育て支援員さんが昨年度ですかね，36名養成いたしました。この活用についてはよく分かりました。先ほど，不足しているということで，100名程度ということですが，今現在ですね，奄美市の母子寡婦福祉会の中で，もうずっと10年以上から，県の県母子寡婦福祉会の委託を受けてですね，子育て支援員さんを既に40人育てているんです。これは市とは，市と，市の認定，今された36名とは別なんですけど，むしろ，この受講する講義の内容は逆にスピードがアップされていて，同じように保育実習も行っております。そういう人たちが，これはですね，母子会，つまり1人親，父子家庭，母子家庭の皆さんの例えばさっきも言った子どもの送り迎え，送迎ができるとか，PTAに行く間子どもを見てほしいとか，突発的な何かがあったときに，日常生活支援

事業といって、子育て支援員さん、母子会の中の支援員さんが1人親のお母さんの手助けをしている事業なんです。同じようなんですよ、この、子育て支援と内容は。今、約40名いらっしゃいます。これをですね、逆に言うと私としては、やっぱり奄美市の1人親の手助けをしてるんです。こういう人たちも、今不足としているということをお話し聞きましたけど、こういった人も奄美市の認定として、こういう人も一緒にやっていくのは考えられるのかどうか、お伺いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） ただいま御案内のとおり、母子会が実施しておられます日常生活支援事業の子育て支援員につきましても、同じような内容でございますので、これを活用させていただきまして、ファミリーサポートセンターのサポート会員として会員登録としての検討を考えているところでございます。

18番（師玉敏代君） 是非ですね、この制度を知らない人もいっぱいいるんですね。1人親のお母さん、お父さんにしてもですね。だから是非、活用してほしいと。それも多分、利用料っていうのはその所得に応じて、ある程度お金払うんですけど、非課税は0なんですね。こういったの利用していただくという意味では、ファミリーサポートセンターがある意味一般の皆さん、そして母子会、1人親のお父さん、お母さんも一緒になって活用ができるという意味では、私は一番このいい、何だろう、一緒にできる体制になるんじゃないかと思ってますので、是非御検討いただきたいと思います。

次に、幼稚園一時預かり事業についてですが、この件については6月議会でも私は触れました。新制度のもとで認定子ども園は今回平成28年度は考えていないと、その中でできるのかなと思ったんですけど、奄美市としては一時預かりについてはどのようにお考えなっているか、この制度を導入できないのか、お伺いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。6月議会においても師玉議員から一時預かり事業についての御質問がございました。その際は、福祉政策課から事業概要及び現在の状況等について御説明を申し上げたところでございます。議員御承知のとおり、奄美市におきましては現在のところ、公立幼稚園における一時預かり事業は実施しておりません。そのため、公立幼稚園時の中で放課後の預かりが必要な園児につきましては、近隣の託児所などで預けていただいていると、こういう現状でございます。本市における公立幼稚園一時預かりにつきましては、認定子ども園の問題や私立幼稚園のかかわりもございまして、また地域の実態ですとか、あるいは保護者の要望等をもとにいたしまして、更に職員数や人員の配置、保育料等の課題もございまして、今後検討することにしております幼稚園の在り方についての検討委員会を設置いたしまして、その中で更に検討進めていきたいと考えております。このことは切れ目のない子育て支援を進めていくということで、市としても取組みの充実をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（師玉敏代君） 待機児童解消のために、いろいろな施策がどんどん今後、28年度スタートして、私は本当に子育て支援事業というのは、本当に今後の地方創生の土台作りだと思ってるんですね。やっぱり若者が帰ってきて、本当に安心して子どもを産み育てられる環境っていうのは、本当に重要施策だと思います。確かに、今幼稚園の一時預かりは市町村が本当は主体となることができるんですね。ただ、しないですね。ただ私としてはですね、朝日の幼稚園がですね、やっぱり30名ほどお隣で預かってるんです。その場所を来年早々出ていかなければならない現状を聞いております。その辺もまた、確認もう1回しますけれども、そういった子どもたちをですね、やはり親としてみれば近いところに預けたい。その施設内、中で預かってほしいというのは希望なんです。だから、一応切れ目のない支援なんですけど、やはり切れ目がちょっとありますので、そこをですね、やっぱり地域に合った、ここに何が足りないのか、どういった対策をしていくのか、やっぱり行政もですね、やっぱりどんとんと子

育て支援のこういったいろんな施策がなさっている中ですので、かえってそこだけが今ちょっと浮き彫りになってきてしまったという状況もあります。是非ですね、今後是非、検討していただいて、どういったことが考えられるのか、是非考えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では次、防災についてお伺いたします。現在、防災計画の見直しがされていると思いますが、定期的に津波警報に対して避難訓練が実施されています。実際に避難してみて、その避難先が海拔何メートルあるのか標識がない。避難箇所が本当に安全なのか、再度点検し整備、点検は重要であると思っています。また、高齢者、視聴覚障害者、歩行困難者の車での避難は必至であります。車で乗りあげられる整地整備をどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 防災避難箇所の点検と整備について私のほうで答弁させていただきます。災害時の避難箇所につきましては、奄美市地域防災計画において、一時避難所として142か所、内訳を申し上げますと名瀬地区が79か所、住用地区が21か所、笠利地区が42か所であります。また、避難所として105か所。内訳は名瀬地区が45か所、住用地区は21か所、笠利地区39か所を指定いたしております。この一時避難所や避難所の設定には各地区の駐在員や町内会長の御意見等をお伺いしながら、地域内の市道、農道はもとより、神社や水源地、ビル、民家の裏山などを選定いたしております。しかしながら、東日本大震災や想定を超える近年の災害により、災害対策基本法、防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画が大きく見直されました。このことを受けまして、今年度奄美市防災、奄美市地域防災計画も改定に向けて、現在その作業を進めているところでございます。その中で防災訓練、避難訓練の際に各地区から寄せられました御意見を踏まえ、現在の避難所、避難箇所の安全性等を地域の方々とともに検証することや、高層ビルや公営住宅の活用を含め、改善策を検討してまいりたいと考えておりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

18番（師玉敏代君） はい。地域防災計画が今見直しされている中で、その計画の中で、いろんな各地域の寄せられた意見を集約して安全を図っていききたいということですので、是非ですね、やはりどこに行っても、特にそうなんですけど、どこでその災害に遭うかわからない。だけど、そのときどうすればいいかっていうのはあります。とにかく、田舎、集落に行くとも年寄りも多いし、いろんな方がいて、やはりすぐ裏山に逃げられるっていうの、階段をちょっとこう造ったら、そういった道に逃げ込むことができるような、ちょっとした手を加えればできる避難箇所もあるし、避難箇所と言われたけどそこに行くには車を置いて、林道に行くんですけども、やっぱりそこが車は乗り上げられない、しかしその川を渡っていく、その川も危険じゃないかとか、いろんな意見が出てますので、まず避難する場所の海拔が何メートルあるかっていう標識が一番重要ではないかと思っておりますので、是非よろしくお願いたします。

次に、空き家対策の現状と方向性ということで、空き家住宅等の集積が居住環境や地域活性化を阻害し、地震や台風など災害による倒壊などがあり、地域住民の生活を脅かすものであります。この対策をどのように考えるのか、本市の空き家、廃屋の状況どのようになっているのかをお示しいただきたいと思っております。

総務課長（奥田敏文君） お答えいたします。近年、地域における人口減少や既存の住宅等、建築物の老朽化、社会ニーズ及び産業構造の変化に伴い、空き家は年々増加傾向にございます。このような状況を踏まえ、適切な管理が行われていない空き家等がもたらす問題を解消するため、平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年5月26日に完全施行されました。また、併せて空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針、ガイドラインが示されております。国からのガイドラインの提示を受け、7月に鹿児島県においても運用に関する説明会が開催され、その中において、国内の先事例の紹介や法及びガイドラインの説明がございました。本市とし

ましては空き家に関する課題が非常に多岐にわたりますので、9月に関係する部署、総務課、企画調整課、環境対策課、税務課、建築住宅課などでございますけれども、この担当者レベルのワーキンググループを発足させております。今後、まずこのワーキンググループにおいて、本市における課題を整備し、消防本部とも連携しながら、空き家等対策の体制について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

18番（師玉敏代君） 空き家、廃屋と言われる、そういったものどれだけあるかというのは、もう既に何回か他の同僚議員も何回か質問はしていますが、先ほど答弁がありましたように、平成27年の5月26日から完全施行された空き家対策特別措置法、倒壊の恐れやシロアリなどの被害を周りに及ぼすような衛生環境上に問題がある空き家は特定空き家として、更地と同等の扱いになるというのであります。地方自治体の指導、勧告、命令が可能になり、解体や解除など強制執行が可能になります。このような日本全国で820万戸を超えるまでに拡大し、深刻な問題であります。私たちは5月ですね、総務企画で天童市、山形県の空き家バンクについて調査いたしました。この辺についても、天童市は25年の10月に空き家等の適正管理に関する条例を施行されております。多くの問題と対応がありましたが、その中の一つとして、市が空き家バンクを運営する意味は何か、その部分については冒頭に行政の役割としての空き家対策は管理不全の空き家によって及ぼされる近隣住民への悪影響や危険の回避を目的してのであると認識していると天童市のほうでお話しております。防災にとっては、今後このことは大変重要だと思っています。やはり、空き家にですね、何らかの規制というか、空き家の先ほども話しました、空き家の適正管理に関する条例等もですね、今後考えられるのではないかと、そうでないと本当に、防災もこれも一つであり、また逆にさっき、定住促進のリフォームであったり、いろんな形になるのが空き家なので、是非このことも含めてですね、今後考えていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

総務課長（奥田敏文君） おっしゃるとおりでございます。空き家バンクという、空き家はですね、ある程度改修することによって再利用する方法、それから、先ほど発言がございましたように特定空き家と言いまして、環境上、あるいは防災上、消防上非常に危険であるという空き家もございます。これに関しては、実はもう個人的な相談も10数件受けておりまして、まずは持ち主の方、当然持ち主の方が管理をすべきということでご連絡を申し上げたりもしておりますけれども、今後ですね、このようなものが増えていくだろうということも含めて、今後調査も必要だと思いますし、防災上も非常に重要な問題だと捉えておりますので、今後また詳しく対策を練っていきたいというふうに思っております。以上です。

18番（師玉敏代君） よろしく願いいたします。

高齢者の生き甲斐づくりについてですが、シルバーセンターの現状と雇用の拡充についてと、あとグラウンドゴルフ入場料、これはあやまる岬、笠利にもあります。住用町のほうにもあります。この入場料の軽減について、併せて御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） シルバー人材センターの会員数でございますが、平成27年11月末現在で336名でございます。平成18年の合併時には403名の会員がおり、67名減少しておりますので、毎年広報誌に載せたり、あるいは全世帯へチラシを配布し、会員の拡大を図っているところでございます。受注内容につきましては、平成26年度の実績で2,379件で、前年度比2.1パーセントの減少、契約金額は8,345万円となっております、前年度比2.3パーセントの増加となっております。以上です。

（「マングローブ、ああグラウンドゴルフ」と呼ぶ者あり）

商工観光部長（菊田和仁君） 今申し上げました市の二つの施設ともですね、利用料金は1回当たり500円で、複数回の利用者にはポイントカードによる割引サービスを行っているところです。利用者の負担軽減や高齢者の無料サービスなどにも努めておりますが、頻繁に利用される方からは、そのような要望もお伺いしています。今回、御指摘いただいた入場料の軽減につきましては、同様の施設が民間施設を含め他の町村にも設置されていることから、これらの施設に影響を及ぼさないよう考慮する必要もあろうかと考えております。従いまして、利用料金は他の町村や民間施設等と同程度が望ましいと考えております。今後、頻繁に御利用される方に対して、これまで以上の割引サービスが可能か、検討させていただきたいと存じます。以上です。

18番（師玉敏代君） 高齢者の生き甲斐ということで、もちろんグラウンドゴルフも手軽にできるスポーツです。教育と教養という言葉があります。今日、行くところがある、今日、用事があるという、これは高齢者にとって、一番の生き甲斐になると。以上で質問、終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、自民新風会 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。まず最初に、10月25日に行われました市議会議員選挙では、日本共産党は2議席を回復することができました。御支援いただいた市民の皆さんに心より感謝を申し上げます。共産党議員団として、市民の暮らしを守り、奄美の財産を守り、生かす立場で、これまで以上に選挙戦で訴えてまいりました市政のチェック機能を果たせるように頑張りたいと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

さて、2015年も年末を迎え、各団体、グループでの忘年会が各地で行われております。しかし、この年は国政では戦争法が安倍自公政権による立憲主義を破壊する形で強行採決をされており、忘れてはならない、忘れることはできない年となりました。それは憲法違反の集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法が安倍自公政権により、立憲主義を破壊する形で強行採決されたことです。しかし、私たちには希望があります。戦争法廃案、戦争法案廃案を求めて立ち上がった憲法学者やSEALDsと呼ばれる若者たちが、そして戦争させない、9条壊すな総がかり行動実行委員会が今戦争法廃止を目指して運動を継続していることであります。また、沖縄ではオール沖縄で辺野古への新基地建設に反対しており、翁長雄志沖縄県知事は代執行訴訟での記者会見で沖縄の将来にとって、自然豊かな辺野古の海を埋め立て、県民の手が届かない国有地に耐用年数200年とも言われる基地を建設することはできません。私は今度とも辺野古に新基地を造らせないと公約の実現に向け、不転の決意で取り組んでまいりますと述べられております。翁長知事は自民党の沖縄県連の幹事長を務めた人ですよね。この方が南海日日新聞の9月6日の記事によるとこのように述べられております。昔は政府に盾突いてはいけないと思っていたが、私は変わったとこう言われました。拍手を贈りたい思いであります。戦争によって祖国から分離された歴史を持つのが奄美と沖縄であります。兄弟島とも称されますけれども、オール沖縄で反対する基地建設のための辺野古の海の埋め立てに奄美大島から530万立方メートルという土砂、岩ズリを運び出す計画が立てられていることであります。こんなことが実行されれば、こんな悲しいことはありません。何としても阻止しなければならないと思います。一方、私たちの暮らしに目を移

せば、奄美は追い風だけでは済まされない厳しい現実に突き当たります。アベノミクスの失敗が明らかになりつつあります。低所得者の多い奄美では物価高、消費税増税は確実に生活を追い詰めます。平成29年には10パーセントへの消費税増税です。今こそ市民の暮らしに目を向けた施策の充実が求められます。市民目線だけでなく、生活目線で市民の声を議会に届け、車の両輪の役割を果たせるように、全力で取り組むことを申し上げ、その立場で通告に従って順次質問していきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、末広・港土地区画整理事業についてであります。この事業費は98億円、予算でありますけれども、この事業計画そのものはもう10年以上も前に組まれているものであります。公共事業ではその後の諸般の事情などで予算を大きく上回る場合がよくありますけど、今回の事業では予算内に収まるのかという市民の声もあることから、お伺いをいたします。当初予算では項目別に示してありましたので、その項目別に見通しを示していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速崎田議員にお答えさせていただきます。末広・港土地区画整理事業の最新の事業計画の支出内訳といたしまして、道路、公園、緑地等の築造費約2億2,000万円、建物移転費、約74億1,000万円、上下水道、ガス、電柱、電話柱等の移設費約2億3,000万円、整地費約6,000万円、その他工事費約5,000万円、調査設計費約2億8,000万円、減価償却費約11億7,000万円、事務費が約4,300万円の合計98億5,000万円となっております。項目ごとの見通しにつきましては、事業計画どおり、それぞれの項目ごとの予算の範囲内で収まるものと考えております。従いまして、予算総額におきましても、98億5,000万円の範囲内で収まるものと考えているところであります。御理解をいただきたいと思っております。

17番（崎田信正君） 今、御答弁いただきました。大体予算の2・3,000万円程度の違いはありますけど、ほぼそれに沿った形で進められているなというふうに思います。ただ、実際ハード事業だけではですね、区画整理事業の目的としている商店街の衰退が顕著で防災上危険な地域を市街地への良好なアクセスや防災機能の強化などの都市基盤整備などと併せて、商業施設の再編を図り賑わいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図る、これはパンフに書いてあるものでありますけれども、事業が終了したということだけでは、この達成は難しいのではないかと思うんですね。賑わいに満ちた魅力ある中心商店街の形成を図るためには、これからが大切な時期だと思います。区画整理事業の指定、範囲というのは3.2ヘクタールであります。商店街として位置付けられているところはもっと広いわけですから、商店街全体でこの町をどうするか検討することが必要だと考えております。そこで伺いをいたします。今、新しい建物が建ち始めており、一時の町壊しのイメージからようやくまちづくりの雰囲気になりつつあると思っておりますけど、それでも今なお、市民の皆さんからはどんな町になるのかさっぱり分からない、こういう声はやはり強いものがございます。世界自然遺産登録を目指して、郡都と称させる奄美市の顔とも言える中心商店街が98億円もの税金をつぎ込んでも賑わいを取り戻せなかったなどということがあってはなりません。今、賑わいに満ちた商店街の形成を目指しているところだと思いますけれども、いろんな場でよく出てくる言葉が、やはり奄美らしさという言葉なんですね。以前にも質問したことがあります。しかし、そのときの答弁ではいまいち漠然とした感じを受けて、これが奄美らしさだと多くの人が共感できる答えは出ていないものと感じております。今度の新庁舎建設にあたって、奄美らしさを大切にしたい奄美の人々に長く親しまれる庁舎づくりと謳われておりますから、この言葉を借りれば多くの観光客、あるいは来街者の皆様に奄美をアピールし満足いただける商店街を形成することが大きな目的でもなかったのかなと思っておりますが、商店街における奄美らしさをどのように捉えているのか、基本的な問題として、まず伺いをしたいと思います。

建設部長（砂守久義君） お答えいたします。末広・港土地区画整理事業は中心商店街の一部を取り込んでおります。この区域は昔から個性豊かな店舗が建ち並び、商店街として賑わっていた場所となっておりますので、事業終了後には生鮮三品を扱う集客の核となる商業施設や個性豊かな店舗が連なる商店街が形成できることで、これが今の奄美らしさにつながるものと考えております。このようなことから、市は商業集客施設立地促進補助や新たに出店するテナントに対する家賃補助、新店舗のリフォーム工事に対する補助など、移転による建物整備を促進しやすい環境整備に努めているところでございます。以上です。

17番（嶋田信正君） 個性豊かな町、商店がつながることが奄美らしさと、さっぱり分からないですね。個性豊かっているのは何を言っているのかも分からないし、こういうことで市民の方に説明してああそうかというふうにな納得を得ると思われるのかどうかも、もう疑問でありますけれども、更に奄美らしさについてはですね、平成16年10月5日に末広・港まちづくり協議会会長の泉弘子さんからありますけれども、当時の名瀬市議会各会派殿として、末広・港区画整理事業推進支援表明のお願いの文書というのが出されております。その中でも奄美らしい町並みを造る、こういう言葉が出てきます。また、平成23年2月の奄美市中心商店街活性化基本計画では、多方面からの分析が行われておりますけれども、地域住民のニーズ等の把握、分析のための調査が行われ、総括もされておられます。そして、専門家の支援、助言結果として、今後の活性化の取組に向けた課題も挙げられており、末広・港土地区画整理事業に関して個性的な町並み形成として、そこでは建築物はすべて、全面的に建て替えることになると想定される。このため、その建て替えが個性的な町並み形成になることが極めて重要である。また、商業機能の適正な核を合わせて居住者増加の起爆剤にもなる可能性がある。このため、基盤整備だけでなく、再建計画の住民合意形成を図りつつ、積極的に誘導していくことが必要であると指摘をされております。また、町並みの景観、奄美を感じられる環境の実現では、奄美の特色を十分反映したデザインとすることが重要で、それにより観光集客、集客力は著しく高まる。また、その結果、商業活性化効果も高くなる。このため、すべての建築物、道路、公園広場について、施設デザインや緑化、ランドスケープ、照明色彩などできる限り工夫してることが望ましいとしています。特に民間の建築については、地権者の合意形成を図りつつ進める必要があると述べられております。そこで今、建物が建ち始めた末広・港でありますけれども、この奄美らしさはどのように表現されるのか、お伺いをしたいと思います。商店街のみならず、観光に関係する方はもちろん、多くの市民の関心事だと思いますので、基本的な問題と現在の奄美らしさ、この構築について御答弁をいただきたいと思います。特に、どのように奄美らしさが今後表現されていくのかというの、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 末広・港地区の景観に対する取組状況としましては、平成23年度に民間を含めた勉強会を立ち上げ、平成24年6月に建物などを含めた望ましい景観の提言をまとめております。この提言を受け、関係権利者や建築士事務所協会に周知を行い、協議会設置に向けて取組みを行いました。関係権利者の賛同を得られず、協議会設置には至らなかったため、建物等を含めた一体的な景観整備は困難となった経緯がございます。しかしながら、工業、公共施設である末広港線の道路整備につきましては、平成26年度に末広港線道路デザイン会議を立ち上げ、奄美らしさの創出をコンセプトに、魅力的な町並みの形成に向け、具体的な検討を行ってまいりました。また、検討段階では通り会との意見交換会や住民説明会等を開催し、広く通り会や市民の意見を聴取し、その意見などを踏まえ、平成27年5月14日に答申をいただいております。景観整備に関しましては、この答申の内容を基本とし、地元住民はもとより観光客や来街者に奄美らしさを感じてもらえるような魅力ある町並みの形成に向けて、商店街と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。例として申し上げます

と、奄美の赤土や白い砂を資材として利用して道路を造り、また街路灯についてはエダサンゴをモチーフに、更に植栽については末広町側の商店街では通り会からの要望でヒカンザクラとなりました。また、港町側については在来種のヤマモモやホルトノキを植栽するという計画を、今のところもっております。

17番（崎田信正君） せっかく建物移動して、新しく造るわけですね。改修じゃないんです。その時に外壁をどうするとか、モチーフをどうするとか、いろいろ、世界自然遺産登録を目指しているというのは、もう何年も前から言われているわけですから、そういった先のまちづくりを見越した本当の話し合いというのができてなかったのではないのかなということ、今ここに立って本当に残念な思いもするわけでありませけれども、せっかくのチャンスを逃したなという気がいたします。それで、もう一つ気になるのは、ダイワさんが撤退したあとですね、商店街の中心部に食料品を扱う集客力のある核になる店舗の出店が待ち望まれていたわけですね。当初、500ヘーバー以上の店舗の出店が期待をされ、家賃補助制定をしたけれども、残念ながらここには手を挙げるところがなかった。漸く200ヘーバー以上に条件を変更して、今全日食チェーンによる店舗がオープンしております。集客における期待は大きいものがあると思いますけれども、私も何回か利用させていただきました。本当に期待した効果が得られるのかと、少々心配になることがあります。これからも状況を見れば建築ラッシュ続くでしょうから、商店街全体でまちづくりの基本についての合意が形成をされているのかということが本当に心配するんですね。賑わいに満ちた商店街づくりの一番大きな課題は駐車場だったというふうに思います。今回の全日食さんの店舗については駐車場が整備をされ、利用しやすくなっております。しかし、私、今現時点だったらそれでいいんですけど、将来の商店街をどのふうにしていこうかといったときに、あの店舗の作り方が本当にいいのかと、少々疑問に思ってるんですね。というのは、商店街というのは、お店がさっき言った個性に満ちたお店が並んで、奄美らしさを醸し出すと。ですが回遊せんといかんわけですよ。この店を行って、この店を行って、この店を行ってと。ほかの商店街、大体そういう感じですよ。そのときに全日食さんのところにお弁当を買う、品物を買うといって駐車場に車を止める。無料ですよ。そこに車を止めたまま、商店街を回遊していいのかというようなことになっちゃうわけですね。それが駄目だということになると、これからお店を出そうという人が自前で駐車場造らんといかんのかということにもなるんですが、そういった協議というのはされての今の形になっているのかどうか、協議している内容があれば御説明いただきたいし、なければないというふうに答えていただければと思います。よろしくをお願いします。

建設部長（砂守久義君） ただいまの御質問の駐車場に関しては、民間との協議ということで、私どもとは協議はなされておられません。

17番（崎田信正君） 駐車、民間でもこの間言われているのは、仮換地、換地するとき駐車場を集積をして、一つの駐車場の下、造るということも言われてきたわけですよ。それでよしとして計画が進められてきたということもありますけど、そういう姿が一向に見えてこない。今、何とか末広・港の事業は早く終われというのは期待感を持っての早く終われじゃないんですよ。もうこんなこといつまでやっても駄目だということでの意見が強いわけですから、今からでもきちんとしたまちづくり、駐車場どうするのか、どういった店が並んでくるのかですね、そういったこと、全体で話をしないとですね。ある人から言われましたよ。末広・港の区画整理事業は3.2ヘクタール、商店街全体からしたらほんの一部ですよ。だから、あれは商店が賑わいというよりは、ただ16メートル道路を造りたいだけだったんじゃないのというようなことも言われているわけですから、しっかりと青写真が引けるようにですね、いろんな協議をしていただきたいというふうに思います。そうでないと、何のために98億円やって、10何年間も事業してですね、奄美の将来はこうなるんだという青写真も描けないようなです

ね、事業でいいのかということをおきたいと思います。

それと、連動してでありますけれども、マリンタウン計画です。この土地利用との関連ですね、中心商店街との一体化、これは説明資料では一体化という方向でなっています。これも市民の素朴な疑問から出たものでありますけれども、末広・港の区画整理事業ではその核ともなるべき食品を扱うスーパーが撤退してから、賃借料の補助制度設けても長い間出店がない状況が続きました。この状況で名瀬港埋め立て、新たな土地ができるけれども、この町はどうなっていくのかというのが、市民の思いだと思います。この事業の目的は奄美市総合計画では耐震岸壁や防災拠点となる緑地の整備を促進するとともに、中心市街地を補完した広域的な港づくりを推進しますとありますけれども、大変抽象的なイメージで、抽象的ですね、イメージが湧かないんです。勝手にそれぞれイメージを思い描いても、一体化のまちづくりはできるはずはありませんから、市民の方にも分かりやすく説明していただきたいと思いません。

建設部長（砂守久義君） マリンタウン地区につきましては、港づくりとまちづくりとの連携という新しいまちづくりを目指していることから、中心市街地を補完し、隣接地域との調和を図ることを、図ることをもとに、基本方針に土地利用を計画しております。従いまして、中心市街地が都市基盤整備と併せ、商業施設の再編を図り、マリンタウン地区が中心市街地への良好なアクセスのための施設や、観光客や市民が憩える緑地を配備し、中心市街地を補完する都市機能を担い、それぞれが連携して相乗効果を発揮することで、中心市街地の再生を図ることができるものと考えております。マリンタウン地区の現在の土地利用としましては、公共公益施設用地、流通関連施設用地、それに観光関連施設用地、交通関連施設用地、娯楽サービス施設用地、住宅用地などとなっております。これは10年ほど前に計画されておりますので、28年度、来年度には再度需要調査を行い、見直すことも検討、今しております。

17番（崎田信正君） 来年度見直すということですが、商店街のまちづくりがなかなか私は思うような状況ではないと思いますので、そこを連動する、また補完する役割と言われてますから、今言われたことは今回の文章見れば書いてあるそのままだったんですね。新しいイメージが湧いてきませんけれども。埋め立てやって何が一番大きな場所取って、緑地ですよ。3分2近く、半分以上は緑地ですよ。ただ緑地といったときですよ、近くには佐大熊の緑地もあるし、長浜の港のこの緑地もありますけど、そこうまく整備、活用されているというふうには見えないんですけど、そういった中でまた新たな緑地を造るということに対してどうなのかなというのも、これ、なぜそういう意見がいっぱい出てくるか、選挙のときにやっぱり回ったらいろんなところから声が聞こえてくるんですね。集中していろんなことが聞こえてきたもんですから、選挙後の最初の議会ということで、そういった声をしっかり反映させようということで、今やっていますけど。そういったことですから、見直しということであればですね、是非商店街の皆さん方、それからいろんな、商店街だけじゃありませんけれどもね、市民の多くの方の意見も聞いて、本当にこういう町で世界自然遺産登録をして、外国から多くの観光客を迎えてと、胸張って希望持てるようなまちづくりなればいいなというふうに思います。もとに戻すことはできませんから、これからそういった方向でしっかり対策を立てていただきたいというふうに思います。

次に、商店版のリフォーム助成制度、これ必要だと思うんですよ。既に実施をされている住宅リフォーム助成制度、これは2010年の3月議会で陳情が出されて、2回継続審査をやったんですね、議会では、9月議会で採択して、2011年から実施をされ現在に至っております。その後も対象も広げて実施をされているわけですけど、これ市民から大変喜ばれる制度で、経済効果も認められていることですね。そして、今全国の自治体で広がりを見せているのが、商店版のリフォーム助成制度です。昨日、渡議員も質問されておりましたけれども、私はすぐにでもやるべき内容だというふうに思います。現在、中心商店街に限って店舗出るときの助成というのをしておりますけど、笠利・住用、そして名瀬郊外で商売されている方もおられるんですね。この人たちとの平等性を保つという意味でも、是

非、範囲を広げて制度として確立すべきだと思います。また、観光客が増加傾向にあります。レンタカーを利用して観光される方多いわけですから、当然郊外の店に立ち寄ることがこれから多くなると思うんですね。そのときに観光客の方からも気持ちよくお店を利用していただけるというようなことが必要だと思いますけど、これお店をやっている人は手を挙げなければどうしようもないんですけど、そういった窓口を開けるというのは、奄美市の方針からしてもすぐに取り組むべきことだと思うんですが、いかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 現在、行っている店舗リフォーム補助制度は本市総合計画や中心市街地活性化計画に基づいた事業でございます。対象地域を中心商店街に限定した政策的な目的で実施いたしております。対象地域の拡大につきましては、中心商店街を始めとする中心市街地活性化の状況を見据えながら、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。以上です。

17番（崎田信正君） また、陳情も出されておりますので、その委員会でも議論されると思いますので。

次に、小宿区画整理事業の合意形成を断念したという、ということですが、小宿土地区画整理事業については6月議会、そして9月議会でも私質問で取り上げたんです。11月27日に小宿区画整理事業促進協議会の方から、この事業についての現状説明を受けました。それによりますと、市当局のほうからですね、市としての合意形成は限界であると断念し、合意形成のやり方については町内会、促進協議会一任するというので、のようでありますけれども、限界と判断した理由について、まず説明をお願いしたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を。

建設部長（砂守久義君） 小宿地区の事業導入を検討している土地区画整理事業につきましては、平成25年度に関係権利者に対してアンケート調査を実施したところ、合意形成が高いものではないことが分かりました。このことを受け、小宿土地区画整理事業促進協議会との協議の中で、合意形成向上のための戸別訪問や説明会については市で行い、事業の内容や区域の考え方などについて十分説明してほしいとのことでした。促進協議会との協議を踏まえ、市は平成25年11月から平成26年1月にかけて、また平成26年8月から9月にかけて2回の戸別訪問や遠方の方へは文章を差し上げ、合意形成向上に向けて取り組んできたところであります。この戸別訪問結果や事業内容について、関係権利者に対する説明会を平成27年3月に行ったところです。しかしながら、現在の合意形成率は78パーセントと市のみの取組では目標である90パーセント以上の合意形成は難しいものがあります。促進協議会は地域の実情に詳しい方々を中心として組織され、関係権利者も相談しやすい環境があると思いますので、今回小宿町にお住まいの関係権利者については促進協議会へ合意形成をお願いし、小宿町に居住されていない関係権利者に対しては市で合意形成を図り、最新の情報を確認したいと考えたところでございます。

17番（崎田信正君） 私、小宿都計はですね、下水道整備とも絡んでいることから、住民の合意のもとで進められるということが、これは必要だという思いで質問を行ってきたわけです。9月8日、これ第3回の定例会ですけれども、ここの議会答弁ではですね、地域の協力を得ながら説明会を通して真摯に丁寧な話し合いをしながら合意形成を高めてまいりたいと考えておりますと、と答弁されてる。前議会での答弁ですから、当然覚えていらっしゃると思いますけれども、しかし、促進協議会の方の話ではですね、3月に説明会を実施したが、比率が変わっていないことから、説明会はやらないと言われたと言っていますが、これは本当ですか。

建設部長（砂守久義君） 今、確認したところ、そういうことは市から、市のほうから答えてないということでございます。

17番（崎田信正君） 市のほうから答えていないというのはどの部分ですか。

建設部長（砂守久義君） 今回の合意形成向上に向けた、促進協議会にお願いしている町内会へのその取りまとめと、市が取りまとめを行う地区外への方々へのアンケートですね、それをやりながら説明会を行うという答えをしたということです。

17番（崎田信正君） 説明会はするということなんですね。促進協議会の方はもう比率が変わってないんだから、もう市のほうは言わば合意形成を断念したから、もう説明会やらないんだというふうに捉えられている面があるかと思いますね。私の聞き間違いかもしれませんが、この前行ったときにはそんなふうに思ったので。これは私が9月の議会でやったときの答弁とは違っているなということは、これが事実であれば大変な問題だということで、今確認をいたしました。これ終わってから、促進協議会の人にも確認してみたいと思います。説明会やらないとは言っていないというふうに議会で答弁がありましたよということで、確認したいと思います。促進協議会で作成した資料ですけども、これによると平成19年12月の93パーセントの合意というのは、記名アンケートで確認をされたということになってるんですね。アンケートを記名式にしたとは、また思い切ったことをしたなという感じでありますけど、そこまで責任を持って現地では取り組まれたものと理解をいたしました。平成14年から区画整理事業の勉強会が始まってですね、14年ってもう10年以上も前ですね。平成16年にまちづくり懇談会とか、その後説明会、いろいろやられております。平成20年6月議会で93パーセントの住民合意があるということで、小宿からの区画整理事業進めてほしいという陳情については、全会一致で採択をしたんですね。その後、平成22年1月に現地では判別説明会など実施しているようですけども、ところが今、問題になっているのは、そうして積み上げてこられた努力が、当局から平成22年10月に地域住民の相談なしの計画変更案が示されたことが混乱を招いたように思われます。私はこれが事実であれば、こんな乱暴なやり方はないと思うんですが、しかもこの混乱の幕引きを町内会に押しつけるような形になっていると思いますけれども、事実はどうなのか、御答弁お願いいたします。

建設部長（砂守久義君） 現在の区域案7.1ヘクタールにつきましては、町内会総会や促進協議会へも説明して理解をいただいたと認識しておるところでございます。

17番（崎田信正君） この前のあの地元での説明を聞いたときは、促進協議会のほうはその変更案でやるんだということで、戸別訪問しようということを話し合ってきたみたいですけども、問題は93パーセントの合意を取り付けた最初の案を地元の人たちとは相談のないまま変更案を持ってきたんじゃないかと。こうこうこうだからこういう変更しますよという協議を地元の人が入らないままやってきたんじゃないかということでも、混乱を招いているわけですよ。ここ、確認をしていきたいと思います。事実を確認したいと思います。

建設部長（砂守久義君） 93パーセンの同意を得た区域については、区域という話はしてございません。あくまでも区画整理事業の導入ということで、アンケートを採った結果が93パーセントの合意だと認識しております。

17番（崎田信正君） そそこが、やり方本当にまずいなと思うんですよ。区画整理は区域が一番じゃないですか。区域によって減歩率も変わってくるわけですよ。それと道をどう付けるかというもあるから、

合意を形成するのに区域なしで合意形成なんて取れるはずないじゃないですか。皆さん方はそう言うけれども、最初に町内会に示したのは当初案ということで、案を示されているわけですよね。そこには変更前の案があって、それで合意形成を取っているわけですよ。そこまで努力をされているのに、皆さん方が地元と話し合いしないでこの案でやってくれということで、11億円の建設費が助かるからとか、いろいろあってですね、促進協議会の人はそれで一旦やりましょうということになったみたいですけども、だけれども、当初の案と違っているわけですから、なかなか地元の人が話し合っても、簡単にはないんですよね。だから、その辺のところの行き違いありますので、当初の案を変えたということには、間違いないんですか。今、部長のほうはそれは当初の案ではないというふうに言われてますが、もう一度明確に回答いただきたいと。

建設部長（砂守久義君） 当時、今議員おっしゃいます土地区画整理事業区域案という紙があります。その中で、事業の区域は築の皆様の合意並びに事業を必要とする範囲、全体の事業費、事業期間などを総合的に判断して決めることとなりますので、今の段階では決定した区域でございませんと表示もされておると理解しております。

17番（崎田信正君） けれど、初めて、そういった事業をね、説明受けるときには、最初図面で示されればもうそうだと思うのが、もう普通だと思えますよ。それを勝手に取り違えたということでは、親切的な行政のやり方とは思えないんですよね。それと、もう一つは平成24年3月、市長が答弁されているのがあります。これ川口幸義議員の質問に対してですね、市長は陳情が採択された翌年度の平成21年度からは、小宿地区区画整理事業の予算化を行い、この年度は基本計画の変更を実施いたしましたと答弁されてるんですね。基本計画の変更というのは、その区域のことじゃないんですか。

建設部長（砂守久義君） その当時の形状としましては、現況測量して区域を決定するというので、答弁されたと考えられます。

17番（崎田信正君） それで、なんか現地の人から、町内会何か聞きますとですよ、90パーセントの合意が得なければ、これは白紙にするんだというようなこと。それも1月・2月中に合意を得てくれというようなことを言われているようですが、いろんな経緯とか、本当にこの土地区画整理事業以外にいろんな道があるのかないかとか、そういったいろんな検討もすることが必要だと思うんですね。もし、白紙にしろということであればですよ。そういった町内会でのきちんとした今後の見通しも持てないような期間設定で、合意を求めて、白紙だというようなことは非常に乱暴な行政の進め方だと思うんですけども、これは変更なり訂正する意思はありませんか。

建設部長（砂守久義君） 市としましては、それを白紙と言ったことはないと考えられます。市としましては、あくまでもこれは小宿地区が抱えている課題がございしますので、それを解決するためには区画整理事業導入というのが一番だと認識しております。

17番（崎田信正君） 白紙ではないと。あくまでも区画整理事業が一番の今の問題解決のためには必要だということですね。そのためには、今後ともしっかり現地の町内会、促進協議会ありますから。熱心ですよ、本当に。促進協議会の方たちは。そことしっかりとやってですね、合意が円満に。合意と言ってもですね、喜んでするのが一番いいんですけども、仕方ないねというのも合意なんです。仕方ないねと、減歩は嫌だけれども、こういうためにはということですね、そういった合意も含めてですね、90パーセントになるように努力していただきたい、いうふうに思います。

次に、タラソ奄美の竜宮について質問ですが、今回、タラソ奄美の竜宮について取り上げました。私

の知り合いにもタラソよく利用される方はたくさんおられます。そのことを考えれば、利用者には概ね評判のいい施設ではないかというふうに思います。独立採算制で事業者はいろいろと努力をされ、経営、そして利用者サービスを行っているものと理解をしてみました。しかし、今回取り上げることにしたのは、それらの努力にもかかわらず、平成26年度の事業報告書を見ますと当期純損失が2,000万円を超えております。しっかりとした今後の存続も含めた多方面からの分析と対策が、これは必要だなというふうに思いました。タラソは平成18年12月にオープンをしており、年間を通しての収支というのは平成19年度からになります。平成26年度が8回目の決算なんですね。損益計算書を見ますと、初年度の平成19年度は1,205万3,183円の純利益を計上しておりますけれども、20年度以降、翌年からですね、7年連続赤字を計上しております。平成26年度は2,035万4,803円ですね。その直近の3年間は1,000万、それでも1,000万円という赤字なんですけど、今度は2,000万円を超えたということで、これはびっくりしました。この要因のしっかりとした分析なくしてですね、今後の見通しも立たないものでありますから、この現状をどう見ているのか、御見解をお示しをいただきたい。その上で今後の見通しをどのように考えているのか、お伺いをしたい。損益計算書を見ても分かるように、一般企業では経費に計上される支払利息、あるいは減価償却というのがありません。それは協定書で施設の提供が奄美市であり、設備の更新なども奄美市が行うことになっているからだと思います。以前の私の資料を見ますとですね、これオープン当時の資料ですが、市の負担となるのは5億3,000万円程度、この資金回収はどうなるのかというふうに自分でメモ書きしてるんですね。ところが、この現状を見ると資金回収など到底望めるものではありません。しかし、今後地方交付税の減額や消費税増税、そして市民の福祉制度の充実など総合的に検討することが求められてきますけど、平成23年には市の負担で高額な修繕なども行っております。これらを含めて、タラソ関係には市の財源が幾ら投入されているのか、この2点についてお伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員お尋ねのタラソの運営の今後の見通しについて、お答えいたします。議員御指摘のとおり、この指定管理期間中の4年間を見ましても、施設の運営は赤字経営となっております。このことにつきましては、指定管理者も原因を分析しており、開業当初は市民の中高齢者、若年層、ファミリー層の方など幅広い年代の方々に利用されておりましたが、年月が経つにつれ高齢者の健康づくり施設とのイメージが定着し、若年層、ファミリー層の減少につながったと感じているようでございます。指定管理者である株式会社ウェルネスデベロップメントにおきましては、奄美以外にもタラソ関連の施設を全国で5か所運営いたしておりますが、奄美の施設は現状においても、全国のタラソセラピー施設の中で利用実績が最も高い施設であると評価されております。しかしながら、利用者の減少に至った自らの努力不足も含めた反省に立ち、今後は利用者の拡大を図るため、新規会員確保のためのキャンペーンや観光関連事業者と連携した商品造成、奄美の食材を生かした企画イベントなどを行い、集客増に努めていく内容の事業計画書が提出されております。本市におきましても、来年度から指定管理料790万円を予定いたしており、指定管理者の経営改善と併せて、今後安定的な運営がなされることを期待しているところです。

もう1点でございますが、タラソにかかわる市の財源でございますが、同施設につきましては、奄振事業として総事業費、約10億2,500万円をかけて整備を行い、平成18年12月に供用開始いたしております。議員御承知のとおり、施設整備にかかる財源は全額市の負担でございます。また、施設整備事業費以外には設備の故障や改修工事など、これまでに議員先ほどおっしゃいました23年度の改修も含めまして、これまでに約4,200万円の費用を要しております。以上です。

17番（嶋田信正君） 今度は790万円、年間ですね、指定管理料出すと。これまでずっと独立採算でやってきたんですけどね。そのうち、利用者が増えて収益が上がるという期待もされてたわけですけども、今度790万円の指定管理料ということですが。前回のタラソの指定管理の説明書があります。

これまでの5年間ですね。収入は利用料とレストランなどの売り上げでありますけれども、この二つで6,900万円を予定しており、70パーセントが利用料の収入なんですね。計画では。その利用料は4,800万円の計画のところ、3,900万円あまりがこの間の実績です。82パーセントにとどまっております。事業報告書というのは、毎年提出が義務付けられておりますから、市としてもこの状況は当然把握されていたものだと思います。以前にも指摘をしておりますけれども、指定管理の指定に期間を設けているのは、最小のコストで最大の効果が挙げられているかなど、指定管理者による管理が適切に行われているかどうか、地方公共団体が見直す機会を設けるためだとされてるんですね。このタラソの施設は初年度は黒字でありますけれども、2年目からは毎年赤字を計上していることから、この間の事業報告書に基づいて、当然赤字改善に向けた協議なども行われていると思いますけれども、市としてはどのような対策を取ってきたのか。そういったことなしにですね、今度いきなり790万円の指定管理料だといっても、ああそうですかと言うわけにはいかないじゃないですか。いろんな健康医療費の削減効果があるとか、スポーツ合宿で利用されるんだとかいろいろありますけど、そういった分析も含めて、今度の指定管理では過去の4年間は4,800万円の利用料だったけれども、3,770万円ぐらいに抑えてるでしょ。もう、利用料の上がる見込みはないということを認めてるわけですよ。そういう状況でこれからも毎年ずっとやっていくのかと。一方では地方交付税が減っていく、消費税増税はある、子ども医療費の無料化の課題もある、そういったところへ、全体的にどういったところにお金をつぎ込むのが今の奄美市の状況にとっていいのかね、議論せんといかんわけです。これから予算も提起されると思いますけれども、そのときにまともな検証なくして790万円だということは当然飲めない話ですから、どういった対策がとられてきたのか。少なくともこれだけはきちんと説明していただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員がおっしゃるように、赤字がずっと続いておりました。そのことについては、報告もいただいております。それから、この指定管理期間中、ずっと赤字であったのも事実であります。この期間は指定管理料0ということでスタートしたわけでありまして、5年間ですね、直近の5年間ですが、その5年間で0ということで相手の指定管理者にやっていただいたということになったわけです。正直言いますと、他の全国のこの施設はすべて指定管理料伴っておりまして、私どもはこの5年間、もちろん指定管理者の努力不足もありますけど、赤字続きの中で指定管理料なしということで、指定管理者側にそのまま5年間やっていただいたという事実もございます。先ほど、事業計画書の中身も崎田議員のほうに触れましたが、利用料金は、利用料ですね、これは増えないといけないわけですから、事業計画書が利用料金が増える計画になっているべきなんですけど、事業計画書のほうは恐らく将来見通しをちょっと厳しく、甘く見ないように控えめに記入されたことと思います。それから、先ほど申し上げましたように、指定管理者のほうも一生懸命利用者の増に努めていくと申し上げておりますので、私どももしっかり一緒にやっていきたいと思っております。以上です。

17番（崎田信正君） 収支計画ですよ、選定経過の概要というのがあります。これは前回のものなんですけど、今回はこんな薄っぺらいものでね、これで判断しろということ自体が乱暴な話だと思うんですが、この中に評価項目の中に収支計画の適正さというのがあるんですね。収支計画の適正さ。前回のときは4,800万円のところを収支計画を出されて、適正だというふうに判断されたんですね。結果は3,900万円程度の実績になっていると。今回は3,700万円だけれども、こういった評価の在り方自体は問題なかったのか、ちょっと疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） この施設ですね、今回の議案に挙げている説明資料のことだと思いますが、収支計画の適正さ、これ大項目でございまして、実際採点するときには更に細かい項目もございまして、数字上出されている収支計画は少なくとも、みんな当然ですが赤字を計上するわけではございませ

せんで、これまでの実績も踏まえて収支計画が収入と支出で恐らく0で計画は出されていたと思います
が、そういう面では収支計画が適正に計上されているというふうに判断されたものと思っております。
以上です。

17番（崎田信正君） 大事な問題ですから、突っ込んであとの質問のほうになかなか入らないで申しわけ
ないんですが、議論していくとやっぱりほっといて、次の質問になかなかいけないという思いがし
ております。先ほど部長のほうはね、ほかのタラソは大体指定管理料払ってるんだというけれども、こ
こはスタートから指定管理料払ってないですよ。最近の5年間だけじゃなくて。収支計画表、19年
度・20年・21年とありますけれども、ずっと黒字の予算ですよ。経済効果も見込まれると、当初の
文書ではあるんですよ。そういったことで、バラ色に思っている、医療費も下がる、健康になって収
入も上がるということですから、余所が指定管理料やってるから、もう赤字でも仕方ないということじ
ゃなくて、こういう計画で赤字が出ないということで、議会でも説明してきてね、やってるから、余所
がやってるからということはそれは理由にはならないと思いますよ。自分たちがそういう見込みでやっ
てきたわけですから。これからはいろんな事業も出てくると思います。そのときに同じようなやり方
いけば、やっぱり次も失敗をします。先ほどの末広・港のこともありますけど、今度の埋め立てをして
商店街とどうドッキングしたいまちづくりをするのかということも、多方面からいろんな分析をして
やっていかないとですね、今度の指定、タラソの収入計画についてもどういった顧客層増やそうとし
ているのか、先ほど高齢者の健康づくりの施設とイメージがついたから若い人が離れていったというこ
とですから、それに対してまたいろんな手立てを取っていかんといかん。だから、いろんな分析を、せ
っかく事業報告書をもらうわけですから、それをやってですね、うまくいけば790万円じゃなくて、5
00万円に抑えることもできるわけでしょ。そうしたら、ほかのまた福祉政策にお金をつぎ込むこと
ができるわけですから、そういった立場で、民間は皆必死でやるんですよ。赤字出さないために。そう
いったことを肝に銘じてですね、きっちりと市政運営をしていただきたいというふうに申し上げて、申
訳ない、私の一応得意とした分野、医療と介護のほうは3月議会に延ばすということになるかと思
いますけれども、これからもチェック役をきちんと果たしていきたいと思しますので、御協力お願い
いたします。これで終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

9番（戸内恭次君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。無所属の戸内恭次でございます。一般
質問に入ります前に所見を述べさせていただきます。

10月の奄美市議選におきまして、市民の皆様から暖かい御支援をいただき、3期目を務めさせて
いただくことになりました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。市議会議員選挙におき
まして、私は奄美の活性化にとって、今改めて必要性を感じている格安航空LCC問題を訴えてまい
りました。奄美の自立が叫ばれていますが、そのための施策としてLCCを活用することでそれが実現可
能になると考えております。定住人口、または交流人口の増加こそが、活性化ということであると思
いますので、このためにLCC受入環境を整えることが大切です。先の10月2日に、NPO法人奄美ア
ピエーションの市民のグループと一緒に、3,295名の署名を持参し関西路線を是非飛ばしてほしい
ということ、バニラ本社のほうで陳情してまいりました。そこで、私が思ったことは、LCCを誘致

するために、一つの環境整備としてLCC基金を創設する必要があると考えました。航空会社は奄美にLCCを導入しても採算が取れるのだろうか、やはり不安に感じるようであります。そういうことで、このようなLCC基金なるものがあれば、安心して飛んでくれる。私もこの基金は個人的には5億ぐらい用意したらいいんではないかと思っております。将来は直接、外国とも交流ができるような、そういう路線を作ることを夢見て、空からの地方創生を目指したらどうだろうかと思っております。奄美復帰後60年以上を経過いたしました、奄振予算を利用して多くの基盤整備ができてまいりました。しかし、このLCC、この即効性のある、効果のある事業はないではないでしょうか。行政、そして民間が一体となって取り組んで、まずは成田・奄美線が結ばれたものだと思っております。先日も新聞にありましたけれども、関西・奄美間のLCC路線も当初赤字なので飛ばせないという予想でありましたけれども、黒字になったということをお知らせされておられます。大きな一歩だと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。ミカンコミバエ問題は重大な問題であり、多くの方が不安を持っておられることであります。国・県・市の力強い御支援があり、安心をいたしておりますが、しかし今一步疑問点もありますので、多くの同僚議員が細かく質問はさせてもらっておりますけど、重複するところのないように質問をしていきたいと思っております。

まず、ミカンコミバエの生息温度は何度ですかということ、お聞きします。

次の質問からは発言席にて行います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

農政部長（奥 正幸君） ミカンコミバエの生息する温度という御質問でございますけれども、今、さっき戸内議員からそういうお話、通告をいただいてですね、これ正式にはですね、植物防疫所などからはその話、まだ聞いてもないんですけど、いろんなネットなど調べてもですね、いろんな温度があって、いろんな学者の説があります。これは何度から何度というのを、今ここでですね、話すわけにもいけないと思うんで、その生息温度は何度から何度っていうのはかなりいろんな説があるということと、何度以下になるとまた死滅するとかいう話もあるんですけど、これ、また今ここで発表するわけにはいかないし、正確な情報をですね、植物防疫所などからいただいた上で、またこれは報告できるときに、機会に報告したいということです。以上です。

9番（戸内恭次君） 突然の質問でありますので、しかし簡単な質問だと思っておったんですが、なかなかでございます。なぜ、こういう問題を聞いたかと申しますとですね、皆さん本当に心配して大変騒いでおられますが、いろいろ答弁の中で、大分ミカンコミバエが少なくなると。これ、寒くなったら少なくなるんだということであれば、寒い時期になんで出荷していけないのかっていう、素朴な疑問があります。それともう一つは2月から出荷が始まるタンカンでございますが、本土ではかなり寒いですよ。そういうところで、本当に商品を持ち込んで行って、ミカンコミバエが生息することがあるのだろうか、ここらが解決できれば、どんどん出荷してほしいと思っておりますので、敢えてその温度ということをお聞きしたわけでありまして。それと、徳之島・沖縄では出荷規制がされていない。しかし、ミカンコミバエは生存している、という話でございます。数が少なくなったということでございますので、もしかしたら沖縄は徳之島並みにいけるのではないかと、こう思うもんですから、その付近を、今から寒くなるばかりですから、どんどん少なくなっていくと、そういう実態があるにもかかわらず、規制を厳しくするというところに素朴な疑問、疑問を感じるんですが、いかがですか。

農政部長（奥 正幸君） その規制についてはですね、植物防疫法の中でその解除の規定とかですね、規制の規定がございまして、本土のほうで生息しない温度が何度以下だから島外輸出できるとかいう話じ

やなくて、その法律の中にですね、一旦奄美本島で生息、定着している状況を解除するにあたって、島外輸出するにあたっては産卵から成虫が成熟する1世代期間の3倍、3世代相当、そのトラップで誘殺が見られなかったときに初めて解除できる、島外へ輸出できるという法律に基づいて、我々ももうしなければいけない。ただ本土で生息しない温度というのは、まだはっきり分かりませんが、低温だから本土に出荷できるということではないと思います。

9番（戸内恭次君） 救済措置としてですね、冷凍して送ると、あるいは冷凍してそれから加工用に回す、いろんな方法は考えられるんですね。その生息温度っていうのが分かれば。そういうふうにして薬をかけなくても冷凍するだけで加工品として利用できるのであれば、何億もかけて廃棄処分をすることなく、その一部からでもですね、冷凍して出荷できる、そういう方法があってもいいんじゃないかなと。素人考えでございますが、こういうことがあるわけでございます。

それと、鳥インフルエンザのようにですね、穴を掘って殺処分をするような感覚で、そのタンカン、ポンカンを埋めていくということなんですが、そこまでしなければ毒性があるものなのか、何かその付近がですね、勘違いされるんじゃないかなというふうに思います。島の中では流通していいですよ、加工用でも使っていていいですよと、そういうお話を伺ってるんですが、今後、こういうことはありうることだと思いますが、国のほうにその付近をもっと柔軟に考えるように、提案はいただけませんか。

農政部長（奥 正幸君） 先ほどのその果実を冷凍したものを島外に出荷できるんじゃないかというお話についてはですね、今これも我々もなかなか詳しい情報というのは得ていなくてですね、国でいろいろ実証試験、研究とかいうのはやっているみたいな話は聞いてますけれども、今具体的にどうのこうのっていうのは、市のほうではちょっと言えないということです。

それと、その埋設の方法についてはですね、当然それは国・県の指導に基づいて、埋設処分、埋却、土に埋めるということで、その、その病害虫そのものに毒性があるとかいうことではないんですけど、一番の蔓延の防止としては埋設が一番望ましいということで、そういう方法で処理をしているということでございます。

9番（戸内恭次君） はい。まだまだ農業は長く長く続くわけでございますので、その間に幾らでもこういう問題は発生してくると思いますから、是非、他地域では少なれば解除している、あるいは規制をしないで出荷させているということでありますので、是非、屋久島も虫が入ったということなんですね。それでも規制されてないですよ。そういうこと考えますとね、なぜ奄美、なぜ奄美だけがというふうな気持ちにもなります。それと、東南アジアから飛んでくると。東南アジアから沖縄に飛んできて、そして奄美に飛んできて、屋久島に飛んできたというような証明はなくて、恐らく東南アジアから直接屋久島に飛んで来る可能性もありますよね。ということは、東南アジアから東京にまで飛ぶ可能性があるわけですよ。だから、何でそこまでですね、どんどんどんどんその東南アジアから、中国からそういうあれが飛んで来るようにですね、飛んでいく可能性があるわけですから、その付近はもっと研究をしていただいてですね、奄美のために、もっとその付近は研究していただかないと、長い長い農業の生産者たちのためにですね、是非頑張ってください、奄美だけがなんで規制されるかと、その原点を是非見ていただきたいと思います。

それから、次にこのことによって加工業者、流通業者がいろいろ被害も、農業者はですね、補償されるんですけども、ありますが、それについて奄美市独自のですね、救済措置、例えば青果市場のほうに、もう少し補助金なり一定の融資を可能にするとかですね、何かいい方法はないものかと思うんですが、いかがですか。

農政部長（奥 正幸君） 今、流通業界、小売店含めてですね、補償の制度とかいうものについては、今

現在法律上はないということで、商工関係、その流通業界に対する支援というのは、その融資の、融資の関係で支援をするという以外に、直接補償費、損失補償の制度っていうのは今のところないということなんです。

9番（戸内恭次君） 制度はなくても、こういう事態になったら奄美市で独自で何か考えて救済措置をしてほしいと要望申し上げて、次の質問にまいります。

観光業に関してですが、先ほど冒頭申し上げましたけど奄美・成田間の路線はですね、陳情行ったときには赤字だということでしたので、本当にこれは継続できるのかと一瞬不安に思いましたね。ですから、継続は当たり前ですし、更に拡大ということではありますが、このことについてですね、赤字は今度解消されたということでございますので一安心ですが、この継続をするということのためにですね、今9,000万円のバニラエアに対する補助金が投入されているわけですが、それについて削減されるって話じゃないんですが、それ以外のものについて削減する可能性があるっていう話を伺ったものですから、これは大丈夫なのかな。せつかく42億5,500万円の経済効果のあるバニラに対してですね、もっとこう頑張ってくれよというのであればいいんですが、それを補助金をですね、下げるといようなことがあれば大変なことだと思いますが、いかがでございますか。そういうことはないのか、あるのか。

議長（竹山耕平君） 傍聴席の皆様をお願い申し上げます。携帯電話は持ち込み禁止になっておりますので、よろしく願いいたします。

答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） お答えいたします。バニラエアの件についての補助金が下がるという話は私自身も伺っておりません。そこで、奄美・成田間のバニラエアに対する交流人口拡大に向けた補助金につきましては、御案内のとおり、奄振交付金を活用した交流需要喚起対策特別事業で、昨年同様運賃の軽減化を図っているところであります。その他の補助金につきましては、先般報道などにもありましたように、国において航空機燃料税の減税措置、1万9,500円から1万3,500円、キロリットル当たり、対象路線に奄美・成田間を追加する方向で検討に入っているようであります。軽減対象路線となりますれば、成田線の安定的運営、運行に向けた一助になるものと認識をいたしております。また、路線維持への取組についてであります。現在奄美大島・喜界島航路対策協議会におきまして、配備を進めております奄美空港の地上支援機材について、チャーター機等を含め奄美空港に離発着するすべての航空会社の負担軽減となるように準備を進めているところでありますので、バニラエアにも活用いただけるものと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。補助金を削減することについて、市長は御存知ないということでございますので、市長の知らないところで補助金削減はあり得ないと思っておりますので、どうぞ、もしそういう声が聞かれましたときにはそうじゃないと、現状維持、少なくとも現状維持ですよということにさせていただきたいと思えます。ちょっとこう、そういったことを小耳に挟んだものですから。9,000万円を削減するってことじゃないんですがね。そのほかについて、何かそういう可能性あるってことでしたので、一応念のために申し上げておきます。

次、低運賃に向けた奄振の利用状況について。これは今年の4月からですね、運賃等に対して始めて補助金が付いたんですよ。今までと違った。奄振と言いますと、道路、港湾、基盤整備、トンネルといったのが定番でありましたけど、今回初めて大きな金額を奄振に交付金として付いたということでございます。この効果でバニラさんもですね、今年の7月から就航していると。これをどういうふうな利用の仕方に、どういうふうな利用の仕方になっているかということをお聞きしたいも

んですから、そして奄振事業のその21億円の枠が本当に消化されているのかどうかというようなことも含めてですね、お尋ねします。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、私どもが先にお聞きしておりましたのは、27年度の利用状況というふうにお聞きしておりましたので、先にそのことから御説明いたします。航空運賃軽減に対する27年度の利用状況についてでございますが、事業主体の奄美群島航空航路運賃軽減協議会の事務局であります県の交通政策課に確認をいたしました。交流需要喚起対策事業、こちらのほうにつきましては、10月から、10月搭乗便からスタートしておりますので、具体的な数字は現在まとまっていないということです。また、航空運賃軽減事業につきましては、予算の執行状況はまだ確定いたしておりませんが、10月末までの利用旅客数の実績は離島割引利用者が14万3,616人で対前年度比137パーセント、往復割引利用者が2,621人で対前年度比116パーセントと増加をしていると伺っております。なお、奄振交付金の予算についてはですね、平成26年度当初予算で必要な経費を計上いたしまして、7月スタートであったものですから、予算よりは実績は下がっております。ただ、27年度については26年度の当初予算以上に予算計上がなされているとでございます。以上です。

9番（戸内恭次君） なかなかその数字を出しにくいというような話でございますが、その私が求めておりますのは、現在分かっている範囲でいいんですけど、その奄振事業、交付金からですね、どれぐらいのいわゆるお客さんに対しての費用を出されたのかと、それをお聞きしたいんですが、分かんないか分かんないでいいんですけども、是非教えてください。

商工観光部長（菊田和仁君） 26年度の実績でもよろしいですかね。ちょっと、私ども奄振交付金全体の予算はちょっと今数字、手元にございませんですが、26年度航空・航路、船も含めてです、それに要したちょっと決算書を持っておりますんで、こちらのほうでお話いたしますと、まず当初予算額が、概略で申し上げます、13億4,800万円、これは国・県・市町村の額を全部入れた数字でございます。それからこれに対して先ほども申し上げましたが、実績額は7月からスタートした、あるいは需要喚起が10月以降でございますので、実績額は10億8,600万円、これだけの金額が結果として航空・航路運賃軽減のために使われた金額ということです。

9番（戸内恭次君） これを見ますと、奄振予算で聞いていますと21億円の予算があるやに聞いているんですが、それが当初予算は13億円ということがあり、そして7月からの実績が10億円ということですので、このままいきますと20億円は越しませんね、恐らく。そういう意味で、かなりまだまだ使える予算があるのかなと思いますので、その付近を是非使っていただいて、奄振予算をですね、せっかくいただいているものを使っていただいてですね、格安航空、あるいは従来のJAL、JACの運賃にもっと回してもらえればなというような思いがいたしております。それについては何もお答えいただく必要ありませんので。そこで、JAL、JACに対してですね、補助金を出しているわけですが、ものの考え方ですけども、その補助金を利用することによって、住民の皆さん、市民の皆さん、住民の皆さんは運賃が安くなったということで、大変これはありがたいことなんですが、こういう方式でずっといけるかと言いますと、なかなかそうはいかないだろうと。奄振も5年の時限立法ですから、また、そういうこう補助金がですね、付くのかどうか、どうなのかということもありまして、その運賃を一時的に下げてもらって喜んでいただけでは、将来どうなのかなという気がするものですから、そうではなくて、一つのLCCを誘致することによって、あるいはLCCの航空会社を運航することによって、恒久的な低運賃にしなきゃいけないはずであります。そういうことですね、ちょっとお聞きして、一時的に安くなったからというのは本当に一時的な話でありますので、そこらあたりを是非、LCC拡大についてですね、頑張っていたきたいなと思うものですから、こう申し上げました。

ところで、次3番目のですね、LCC路線拡大についてということで、それぞれの路線についてですね、何かその新しい情報ですとか市の考え方ですとか、そういうことをありましたら教えていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） すいません、先ほどの質問にちょっと戻らせていただきますが、今議員がおっしゃった21億円の奄振交付金、私が申し上げましたのは航路・航空運賃の軽減に使う費用でございます、あの農林産物の輸送コスト経費などにも充てられておりますので、議員がおっしゃった21億円すべてが航路・航空運賃に使われる予算ではないということを御理解いただきたいと思います。

それから、今御質問のございました、先に関西路線でよろしいでしょうか。LCCの就航に伴う交流人口、経済効果につきましては、バナラエア就航の実績からも大きな効果が表れておりますが、競合する既存路線が減少するという影響があることも御案内のとおりでございます。本市といたしましては、多くの奄美出身者が在住する関西地域におきましては、利便性の高い伊丹路線を安定的に確保する中で、交流人口の拡大に向けた取組が必要であると考えております。新たな格安航空会社の導入やその他の新規路線の開設につきましては、現段階において空港における施設拡充の問題や観光客の増加に対応したレンタカー、路線バス、貸し切りバスなど島内交通の安定確保、更には繁忙期における宿泊施設の収容人数の問題など多くの課題がございます。まずは、これらの問題解決に向けて、今後観光関係団体と情報共有しながら官民一体となって取り組み、受入体制が整備されていく中であらたな格安航空会社による路線就航の実現性も高まるものと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） ついでに、2番・3番までお分かりでしたらお願いします。

議長（竹山耕平君） 中部・沖縄路線ということでよろしいですね。

9番（戸内恭次君） はい。

商工観光部長（菊田和仁君） 中部地方からの奄美の入込みにつきましては、現在FDAが運航するチャーター機が離発着しております。昨年度は62回の離発着があり、2,952人の利用者数となっております。今年度も11月以降、順次チャーター機が運航し、交流人口の拡大につながっております。先ほども申し上げましたが、新規路線の開設や新たなLCCの導入については、先ほど申し上げましたような課題解決を整理した上で、受入体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

沖縄路線の航空運賃につきましては、今年度からですね、奄振交付金を活用しまして、移動コストの軽減を図るための実証実験として、既に10月25日以降運賃が軽減されているところです。このことにより、割引制度を利用いたしますと、普通運賃が従来と比較して25パーセントから40パーセント割引となり、金額にいたしますと6,550円から1万500円軽減されます。沖縄と奄美の航空路線は双方にメリットがあると認識しており、今後とも国・県との連携を図りながら、航空運賃の軽減と併せて交流人口の書く際につながる施策の展開に努めてまいります。なお、先般の報道等によりますと、沖縄・奄美を結ぶ航空機材の更新に伴い、現在の39席の機材から50席の機材に更新されると伺っております。路線の拡大は大変重要なことと考えており、今後世界自然遺産地域としての連携を図る中で、LCC参入の機運も高まることを期待しているところです。以上です。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。LCCがですね、就航しなければ世界自然遺産問題についてもですね、十分な効果は得ないだろうというふうに予想されるわけでございますが、沖縄はですね、各路線LCCが飛んでおりまして、大変便利になっておりますから、そういう点で言いますと、沖縄のほうに圧倒的に、その世界遺産効果はあるだろうということで、沖縄に負けないように、是非各

地からLCCを奄美に導入していただきたいものだなと。今、お話しされておりましたけれども、ホテルとかレンタカーですとかね、いろいろ民間の理由を言われていますが、それはあまり行政が、本来はもっと応援すべきところではありますが、あまりタッチすべきっていうかしくなくてもですね、LCCが飛ぶことによって、民間は経済と、投資意欲も出てくるわけですよ。そういう意味では大いにLCCを呼び込む努力をすべきであって、そこで心配はいらないと私は思っております。特に関西になりますとですね、今関東から4割が地元というふうに言われていますので、逆転して6割が地元ということもありうるわけですね。少なくとも五分五分はいけると思いますから、そうしますと極端にホテル利用者が増えるということではないんじゃないか。やっぱり地元の人たちはそれぞれの実家もありますし、そういう意味ではあまり行政が心配することではないんじゃないかと、もう行政はどんどん交流人口を増やすことをですね、もうホテルがなくて困ったというぐらいいらないと、なかなか民間も投資意欲は出てこないでしょうし、最近は何のほうでも民泊というものをですね、規制緩和をしていこうということでもありますので、是非そこあたりも見ながら、観光事業にですね、是非協力をいただきたいと思っております。

それで、先ほど質問を戻りますが、これ質問するの忘れておりましたので。農業に関しての2番目ですね。地場産、加工品の輸送補助についてですが、農産物については補助が付いております。特定の品目ですが。これをですね、加工品まで伸ばすことができれば、これはまた画期的なことだろうと思っておりますので、意欲が出てくると思っておりますので、是非その付近も大いにこの奄振を利用して、加工品も無料で送るようなことができないかと思っておりますが、簡単に説明をお願いします。

農政部長（奥 正幸君） はい。地場産加工品の輸送費補助についての御質問でございますけれども、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業における輸送費の補助につきましては、もう御承知のとおり、奄美群島で生産された農林水産物を県本土へ出荷する際に海上航空輸送費の一部助成を行い、本土産地との条件不利性の解消、生産、販路拡大等生産基盤の強化を図るために実施しております。御承知のとおり、対象品目は農産物40品目、林産物3品目、水産物12品目の合わせて55品目で、加工品については対象外となっております。まずは農産物、林産物、水産物の安定的な供給を確立するのが、まず重要ではございますが、議員御指摘のとおり、規格外品等を活用した加工品の開発についても女性企業グループを中心に積極的に活動されておりますことから、市といたしましても加工品が輸送コスト助成の対象になるよう、国・県に要望してまいりたいと思っております。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。しっかり国・県に要望して、加工品も奄美から出す加工品は無料にするということで、是非頑張ってくださいと思います。

次、3番目、まちづくりについてでございます。先ほどの質問のございました、同僚議員から質問もありましたが、小宿地区のですね、区画整理についてでございますが、先ほどの質問の続きのようになりますけれども、平成22年の10月10日にですね、区画整理事業縮小案は役員会にて説明ということとあります。遡りまして、平成20年の6月30日に奄美市議会第2回定例会にて採択と。更に遡りまして、19年ですね、12月、記名式アンケートで93パーセントの賛成を得たと、こういう流れになっておりまして、実はこの93パーセントの賛成を得たものを、報告を受けて奄美市議会としてはこの陳情を採択をしているということに、時系列で言えばなるわけですが、そういうことをしながら22年の10月10日にですね、縮小案を役員会に説明会をしたということですが、もっと詳しく、この縮小案になったことをですね、なぜそうなったのか、もう一度詳しく説明をお願いします。

建設部長（砂守久義君） 小宿土地区画整備事業に関しましては、これまでの経緯等を踏まえ、含めまして答弁いたします。小宿地区の区画整理事業につきましては、昭和の時代にも事業導入の機会がありましたが、関係権利者の合意に至らず事業を断念した経緯がございます。このようなことから、平成17年には町内会に対して、住民の90パーセント以上の合意が必要なこと、合意形成が達成できたときに

区画整理事業を導入することを伝え、合意形成の取りまとめをお願いしております。平成20年には事業導入にあたっての合意形成が整ったとのことで、早期実現に対する要望書が町内会から出されたので、平成22年から平成23年にかけて、町内役員会、住民説明会、町内会の総会を通して区域案を決めたものです。区域の考え方についてですが、少子高齢化の社会現象を受け、人口が減少していくこれからのまちづくりは、区画整理事業で新たな宅地を整備するのではなく、その地域が抱えている課題などを解消することが基本的な考えとなっております。小宿地区においては、大雨時等に浸水する箇所がある。道路幅員が狭く緊急車両が入れない場所がある。老朽化した住宅が密集しており、火災などが発生した場合は大火につながる恐れがあり、区画整理事業を導入し総合的に改修、改修をしようとするものでございます。

9番（戸内恭次君） その話はですね、よく分かりますし、私も区画整理事業は是非やってほしいと、推進をする立場でございますが、ただね、この90パーセント以上の賛成を得なければならぬというようなことで進めながら、実はもう、平成19年の12月にですね、賛成93パーセント得てるのに、なぜこのまま突っ走らなかつたのかと。途中でその縮小案をね、もってきたということなんですが、理由をと言いましても、あまり理由にならない理由を今述べられたんですが、大体想像はできます。私は区画整理事業、この中心街ですね、関わってきた、反対をしてきた立場から見えておりますが、行政っていうのは全体の枠が、区画整理事業の枠をですね、反対者が多いとその道を逸れたり、その部分を省いたり、そういうふうにして地権者のいわゆる賛成者の確立を高めるんですね。そういう手法でやるものですから、もしかしたらそういうことを真似して、真似したのか分かりませんが、そういうことと同じことになってないのかなということがあります。実はこの商店街を区画整理するのと違ってですね、小宿の場合は本当にみんなが生活をしている場所ですよ。生活をしている場所で、最初大きい枠で93パーセントの賛成をしていたのに、途中から分割されて、区画整理部分に入らない部分があると、住民感情というよりも人間としてね、なんであれだけは100パーセントで区画整理事業があったのに免れて、自分たちだけなんで30パーセントも、100坪あつたら残る、100坪残る人と70坪に削られる人と、この差をですね、これはどう考えても住民感情としてはおかしいっていうのは当たり前なんです。それを無理やりやろうとして、なかなかそれができなかった、縮小案で行くからですね。というふうには私は理解しております。ですから、73パーセントっていうのは、反対する人がまさに正義なんです。同じ反対でも正義なんです。というふうには私考えるものですから、これを溶かしていく、人の気持ちを溶かしていくっていうのは大変だと思います。ところが、反対者が多くても全体を含めて、平等に同じ地域だから長い間また一緒に暮らしていく仲間だから、お互いに損をするかもしれないけれども、今は一時的に損をするかもしれないけれども、長い生活の中では平等感を保てるような、そういう分け方っていうものが必ず必要ではないのかと。中心街で成功したからと言ってですね、その反対者が多いとこだけ除いていくっていう手法は、これはまずいと思うんですね。これは本当にコミュニティが崩れていくということだと思います。これはもう、本当に大げさなことを言うともたまで残るんじゃないかなという危惧をしております。ですから、どうしてこの93パーセントでやらなかつたのかという疑問が残るわけでございます。その点について、住民のこの感情だとか、いろんな今から会合を持つことによって、いい案が出てくると思いますが、どうですか、住民ともう一度話し合って、新しい区画を、納得いただける、あるいは平等間を持てる、そういう区画にするということについては、どう思われますか。

市長（朝山 毅君） 小宿土地区画整理事業につきましては、先ほどの議員、また戸内議員からお話があります。まず、この事業の概要について、私なりの意見を申し述べさせていただきます。今まで時系列的な流れを担当部長のほうからお話いただきました。詳細、私も知らない部分があったことも事実で、大変申し訳なく思っておりますが、ただ、昨年1、600万円の小宿事業にかかる関係経費を予算

計上、議会の同意を得ていたしました。しかし、その事業に対する目途が立たなかったことにより、昨年3月末にその同額を戻しました。加えて、本年度の予算についても同額を予算計上させていただきました。これはとりものさず、先ほどお話しができたこの事業について白紙だということではないという、私なりの思いがこの予算に反映しているということ、まず御理解いただきたいと思います。その中において、93パーセントの同意というのは、私なりの知る限りでは、この小宿にかかる都市計画事業に対していいことであると、了解しますよという当時の93パーセントの同意だったと思います。それを実行に移そうという状況の中において、自らが長年住んだ土地を何10パーセント、何割削減をしなければいけない、その場合の削減の割合の問題含めて、いろいろ具体的な詳細な課題が遡上してきたと。その中において、その場所どこにするかという中で異論が出てきたということで、私は理解いたしております。その結果、78パーセントぐらいの同意だということ。一生懸命努力をなさっていらっしゃる方が、100所帯のうち78所帯いらっしゃる。言い換えてみますと。100所帯のうち、22所帯はどうもこの事業にまだ賛成しかねる、御理解いただいていないという状況下の中において、今職員も我々も営々と御理解いただくようなことをやっているつもりですが、今具体的な形として現れたおりませんので、事業にかかる予算はそのままに、皆さんの御理解、採決をいただいておりますが、ただこの事業を止めようと思っているわけではありません。我々の努力によって、御理解をいただくような努力をしなければいけないということでもあります。事業については安全で安心して住みやすいよりよい環境をつくるための事業であります。この公共事業が小宿集落において、長年の伝統と文化と歴史を育ててこられた地域住民の皆さん方に、公共事業がその連帯の意識や信頼関係を仮初めにも損なうことがあるとすれば、公共事業たりえないと私は思うわけです。従ってもう少し努力をしながら、御理解をいただくような努力をして、安全で安心して快適な生活ができるような環境づくり、これが目的で目標であります。そのためには、より皆さんの財産を譲渡して、若しくは分けていただくわけありますので、公に、個人の財産を公のために供出していただくわけですから、対価なく、供出していただくという、金銭対価もなく供出していただくということで、御本人にとってみれば住み慣れた土地を、何10坪も何10パーセントも分割されるということは、先代から受け継いだ財産に対して忍びない思いであるであろうと。例え公のともに、その心情的な部分、また町全体、まちづくりとしての部分、そういう諸々のことを含めて御理解をいただくようにやっていくのが、我々に課せられた公共事業を担う役所の責任だと。そういう意味において、じっくりと一生懸命なさっている方が80パーセント近くいらっしゃるわけで、まだどうしても御理解いただけないのが、20パーセント強いらっしゃるわけです。どうか100に近い数字にできれば、少しでも高めていただいて、この将来に悔いのないような、子孫が安全・安心で住めるような環境づくりのために、今じっくり考えていただけないだろうかという啓発、そして御理解いただくような行動しなければいけないという、私は思っておりますので、そういう意味であの伝統ある小宿集落、信頼関係のある文化、伝統、歴史を作ってきたお互いの和が損なうことがあつては、絶対いけないと、公共事業において。そういう思いで事業は、白紙ということは私は一言も申し上げておりません。そういう意味において、ずっと継続しながら、その、待とうと。私もささやかな経験で、公共事業は先憂後楽でいったほうがいいと思っております。まず最初に悩み、最初に苦労し、そのことによって次のステップがスムーズに行くと。まず多くの皆さんの同意を得ながら、理解を得ながら進めていくことによって、あとの事業がスムーズに進展していくというふうなことを、ささやかな経験でありますので、そういう意味において、小宿の皆さん方に、より多くの皆さんに御理解いただくような努力をしてみたいと思いますので、そういうことで、この小宿事業については、私の思いはそうです。先ほども部長の答弁で白紙にということなどは、私は一言も申し上げておりません。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。白紙ではないということが市長から答弁がございましたので、大変心強いんですが、これは配られたのは分かります。覚えてます。ああ、実はこの中にね、選択

肢の一つとして区画整理事業一旦白紙という文言があるものですから、私はこれは市長の意見ではないでしょうということを懇談会の中で話をしたんですが、今おっしゃるとおり和を大事にする市長ですから、この区画整理事業でこう集落がね、崩れるということは市長の思うことではないだろうということまで話をしていたんですが、本当に安心をいたしました。

そこで、市長がおっしゃられるとおりでですね、みんな平等に、その平等感を持つっていうことは私は大切だと思うんですね。ですから、その自分のところが削られる、削られないっていう問題以前に、人間としてなんで自分たちが差別、非差別、そういう扱いになってしまいますので、ですから縮小案ってものが、それをじゃっ起してですね、かなり固い、いわゆる反対の核っていうものがあるわけですが、その核っていうのはなかなか容易に溶けるものではない。これは人間の心の問題ですよ。利害の問題じゃない、数字の問題じゃないんですよ。ですから市長、どうですか。このもう一度、いわゆる白紙に戻すんじゃないでやり方について、住民としっかり話し合って、枠を組み立てていきたいと思います、そういうことならですね、私も反対住民の皆さんとも話をしてますし、理解をできる人たちだと私は思ってます。そういうことで、是非そのほう、そこをですね、御提案申し上げますので、いかがですか。

市長（朝山 毅君） 先ほど、部長のほうでも答弁がありました。地元に住んでいらっしゃる皆さんについては地元の方がより親しく、よりお話ができやすい環境にあるだろう。地元に住んでいらっしゃる方、若しくは町外、島外に出ていらっしゃる方については、市が責任を持って話し合いをするような環境をつくりたい。それを合わせてお互いの意見を集約してまいりましょう、というふうな意味で、先ほど答弁したと思ってます。しかし、それを含めて我々一生懸命努力をしながらやっていくつもりです。だから、市長が、副市長が責任者が顔を出さないということも、私も伺っております。しかし、行っていい場合と、行ってタイムリーでない場合も私も思うところがあるものから、その中のことについては、部長、課長、担当者によく話をしながら、タイムリーに人心を損なうことがないように、御理解いただけるような日時や場所やそういう環境づくりになるなら、いつでもやりますし、そういう組織づくり、体制づくりというんですか、そういうことについては私も今後とも努力していく所存であります。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。部長、どうですか。93パーセントを、皆さんから同意をいただいているその案でですね、進めるっていうふうにすると、市長が出てきても恥ずかしくないんですが、このまま、73パー、8パーセント案でですね、ごり押しをしますと、かなり大きな亀裂を生じるという。市長が出てくれば出てくるほど大きな亀裂を生じるというふうに思いますが、もう一度住民を話し合って枠組みをしっかり0ベースで話し合うってことはできないですか。

建設部長（砂守久義君） 先ほども答弁させていただきましたけど、住民の皆様方とは今からずっと協議をさせていただきたいとは考えております。ですけど、この区域につきましては、課題、先ほども答弁させていただいたように小宿地区が抱えている課題を解決するためということで、国と県とも協議を行っておりますので、それが今合意78パーセントまでいきましたので、今後とも粘り強く住民の皆様方と協議をさせていただきたいと考えております。

9番（戸内恭次君） 部長は全然理解してもらえませんですね。住民の、大きな住民の枠の中で、不平等感を生じさせるような枠組みに今なっているので、それをそうではない、平等感を持った枠組みにして、その上で反対派の皆さんと話をすることを私申し上げているんですが、その枠はもう一回話し合うという、そういう行動はされないと。この縮小案で突っ走ると、もうそういうことですか。国・県だって、皆さん住民が反対しているのを、国・県に幾ら言ったって、これできっこないですよ。それよりは、国・県であってもですね、住民がまず基本です。住民の同意が基本です。いろんな今から手続

きを取っていく中で、一つ一つチェックされてですね、それは大変な思いをするよりは、最初から枠組みは住民の声を聞いてもう一度組み立てなおすということでないかと、ますます亀裂を生じさせるということになるんですが、もう一度お尋ねします。

建設部長（砂守久義君） 住民の方々が不平等感を抱いていると、今議員の御指摘ですけど、その方、反対される方々と、またその一部の方々といろいろありますので、その中で精査をさせていただきたいと考えております。

9番（戸内恭次君） 私は市長に申し上げたいんですが、こういうような、部長がかかたくなですね、言っておられる案にそのまま突っ走っているのは、ますます亀裂を生じさせることになると思いますので、市長のほうからは是非指導をしていただいでですね、小宿の皆さんが長い間、将来も仲良くやれるような、一時的にはね、反対、いや、たくさんの反対が出るかもしれませんが、是非一時的なものではなくて、将来にわたって和を以てこの地域を形成できるように、市長の指導が大事だと思うんですがね。是非、市長いかがですか。それはもう一度検討するっていうことで、できないですか。

市長（朝山 毅君） 今、部長が話になったことも、議員がお話になることと一緒に私は思っているんですよ。話し合いはしますと。ただ、今の現実の中において、これを入れたら賛成という方が78パーセント、こっちを除いたらという方が、またどうなるかという、神聖なる議場の場で言いづらいことがあるから、私は今、部長は寡黙にしていると思ってるんです。私は抽象的なことでありましたので、こうして述べておりますが、具体的にじゃあというふうになりますと、どちらのほうか、2者択一という方がいらっしゃるかもしれません。この場合だったら賛成、この場合だったら今賛成だけど、この場合だったら反対、あまり理解できませんということを含めて、非常にメンタル的な微妙なことがありますので、そこら辺を含めながら御理解いただくような努力をするということで御理解いただきませんか、私はそのように申し伝えます。そのように言っているつもりであります。御理解ください。

9番（戸内恭次君） もう、この問題については市長もしっかり理解をしていただいたということで、何かいい方向に行くのではないかと考えております。是非、部長のほうも市長の意を汲んでいただいて、今後の行動についてよろしくお願いをいたします。

時間があまりありません。それで、あと大変申し訳ないんですが省略をさせていただいてですね、市民生活に関することですが、金久中学跡、円形校舎跡をですね、地元のほうから何かこうグラウンドゴルフ等をできないか、一時的にでも貸していただけないかっていう話があるんですが、その点についてお尋ねします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、金久中学校の跡地のことについてお答えをいたします。もう、御存知のとおり、校舎建築のときに資材置き場とかで使っておりました。が今は空き地ということになっております。それで、現在金久中学校のほうに体育館の建て替えを行っております。その工事に伴いまして、既存のテニスコートが使えない状況になっているということがございます。私どもとしましては、学校の敷地でございますし、まずはそのクラブ活動に支障を来しているこの状況をまず解消をしたいというふうに考えております。その後の利用につきましては、学校敷地、要するに学校用地として使うのかどうか、そういうことも含めて全体的な立場でのその後の使用については、方向性を示したいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。最後に、ごみ袋政策についてでございますが、これは要望ということでね、奄美市の地元の業者に、是非ごみ袋作成ということをですね、させてもらえないで

しょうかと。鹿児島業者じゃなくて、地元業者もできるようでございますので、その付近を要望を申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後3時54分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

11番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、ただいま御紹介をいただきました自由民主党の川口幸義でございます。27年度の4回定例議会におきまして、一般質問を行います。その前に、先月の10月25日、議会選挙におきまして議席を与えていただいた市民の皆様方にはありがたく、厚く御礼を申し上げます。皆様方と街頭よりお約束をいたしました、是は是、非は非として、市民の目線で私は議会活動を、このスタイルをこれからも変えることなく、一心不乱にて頑張る所存であります。また、今回も世に名高き奄美市の官僚の皆様方と4年間お仕事ができることを、非常に誇りに思っております。

それでは、私の所見を述べる前に、通告書の訂正をお願いさせていただきます。大きな1番から、①にみんな書いてありますけれども、(1)から2・3、すべて括弧に変えていただきたいと思います。それから、大浜海浜公園の、これは(1)は(4)に変えていただいて、海水浴の海砂であります、砂利について書いてありますけど、これは訂正させていただきます。

質問に先立ちまして、私の所見を少々述べていただきます。去る11月の29日、東京都内のホテルで自由民主党立党60年の記念式典が開かれました。全国7,500支部から党所属の国会議員や地方議員、歴代総裁ら約3,000名が出席をされ、私たち奄美市議から3名が参加をいたしました。安倍首相は演説で来年の参議院選では輝ける勝利を得て、次の60年に向かって大きな一歩を踏み出そうと強調した。看板政策の一つ、1億総活躍社会について、成長と分配の好循環を生み出す新たな経済社会、システムの提案だと訴えた。9月の安全保障関連法の成立により、日米同盟は強化され万全なものと力強い演説をしました。また、TPPの大筋合意を巡っては、農業は必ず守る、私を信じていただきたいと約束をいたしました。この約束は必ず果たすと述べ、国内対策に万全を期す考えを強調しました。今後の政権課題の中で、憲法改正は言及はしなかった首相、60年を振り返り、決断には困難が付きまとう。その中で責任ある行動取ることこそ、自由民主党の責務と強調いたしました。先ほど共産党同僚議員のあの発言の中で、間違ったメッセージがありますので、ここで私は自由民主党の議員として安保法制、これは平和憲法であります。戦争のできる法案ではございません。これをよく御理解をしていただきたいと思います。

それでは、これより質問に入ります。(1)、小宿地区整理事業について伺います。本事業は旧名瀬市の津市政のころから計画、議論された30有数年来の長い経緯があり、当地区では賛否両論が飛び交い、計画が挫折、繰り返されてようやくここに実現を見ようとしているものであります。地元議員として、この件にかかわることができたことを、心から歓迎をしているところであります。しかし、まだ地域住民の中では異議を感じるところであり、多くの難問を抱えていると勘案いたしております。平成19年に都市区画整理事業課より区域の当初設定案が示された。それを受けて、促進協議委員会、12月、記名アンケート実施をいたし、賛成93パーセント、反対が4パーセント、無回答が2.2パーセントという回答見ました。平成20年6月30日、第2回定例会において採択された経緯があるが、また、平成22年10月10日、当局より一方的な区画整理事業の縮小案が促進協議会に示された、これを受けて再度アンケートを実施し、賛成70パーセント、反対26.3、無効3パーセントの経緯が

あります。26年の8月のアンケート合意形成率、62パーセントから78パーセント、現在に至っているところであります。さて、朝山市長のいよいよ政治判断の時期と思うが、市長の見解を求めるものであります。

このあとは質問席にて順次資してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

建設部長（砂守久義君） 小宿地区に導入予定の区画整理事業に関しましてお答えいたあします。区画整理事業はまず、事業区域を決定し、次に区画道路や公園の位置を決めるなど、事業計画を決定します。その後に仮換地を指定し、移転や工事が始まり、最終的に換地処分により事業が終了する長期にわたる事業となります。事業にあたっては、土地の減歩や家屋移転など、関係権利者の負担が伴うものです。特に家屋移転においては場合によっては補償金に加えて手出しが生じる可能性もございます。このようなことから、事業導入にあたっては関係権利者の合意形成は大変重要なことであり、関係権利者全体の総意として事業を導入するんだという盛り上がりがないと事業がストップする恐れがあります。小宿地区におきましては、昭和時代にも事業導入の機会がありましたが、関係権利者の合意に至らず、事業を断念した経緯がございます。このことを受け、平成17年には町内会に対して住民90パーセント以上の合意形成をお願いしております。議員御指摘のとおり、90パーセント以上の合意形成については、法的根拠はありませんが、区画整理事業をスムーズに進めていく上では90パーセント以上の方が賛同し、事業を導入するという機運を高める必要があると考えております。現在、関係権利者の合意率は78パーセントまで向上しましたが、まだ事業に反対や区域に反対の意見もあり、全体の盛り上がりとしては、まだ未熟と判断されますので、現時点での事業導入は厳しいものがあると考えております。今後の合意形成状況を見守りながら、次回以降の説明会へ市長、または副市長が参加して意見を交換したいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

11番（川口幸義君） ただいま、前向きな答弁いただきました。部長、それですよ、それ。これから先はですね、もうやはり市長やら3役の皆さんが、私は反対をなさる皆さんと膝を交えてですね、これからの話し合いを進めることによって、10パーセントぐらいは僕は十分にいけると、私は確信しておりますので、その点については、市長のやはりもう政治判断が私は必要だと思っておりますので、これ以上、もう促進協議会とか、市の職員も一生懸命頑張っておりますよ、それは。私は認めておりますから。これ以上の進ちょく率はまず私は無理だと思ひまして、今日は敢えて市長の政治判断が必要だと、このように、冒頭で申し上げましたので、ここらについては、市長、やはり3役ですね、出向いて反対、例えばこの事業について反対なさる方、それから区域外のその設定について反対なさる方もいらっしゃると思うんです。こういった方々をですね、1か所に集まっていたら、市長やら3役の皆さんと膝を交えてですね、この事業を何とか成し遂げさせていただきたいと私はこのように思っております。ということは、これはもう30数年来の懸案事項でございますので、例えば、もう台風の来るたびに中心辺りは水没をして、もう水はけも悪いと。地球温暖化によって、要するに海水も、やはりかなり上がっておりますので、大川から逆流をしてきて、あの小学校の近くの排水も水が逆流をするという、水はけが非常に悪いんです。それから、2・3年前に小さな火災、2件ほど小宿でありましたが、道が狭いため大型の消防自動車が入れずに、バス通りでバス、消防自動車を止めて、ホースを引っ張り込んで消火にあたったという、こういった経緯もありますので。また、中心についてはいわゆる軽自動車が1台通れば小学校に通学する子どもたちが非常にその危険な状況にある。いわゆる、歩道が取れないもので、この件については学校からもいろいろ陳情があったかと思われるんですけども、そういったことを考えたときに、いわゆるこの大きな事業ですから、縮小案が出されて反対どうのこうのと、いろいろ

る異論はありますけれども、この縮小案を縮小案としてですよ、もっと膝を交えて、トップが行かれて、心割って話しすれば私は10パーセントから可能だと思わせてね。同僚議員がさっきからこの問題について触れておりますので、私はあまり質問するようなことがない、ちょっと角度を変えて質問しているつもりなんですけれども、こういったことを一応、例えば区域外についての換地の問題。例えば、80パーセントになったときに、いわゆる仮換地の設定はできるのかできないのか。90パーセントではなければ、仮換地の設定ができないのか、部長、それがお分かりでしたら、ちょっと教えてください。

建設部長（砂守久義君） 減歩の話は、事業の区域が決定しまして、事業計画を立てたときに、割り込み等やりますので、事業を導入するということが、方向付けが決定しないと、ちょっと難しいところもあります。

11番（川口幸義君） この事業はですね、当初から1,800万円ほど計上させていただいておりまして、平成27年度も1,600万円ほどはちゃんと小宿区画整理事業についての予算を計上させてありますので、これを白紙に戻るということは、私は思っていなかった。始めから。継続をして住民の皆さんと合意形成図ろうという役所の意欲は私はいかがえるかと、この予算見て分かっておりますので、それについては万難を排してですね、その反対をなさっている方、またこの区画整理についてもう一つこの理解ができてない方、3割減歩されると自分の財産がなくなるという観念が先に走っておりますので、この3割をカットしたら区画整理をされるということは、要するに自らの財産が、土地の価値観が区画整理後は3倍から5倍ほど私は評価が上がると思うわけよ。そうなったことを考えると、3割の減歩率ってというのは一体何ぞやと。そこまで価値観が上がるということも、我々は説明をしながらですね、反対なさっている皆さんの不安を解消、少しでもできればいいのかなどこのように思っております。それで、その縮小案についてはですね、その促進協議会の皆さんは当初の皆さんから案が出されたときに、このときには皆さんは93パーセントと、戸内議員からもありましたが、それをその縮小の原因は一体何かがあったんですか。縮小されて、小宿の促進協議会の皆さんに平成22年ですか、この段階で、当初は58億もかかったけども、縮小したら47億になりましたよと、この経緯が何かあるんでしたら、ちょっと教えていただきたい。

建設部長（砂守久義君） その件につきましては、先ほども答弁させていただきましたけど、小宿地区が抱えている課題というのがございまして、先ほど議員おっしゃられたとおり、大雨時に冠水する場所がある。それと幅員が狭い道路で交通に支障がある。それと大火が出たときに、甚大な被害が想定されるというような課題を抱えている場所を区域に取り込むということで、それ以外の区域、過大解消が必要とない場所、必要がないという場所をその区域から外したという経緯があります。課題がない場所は区域から外したという経緯はございます。

11番（川口幸義君） 要するにこの7ヘクタールの中で区画整理をするということですから、かなり無理はあると思いますので。公園も取らなくちゃいけない。例えば、4メートル道路ですか、区画を通る、そうすることによって快適な生活環境ができる。いわゆる、下水道もちろん同時に平行して、計画はあると私は想定しておりますので、そうすると環境整備ができるということは、家庭から排出される、いわゆる水もそれから水洗ですか、それもすべてきれいにして、解決が、下水道に行くと。そうすると海のほうもきれいになるということですが、私が今、最も心配しているのですね、平松の皆さんは快適な生活を送ろうと思ってる。埋め立てを購入をして、今、彼らは生活をなさっておりますよ。しかしながら、夏になると小宿の場合は区画整理ができてない。排水ができてないので、あの排水溝、大津川にほとんど夏は淀んでですね、夏になると非常に悪臭がするんですよ。これが私ら一番心配している

のは、平松の皆さんにこれこそ訴訟でも起こされたら、小宿は困るかなと、こういう1人で心配することもあります。ということは、この大津川にみんな水は淀んで、もう止まった状態。そうすると、海のほうは水位が上がって、どんどん海砂がその河川の水を止めたりも、真ん中でほとんど淀んでるんです。こういうことなどを考えてですね、小宿の反対なさっている皆さん方には、これも十分理解をしていただいた上で、この事業を何とか成功させていただきたいとこのように思っております。私はこの下水道ができるのを、もう30年来私は待ってるんです。いつかできるだろうと思ったんだけど、今だに解決を見ないということで、大変心配をしているところでありますが、何とか今回は市のトップの市長さんが出向いてですね、皆さんと心交えて話をすれば、かなり私はパーセントが上がるのではないかと、このように確信をしておりますので、一つ、市長、忙しいだろうけども、この大きな事業をですね、また市長は負の遺産とは思わないでいただきたい。中心街の問題、区画整理事業っていうのはすべて金銭が絡むこと、人様の財産の絡むことですから、それ以上苦労があると思うこと、考えたときに、やっぱり市長は大きな負の遺産を引き継いで、私前も言いましたが体の何倍もの重い荷物を背負ってですね、まるでアリさんのようだ。起きては起きる、私は川口は助けてあげたい。正義に燃えていますからね。そのつもりで取りあえずですね、小宿の区画整理事業については頑張りたいと思っています。これについては、これで終わります。

次にですね、大浜海浜公園について、リニューアル計画についてちょっとお聞きしたいんですが、このリニューアル計画が相対的な予算、それがどの程度の予算になってどういうふうな計画なのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 大浜海浜公園リニューアル、小浜も、それから遊歩道も含めて、全体の予算は、今国から確定している予算は3億200万円程度でございます。その中で、大浜海浜公園リニューアルの整備事業なんですが、これの基本は老朽化した大浜公園の中の施設を新しくする。その新しくするにあたっては一部機能を高めることはできるんですが、原則は老朽化した施設を新しくする。あるいはあの道路が、大浜の中入ってきますと、車が離合はできませんから、道路を拡幅する。あるいはそのトイレ、そういったものの配置場所を変える。あるいは高倉がございしますが、その高倉の配置を変えたほうがいいんじゃないとか、大浜海浜公園内に何か新しいものをドカンとやるのではなくて、あくまでも今の施設の老朽化した機能を新しくするために、どのような施設にするか、機能を持たせるかと、そのような事業の内容でございます。以上です。

11番（川口幸義君） 今、奄振予算に載せてですね、3億円ほどの予算が、今見込まれているということですけども、この3億200万円の内訳については、小浜の遊歩道の予算もこの中に入っているということでしょうか。これは別途ですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 遊歩道整備も入っております。ちなみに、遊歩道に関しての事業費は1億2,000万円程度でございます。以上です。

11番（川口幸義君） 小浜のいわゆる遊歩道についてであります。私は今朝も6時に小浜の遊歩道、ちゃんと見て来ました。それで、私が浜に下りるとね、あの波の音、川口さん、あなたが昨年質問したのできれいになりましたよ、ありがとうという、波が返して、その波の音、私にはそのように聞こえましたよ。しかしながらですね、この遊歩道、要するにな波返しができてますね。これ1メートルぐらい上がってると思うんですが、この波返しまではいいなと思うんですけど、これが果たして、これ何メートルかありますから、距離は。それから、この歩道から山との間、この空間が非常に多いと思うので、ちょっとこれについて伺いたいと思います。

建設部長（砂守久義君） 大浜遊歩道整備につきましては、工事を実施するにあたり越波量などの計算を行い、必要な施設の高さを設定し、基礎の根入れ深さも所定以上確保した上で、改良断面を決定しております。歩道と山側との間に窪みがあって、土木課と袖観光課で協議をしまして、潮だまりなども設置してございます。越波量はもうそれほど計算上はないということで、現地のほうは施工されております。

11番（川口幸義君） この距離は、小浜の向こうまでどれぐらいありますか。距離、それから排水溝。波が必ず台風には被るという想定の中で私は質問しとるから。

建設部長（砂守久義君） 延長に関しましては、約270メートルとなっております。議員御提言の先ほど答弁しました潮だまり部につきましては、通水用暗渠を設置しており、海側から侵入した波が戻るときに、潮だまり部の砂も一緒に海側に流出し、その結果基礎部が洗掘されることも考えられますことから、自然石等で根固めを行うなどの対策をとり、砂の流出防止に努めたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

11番（川口幸義君） 私がちょっと心配をしているところ申し上げますと、この排水溝は確か4溝ほどありますよね。三つかな。その排水溝のね、この直径が非常に小さいんですよ。だから、これがですね、通常はいいとして、台風になると5メートルや3メートル以上の波が必ず被りますので、その時に水はけがあれで対応できるかどうかを、ちょっとお聞きしたいんですが、部長は専門家だから対応できるとしてそういう設計なされたのか。

建設部長（砂守久義君） 先ほども答弁させていただきましたけど、高さに関しましても越波量、波の越波量を計算してあります。それと、先ほどの通水口が3か所ありますので、その水は水で流れます。表面上は両方、両サイドに勾配付けてございますので、起点側と終点側にずっと流れていくものだと考えております。

11番（川口幸義君） これはですね、僕が懸念しているところはこれ台風になるともう一気に被る。僕は台風のとて、小浜よく見に行くんですよ。状況、一番僕は分かっているから。今は通常の場合はあれでよしとして、良として、しかし台風となれば、これは大浜の海浜公園の波は自分たちの意図するところじゃないと思いますよ、これは。いわゆる北緯20度の太平洋のあの温暖なあそこで台風を発生をして送ってきますので、大浜の海浜公園にとっては大迷惑なんですよ。自分たちはこれを守ろうと思ってても、要するに台風というのは、もう予断できない、要するに想定外のことが巻き起こりますので、このときにあの100何10メートルの距離の中にほとんど海水が入ると、僕はこれ想定しておりますので、その引き波がですね、あの三つの排水溝でとてもじゃないけどさばけないと思ったから聞いているんですよ。あの歩道から1メートル上げてるけど。ここにも私は排水の穴があってもよかったのじゃないかなと思うんですけど、それは技術的には無理だったんですか。

建設部長（砂守久義君） 議員御指摘の排水に関しましては、水が当たる場所ですね、河川などもそうなんですけど、そこがいっぱいになったときに、そこからまた入ってくるものですから、水に面するところの構造物には排水溝は設けないというのが通常でございます。

11番（川口幸義君） 部長の専門的ないわゆる回答ですから、これは良とするしかないんですけど、その山側にある排水溝のね、その排水溝の口が非常に小さいんですよ。僕から見れば。三つあるとおっしゃったけど、この三つの排水溝では、僕はね、とてもじゃないけど、あれ山いっぱい溜まると思

う。むしろ、この波返しがもう水を溜めるような池みたいになる可能性が十分あるんですけど、この引き波のほうは私は非常に心配してて、質問をしたんですけど、この排水溝の口、これは何センチぐらいあるんですか。

建設部長（砂守久義君） すいません、今図面を持ってませんので即答できませんけど、私、現場を確認したところ、50センチ角程度だったと見たときは思いました。すいません。

11番（川口幸義君） 私もちゃんとね、下りて見ました。この、この排水口ではちょっと排水がさばけないなと思って見たんですけど、これは一応、立派に歩道はできあがっておりますので、逆に言えば小浜のほうから大波が来て、ここにぐーっと流れ込んで、可能性が十分あると思うけども、あそこはかなり低いですよ。その渚から50センチぐらい上がってるんじゃないんですか。そこらあたり、もうちょっと上げる方法はなかったんでしょうかね。

建設部長（砂守久義君） 大浜と小浜側で擦り付けてございますので、今後、また現場を、台風のあとなどもですね、検証しまして、できることでしたら取り付けの中でそういうことができれば、実施していきたいと考えております。

11番（川口幸義君） 大浜、この遊歩道については、一応、大いにこれから観光客が賑わう、それを想定しながら、一応観光立島としてですね、いわゆる受け皿が一つ一つ、このリニューアルに乗せて解決できればいいのかなと、このように思っております。

それでは、その高倉、（3）番ですけど、その高倉の補修についてはどのように御検討されておりますか。

商工観光部長（菊田和仁君） 御質問の公園内の高倉補修についてでございますが、これまで応急的な修繕を行ってまいりましたが、御指摘のとおり、屋根材のガヤが十分確保できなかった1棟が台風や大雨時に雨漏りをしております。高倉の柱などを腐食する恐れがあることから、年内に解体して撤去したいと考えております。なお、解体後に今後活用可能な柱などの材については一時保管し、来年度実施するリニューアル整備の中で利活用を検討してまいりたいと考えております。以上です。

11番（川口幸義君） これは、何棟解体する予定ですか。あの、2棟ほど雨漏りしたまま放置してありますけど、何棟残して何棟は解体をして保管するということですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 特にですね、1棟がもうだいぶ傷んで、ガヤも下に落ちかけていますので、とりあえず解体、撤去するのは1棟です。確かにほかの高倉でも、ちょっと心配なのがございしますが、それは来年もうリニューアルをいたしますので、そのときに配置を含め対応を検討させていただきたいと思っております。以上です。

11番（川口幸義君） あと1棟は来年のリニューアルに乗っけて、何とか復活をとということでよろしいですか。補修をするという。

商工観光部長（菊田和仁君） 今ですね、ちょうどそのリニューアルの計画の中で議論をしているところで、今の高倉、もう全体的にガヤは今後も不足してきますので、今高倉5棟ありますけど、1棟解体、撤去して、残りの4棟の配置も含めですね、どのように使っていくかは今度の検討、協議をしていきたいと思っております。以上です。

11番（川口幸義君） 先週ですね、私大和村、ちょうどあの高倉の補修するにあたって、ガヤがないから大和村はススキ、ススキを刈り取ってですね、もう年内に葺き替えしようかなという話で4名の人夫が3日で1棟の葺き替えするもの、ススキをね、もう全部準備をして、というところを見たので、私はまた名瀬に帰りながらUターンをして、いろいろ事情を聞いたんですけども、大和村の場合はこれは県の文化財の指定を受けておりますので、いわゆる村と県のフィフティフィフティのいわゆる補助があると思うんですけど、大体200万円ぐらいはかかるんじゃないかなと、葺き替えにね。そういう想定をされておりますけれども、奄美市はこれからまだまだ残っているのがありますからね、これがガヤがないとするならば、もう将来的にはですね、コロニアルの大浜にマッチした瓦、ああいったものなどは考えられませんか。

商工観光部長（菊田和仁君） その付近を含めて協議いたしますけれども、私どもの基本的な考えも、議員のおっしゃるようなことでの対応したほうがいいんじゃないかと考えております。ガヤ、ススキもですね、長くもたないというふう聞いておりますので、そのこと含めて、市民の方の御意見も伺いながらですね、判断をさせていただきたいと思っております。以上です。

11番（川口幸義君） 高倉の件については、一応これで終わります。

あとはその海浜公園の海砂、砂についてですけど、私は毎日、夕方行ったり朝行ったりして見てるんですが、今のところは大した砂が流出したという経緯は見られてないんですが、今後また砂がいずれなくなったりするという、仮定をしますよ、この海岸を管理する、いわゆる、要するに河川は鹿児島県が管理をしていると思うんですけども、これ国定公園でしょうね。だから、その中のいわゆる砂の搬出について。他の地域から。その搬入するにあたって、県との間でいつでも奄美市の判断で、海水浴場を管理する奄美市の判断でいつでも砂の搬出ができるような体制はできないのか、できるのか、ちょっと伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、議員からのお話がありましたように、砂を移動させるためにはですね、国定公園としての手続きもございます。大島支庁とのやりとりになります。それから砂の採取場所やそこに砂を入れる成分の分析の必要でございます。そのような手続きが必要ということでございます。以上です。

11番（川口幸義君） 砂も自然界の営みですから、これはどうなるかは先は分かりませんが、私はね、4年ほど前にあれは熱海はこれは静岡かな、熱海に行ったんですけど、あそこですね、隣で遊覧船の港湾を造ったばかりに、砂浜がほとんどなくなった。どうして夏場はいらっしゃるんですかっていうことを聞いたら、ダンプが何100台か、砂を購入をして海水浴に間に合わしてる、毎年入れているということを知りましたので、奄美市もここらあたりはですね、もう夏休みの前に搬入する方法として、また県とのやり取りも大変だろうと思うんですけど、そこらあたりがですね、スムーズにいけるようにですね、やっぱり道筋は付けていたほうがいいのではないかなと、このように思ったからであります。一応、この砂問題については終わります。

それでは、大島紬協同組合について。紬組合からの取得した朝戸の土地について伺いますが、これは今回の議会にも案が挙がっておりますので、この取得をしたあと、この土地、この2、700坪の朝戸の紬組合の土地については、いわゆる根低当やら共担やらいろいろ入ってると思うんですけども、これの対応はどのように進めていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 根低当が入っておりますが、土地売買契約の中でですね、記載もさせてい

11番（川口幸義君） これで、漸く安心しました。これは私はね、紬組合と当局だけの決め事だと思って、一応心配したんですけど、いわゆる肝心要の根低当持っていらっしゃる商工中金も中に入れた話し合いであれば、これは信じることができるなど、今安心しましたので、分かりました。

それでは、次に販路開拓資金についてであります。毎年、単年度で4,700万円の販路開拓資金が単年度という指針、方針、予算書の中で謳われておりますけど、これは毎年、これぐらい協同組合については販路開拓資金というその予算を毎年積んでおられるように思われるんですが、これはいかがですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 販路開拓資金の市が出しているのは貸付金として出しているわけですが、4,700万円のうち紬組合が4,200万円です。この4,200万円ですが、予算書上確認されたら分かりますが、貸付金ですので、再出で貸し出しまして年度末には返ってくるような理屈になっておりますが、要するに紬組合の預託金と本市の今申し上げました貸付金をですね、原資として5倍協調の融資枠の中で商工中金から融資を受けております。ちなみに、平成27年度の借入限度額は紬組合の預託金が1,800万円、それから奄美市の貸付金が4,200万円、合計6,000万円となりますけど、その5倍協調でございますので、3億円が融資の限度額ということになります。以上です。

議長（竹山耕平君） 川口幸義君、先によろしいでしょうか。先ほどですね、今、ちょっと判明したんですが、先ほど川口幸義君の発言に少し不適切な言辞がございましたようでありますので、川口幸義君において取り消されたいと存じます。

11番（川口幸義君） 了解。

議長（竹山耕平君） よろしく願いいたします。

11番（川口幸義君） ということは、いわゆる貸し付けについて、いわゆる単年度で返済をすると、これの繰り返しをなさっているということで理解していいですか。毎年、この計上されておりますでしょ。

商工観光部長（菊田和仁君） 予算上計上いたしておりますが、要するに3月31日に返済してもらって、4月1日即また貸し付けとなっておりますので、現金そのものが動いているわけではなくてですね、数字の予算、決算上の取り扱いだということでございます。以上です。

11番（川口幸義君） はい、よく理解しました。これは現金が動くということじゃなくて、書類上、いわゆる書類上の書き換えという理解でよろしいですかね。利息だけを一応金融機関に納めて、書類上返したという格好にするのか、奄美市に対して書き換えで返済しますよと、書類上の書き換え。ということはこれを借り入れた金融機関に出すんですか。奄美市は貸付でしょ。だって、あの予算書には貸付と書いてあるから、それを聞いてるんですけど、貸付があるということは単年度で返済しておりますよと、今部長おっしゃったから。これについては書類上ですよということであれば、これ毎年この予算は計上されているのかどっちかですよ。

商工観光部長（菊田和仁君） こちらは商工中金への貸付金になりますが、貸し付けて商工中金が5倍協調で融資をやっております。先ほど申し上げましたように、現金が動いているのではなくて、予算、決算上の書類で整理をしているということでございます。すいません。私の答弁が間違っておりましたよ

うで、実際貸付金のお金を支出して、3月31日に利息と合わせて入ってきまして、また新しい年度に支出をしているということでございます。申しわけございません。

11番（川口幸義君） 今、よく分かりましたね。貸付だから、書類上書き換えるってことは利息が入らないとおかしいなと思ったけど、お聞きしましたが、一応この問題については分かりましたので。

それでは、先ほどのですね、発言中、不適切な発言がございましたので、議事録は訂正させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（竹山耕平君） はい、了承いたしました。

11番（川口幸義君） あと、時間8分ほどありますね。それでは、（2）番、販路。

議長（竹山耕平君） 川口幸義君、3、3の（3）、大島紬再生支援事業についてお願いします。

11番（川口幸義君） 大島紬の再生支援事業について、これは予算は、これは毎年、支援ですから、毎年予算計上してると思うんですけど、これについて、難しく考えられて結構ですが、対費用効果というものがどの程度おありですか、把握しておったらよろしくをお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 紬販売組合の件でございますが、こちらのほうはですね、今現在1億8,000万円の融資枠で商工中金から販路開拓資金を借り入れて、紬組合同様でございます。大島紬の販売額が年々減少していく中で、紬販売組合も赤字決算となっていることから、業務改善に向けて協議を進めており、借入金返済計画書も販売組合から提出していただいているところです。最終的には業務改善計画を出していただく予定にしておりますが、去年はですね、金額は少ないんですが500万円を返済いたしまして、時間はかかりますが、これからもですね、販売組合を指導しながら、少しでも健全な経営に向けて改善できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

11番（川口幸義君） 紬販売共同組合ですか、これについては一応資産は流動資産として、いわゆる反物が幾らぐらいあるんですかね、今現在、在庫として。

議長（竹山耕平君） 答弁を願います。

11番（川口幸義君） 部長、もう私のほうで分かっていますから。結構ですよ。そんなに頭悩まなくても結構。大体1,000,1,080から、1,000反ぐらい在庫が残っておると思いますよね、うん。それで、これがいわゆる流動資産の評価としてね、8,800万円ほど計上してあるんですよ。だから、今この紬販売協同組合についても奄美市は1億4・5,000万円ぐらいの補償はなさってるんですよ。だから、紬販売共同組合については、販売組合については、紬協同組合は財産があるけれども、この販売共同組合については財産がありませんよね。反物だけがいわゆる、何ですか、この反物を生産をしても、その商工中金との奄美市の補償については、到底届くあれはないと思うんですけども、今後の見通しはどのような格好で前に進んでいくのか、今、紬の生産者も少なくなっておりますけれども、反物もなかなか売りにくいという、こういう事業の中でここらあたりの見通しはお聞かせ願えませんか。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員のおっしゃりますとおり、販売組合には財産がほとんどございません。今、先ほどの質問がありましたとおり、在庫が1,000反ほどですね、ありますが、ただちよっ

と預託金ですね、販路開拓資金の預託金、現金、幾らか保有してます。いずれにいたしましても、販売組合がこれから借入金を返済していくためには、基本的に大島紬の販売額の向上に努めるしかないというふうに理解をいたしております。従いまして、昨年500万円ほど返済いたしました。今後の業務改善計画の中では、500万円から1,000万円ぐらいをですね、毎年返済していく予定の計画を、今作成していると伺っております。時間はかかることが見込まれますが確実にですね、負債を減らしていくことを私どもも一緒になって指導してまいりたいと思います。以上です。

11番（川口幸義君） 昨年は500万円返済していただいたと。苦しいながらも努力はしているということですから、ただですね、この今その販売組合が持っているその資産ですよ。その資産が今の相場で彼らが思ったようにこれが売れるかどうかですね。その、その時代のニーズにあったような反物じゃなければ売れないと思うので。こういったものは、一応市が特産品の販売でどんどんもち込んでね、やっぱり売り込まなければ、私はなかなか収益は上がらないのではないかと、このように思っておりますので、あと2分ほどありますけれども、このクリーンセンターについては3月の議会に質問したいと思っております。以上、終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

第 4 回 定 例 会
平成 27 年 12 月 10 日
(第 4 日 目)

12月10日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	市 川 哲 義 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 課 長	奥 田 敏 文 君
企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君	財 政 課 長	前 田 和 男 君
総 務 課 参 事	圓 和 之 君	職 員 係 長	徳 永 恵 三 君
危 機 管 理 室 長	藤 江 俊 生 君	市 民 部 長	則 敏 光 君
市 民 課 長 (笠 利)	重 井 浩 一 郎 君	保 健 福 祉 部 長	泉 賢 一 郎 君
高 齢 者 福 祉 課 長	森 岡 博 文 君	福 祉 政 策 課 長	山 田 和 憲 君
商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長	久 保 信 正 君
紬 観 光 課 長	島 名 享 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
農 林 振 興 課 長	大 海 昌 平 君	建 設 部 長	砂 守 久 義 君
都 市 整 備 課 長	本 山 末 男 君	建 設 課 長	山 下 勝 正 君

12月10日(4日目)

産業建設課長	福長 敏文 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
下水道課長	市田 利郎 君	水道課参事	林 茂穂 君
水道課参事	山下 一弘 君	教育委員会 教育事務局 局長	森山 直樹 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	保浦 正博 君	市民スポーツ課長	高 一也 君
農業委員会 事務局 局長	川内 進 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 局長	元 優 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	上原 公也 君
議事係 長	前田 賢一郎 君	議事係 主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。



議長（竹山耕平君） 日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭をお願いいたします。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可します。

16番（三島 照君） 市民の皆さん、議会の皆さん、そして奄美市で働くすべての職員の皆さん、ただいま帰ってきました。そして、おはようございます。私、日本共産党の三島 照です。10月25日投票の市議会議員選挙では多くの市民の皆さんの御支援で4年振りに議会へ送り出さいただきありがとうございます。期待に応えられるか、責任の重大さを感じながら力いっぱい頑張りますので御指導よろしくをお願いいたします。

この間の思いも含めて、私見を述べたいと思います。はじめに、安倍内閣は戦争法の強行採決に見られるように、今日本は安倍自公政権による数の暴力による民主主義破壊、立憲主義を破壊の政治が進められています。民主主義、立憲主義の政治を取り戻すのか、このまま独裁政治を許すのか、政治的岐路に立っていると言っても過言ではありません。このような政治状況の中で、国の悪政から住民生活を守る防波堤の役割として、地方自治体の責務はますます重要となっています。しかし、奄美市政は戦争法の流れにある自衛隊基地の受入に見られるように、国言いなりの市政が進められようとしています。今回の市議選はその市政を、住民が主人公の市政に転換してほしいという多くの市民の願いが込められて選挙だったと思っています。議会と行政執行部は車の両輪であって、行政の容認機関ではありません。行政のチェック機関としての役割を果たすことができるかどうか、市民は注目しています。私は市民のそういう信任を受けた議員の一人として、全力を尽くす決意です。そして、奄美市議会基本条例は次のように明記しています。地方議会は地方分権の時代にあって、二元性の代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。議会は奄美市民によって選ばれた議員で構成し、議会の役割と任務に基づく市の意思決定機関であり、市民の福利のために活動するものである。議会の公正性、透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して活動を行う。あるべく姿をここに定める。これは議会基本条例の3項目です、としています。私はこの基本条例に基づいた議会活動を基本に頑張る決意を込めて質問に入ります。

まず、始めに市長の政治姿勢について伺ってください。奄美市は2014年7月26日付けの地元新聞で、防衛省からまだ何も説明はないと答えています。しかし、武田防衛副大臣との会談は僅か15分か20分足らずです。つまり、ほとんど情報が提供されない中で、どのようにして様々な角度から熟慮、検証できたのか、市民の疑問は消えていません。そこで、市長が自衛隊配備を受け入れた経過について、市長の説明を求めます。

次からは、発言席から行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは三島議員の御質問に、時系列的に経過を述べたいと存じます。まず、今回の陸上自衛隊の配備計画につきましては、平成25年12月17日、閣議決定されました防衛大綱や中期防衛力整備計画、これは平成26年から30年までの中で、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の部隊の体制を強化するとの方針から位置付けられていると理解をいたしております。また、中期防衛力整備計画では、大規模災害の多様、地域コミュニティの維持、あるいは緊急輸送による地域医療への貢献など、地域と連携を強化することについても明記されております。自衛隊配備を受け入れた経過であります。平成26年5月21日に当時の武田防衛副大臣、平成26年6月8日に小野寺防衛大臣が来島した際に、中期防衛力整備計画の方針を受け、南西諸島の防衛上の空白地解消を図ることと、災害救援にも対応できるような警備部隊の配備を想定し、現在調査をしており、奄美大島、特に奄美市と瀬戸内町が有力な候補地と考えているという説明がございました。その後、平成26年8月12日に武田防衛副大臣が来島され、奄美市に所在する奄美カントリークラブの一部を選定し、普通科主体の警備部隊及び中距離地对空誘導弾部隊の約350名の規模の部隊を配置、庁舎や隊舎、食堂などの生活関連施設やグラウンド兼緊急時のためのヘリ離発着場を配備する予定であると説明を受け、受入に賛成する旨をお伝えいたしております。このように、5月・6月に防衛にかかわるトップが直接訪問され、説明されたことは、この部隊配備が国防にとりましても、大変重要なことだと理解をいたしております。この間に奄美市においては民間の要請活動や国に対する議会、市民団体からの要望活動もありました。こうした重要な案件において、国からの説明や民間の要請活動に対しまして、事前に様々な視点で熟慮し、あらゆることを想定しながら検証しておくことは、市政を預かる者として当然の責務であると考えております。その結果、5月から8月の間、奄美市として様々な角度から私なりに熟慮し、検証し、8月12日に説明を受けたのち、受入に対して賛成する旨をお伝えしたところであります。以上です。

16番（三島 照君） 今、市長の答弁はこの間、新聞やマスコミなどでされたことをそのまま言われただけです。しかし、いつも言われるように、国の国策、ましては防衛ということは、最大のトップクラスの国策ですよ。このことに対して、その、この間来られた、そいじゃ、市長は5月の21日、6月8日、8月12日、この3回会われてこの問題を検討しているということは聞かれただけで、5月の21日の副大臣、6月8日の小野寺防衛大臣、8月12日の副大臣、3人がこられて、この僅かな短い期間にこの問題を提案をされて、それで今で言えば、もう既に場所も施設内容もその規模もあのときに言われてますよね。もう350人程度という大きな問題を、この3回の副大臣や防衛大臣との会談の中だけで、こんだけの問題を当日発表した、アピールに書いてありますように、こういうことを検討して判断したってということですか。それ以外にもありませんか。

市長（朝山 毅君） まず、それ以外にはないということ、まず冒頭申し上げたいというふうに思います。三島さん、私はですね、三島さんが考える期間については確かに短い期間であったかもしれませんが、外交、防衛というものは国家根幹にかかわるものであると。従って、国においては構想を立て、計画を立てて、それなりの事前調査をなさるべきであると。従って、場所、位置、規模等々については事前に防衛上の規律、防衛上の守秘義務、また防衛上の責任として、事前に私は調査をなさるだろうと思っております。これは個人的な見解であります。そういう中において、中期防衛計画に示されておりますように、この奄美大島を含む南西諸島地域、とりわけ防衛力が空白地帯であるという状態の中、しかも近隣諸国において国際社会は流動化している。日本だけが座して待つというような形で国家安全、国民の安全・安心、防衛体制が整えられるかと、国として考えたときに、私は当然の責務であろうと思っております。離島といえ、辺地といえ、国民1人に対しても国は安全・安心、財産を守る責任は国の根幹の責任であると思っております。そういう意味において、大局的な見地から

国がそういう配備を計画したということについて、私はその短い期間であったかもしれませんが、当然の国の責務だと考えておりましたので、こういう具体的な、具体的と言いますか、規模的な話が出たときは奄美群島地域のこの防衛上空白地に住む我々にとっては大変ありがたい。しかも、中期防にありますように、災害、防災含めて守るということに対しては、私は理論的にありがたい思っているところでありますので、はい、熟慮した上での見解であります。

16番（三島 照君） はい。ほいじゃ、市長が言わないからお聞きします。ほいじゃ、市長、2012年の12月13日、中谷現、当時は防衛大臣ではありませんけど、防衛大臣、当時は防衛大臣じゃなかったです、民主党政権ですから。ちょうど民主党政権が解散した選挙の真っ最中ですよ。奄美に来てますよね。こんときはお会いされたかどうかということ、そこでこういう話は出なかったかどうかということ、もう一つは2013年、その解散選挙が終わったあと、8月の7日・8日、当時の防衛副大臣が奄美に来てますよね。そのときは市長はお留守で副市長が会ってますよね。そういうところでそういう話がなかったかどうかです。私はこの2人とも会ってるんです。ここにありますように、江渡防衛副大臣から、名刺交換のお礼状まで届きました。このときには、既に私は当時この江渡副大臣は7日に奄美に入って、当時の代議士と沖永良部から徳之島、奄美本島回って、9日には喜界島にわたってるんです。こういう中で、既に調査がされて、きちっと報告ある程度されてると思うんですよ。市長は防衛副大臣との会談で、今言われたように国の国策だから必要だと感じた、それで了解したと言ってますけど、本当は、あとで言いますが、本当はその前から事前に話があったから、この僅か短い時間で判断ができたん違いますか。事前にはなかったですか。

市長（朝山 毅君） 中谷現防衛大臣がまだ政権の変わる前、いらしたときは、三島さんに失礼でなければ申し上げますが、同席なさったわけじゃないですか。

（「そのために呼んだんじゃないか」と呼ぶ者あり）

そうじゃないです。私、私もあとでその席に同席させていただいたんです。そのお店に入るときに、三島さんがいらしたからどうですかと声をかけたら、まさに選挙期間中の呉越同舟で、呉越同舟でよもやま話をしたんじゃないですか。その時にそういう話が出るはずもないし、また出るような雰囲気でもなかった。選挙期間の真っ最中でありました。全くそのときは出ておりません。まず。そのことを言明申し上げます。

（「分かります」と呼ぶ者あり）

分かるでしょ。そういう意味で、それと江渡副大臣がいらしたときのこと、私は今議員がおっしゃったように、出張中でお会いできませんでした。副市長からもそのような具体的話はなかったというふうに、私は伺っております。理解しております。やはり、こういう、先も申し上げましたが国家根幹にかかわる大切なものが事前に構想段階でわ一つと出るはずが、私はないと思ってます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

国家国民に、ある程度の基本構想がまとまり、財源の裏付けができるような環境が整備された上で、地元に対して実はこういうんですよというふうな・・・。

（「はい、もう分かったから」と呼ぶ者あり）

そういうことでありますので、誤解のないように。

16番（三島 照君） はい、それは市長の口から言えないか分からんけど、それは夜はそれをつくるために私を呼んだんでしょ。1分か2分しか私は座ってなかったやんか、あんときは、な。いや、座ったけど、中谷さんがびっくりしとったやん、選挙の最中に候補者同士が座ってる言っ。それを、その場はその分かります。しかしね、しかし、自民党の防衛責任者、そのあとすぐ大臣になりました。江渡さんは当時副大臣、この人たちが単なるプライベートに遊びに奄美に来たとは思ってませ

ん、私は。なぜならば、江渡大臣はそのあと、喜界島のレーダーの拡幅の相談があったので喜界島行きますと言うてたんですよ。知らんやろあんたら。そうなんですよ。こんだけの人が奄美に来て。

(発言する者あり)

ほんで、やかましいわ。

(発言する者あり)

その1年後に決定をしたんですよ。市長、言われるように、事前に何の相談もなく決めるということとはありえない。相談は、昼、夜は懇親ですが、昼間は話し合っているはずですよ、そんなもん。その内容は、もう、何を言うてるんですか、そんなもん。そんなはずないやんか、そんなん。それ以上言うても答えはでないと思いますから、次に行きます。

そういうこと含めて、今度、説明会についてですけど、この間、昨日の、その前の総務部長への答弁も含めて、私はこんだけのね、ことを、今市長が言われたようなことだけでもね、それと現在もう既に新聞では発表されています。そういう内容に基づいて、今どうなっているか、私は当然説明はすべきだと思っているんです。市民にもね。なぜかと言えば、当局は十分な情報を持ち合わせていないから市民や議会への説明ができない、できる状況にはないと答弁をされて、先日もかえって市民に困惑をさせるということではないと言ってますけど、しかし新聞ではもうこだけ報道されてるんです。もう、場所まで決まって、先日の答弁ではもうあれまでやろうということですよ。不動産の鑑定やね、着工の準備までやってるいう。どこにどういふもんが建って、住民の皆さんには迷惑かけますけど、国の国策だから御協力くださいと、こだけ報道し、議会でもこういう内容までここまで説明をしておきながら、なぜ市民には説明できないんですか。言いますけど、市民はね、議長、その説明をできない理由っていうのは同じじゃなくて、説明会をやるのかやらないのか、もう1回聞かせてください。議会は9月議会で、議会も採択したんですよ。これをほっとくということは、議会軽視もええところですよ、本当。いつも言われるように24人の議員が市民の代表だと。あとで聞きますけど、その議会から陳情が出るから市民の合意は得られた言うてるんですから、やっても恥ずかしいことはないです。いつ説明会やるんですか。

市長(朝山 毅君) 三島議員にお答えいたしますが、まず先日来の自衛隊に関する現況について知っていらっしゃると思いますが、まだ場所については所有権が登記されておられません。民間と国との売買ということになります。今、公的な立場において反対だ、算定だ、若しくは実情を示せというのは、個人経営者の営業方針、営業計画にも水を差すようなことになりはしないか。まず、国が確実に自らのものであるという土地を取得した上で、その計画を実践する際には、それは当然、説明しなければなりません。今我々が、民間が一生懸命になってその土地の売買、営業計画に伴う経営計画を実行しようとしている際において、公的な立場のものたちが反対だ、賛成だ、あるいは具体的な説明を言っても、国においてもしづらいであろうと思います。まず、それが1点。

2点目について、私は説明会をする、しないとは言っておりません。説明を私ができるような知識と経験を持っておりません。国に説明してもらわなければなりません。そういう中において、いつがタイミング、タイムリーであるかと考えたときには、やはり所有権をしっかりと取得して、国の土地になり、そしてその土地の上でこういう形を整えるとなったときには当然、国に言います。従って、今でもその際にはタイミングを見て、国は私ども同席しますので、説明してくださいということは申し上げ、再三申し上げております。そして、そのことについて理解をいただいております。そういうことであるということ、まず御理解いただきたい。そういう中で、私は同席をしながらやっています。今、私ども行政、議員の皆さん方には9月とおっしゃいましたが、国からいただいたこういう構想、レイアウトと言いますか、についてはすべて、配布しております。こういうイメージでできるんですよ。これは国の了解いただいて、議会にも市民にも配布していいという了解を得て配布している。ああいう形を、後は専門的な、技術的なことをする、我々が説明できるはずありません。我々

も責任ある者として同席をし、国のほうに責任をし、住民に集まっていただいてやらなければいけない。今、かりそめにもそういうことをすると、責任の持てない、技術的な経験もない我々が説明会開いても、もしかすると言葉悪いですか賛成か反対かの入り口論になってしまったら困ります。そういう諸々のことを含めてやってるということを御理解ください。

16番（三島 照君） しかし、市長ね、もうこんだけの資料も出て、市民はね、逆にどこだろうと、どんなんがでできんやろうと、どんな規模なんど。本当に経済効果上がんのかと、人口増えるのかと、いろんな思惑を持って動いてるんですよ。ほんなら、さっき言われました受け入れた経過と、今市長が思っているそういう部分だけでも、やっぱ、地元の大熊にすら報告してないでしょ、これ説明会。自治会にやっていますか。そういう一つ一つなんですよ。ですから、市長が言われるように反対か賛成かが出てくるから言うて、それは当たり前のこと。出ても問題ありません。やっぱり早急にやるべきだと思っていますので、年度内に私はやるべきだと思いますから、検討してください。

市長（朝山 毅君） 今、三島議員も御理解いただいていると思いますが、この配備にかけて32億円の予算は決定いたしております。次期、それらの整備をするための予算を、今審議中であります。国会にもまだ通っておりません。概算要求してるんです。これらが決まるのは1月4日から始まるであろう、通常国会で審議されるわけです。それが決まったあとということは、執行できるのは4月以降じゃございません、ね、それらの予算。そういう裏付けを持って責任を持って説明するのが、当事者の私は責務であろうと思う。そういう意味において、今、予算も審議する、中である。概算要求時である。そういう中で説明というのはタイミングがいいのか悪いのか、私なりに、今適当ではないと。その予算が可決され、予算の執行する段階において、やはり説明するのが私は妥当であろうと、私なりの意見であります。御理解ください。

16番（三島 照君） はい、市長ね、そんなんね、予算が決まってね、実行されるようになってから、幾ら説明したってそれは説明ちゃう、それは報告会。報告ね。報告であって、市民への説明ではないんです。だから、私は報告じゃなくて説明会をしてって言うてるんです。瀬戸内は節子集落でやったんですよ。どういうもんができます。なぜ、奄美市ができないのか、もう一度検討しなおしてください。

次に行きます。きりないから。市長は今も市民の民意は反映されていると思っているのかどうかです。私、言います。日本共産党は市議員選挙に向けて、無記名でアンケート調査を約1万9,000世帯に配布しました。今、約この間500通近く返ってきました。中間ですけど、その中でこのミサイル基地配備について反対というのが49.2パーセント、説明不足だと感じている人が、何にも聞いてないと、新聞やそういう報道しかしらないと答弁している人が26.6パーセント、約75.8パーセントの市民は実際にどういうもんがどこに、この市が受けた経過すら説明されてない。これはね、これは安倍内閣の安保法案に、戦争法案に対して、国民は55.1パーセントは廃案すべきだと答えてるんです。そうして、慎重に議論してほしい、反対、賛成じゃないけど、慎重に議論して説明してほしいという方が、33.5パーセント、88.6パーセントの方が理解できないまま強行採決されたんですと。これは、今市長が言われている、決まってから説明するとかいうやり方は、怒るか知らんけど安倍内閣と一緒にですよ、それはね。それと、やっぱり議会でもその必要性をみんな感じてるんですよ。だから、あの陳情を採択したんです。そのことはやっぱり、その決まってからじゃなくて、重く受け止めてほしい。そうして、最後にその市民の合意は反映されていると、それでも思っているのかどうか、もう一度。

市長（朝山 毅君） 市民の合意は反映されているかということについてですが、あらゆるものを決断

しなければいけない立場にある者の1人として、私なりの思いを込め、また私なりの周りにいらっしゃる人々の意見を賜り、咀嚼しているつもりであります。ましては、自衛隊配備計画が新聞、マスコミ等で報道されて直後、各種団体の皆さん方がその誘致について要請活動をしておられます。そういう諸々のことを考えるときに、その方々も熟慮をなされた上で各種団体の皆さんが代表で配備をお願いしますという要請活動される。また、反対されていらっしゃる方であろうとも、熟慮の上に、国家的見地から、社会的見地から、また地域的な環境から含めて反対なされたであろうと思っております。そのことについて反対があろうとも、私は真摯に受け止めているつもりであります。そういう中において、じゃあどちらかというときには、私は私なりの決断をするということで、配備については私は賛成ですということをお願いしているつもりであります。今、三島さん、考えてみましょう。経済的にも環境問題においても、ましては防衛問題においても、1国で成り立つような国際環境にはないと思っております。お互いが信頼する国同士、また地域同士、お互い共有しながら、やはり経済環境も、また自然環境も、ましては防衛環境も、国家、国民の命を守り領土を守り領海を守り領空を守るということは、誰もが持つ当然の国としての、組織としての責務だろうと思う。そういう意味において、私は我々も国が決める、国の責においてやらなければいけない責務については、当然地域に住む者の1人として、私は国にその責任を求めていきたい、そういう意味で私は賛成にということです。

16番（三島 照君） はい、市長は今ね、各種団体が賛同していると、そして議会の皆さんも賛同していると、だから民意だと言いました。それは説明会でその反対、賛成を怖がってたって仕方ないんじゃない。堂々と説明して、最後は市長の政治姿勢を示したらいいんです。その説明すらできないから、こういうことが言わなければならなくなるんです。私、4年間でいろんなことを教えてもらいました、市民に。そして、先ほど皆さん、後ろの議員の皆さん怒るかしらんけど、12団体が合意したと言ってますけど、ほとんどが3役で決めてる。

（「それは違うよ」と呼ぶ者あり）

理事会含めて公正には決定されてません。私らはこの間、市政報告、議会報告会を笠利や住用や市内でやってきました。女性団体の笠利の役員さんからは3役の皆さんにも役員会開いてほしいと、でなければどういう経過でこれを挙げたか説明をしてくださいと、聞いてもね、何の説明もないということなんです。んで、皆さんが回って集めただけです。なぜなら、瀬戸内は10何年、20何年この運動を続けてるんです、議員も含めて。あっちこっちそうしているんです、本当に感じた人は。まさにこの問題が出て、この数年の間にみんな議員連盟も作って動いただけのことであってね、だからこそ説明が必要なんです。だからこそ、無差別のアンケートでああいう説明が、結果がまさに国の安民法案と同じ結論が出たということは私もびっくりしています。そのことだけは頭に入れていただいて、これからの、もう答弁いりません。これからの検討しなおしてください。答弁いりません。次に行きます。もうそうしたら時間なくなる。答弁しますか。はい、どうぞ。

市長（朝山 毅君） 誤解のないようにしてください。説明会をしないと私は言っていない、私がするんじゃないくて、私どもがお膳立てをして、より専門的な立場から説明いただくような環境づくりをするという。そう、そういうことでまず御理解いただきたい。

16番（三島 照君） その環境づくりを予算が通ってからじゃなくて、説明するのが普通だと思っておりますので、よろしくお願いします。

それじゃ、末広・港の区画整理事業について、次移ります。私がこの問題でお聞きしたいのは、今奄美市の人口も環境も減り続けてきています。そういう中で、この区画整理事業が進まない原因。昨日も小宿の区画整理事業の問題が出ましたけど、この進まない原因はどこにあると感じていますか。

その前に本来の質問に戻ります。今日、お聞きしたかったのは、経済効果波及やいろんな形でこの事業によって町が活性化していく、活性化される、奄美の郡都名瀬としてのまちづくりだと言ってきましたけど、私はこの事業の進まない現状とその課題を、今どう感じているのか、聞かせてください。

建設部長（砂守久義君） おはようございます。末広・港土地区画整理事業の現状といたしましては、区域内の移転対象建物138棟中、平成26年度末までに移転契約が完了した棟数は104棟で、建物棟数における進捗率は約75パーセントとなり、建物移転や区画道路などの整備が本格的に進められている状況となっております。平成27年度におきましては、奥田ビルがあった3番街区やくれ商店向かいの11番街区などで14棟の契約を予定しており、平成27年度末の進捗率は約86パーセントを見込んでおります。以上でございます。

16番（三島 照君） はい。なぜかと言うとね、私はその今、この間質問がありましたように、解体や移転補償は進んで建物は潰れて空き地が増えてきました。しかし、そういう中であっても思いとおりにはいっていないという感じがしてるんです。活性化どころかね。なぜかと言えば、この事業を始める前、2009年、10年前の地価評価は平米23万円だったんですよ。平米で。坪72万円ぐらい。今、平米が13万円。半分に減ってるんです。ということは資産価値も落ちて、立ててそこで商売しようと思って、銀行がお金を貸してくれない。今までどおりに、いう状況などもあって、さっき、議会でも言われましたように人口も23年の4万5,000から、今4万3,000に減ってます。こういう中で、私が調べたらいわゆるこの事業計画に基づいても、20年・21年言ったら区画整理審議会が始まって、換地設計や換地の相談をその設計をやっている最中だったと思うんですよ。しかし、そういう中においても、この事業を一番先頭に立って推進してきた皆さん方の土地を、平気で言うたら怒りますけど、先行取得いう形で買い取ってる、ね。平成の20年1月31日にこの方の権利は奄美市に移ってるんですよ。この時期言うのは、私、私の思いは換地設計を始めて換地審議会が行われている最中じゃ、だったと思ってるんです。その最中において、先頭に立って活性化のための事業を進めた方が、そのもらった、換地でもらった土地もあとで売ってます。しかも、この人がもらったその現場で建物建てるんじゃなくて、建てないでもいいですよ、どうぞどっか行ってくださいと言わんばかりに奄美市がこれを買って取る。この経過を教えてください。

建設部長（砂守久義君） 現在、末広町側につきましては、仮換地指定がすべて行われましたが、これまでの経緯の中で、仮換地に納得してもらえなかった方については、変更が可能であれば変更を行ってまいりました。変更ができる前提としましては、既に仮換地を指定していますので、隣接する地権者の協力と理解が不可欠なものとなります。今回の土地の購入につきましても、仮換地変更のために土地の購入が必要となった案件でございます。8番街区周辺で当初の仮換地指定に了解をいただけない方がおられたため、そのままでは事業全体の進捗に影響を及ぼす可能性が高く、これを解消するために仮換地の変更を行う必要がございました。当該土地に隣接する数名の地権者の御協力を得て、仮換地の変更をすることになりましたが、仮換地指定の変更の御協力、御協力をお願いしました地権者から変更後の仮換地が変更前と比較すると不整形な形状になっており、仮換地変更後も付け換地等の方法で仮換地を整形な土地にしてくれるよう要望がございました。このため、要望に沿った換地の変更を行うには、土地の取得が必要になったため、今回購入した土地の所有者に土地の売却をお願いしたところ、了解を得られましたので土地の購入を行っております。このことにより、この周辺の仮換地指定に関する変更が完了できたところでございます。以上が、当該土地を奄美市が購入した経緯でございます。

16番（三島 照君） はい。しかしですね、そういうふうにしてその都度その都度、買ってくれ言うたら買い取っていくんですか、奄美市はこれからも。もう換地が終わったから、今からは買い取れないことになるかも分らんけど、しかし、今もう換地でもらったけど、どうしても売って老後を暮らしたいと。70を超えて、銀行も金貸してくれない、ね。移転補償費だけでは建てられない。ほかのところ行ったら建てられる。だから買ってほしいということが出たときに、奄美市はこれからもそういうところが出れば買うということは可能なんですか。

建設部長（砂守久義君） 先ほど答弁しましたこの土地の案件につきましては、用地先行取得で買った土地ではございません。用地先行取得で買った案件としましては、現在、29件ございますけど、この案件に関しては、先ほども答弁させていただきましたが、仮換地の変更が必要となったときに、その隣接地、隣接の方々の了解がいただけたときに市が購入する場合がございますけど、先行取得以外では、その仮換地に変更が伴うときには市はその、そういう対応をさせていただきたいとは考えております。

16番（三島 照君） けど、隣接の方々は私がこの登記簿見せたら、ええ、もうこんな段階で奄美市が平成20年の1月にもう既に登記をしてるとね、しかもここはさっき言ったように変形土地ですわ。そうで、今度換地で受けた土地も、ある意味で言えば狭い土地ですよ。あの土地を先行取得で買い取って、いわゆる公共用地に活用するっていうこと。あの狭い土地ですけど。そのために買い取ったんですか、あれ。

建設部長（砂守久義君） その買った土地はですね、そこに仮換地の変更していただいた方が、もとの整形な土地が不整形になったために、市に対して付け換地として要望がございましたので、市が購入した経緯でございます。あくまでも先行取得ではございませんので。

16番（三島 照君） 私は昨日もね、小宿の区画整理事業の関係で皆さんの答弁を聞いてて感じていることですけどね、さっきの市長の答弁もあったように、反対をされたらそこを避けて通ろうとする。すべてが同じことで、今回の自衛隊問題についてもまちづくりも一緒に、信念持って。

議長（竹山耕平君） 三島議員、ちょっと真ん中のほうに。声が入らないそうです。

16番（三島 照君） あ、ごめん。信念持って理念持ってね、どういう町をつくるんだと。このことが国策として本当に必要だと、奄美が受けなくて誰が受けるんだという思いを持って語れば、私はやっぱりそこを市民は待ってると思うんですよ。反対したから、その線を避けて別の道路を造る、今度の区画整理事業のこの図面がそのままなんですよ。いつも、いつも言うてますけど。これは全部反対を避けて通った結果、こういうジグザグのまちづくりになってるんです。今回のこの件については、周辺の詳細を得たと言ってますけど、周辺の方々はなんであそこだけが奄美市が買い取ることができたんだと、ほんでおまけに換地で受け取った土地も売却されたとね。結局、そんだけの土地を持ってやられた方がそこに住まずに余所へ出ていく。こういうことがやっぱ続けば、許せば、奄美市のまちづくりは皆さんが言うてるようなまちづくりにはつながらない。私は、そのように思っているんです。だから、そのそこら辺も含めて、やっぱり何か行動起こすときは住民の皆さんとしっかり議論やっていたきたいなというふうに思ってます。これからはやっぱそういう点をしっかり注意して、だからそういう理念をしっかりと小宿でも説明をすればできると思うんですけど、どうですか、それ。

建設部長（砂守久義君） 市としては当初の計画どおり、理念を持って丁寧に説明を、住民の方々に説

明して、誠意を持って行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

16番（三島 照君） はい。時間ないし、次行きます。

奄美市にはこの活性化をソフト面から整備し、活性化をつくり、やるために、奄美まちづくり公社株式会社が設立されています。これは都市機能の推進する役割を担う、具体的には中心市街地の活性化を推進していくことになると答弁しておりますが、社長は産業振興部長で、資本金は奄美市が50万円、商工会議所が10万円、これでこういう事業が本当に進められているのか、そして今の現状、また課題はどう感じているのか、聞かせてください。

商工観光部長（菊田和仁君） 株式会社まちづくり奄美の前に、活性化協議会も関係していますので、ちょっと説明いたします。中心市街地活性化協議会につきましては、中心市街地活性化法第15条に規定する法定協議会として、平成22年9月に設立されております。協議会の役割といたしましては、本市が策定する中心市街地活性化基本計画に対する協議、意見提出を行うとともに、民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議を行う役割を担っています。本市が23年度に策定した中心市街地活性化基本計画の際は、様々な御意見、御提言をいただき、現在はその進ちょく状況について、事務局が商工会議所でございますので、その要請を受けて毎年度報告を行い、御意見をいただいているところです。次に、株式会社まちづくり奄美でございますが、中心市街地活性化協議会が中心市街地活性化法の要件を満たすために必要な組織として、市と商工会議所の出資により平成23年4月に設立しております。今、主な事業としましては、中心市街地の活性化に資する事業を行うことを目的としており、A i A iひろばの管理や毎月1回の軽トラ市の開催、集客イベントなど通り会連合会や社交飲食業組合と連携した取組を行っているところです。これまでも商店街組織と連携した事業を行ってきたところでありますが、今後はより密接に連携し、商店街が求める活性化事業の展開が必要と考えております。このことから、先般通り会連合会に対しまちづくり奄美へ出資をお願いいたしました。役員として参画を要請いたしましたところ、概ね御理解をいただいているところでございます。まちづくり奄美は商店街、商工会議所、行政が一体となった組織として、より一層活性化に向けた事業展開を図ってまいりたいと考えているところです。以上です。

16番（三島 照君） はい、役割が果たせるかどうか言うたら、私は疑問を感じているところもありますけど、今回商店街の理事会にも役員としての参加をと、今までは拒否されてましたけど、求めて検討するということに来てるといことは、ちょっと変わるかなというふうに思いますので、すべての面でやっぱり住民と市民としっかり意思疎通を取りながら行政進めていただきたいと思います。

最後に、公有水面の問題です。昨日答弁いただきましたけど、この事業は、今の現状、最終的に完成をいつ目指しているのか。本来ならこの事業は平成25年・26年では完成を予定して、奄美市が40億円近い債務負担を行った開発公社が進めてると思ってるんです。既に工事は遅れてますけど、現状と課題があるとしたら、今何が残っているのか説明してください。

建設部長（砂守久義君） 開発公社による埋め立て部の現在の進ちょく状況を申し上げますと、8月に2件、11月に2件、工事発注を行っており、年度末には埋め立て計画面積の約63パーセントが、また平成28年度末には計画区域全体の埋め立てが完了となる予定でございます。事業を進める上での課題としましては、県施工の緑地及び臨港道路の整備スケジュールとの調整や、陸域の用地取得などがありますが、国・県と連携しながら着実な整備が図れるよう努力してまいりたいと考えております。全体の完成は30年度を見込んでおります。

16番（三島 照君） ほういじゃ、それに基づいて、この用途計画というのは変わってませんね。住宅地

やらすべてこの内容で行くんですね。

建設部長（砂守久義君） 現在はそれでやっておりますけど、それ、決まったのがもう10年経ってま
すので、28年度、来年度中に変更をする計画で、今進めておるところでございます。

16番（三島 照君） ほいじゃ、変更がありうるということですね。はい、分かりました。
以上で4年振りの一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前10時30分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。私
自身、初めての一般質問ですので、少々所見を述べたあとに質問をさせていただきます。

まず、10月の市議会議員選挙におきまして、初当選させていただきました。市民の皆様からいた
だいた暖かい御支援、御支持に対しまして、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。本当に
ありがとうございました。今、この場に出ささせていただいて、改めて身の引き締まる思いでいっぱい
であります。私は今こそその御恩に報いたい、真面目に一生懸命働き、頑張っておられる方々に親孝
行をする思いでお役に立たせていただきたい、そのように心から決意をしております。生まれ育った
奄美市が子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる町であるように、これまでの経験を生かしな
がら奄美市の明るい未来へ向けて全力で取り組んでまいります。また、公明党の立党精神は大衆とと
もに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくであります。この立党精神を心肝に染め、これ
から議員活動を誠心誠意、全力投球をモットーに取り組んでまいります。今後とも市民の皆様、そし
て当局の皆様、そして同僚議員の皆様の御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。
私は選挙戦で奄美市をもっともっと元気にしたい、市民の皆様の声をしっかりとして市政へ届けたいと訴
えてまいりました。そして、四つの柱で街頭演説を行いました。一つ目は福祉政策の充実。二つ目は
教育環境の充実。三つ目は災害に強い町、人づくり。最後に定住人口の促進でございます。いずれも
非常に課題が多岐にわたり、難しい問題であることは承知しております。私の所属する公明党は全国
に国会議員も含めまして、約3,000名の議員がそれぞれのポジションで地道に活動しておりま
す。そして、全国で様々な成功事例を数多く持っております。その成功事例を国政、県政のネットワ
ークを十分に生かしながら、市政へもどんどん情報を提供してまいります。

さて、一つ目の質問に入る前に、今回のミカンコミバエ発生問題に関しまして、先ほどのネットワ
ークを生かした公明党、それから公明党奄美市議団として取り組んだ経緯について、まず御報告させ
ていただきます。11月2日にプレスリリースされて以降、このミカンコミバエの問題が生産農家を
始め、流通業、小売り業など奄美経済に与える影響が大きいと判断し、公明党奄美市議団の与団長か
ら公明党奄美ティダ委員会委員長の遠山清彦衆議院議員へ11月7日に現地視察を要請、11月9日
に来島市内のホテルにて5市町村の組長の皆様と意見交換、そのあと果樹若手農家の皆さんと意見
交換を行いました。翌日の11月10日には龍郷町の農家を視察したあと、遠山衆議院議員は東京へ
戻り、奄美大島におけるミカンコミバエ発生問題に対する緊急要望を作成、農家の皆様へ内容を確認
していただいた上で、11月13日に森山農林水産大臣に対し緊急要望として国が迅速かつ丁寧に対
応していただく旨、提出をさせていただきました。また、その際森山農林水産大臣からは120日で

根絶したいとの強い決意を引き出すことができたのは、その後、11月19日に行われた奄美からの陳情につながったものと思います。私ども公明党奄美市議団としましても、11月17日の朝山市長に対する平成28年度予算要望書の提出の前に、ミカンコミバエ発生問題に関する緊急要望書を提出し、朝山市長に対しましても市として各関係部署と連携を取り、全力を挙げてこの問題に取り組んでいただきたいと要望させていただきました。また、11月の20日には公明党の持富八郎県本部代表、松田浩孝県議会議員が来島し、市内のマンゴー農家、パパイヤ農家、ドラゴンフルーツ農家を視察、意見交換。夜には若手農家の皆様と意見交換。翌11月21日には市内の農園を視察させていただきました。私も同行させていただきながら、様々な御意見や生産農家の皆様の不安の声をお聞きいたしました。生産者の皆様が丹精を込めて育ててきた作物を、ミカンコミバエの発生問題でやむなく破棄することを覚悟されている心情を伺ったとき、さぞ悔しいことだろうと思いました。だからこそ、早期に根絶するんだという強い決意も同時に伺い、この問題が早く収束することで生産者の方々が来年以降も良質な作物を生産する意欲を維持できるのだろうと考えています。また、身近な話では毎年お世話になった方へポンカンやタンカンを贈ることが恒例になっていて、今年はそれができなくて残念といった声や、流通業や小売業の皆様からも毎年あった安定した収入がなくなることへの不安など多くの声を聞いております。この質問通告書の提出後に国・県の様々な動きや補償の提示等がありましたが、その提示された内容等受けて、本質問に関し、市当局、当局としての見解を求めるものです。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。まず、質問1、ミカンコミバエ被害の生産者対応について。(1)、奄美市としてどのような補償が望ましいと考えているか。①、生産者の範囲。②、補償の具体的内容についての質問ですが、②の補償の具体的内容については昨日までの同僚議員の質問で理解しましたので省略いたします。①、生産者の範囲について答弁をお願いします。次の質問から発言席にて質問をさせていただきます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

農政部長（奥 正幸君） おはようございます。橋口議員のミカンコミバエ被害の生産者の範囲についての御質問に答弁させていただきます。ミカンコミバエ根絶に向けては、国において11月13日に植物防疫法に基づく農林水産省令、ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令の交付を行い、12月13日から施行されることとなります。次に、県におきましては鹿児島県ミカンコミバエ等対策本部を設置し、大島支庁に現地対策本部を設置しております。生産者においてもJAあまみ、大島事業本部果樹部会で組織する対策協議会の設立、奄美市におきましても12月1日付で奄美市ミカンコミバエ現地対策本部を設立しております。更に奄美群島市町村長会、議会議長会として国に対し早期根絶に向けた人員配置、再生産可能な生産者への補償、加工業者や流通業者への支援など、適切な対応を要望したところでございます。このように、本市としましても国や県、関係機関と一体となって、ミカンコミバエの早期根絶に万全を期すとともに、奄美大島5市町村と連携を図りながら緊急防除に取り組んでいるところでございます。補償についての御質問でございますが、新聞紙上でもありましたとおり、県は11月27日に奄美大島の市町村担当者、生産者などで構成した評価会を開催し、国の緊急防除に伴う移動禁止区域で廃棄命令を受ける果実のうち、ポンカンとタンカンの買い上げ単価を決定しております。お尋ねの補償対象生産者の範囲についてでございますけれども、庭先などで栽培する自家消費を目的とした生産者などすべてを対象に、大規模農家や販売実績のある農家だけではなく、庭先などで栽培する自家消費をしている生産者など、すべての方を対象に単価が設定をされているということでございます。また、新規就農者など生産実績がない農家に対しても、標準単価で買い取る方針といたしております。今回の単価設定については果実、品質によって価格差があるため、市場などの価格やJAあまみでの取引価格などを考慮し、決定していることから、

生産者からも実勢価格を反映したものになっているとの評価などもいただいているところでございます。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、②はよかったんですけど、部長ありがとうございました。丁寧な御説明、分かりました。自家消費、それからすべての生産者帯を含めて対応するという事です。それで、流通業、小売業に関しては昨日もありましたけれども、金融的な支援も考えているという事です。是非よりよい条件をですね、対応ができるようお願いしたいと思います。

次に質問の（2）とですね、ちょっと（3）を入れ替えて質問させていただきたいと思います。

（3）の根絶までの想定時期はいかがですかということなんですけれども、今日の地元新聞にですね、誘殺数1匹という記事が載っておりました。場所は瀬戸内町ということでございましたが、昨日までの同僚議員の質問で概ね理解はしているんですけど、例えばですね、12月、今度調査をしたときにオール0になって、昨日の部長の答弁では3世代、120日ということでございましたので、12月の中旬ぐらいでオール0になって、そこから120日後にもうずっと0が続いたら、根絶ということで移動は解除になるのかどうか、また途中で、例えば1月中旬ぐらいにまたぼこっと発生したら、そこからまた120日なのか、そういうところをちょっと教えていただきたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 農林水産省で今日の新聞でも御承知のとおり、奄美大島全体でトラップでの誘殺数が1匹だけと、しかも瀬戸内町の1匹で奄美市ではそのトラップの中では誘殺が、この1週間ですね、12月1日から7日までの間、なかったと。これはまさにテックス板の効果、緊急防除の効果が顕著に表れているということだろうと思います。お尋ねのその根絶の期間、根絶までのその想定時期っていうのはですね、今国の法律ではですね、今、29年の3月31日までをその移動制限期間ということにしておりますけれども、その根絶のその基準についてはですね、そのミカンバエの誘殺が、これも昨日、一昨日の質問の御答弁しましたけれども、ミカンバエのその誘殺が3世代相当期間、その3世代っていうのは、1世代がミカンコミバエの産卵から成虫が成熟するまでの期間が夏場で、気温によって違うっていうんですけど、約、夏場については1か月間、それが3世代相当期間確認されなかった場合は、その有識者の意見を踏まえた上で緊急防除の解除が判断されると。この3世代そのときに確認されないって、トラップがありまして、これも奄美市では152基設置されておるんですが、それぞれのこのトラップに確認されなかったときに、半径5キロ以内の分がまず解除されますよと。それが152基すべて3世代相当期間、奄美市の中でですね、誘殺が確認されなかった場合は、その移動禁止、制限区域っていうのが解除されるっていうことなんです、この状況がずっと続くことによって、1週間1週間でのトラップでの誘殺状況がずっとこのまま続いていくと、29年3月31日待たずにですね、早めに解除されることも可能性として大いにありうるんじゃないかということでございます。最終的には国のほうで、その有識者などで判断されるというふうに考えております。

1 番（橋口耕太郎君） 可能性があるということで受け止めました。なぜ質問を入れ替えたと言いますと、次の質問なんですけれども、直近の収穫期以外の作物の生産者への対応はということなんです、冒頭申し上げましたとおり、私は数軒の農家を視察させていただきまして、その中にマンゴー農家がございました。マンゴーは当然、今期の出荷はもう終わってまして、来期に向けて作っているところなんですけれども、その方がおっしゃったのは、もう見守るしかないねというお話が合ったんですね。もし、仮にですね、早期根絶の時期が国がオクケーですよというふうに早まった場合、当然そのスモモもマンゴーもパッションとかも影響が、長引いた場合必ず出るわけですから、そこら辺も1日も早くですね、解消されることを本当に望んでるんですけど、私が考えるところはもう通常どおり、来期も同じように一生懸命育てて作っていただくしかないというふうに理解していますが、

それでよろしいですかね。

農政部長（奥 正幸君） 橋口議員がおっしゃるとおりでございます。このポンカン、タンカン以外にですね、ほかの作物の移動制限基準日というのがですね、示されましたので、答弁いたします。ポンカンの補償内容というのは、ポンカンとタンカンだけでございますけれども、スモモやマンゴーについてもですね、移動制限基準日というのが国によって12月1日付で設定されております。スモモが平成28年の2月22日、マンゴーが平成28年の6月14日、その基準日以降にミカンコミバエが誘殺されたときに、そのトラップを中心として半径5キロメートル以内の区域内が規制されて、全量廃棄、県による買い上げの対象になります。現在、4種類の果実以外は、その移動基準日というのが設定は今されておられません。ですから、そのほかの作物についても同じように国が設定した基準日以降の誘殺、そのトラップに誘殺があるかどうか、その誘殺状況によって規制されることになるということです。このことからですね、ポンカン、タンカンの移動規制にかかわらずほかの作物についてはですね、今議員がおっしゃったとおり、これまでどおり適正な管理をお願いをしたいということでございます。

1番（橋口耕太郎君） はい。スモモもマンゴーも一応指定されたということで、やっぱり影響が出るのかなと心配をしておりますが、とにかく1日も早い解消ができればと願っています。

次に、（4）の専用相談の窓口の設置予定はありますかという質問も、同僚議員の質問で理解しましたので、省略させていただきます。

最後に（5）今後の再発防止策について、昨日まで部長答弁されておりましたけど、改めてもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

農政部長（奥 正幸君） 根絶後の再発防止策についてでございますけど、奄美市では県の委託事業により通常時の侵入警戒調査としてトラップ調査を月2回実施、果実調査を年2回実施、対応しております。これまで答弁したとおりでございます。沖縄県においては、それに加えてですね、テックス板の設置を年4回実施している。要するに通常時においてもですね。通常時においても、発生してないときの通常時においても年4回もしていると。これも先、前回の渡議員にも答弁させていただきましたけど、常時、その東南アジアにもものすごく近いということと、その一時的な飛び込みっていうのがかなり多いっていうことで、その通常時においてもテックス板を設置をしているんで、この沖縄と同じような、沖縄と同じようなテックス板の設置を年4回実施してるんで、それをまた国・県にですね、要望をしていきたいというようなことでございます。そして、侵入確認時のその初動対応っていうのもですね、その円滑に推進できるように、併せて国・県に要望していきたい。以上です。

1番（橋口耕太郎君） はい、是非沖縄を見習ってですね、国・県に要望していただきたいと思えます。また、初動マニュアルにつきましても、部長おっしゃられたように見直すことも当然検討すべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。私はこのミカンコミバエ発生問題はもう既に起きてしまっていますので、全廃棄、全廃を含めて、早期の根絶を待つしかないと思っておりますが、もう先ほど言いました、今後また発生した場合、2度と同じ過ちを犯してはいけないという強い意志で、発生した場合の早期対応をどうするかということもとても大切だと思っております。11月24日に全員協議会で現状を御説明いただきました。担当課長がおっしゃっていましたが、6月に発生した際に植防法上の初動マニュアルで一定の抑え込みができるかと判断して動きましたが、結果抑え込むことができずに発生が広がって、ここまで大きな問題に発展したと。市としても県に早く公表するように働きかけていたんですが、なかなか思うようにいかずまどろっこしい思いでこの問題に取り組んできたとお話されていたことがとても印象に残っています。県にはなかなか強く言いにくい部分もあ

ろうかと思いますが、初動が遅れると問題が大きくなることは今回の件で県も十分分かったと思いますので、正直申し上げて県は300キロ以上離れた、いわば奄美も問題として捉えて、県本土とは関係ないと考えていたと言っても過言ではないと思います。現に屋久島の発生後の対応スピードはとても速く、奄美の対応とは全く違うと皆さん感じたと思います。それは、もうひとたびミカンコミバエが本土へ上陸すれば、もう鹿児島県の問題ではなくて、日本の全体の問題に発展するということが分かっているからだだと思います。だからこそ、奄美で発生したら何としても奄美で食い止めて、早期根絶が速やかにできる体制、仕組みづくりが大切だと思います。先ほど部長がおっしゃったとおり、通常時でもやっぱり十分な対応していただきたいと思います。関係部署の皆様にとっては、もう非常に大変だと思いますけど、1日も早い根絶を願って次の質問に移ります。

次に、質問の2、奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画についてお伺いいたします。この事業計画のことでございます。今回の計画は本年度から平成29年度、即ち3年間で取り組む奄美市の高齢者保健福祉や介護保険事業の姿が示されているわけですが、本年4月からスタートして先月で8か月が経過をいたしました。いささか早いとは思いましたが、計画がスムーズにスタートできたかどうかをまず確認したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。今回の計画は基本理念として、前回の計画の理念を踏襲しました健康で長寿を謳歌するまちづくりを引き続き掲げまして、基本目標として、1、地域で支え合い、元気をつなぐまちづくり。2、地域資源の充実による高齢者の生き甲斐づくり。3、介護保険サービスの適切な運営と質の向上の三つの目標を掲げておられます。そして、施策の柱と主な取組について、六つの項目を挙げています。今回の質問では施策の柱と主な取組の中で、本計画から新たに加えられた新規施策の進捗状況について、まずお伺いしたいと思います。始めに質問、(1)の地域包括ケアシステムについてでございますが、この地域包括ケアシステムという言葉は前回の計画から国が方針を示して、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実されることの総称でございますが、本計画の地域包括ケアシステムの構築の中で、重点化、効率化の1番目に予防給付、訪問介護、通所介護を市が取り組む地域支援事業に移行し多様化するとあります。要するに予防給付、要支援1、要支援2の高齢者の方々やその方たちにサービスを提供しているホームヘルパーやデイサービス等の事業所を市が取り組む地域支援事業に移行、多様化するわけでございますが、その対象の方たちは3年間は大丈夫だろうと思っておられるんですけども、この先どうなるんだろうと非常に心配をしておられます。そこで、今後奄美市として地域支援事業への移行、多様化についての見解を求めます。答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） お答えいたします。利用者の皆様がこの先どうなるのかと非常に心配しているということは十分承知をいたしておりまして、昨日、崎田議員からも同じ趣旨の質問の通告を受けておりましたが、時間がなくてカットされましたので、少し詳しく目に御答弁申し上げます。介護保険の要支援認定者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行は平成29年の4月からの実施を予定しております。この総合事業につきましては、先ほど橋口議員も少し触れられましたように、現在取り組んでおります介護予防事業と併せて、要支援認定者の訪問介護、通所介護についても地域支援事業の一環として実施するもので、高齢者の生活、介護予防を総合的に支援するというものでございます。現在、移行の準備段階として地域包括支援センターでのケアプラン作成を実施し、個別ケースとしてどのようなサービスが本人の自立に役立つのか、精査を開始する予定にしております。また、利用者が選択できる多様なサービスとしては、一つ目に現行の訪問介護、通所介護を総合事業のみなし事業所として指定をし、現行同様のサービスを提供するもの。二つ目には介護事業所や民間事業所、NPO法人などによる緩和した基準による簡易なサービスの提供を行うもの。三つ目に地域住民やボランティアなどによる生活支援などがあります。このようなことから、必要な場合には今までのサービスも受けられますし、また場合によってはボランティアなどの力も活用しようということで

ございますので、利用者の選択肢が狭まったということではなく、逆に、利用者の選択肢が広がったと、市民に喜ばれる制度となりますよう、ただいま地域包括支援センターの職員を中心として一生懸命取り組みをさせておりますので、御理解をお願いいたします。

1 番（橋口耕太郎君） はい。三つの柱で、今進めておられると。29年の4月からということでございますね。今、要支援1、要支援2の方も引き続きみなし事業として引き受けていただけるということでよろしいですかね。はい、ありがとうございます。

次の質問に移ります。次に、（2）医療と介護の連携推進についてという施策の①第6期から新規へ取り組むとした項目についての進捗よく状況について、答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） お答えします。在宅医療と介護の連携推進についてですが、本年4月から法改正により市町村に実施が義務付けられまして、平成30年3月までに体制を整えることになっております。本制度が市町村に実施が義務付けられた背景としましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するためには、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが不可欠であり、これまで医療制度と介護制度がそれぞれ行っていた取組の連携を、連携を図ることを目的として実施されるものです。本市においては医療、介護従事者による他職種間の事例検討などは、医療機関等主催の研修会などへの参加により、連携して実施をいたしておりますが、新規の取組となっております在宅療養者家族への介護講習などはまだ実施していない状況でありますので、今後、関係機関と連携を図りながら実施していく考えでございます。

1 番（橋口耕太郎君） はい。ここの中だけで1、2、3・・・今の医療と介護の連携の推進についての中で新規として挙げた項目、8項目ございます。継続、1番目を挙げますと奄美市住み慣れた島で住み続けるための条例、仮、の創設であるとか、地域ケア会議における医療介護連携等に関するPDCAサイクルの実施とかあるんですけども、恐らく形は違うんですけど、やりながら、半分はその部分があったり、半分はまた別の要素があったりという形で恐らく進んでいっているだろうと思います。平成30年3月までであったという間に来ると思いますので、この間高齢者福祉会にお邪魔したときに、壁にしっかりとタイムスケジュールの書かれた大きな表が貼られていましたので、きちんと管理をされているんだなと思いましたので、引き続きよろしくをお願いします。

次に、（3）生活支援、介護予防の充実と生きがいがづくりの①同じ質問ですけども、第6期で新規で取り組むとした項目の進捗よく状況についてお答えください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 生活支援介護予防の充実と生きがいがづくりについての新規項目の進捗よく状況についてでございますが、地域での支え合いを推進するための生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置におきましては、本年度より研究会を立ち上げて進めているところでございます。これは高齢者が地域で安心して生活していくための困りごとを確認しながら、地域で解決するために必要な資源を発掘するとともに、足りない資源を開発し高齢者の方が住み慣れた地域で生活が続けられるためにも、住民を主体とし各種団体や行政と協力体制を取りながら地域での支え合い活動を行っていくことを主な目的といたしております。市全体のコーディネーターに加えまして、市内を八つの日常生活圏に分け、それぞれの地域での活動を行い、更に町内会、自治会単位でも検討を必要とするものでありまして、地域住民の方々の理解と協力が成り立たないものでありますため、現在、各地区ごとに代表者の方へお集まりいただいて説明会などを行っているところでございます。

1 番（橋口耕太郎君） 六つの柱の中で、これは重点課題というふうに取り上げておりまして、私もその生活、地域支え合い体制づくりを考える会というのに、前回、10月14日に開かれた会に参加を

いたしまして、一緒にグループワークとかをさせていただきました。その際に、講師のさわやか福祉財団の鶴山芳子先生ですかね、が奄美はすごくそういう支え合いづくりができる土壌にあると思うという感想を述べられていました。ですので、いろんな方が地域で、あるいはいろんな立場で見守っていくというのを作るというのはそう簡単にできるものではないと思いますので、引き続きこれも会議など重ねながら作り上げていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、(4) 認知症支援の仕組みづくりの①これも第6期で新規で取り組むとした項目の進捗よく状況についてお答えください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 認知症支援の仕組みづくりについてでございますが、第6期計画での新規項目として、認知症初期支援チームの設置、関係機関との勉強会、介護技術講習があります。これらの項目につきましては、平成28年度以降に取り組むことになっております。認知症初期支援チームにつきましては、認知症の初期の段階のころから、医師、保健師などがチームとしてかかり、関係機関と連携することで、認知症の進行防止や家族の介護負担の軽減などを進めていくもので、平成30年4月からの設置が義務付けられております。本市におきましては、平成28年度に研修などを行い、設置に向けて準備を行う予定にしておりますので、御理解をお願いいたします。

1番（橋口耕太郎君） はい。30年4月から義務化ということでございますので、これも認知症初期支援チームの設置とか勉強会、介護技術者講習会、これも今まで恐らくやられているとは思いますが、それを継続的にやっていただいて、しっかりとした体制づくりができるようによろしくお願いいたします。

次に、質問(4)の②直近の認知症サポーター及びキャラバンメイトの数と、③今年度の認知症サポーター養成講座の開催回数、また今後の予定等についてまとめて答弁をお願いします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 認知症サポーター及びキャラバンメイトの数ですが、平成21年度から事業所や地域での集まりに出向きまして、認知症サポーター養成講座を実施してまいりました。これは認知症について正しく理解していただくことで認知症になっても地域で生活ができるために、住民の皆様へ支援をお願いするため、認知症サポーターになっていただくものでございまして、キャラバンメイトはサポーター養成講座を実施する講師のことを指します。本市におきましては、現時点で認知症サポーターが3,933名、キャラバンメイトは92名となっております。また、今年度は10回の認知症サポーター養成講座を実施し、345名の方が受講されています。今度の実施についてでございますが、包括支援センターへの依頼があれば速やかに対応できる体制をいつでも整えているところです。

1番（橋口耕太郎君） 今回の計画では認知症サポーターは3年間で900名以上は要請したいというふうとうたわれていて、今年度既にもう345名ということですので、順調にその計画を達成しているのかなというふうに思いますが、ちょっと分かればいいんですけど、ちなみにお膝元の市職員のサポーター数、あるいは議員さんのサポーターの数とか、県の平均とか分かれば示していただきたいと思えます。ちなみに私も、部長も今、オレンジのリングを、部長もされておりますけど、これが認知症サポーターの証でございますよね。私も介護現場で勤めておりましたので、必要なことだと思って取りまして、キャラバンメイトも恐らく奄美市で登録されていると思えます。ですので、お膝元のやっぱり職員の機運も高めていかないといけないと思えますので、もし数字が分かりましたらお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 平成23年から24年にかけて、市の職員向けに講座を開きました。

その際には多数の議員の皆様も参加をさせていただいてるところです。このときに3支所含めまして131名、市職員だけで131名が参加しました。平成25年以降は新規採用者の研修の一環としてこの講座をおこないまして、今までに合計で90名の職員が受講をいたしております。それから、県平均との比較ということでございますが、ちょっと質問の趣旨と違うかもしれませんが、平成27年9月30日現在で奄美市のサポーター、キャラバンメイト数合わせまして4,357名ということでございます。これは県全体の数の4パーセントを占めております。ちなみに奄美市の総人口は県全体の2.7パーセントですので、この数は多いものではないかと感じております。

1番（橋口耕太郎君） はい。市の職員はそうすると合計で約200名と、いらっしゃるということで、恐らく職員は500名でしたっけ、600名でしたっけ、600ぐらいですか。3分の1ぐらいかなと思いますので、様々な部署で仕事を当然されておりますので、回数も何回かに分けてとかそういう配慮をさせていただいて、是非とも市職員の皆様にもサポーターになっていただいて、その機運というか、どんどんどんどんこのことに取り組んでいく第1歩でありますので、お願いしたいと思います。

それから、次の質問の2の（4）の④認知症カフェの現状と課題についての答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 認知症カフェの現状と課題についてでございますが、認知症カフェは現在、市内3か所で設置されており、介護事業所を利用したものが2か所、自治会主催で実施しているものが1か所でございます。認知症カフェは地域で暮らす認知症の人と家族、地域住民、専門職など誰もが集う場として地域での日常生活、家族支援を目的としております。認知症の方々の居場所づくり、家族の介護負担の軽減はもとより、地域住民との交流ができることで認知症が特別なことでなく身近な存在であることを地域住民に理解してもらうことが肝要であると考えております。本市の課題といたしましては、認知症カフェがまだまだ数が少ないこと、実施するにあたり認知症が特別なものという考え方が根強く、参加者への理解をいただくことが必要であるということが挙げられます。認知症対策につきましては、本市としましても今後力を入れて取り組む所存ですが、まずは市民の皆様が認知症が特別なことでなく、誰もが起こりうることであること、また認知症になっても少しの支援があるだけで地域の生活は十分可能である方も大勢いらっしゃることなど、地域の皆様に正しい知識を理解していただくことが重要と考えているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

1番（橋口耕太郎君） 現在、介護事業所が2か所、自治会ですかね、が1か所で3か所で実施をしておるといことで、先ほど部長の答弁にもありましたように、認知症はすごく今から問題になってくるとお思いますので取り上げたんですけども、私はこの市議会議員になる前、介護現場で約4年、それから介護現場の管理者として約4年、合計8年間勤務をして、現在の認知症に対する実情はよく理解をしているつもりでございます。テレビのニュースや特集などで認知症の方々が徘徊がもとで行方不明になっている方が大勢いたり、老老介護で大変な状況下にあるなど、認知症が発生したら大変だということは理解をしていますが、実際にその状況下に置かれなると、実感、あるいは共感できないということだと考えています。私は認知症の方やその御家族とこれまでかかわった経験から、やはり認知症は病気であるということをしっかり理解して、その対応の仕方について市民の皆様お一人お一人、御自分のこととして捉え、親、家族、親戚、友人、御近所の方などでもし認知症を発症したらどうすべきかと真剣に考える時期に来ていると思います。残念ながらですね、まだまだ認識が不足していて、中には認知症が発症したら付き合いが遠くなったり、あるいはもう避けてしまうというような状況もあるとお聞きます。だからこそ、先ほど言った認知症サポーター、まず入り口のところです

ね、をもっともっと力を入れてやっていただきたいと思っています。先日、11月24日の南日本新聞の1面にこのような記事がございましたので、ちょっと紹介をいたします。1面にですね、認知症、企業も見守ると題して、県内のスーパーやタクシーの事業所がサポーター養成に取り組んでいる状況を紹介した記事でございました。売り場で高齢者女性が怒鳴っているが、理由がよく分からないとスーパーのある店舗。連絡を受けた従業員はもしかしたらと認知症を疑ったと。サポーター養成講座で症状を学んでいたからだ。ほかの客の目につかないところに案内し、ゆっくり話しかけるうちに女性は落ち着きを取り戻したと。車に戻って来ないと心配をして探していた夫に無事引き渡すことができた。このスーパーでは2010年に全店舗にサポーターを置いたと。全体で講師役を5人養成し、2年ごとに全19店で講座を実施、これまでに990人が受講したと。スーパーの人事教育課長はスーパーは生活に欠かせない場所で、誰もが安心して来店できるように対応力を高めなければと話しています。更に記事ではタクシー会社での取り組みや金融機関での今後の取組についても紹介をしておりました。最後に認知症の人と家族の会、鹿児島県支部の代表の方が、最初の対応次第で暴力的になったり抑うつ状態になったりすると。生活にかかわる企業の理解が広がれば本人や家族はぐっと暮らしやすくなるという記事でございました。本市でも行政や関係機関を中心にこれまでも啓発を行ってきたと思いますけれども、まずはお膝元のね、市役所職員とか、比較的従業員の多い事業所をこうリストアップをしてですね、啓発活動に力を入れていただきたいと思います。

次に、質問の(5)高齢者が安心できる住環境の充実について。①今後の新規施設等の立ち上げ計画に有無について、お聞かせください。

保健福祉部長(泉 賢一郎君) 今後の新規施設等の立ち上げの計画の有無についてでございますが、第6期計画におきましては、本市で新規の介護施設の計画は今のところございません。来年2月に民間のサービス付き高齢者専用の住宅が設立の予定と聞いております。高齢者の住まいについては、地域づくりの根本でありまして、今後独居高齢者の増加が見込まれ、高齢者が生活する上で暮らしにくい住まいもあることなどから、関係部署と連携しながら取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

1番(橋口耕太郎君) はい、今期の計画ではなし、民間の皆様で一つ、サ高住があがるということでございますね。私は先ほども申しましたが、介護施設に勤めておりましたので、そこでちょっと経験した一例を御紹介したいと思います。特別養護老人ホームは、奄美大島にある特別養護老人ホームはほとんどが広域型特養と言いまして、全国から、全国どこからでもお年寄りの方、高齢者など受け入れることが可能なんです。私が経験した例は奄美大島出身の高齢者で、私がいた施設に申し込みをされてました。本土で息子さん、娘さんと一緒に住んでおられました。高齢者御本人の思いも、子どもたちの思いもですね、最期は奄美でと考えていて申し込みをされてました。1年ほど待って御案内をしたら、当時、高齢者御本人は介護施設に入所中だったんですけど、子どもさん方はですね、是非奄美へ返したいということで、その介護施設から私がいた施設に移ったことがあります。空港までね、お迎えをしにいったんですけど、空港ロビーに流れる島唄を聞いた途端に、高齢者御本人の方は認知症を患っておられましたが、車イスでこう身振り手振りで六調をされたり、笑顔を見せました。子どもさんたちに話を聞きますと、もう島口しか話せなかったの、向こうでは、全く介護施設のコミュニケーションが取れなかったと。こんな笑顔は久しぶりに見ましたという話でした。非常によい受入だったと思ってるんですけど、なぜこのお話をしたかと言うとですね、続きがありまして、広域型特別養護老人ホームは全国からどこからでも受入可能なんですけど、最初にお話ししましたが、こちらの施設へ入所すると、高齢者の方の住民票をその施設の住所に移します。介護保険法では介護認定をした都道府県が保険者となるため、住所地特例で住所は奄美で保険請求は本土の認定した都道府県になります。要するに介護認定を受けている方がこっちに来ると、住所はこっちになって人

口が1人増えて、請求は向こうというお話でございます。逆もありうるんですね。奄美から行っちゃうとそうなりますので。私は奄美出身のですね、高齢者が都市部でも特養の順番待ちなどをですね、されている方がいらっしゃるんじゃないかなと思っています。特別養護老人ホームにも、こちらですね、同時の申し込みをしていただいて、もしかしたら都市部よりもですね、早く入居できて、なおかつ先ほどのように僅かでも人口増、そして負担減ということにつながるのではないかなと思っています。そこで提案ですけど、例えば市のホームページ上に施設の紹介を作成して、それぞれの施設のベッド数とその横に待機者数を表記して公表して、都会に住んでいる方がいつでも見られる環境をですね、整備をしてみてもどうかと。また、特別養護老人ホームの管轄は県でございますので、県とも相談しながらですね、そういうことも御検討していただければなと思います。

最後に、介護保険の改定ごとに、つまりは3年ごとにこの保険料も計画も更新されていくわけですが、高齢者が安心して住みやすいまちづくりという中・長期的な計画でございます。平成29年度にはもう第7期の策定も視野に入れながら進めていかなければならないと思います。限られた期間で一定の方向性を出すという難しいお話ですが、新規で実行していくとした項目はしっかりと進めていただいて、次期計画に継承されていくように取組を強化をしていただくことを切にお願いして、次の質問に移ります。

質問の3ですね。市職員のメンタルヘルスケアについて、ということでございます。最近の新聞報道などで御承知かと思っておりますけれども、昨年度改正された労働安全衛生法に基づいて12月1日から働く人の心の健康を守るためストレスチェックを事業者が義務付ける制度がスタートしました。厚労省によると対象になる職場は全国で16万、労働者は2,000数100万人に上るとされています。背景は過労やパワハラによる精神疾患での労災認定の増加などがあると言われております。このストレスチェックは労働者が質問表に答えて、医師や保健師らがストレスの高い人を判定する。ひどく疲れた、へとへとだといった項目から当てはまるものを選んでする形式です。検査結果は医師らが直接本人に通知し、高ストレスと判定された人は医師の面接、指導を受けられると。事業者は医師の意見を聞いて、作業場所の変更や勤務時間短縮といった措置を取ると、そういう制度ですね。労働安全衛生法では一定の基準、通常50人以上の事業場ですが、安全委員会、衛生委員会を設置しなければならないことになってますと。両方を設けるときは安全衛生委員会を設置するとされています。目的は労働災害防止の取組が労使一体となっていく必要があり、そのために安全衛生委員会で労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策を十分な調査、審議を行うことと定めています。私も公明党市議団としまして、市長に対しまして予算書、要望書を提出させていただきました。その中の市職員の意識向上の項目の中にですね、新たに市職員のメンタルヘルスケアの充実という項目を入れさせていただきました。現在、奄美市が抱える様々な課題に現場で一生懸命奮闘しておられる市職員が高いモチベーションを持つ仕事をするには、体の健康はもちろんですが、心、メンタルの部分のケアが今後ますます重要になってくると思います。当局でも安全衛生委員会等の中でしっかりとした対応を行っていると思っておりますけれども、法改正に伴い現在の取組と今後の方向性について確認をしたくて質問させていただきます。質問3、市職員のメンタルヘルスケアについての（1）安全衛生委員会について。①年度の開催回数。②委員の参加人数及び構成。（2）委員会の議題の中でメンタルヘルスについての議題の有無と内容。（3）メンタルヘルス調査等で精神的負担が重いのではと判定された職員がいた場合の対応は。（4）今後、外部等にメンタルヘルスケアを委託する計画などがあるかについて、まとめて答弁をお願いします。

総務課長（奥田敏文君） 議員の御質問の市職員に対するメンタルヘルスケアに関する質問にお答えいたします。市職員の職場環境を安全で健康的に整えるということは、市民サービスの向上にもつながる必要な条件であるというふうに考えております。本市では平成21年度から総務課職員係のほうに保健師を配置して、職員の健康維持、増進に取り組んでおります。御質問の安全衛生委員会はその保

健師が中心となり、企画、運営をしております。年4回開催をしております。委員数は15名で、総務部長を委員長に各支所の総務課長、地域総務課長、保健師及び職員労働組合の担当者などで構成されております。幅広く意見を聴取、提案できるよう配慮いたしております。委員会においてメンタルヘルスに関しましては、国が示す労働者の心の健康の保持、増進のための指針、これを参考にし、事業内容や実績について審議をいたしております。具体的に申し上げますと、職員向けのメンタルヘルス研修会、臨床心理士による月2回の心の相談、時間外勤務の多い職員の対する産業医による月1回の健康相談、それにメンタル不調で休んでいる職員に対する復職支援等の取組、その実績及び成果について、委員会の中で報告を行い、本市の実情に即した方策などを模索するなど、職員のメンタルヘルスについて取り組んでいるところでございます。議員のほうからありましたように、平成27年12月からはストレスチェック制度が50人以上の事業所ということで、奄美市役所においても義務付けられることになりました。本市においては国の示す指針に加えて、今申し上げましたとおり従来から実施していますメンタルヘルス対策を充実させることで、精神的負担が重いと判断される職員へのきめ細かな対応ができるものだと考えております。今後、このストレスチェック制度の実施につきましては、安全衛生委員会での審議、承認が必要となりますけど、また委託先の選定につきましてもプライバシーへの配慮が特に重要な要素であるというふうに考えておりますので、外務委託を含めどのような形態が望ましいか、委員会の中で十分審議しながら、国の示す目的に合うように慎重に審議していきたいというふうに考えております。

1番（橋口耕太郎君） はい、年度4回開催される、四半期ごとに1回ということですのでよろしいですかね、大体。参加人数は15名と、広く意見を聴取しているということで、やっぱりしっかりとされているなというふうに思います。私も市議会議員になる前、特別養護老人ホームの施設長として、毎月職場で安全衛生委員会を開催して職場の労働環境、職場環境に気を配ってまいりました。御存じのとおり、介護の現場は入れ替わりが多い職種で、この安全衛生委員会の中でいろいろな聞き取りなどをして、様々な配慮をしてまいりました。また、日頃からコミュニケーションを密に取って、悩みや不安を抱えながら仕事をしていないかと、常に声掛けをしながら仕事をしてきました。残念ながら退職をする職員もございましたけど、その理由で比較的多かったのが、人間関係による退職でございました。個人の性格や仕事の仕方などの食い違いもありましたが、同じようなことが理由で退職がでないように、都度職員と話し合ったり仕事の方向性を確認を行ったりと工夫をしていたことを思い出します。1人の職員の退職が出ると、他の職員にしわ寄せがいて、知り合いがして仕事が雑になったりとかはかどらなかつたりして、職場が悪循環に陥るのは当然であります。私は以前の職場です。上司から常にもう耳にタコができるほど言われたこと、いた言葉が、与えられた予算、与えられたマンパワーで最高のパフォーマンスをすることです。最高のパフォーマンスをするためには、心身ともに健康でないとできません。従いまして、次年度以降も確実な委員会の運営、ストレスチェック、また予算措置すべきところはしっかりと行っていただいて、せつかく公務員試験の難関を突破して勤務しておられる優秀な職員の皆様が心の病気が理由で退職者が出ることがないようにしていただくために、今回確認の意味で質問をさせていただきました。

最後に、朝山市長をはじめ部課長の皆様にはよりよい職場環境で仕事ができるように、十分御配慮いただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結します。

暫時、休憩いたします。（午前11時46分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

6番（大迫勝史君） 議場の皆様、インターネット中継を視聴なさっている世界中の皆様、こんにちは。公明党の大迫勝史でございます。平成27年第4回定例会一般質問も最終日、私も含めてあと残すところ2名になりました。お疲れだと思いますが、お付き合いのほどどうぞよろしくお願いいたします。

まず、10月25日執行の市議会議員選挙におきましては、市民の皆様の御付託をいただきまして、旧名瀬市議会を含めて4期目の議席をいただきましたことに、衷心より御礼を申し上げます。私ども公明党市議団一同、それぞれの得意分野を生かして市民生活の福祉の向上、子育て支援の拡充、市民経済の活性化、防災機能の備えなどに全力で取り組んでまいります。市民の皆様、引き続き叱咤激励のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問に入らせていただきます。

ミカンコミバエ問題についてでございますが、類似の質問が多くあり、重複する部分もあります。あり、大変申し訳ありませんが、省けるところは省きますのでよろしくお願いいたします。流通、小売業者に対する補償問題については、まだあまり詳しい答弁はないように思えますので、質問をいたします。公明党ティダ委員会は先ほど橋口議員も言いましたが、11月13日に森山農水相へ5項目の緊急要望の4項目に、流通、小売業者への支援措置について政府全体で検討して実施するように求めています。森山農水相も前向きな発言をしております。昨日までの答弁では流通業界、小売業界には全く補償はないとのことですが、当局はどのような認識でこの業界の問題に臨むのか、基本的な姿勢を伺います。

次の質問からは発言席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） 昨日の師玉議員の御質問にもお答えいたしました。ミカンコミバエ防除対策にかかる商工業者への対応につきましては、農家に対する買取補償と異なり、影響を受ける中小企業者への金融支援が中心になるものと認識しております。県の依頼により、現在市内におきましても、奄美大島商工会議所及びあまみ商工会で相談窓口を設置しております。併せて、今回影響を受ける中小企業者等へは県融資制度の中小企業振興資金や緊急経営対策資金を活用できる金融支援として広報を行っているところです。本市といたしましては、今後の国・県の施策の動向を踏まえ、影響を受ける中小企業者や関係団体の御意見を伺いながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。これから国の動向見てということでございます。

次に、流通業界の損失額についてでございますが、郵便事業に限って言えば、柑橘類の発送費総額は本市におきまして5,000万円超だと聞き及んでいます。流通業界全体の損失額を試算されているかという質問を予定しておりましたが、昨日の師玉議員からの同様の質問に対する答弁で金額は伺っております。市内で流通関係が1億2,500万円、この9割がゆうパックや宅配業者の影響であると。小売業界では1億3,000万円、菓子業界で3,100万円、合計で2億8,600万円相当の損失という理解でよろしいでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 昨日の答弁の数値が間違いだったかちょっと分かりませんが、昨日申し上げたのはですね、今申し上げた数値のうち、菓子店などの製造業につきましては、約8,300万円。従いまして、すべて卸、小売、あるいは流通業界、製造業、全部含めると、先週末時点の調査

です、3億2,800万円というふうに向っております。以上です。

6番（大迫勝史君） 合計で3億2,800万円相当ということでございますが、すべてが把握されているとはちょっと思いませんけども、やはり隠れた損失というものもあるのではないかと感じております。いろんなところで、この地場産のやっぱりこのタンカン、パッション、いろいろ、我々の業界もそうですが使っておりますので、すべてが把握されているとは思いませんが、いずれにしても大変、奄美市の経済に対する影響は大きなものがあると思います。小売業などでは今まで季節限定で挙げていた取り扱い商品からの利益がゼロになることは、想像を絶する影響が考えられます。関係者はもちろんのこと、本島内一致団結して同じ思いで1日も早い終息宣言を望むばかりでございます。

次の根絶までの数年にわたる場合の対応と終息の防除体制ということは、午前中の橋口議員の質問の答弁で理解いたしましたので、省略をしたいと思います。

それでは、初日から今日までたくさんのミカンコミバエ問題の質問がございました。それだけ、大変みんな同僚議員も、そして業者、また農家の方々も今回のこの難局に対して、大変厳しい状況にあることを肌で感じ取り、何としてもこれを乗り越えたいという思いが凝縮された結果だと思っておりますので、また官民ともども、また議会も一緒になってこの難局を1日も早く乗り越えたいと思っております。

それでは、続きまして防災行政についてでございますが、先月の11月19日は国連が定める世界トイレの日でございました。先月の19日、この日にですね、国土交通省は災害時にマンホールの上に設置するマンホールトイレの普及に向けたシンポジウムを開き、運用の指針案を発表しています。過去の災害をもとに、避難所などへの設置数の目安を示したほか、快適なトイレ環境を確保するための配慮事項を明記し、年度内に指針を決定、各自治体に整備を促すとのことでありますが、本市において大きな災害時を想定した場合に用意できる仮設トイレの数をお示ししていただきたい。

総務課長（奥田敏文君） 災害時における本市で用意できる仮設トイレの数ということでございますけれども、市としまして仮設トイレを保有はしておりませんが、災害時にですね、仮設トイレが必要ということになった場合には市内のリース会社で保有をしておるトイレというものを設置するということになると思います。市内のリース会社が保有している仮設トイレの個数ですけれども、全体でおおよそ70基というふう把握しております。

6番（大迫勝史君） 70基ということは、広範囲な被害が出た場合に、避難所に、ほうぼうの避難所に設置するのに数としてはちょっといかがなものかと思いますが、この、今おっしゃった70基の仮設トイレの中に様式のトイレがあるか伺いますが、あればその全体の中の洋式トイレの割合まで分かれば教えていただきたいと思っております。

総務課長（奥田敏文君） 市内のリース会社に確認をしましたところ、先ほど仮設トイレは70基ということではございましたけれども、洋式トイレは8基ございまして、全体で言いますと11パーセントということになります。御承知のとおり、仮設トイレ、普段建設現場とかですね、あるいはいろんなイベント会場のほうで使用することが多いということもありまして、衛生上の面からですね、和式トイレが多いというふう聞いております。

6番（大迫勝史君） 全体的に大変洋式は少ないということではございますが、やはり衛生上の問題とおっしゃいましたけど、やっぱり高齢者や障害者、またはどうしても和式が使えないという方も多いと思いますが、その辺のところはですね、いろいろ、日本トイレ協会なるものがいろいろ研究しておりますので、ネット上で検索できますので、御検索して少し研究などお願いしたいと思っております。

東日本大震災では仮設トイレが避難所に行きわたるまで4日以上要した被災自治体が全体の66パーセントを占めていました。現在、全国でマンホールトイレが2万基整備されているそうです。災害時にはライフラインの中では電気の復旧が一番早く、3日から1週間で復旧するとされていますが、下水道は少なくとも1か月以上は復旧までに時間がかかるとされています。そこで伺いますが、本市の下水道の耐震状況を伺います。

上下水道部長（上島宏夫君） 市内の下水道管、管渠の耐震状況についてお答えします。市街地の公共下水道事業における管渠の総延長は約140キロメートルあり、うち幹線管渠の延長は約16.4キロメートルでございます。現在、管渠の更新事業と併せた耐震化対策は基本的に市内の主要道路に埋設されている腐食と経年劣化が著しく、陥没の恐れのある幹線管渠から整備を進めており、平成24年度から平成28年度の長寿命化計画によって幹線管渠の更新、耐震化率は9.6パーセントになる予定であります。公共下水道事業の管渠は昭和53年度から整備を進めており、管渠の耐用年数は約50年となっております。現時点では耐用年数や管渠の経年劣化等の状況と財政計画等を見ながら、管渠の更新、耐震化を進めてまいりたいと考えております。

6番（大迫勝史君） 例えば、現在のそのような状況でですね、このマンホールトイレが本市で活用可能かどうか、当局の認識を伺います。

上下水道部長（上島宏夫君） 今までの災害を通じて、避難場所ではにおいなど不衛生なトイレに対する不満があげられ、トイレを我慢することにより健康被害もあり、トイレの環境の確保の重要性が認識されてきました。この課題に対応できるように、現在大都市部では市内の地域防災拠点にマンホールトイレを整備しているところでもあります。マンホールトイレとは地域防災拠点である、例えば学校、公園等の敷地内に道路の下の下水道管と結ぶ排水管を埋設し、この排水管の上に数か所マンホールを整備し、災害時にはこのマンホールを開け簡易トイレやテント等を設置し、プールや貯水槽などの水を利用して下水道管に流す方式となっております。また、下水道管につながず敷地内に貯水槽を整備し、使用後に汚泥を回収する方式もあります。マンホールトイレを整備するためには、地域防災計画及び下水道総合地震対策計画に位置付けられた避難所であることと、敷地面積が1ヘクタール以上が交付金事業の対象となっております。平成23年度に策定しました本市の地域防災計画では、マンホールトイレについては記載がなされていないのが現状であります。今年度に、地域防災計画の見直しを行っており、まずはこの地域防災計画の中で避難所の場所、避難者の数、周辺の下水道の整備状況等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

6番（大迫勝史君） 是非、新しい防災計画の中ではしっかりそれを取り入れていただきたいと思えます。トイレは水、食料とともに重要なライフラインの一つであると捉えるべきではないかと考えております。水や食料はある程度我慢もできます。しかし、排泄は待たないであります。本市に災害用の携帯トイレ、簡易トイレの備蓄があるかお尋ねいたします。

総務課長（奥田敏文君） 災害時のトイレに関しましては、議員御指摘のとおり、重要な問題であるとは認識しておりますけど、今携帯トイレ、簡易トイレと呼ばれるものを災害備蓄用の資機材としては、今保有しておりません。市といたしましては、先ほどもお話ししました避難所への仮設トイレの設置体制というものを整備したいというふうに考えておりますけど、各家庭で非常持ち出しの際にですね、食料、飲料水と同じくポケットティッシュサイズの簡易トイレというものが販売されておりますので、このようなものをまた備蓄していただくように周知をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

6 番（大迫勝史君） はい。本市にないということでございますので、将来的には今後、下水道のほうからおっしゃっていただいたその防災計画の中で、しっかりですね、本市としての備蓄もできればなと思っておりますが、そしてこの家庭用で各々準備をさせたいということであればですね、おっしゃったようにしっかりとこれから周知のほう、そして製品の紹介など広報誌などを使ってですね、しっかり周知に徹底していただきたいと思います。

災害時トイレ管理士という資格要請の研修を民間NPOが行っております。専従職員の育成という観点で必要性があるのではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

総務課長（奥田敏文君） 今、御質問の災害時トイレ管理士というのは大規模災害の際の避難所などにおいて、トイレを使用する際の順番待ちによる混乱、プライバシーの確保など様々な問題を未然に防止し、避難者が快適にトイレを使用できるよう管理、調整する役割を担っているというふうに認識をしております。御指摘のとおり、NPO法人が現在は提唱する資格になっておりますけれども、市といたしましても避難所のトイレ問題は重要であるというふうに受け止めております。今後、避難所を運営する職員等を対象に、研修会等が実施できないかを含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

6 番（大迫勝史君） はい、よろしくそのようにお願いいたします。排泄は我慢できない生理現象であります。3.11では発災後、3時間以内に31パーセントがトイレに行きたくなり、9時間以内にトイレに行きたくなった人は全体の78パーセントで、また阪神淡路大震災のときには3時間以内に55パーセントという回答があり、災害時におけるトイレ対策の緊急性が分かる結果となっております。また、過去の災害では対応が迅速でなくなれば機能しない水洗トイレはたちまち悲惨な状態になり、トイレに行くのが嫌で水分や食事を控えてしまう傾向があり、その結果体力低下によりインフルエンザなど呼吸器感染症にかかりやすくなったり、脱水症状やエコノミー症候群等による命の危険もあります。設置から衛生管理等、女性、子ども、高齢者、障害を持った方に対応するために、様々な工夫や平時から計画、準備、運用など防災訓練時に併せて訓練に組み込むとか、綿密な体制づくりが必要だと思っております。答弁を求めます。

総務課長（奥田敏文君） 議員御案内のとおり、災害時にトイレが使用できないということで、避難所の方の体調変化、あるいは体力低下によって非常に命の危機さ生じる問題について大変重要なものだというふうに認識はしております。災害時の避難所等のし尿処理につきましては、奄美市地域防災計画の中で災害発生時、断水した場合には学校のプール、河川等で確保した水を利用して、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備するなどが定められているところでございます。この地域防災計画につきましては、先ほど申し上げましたが、今年度改定するというので現在作業を進めております。この中で更に綿密な計画、準備、体制づくりを行うとともに、防災訓練などにつきましても、仮設トイレの設置、運用の訓練が行えないかなどを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（大迫勝史君） はい。どうか一つよろしくお願いいたします。

次に、6番ですが、⑥ですが、これは特段防災行政とは関係ありませんが、トイレつながりでこの項目で質問させていただきます。高齢者、障害お持ちの方々から何度か要望受けております、地下1階の障害者用トイレをシャワートイレにしてほしいとの要望であります。庁舎解体まで2年ほど期間があると思っておりますが、今は低価格の機材もあります。最低価格の機材で3、4年は使用に耐えうるようですので、それほどの予算はかからないと思っておりますが、お願いをしたいのですがいかがでしょうか

か。

財政課長（前田和男君） 御質問の現庁舎の多目的トイレを、洗浄機能付きトイレにできないかということですが、トイレ内にコンセントがありませんが、早急にして、年度内には設置に向けて努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（大迫勝史君） どうかよろしくお願ひします。ありがとうございます。

続きまして、人口減対策、子育て支援ということで、奄美大島総合戦略推進本部のアンケートで回答者の8割が島内居住継続希望であり、子育て世帯の63.9パーセントが医療費助成の拡充を行政に期待しているとの報道がなされたことに対して伺います。過日当局より、長期スパンの人口減対策の施策の説明を受けたばかりであります。人口を減らさない施策の一つとして、子どもを産み育てやすい環境づくりも重要になると思います。これまでも私や同僚議員の幾人もがたびたび取り上げてきた問題でもあります。恒久的な財源確保が厳しいことは重々承知の上で質問をいたします。改めて質問いたしますが、現行の就学までの助成を義務教育終了時まで拡大するとどの程度の追加財源が必要なのか、お示しをください。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） あくまでも推計でございますが、国民健康保険制度の7歳から15歳までの各年代ごとの1人当たり医療費を基に試算を行いました。所得制限や自己負担がない助成を行う場合は、中学校終了までで約4,300万円の財源が必要となります。

6番（大迫勝史君） 7歳から15歳まで追加すると4,300万円必要ということですか。ああ、分かりました。この算出方法の根拠はどのように、要するに病院の受診回数とかそういうものにしてるんですか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） すべての医療費を細かく計算するのは、大変困難でございますので、ただいま申し上げましたとおり、7歳から15歳のそれぞれの年齢、1人当たりの医療費を算出いたしまして、その、今やっている就学前までの医療費プラス今度は7歳から15歳までの医療費を、国保から推計した医療費を、推計をいたしました金額がこの約4,300万円ということでございます。

6番（大迫勝史君） すいません、ちょっと分かればいいんですが、現在就学時まで助成している額が分かりますか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 現在の市の一般財源を使っている費用は、約4,800万円、それに県の補助金が1,760万円ございます。この、一般財源と別にですね。

6番（大迫勝史君） そしたら、市の持ち合いとしては9,000万円ぐらいということですね、今、はい。それではちょっとお尋ねしますけど、現在たばこ税が毎年3億8,000万円前後、4億円超えの年もあったと記憶しておりますが、市税の収入としてのたばこ税の一般財源に対する依存、依存度を示してください。

財政課長（前田和男君） お答えします。市税に対するたばこ税の割合でお答えさせていただきます。平成24年度から年度別に申し上げますと、平成24年度が9.70パーセント、平成25年度が10.66パーセント、平成26年度が10.01パーセントとなっております、10パーセント前後で推

移している状況でございます。

6番（大迫勝史君） 市税の約1割ということでございますが、このたばこ税の収入を特定財源化という、ないんですが、このたばこ税一部をこの義務教育終了時までの財源として充てる考えはどのように。できないことでもありますかね。

財政課長（前田和男君） 小児，医療費助成の財源にたばこ税という考え方でございますが，財政分析上ではたばこ税を含む地方税は一般財源と定義されております。従いまして，財源の用途が特定されている特定財源とはできませんので，財源を明確にして充てるということとはできないというふうな認識を持っております。以上です。

6番（大迫勝史君） はい。1回財布に入ってしまったものを，その中の一部をこれに充てましょうということとはできないってことですね。なるほど。

それでは，10月27日に県町村会が喜界町にて総会を行っており，町村会全体の重要要請事項として子ども医療費助成制度の拡充について，義務教育終了時までの医療費助成を国の制度として創設することを県から国へ要望することという項目がありました。先の国会においても小児医療費の助成拡充をしている自治体にペナルティ課すのおかしいのではないかと議論が噴出しており，この点については改善の見通しがあります。本市においても前向きに取り組み，子どもを産み育てやすい環境づくりに努力すべきであると思います。人口減対策の有効な施策だと思っておりますが，朝山市長が在任中に段階的にでも何とか方向性が見出せないかをお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） 大迫議員にお答えいたします。議員お話のとおり，私の市長就任時のマニフェストに掲げました長寿，子宝の島らしい福祉政策の推進を実現するため，市民福祉増進に向けた諸施策をこれまでも進めてまいりました。1期目における人口減対策，子育て支援につきましては，乳幼児医療の全額助成，学童保育運営支援等を実現いたし，一定の成果を見たものと考えております。2期目のマニフェストにおきましても，もっと1汗宣言の一つとして，引き続き子育て世代を支援していくことを掲げているところであります。子ども医療費助成制度の拡充につきましては，先の議会におきましても，多くの議員の皆様方から御提言をいただき，このことについての陳情も採択されましたことから，市民の関心も高い政策であると認識いたしております。また，同時に本市施策の拡充にあたりましては，将来的に持続可能なものであることを考慮し，恒久的な安定財源を確保する必要がございます。議員のただいまのお話のとおりであります。財政状況を踏まえ，慎重に検討させていただいておりますことは，現時点でも変わりございません。今後，市全体の新年度予算の編成を進めていくにあたりまして，ただいま申し上げましたことを総合的に判断いたしまして取り組んでまいる所存でありますので，御理解をいただきたいと存じます。

6番（大迫勝史君） はい。市長は大変前向きにこの問題に対して臨んでいるということは重々伝わりました。よろしく願いいたします。

本市として，市長としての今お覚悟は，今伺いましたが，また別な方法といたし，一つちょっとお聞きしたいんですが，平成25年度奄振法の一部を改正する法律案の概要に以下の項目があります。その概要の③に定住の促進にかかる支援措置の充実等，奄美法，小笠原法の中でも，この法律の基本理念を創設，目的規定に定住の促進を図る旨等を追加するとともに，介護，医療，防災，自然環境保全，エネルギー対策，教育に係る事項を配慮規定に追加するなど，定住環境の改善に向けた規定を措置するとあります。また④に，国等の支援体制の強化では，奄振法の主務大臣に厚生労働，文部科学，経済産業，環境の4大臣を追加するとあります。奄振も恒久的な財源ではありませんが，こ

の文章を読むとですね、この定住促進の中にこの医療費支援も入るんじゃないかと解釈したわけですが、先ほど言いましたように奄振も恒久的な担保される財源ではありませんが、ソフト面を中心に自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しするために創設されましたこの交付金制度を活用した義務教育終了時までの医療費の無償化を広域的な施策として取り組めないか、可能性について伺います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 現在、国におきましては厚労省の有識者検討会で、子ども医療費の無料化についても議論をされているところであります。ただいま、その動向を見守っているところでございます。議員御提言の公益的な施策の取組につきましては、市町村によって財政等様々な事情が異なる面もあるかと思っておりますので、先ほど市長が申し上げましたとおり、まずは奄美市全体の予算編成の中で総合的に判断して、実施の可能性を探っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

6番（大迫勝史君） はい。群島の中には既にやっているところもあるということで、そういうこの不平等さというか、そういうのもあると思っておりますのでどうかなと思いはしたんですけど、一つの方法として方法としてですね、取り組めないかと思って提案した次第でございます。

それじゃ、次の質問に入ります。観光行政についてでございますが、奄美群島特例通訳案内士制度について現在の取組の現状と課題を伺います。これ、元野さんもしたっけ。すいませんが再度お願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 昨日元野議員にもお答えいたしました。クルーズ船の寄港の増加、世界自然遺産登録に向け外国語での観光案内等が可能な通訳ガイドの育成は急務と考えております。奄美群島広域事務組合が事業主体となり、来年1月に希望者を募集し、2月から研修を行う予定となっておりますので、本市におきましても奄美国際懇話会など市民への周知を図り、特例通訳案内士登録者の増加に向け、積極的に働きかけてまいりたいと思っております。以上です。

6番（大迫勝史君） 今、計画ですよね。この予想される課題とかいうの、ありますか。

商工観光部長（菊田和仁君） 広域事務組合が主体となりますけど、最初やっぱり募集の目標を、広域事務組合が当面60名ほど予定していると伺っております。奄美市で当面20名。これだけの人が実際集まり、またこの資格を取れるのか、そこのところがちょっとスタートしてみないと分からないところだと思っております。以上です。

6番（大迫勝史君） そうですね。募集して、どれぐらいの方が応募してくれるかということが一番あれじゃないかなと思っておりますが、この養成したとしてですね、幾らかのガイド料とか収入になると思うんですけど、同様のシステムを沖縄県でもやって先行しておりますが、沖縄県のそのガイド料のシステムはどのようになっているか、お分かりでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） ちょっと沖縄県県庁のほうにお尋ねしたお話をちょっと説明いたします。沖縄県の特例通訳案内士は英語が68人、中国語が109人、韓国語が27人が登録されております。通訳案内士を利用するにあたりましては、個人または旅行エージェントが沖縄県のホームページに掲載されている登録リストを活用し、それぞれ、それぞれで依頼をしているということでございます。ガイド料でございますが、ガイド個人個人で異なりますが、沖縄通訳案内士会が定める基準が一つの目安になっているようです。1日8時間で2万5,000円から3万5,000円、半日4時

間で2万円から3万円と伺っております。以上です。

6番（大迫勝史君） 先々世界自然遺産登録地となって、外国の方々もいっぱいお見えになれば、大変こういう需要も出てくるのじゃないかなと思っておりますが、やはりこの行政と並行してですね、そういうシステムの構築もですね、しっかりやっていかなければいけないかなと思っております。取り組み方、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、フィルムコミッション活動について伺います。地域の活性化や文化の振興、観光振興を図るために、映画撮影の誘致や撮影ロケやエキストラの協力活動などを行う、フィルムコミッション活動について伺います。映画のロケがある場合の、その対応と流れをお示ください。

商工観光部長（菊田和仁君） 御質問の件につきましては、今年度も島尾敏雄氏を題材とした映画のロケが加計呂麻島を中心に島の各所で行われました。その際のロケにおいては、映画会社から直接本市へ協力依頼があり、ロケ地の選定からボランティアスタッフにかかわることなど、地元の知識やネットワークが必要なことなどについて、市のほうで人的協力を行ったところです。また、一昨年の2つ目の窓や昨年のスイス映画、ビッグ&リトルのロケについても、NPO法人鹿児島フィルムコミッションからの要請により、本市が同様の協力を行っております。以上です。

6番（大迫勝史君） 直接、映画会社等から、制作会社からこう話が来るといってございますが、現在市民ボランティアのグループがフィルムコミッション的な活動をしていると聞き及んでいます。今、部長がおっしゃいました鹿児島県のそのフィルムコミッションの団体は、県の助成を受けております。鹿児島県には1団体でございますが、沖縄県には離島含め複数の団体が存在しているようです。この、今活動をしている市民グループがNPO化など正式な常設団体として設立された場合には、本市として財政的なことも含めた支援が可能かどうか、お示しをいただきたいと思っております。

商工観光部長（菊田和仁君） 御質問のありました市民ボランティア団体につきましては、映画2つ目の窓の際にNPO法人鹿児島フィルムコミッションから御紹介を受け、御協力をいただいたところです。NPO法人として設立した場合の財政支援についての御質問ですが、他のNPO法人も同様でございますが、団体が設立されたことよっての財政支援は特にございません。なお、NPO法人鹿児島フィルムコミッションにつきましては、鹿児島県が映画やテレビ番組ロケ誘致による観光振興を目的に財政支援を行っております。映画ロケは奄美市のみならず、奄美各地で行われることが予想され、今後メディアプロモーションの取組の必要性について、広域的に議論される中での課題であろうと考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） はい。今、御答弁がありました広域的な取組でやるべきだろうということでございますが、例えばこの国の事業である地域おこし協力隊事業で本市で対応することはできないかどうか、伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） 地域おこし協力隊が使えるかどうかの以前のお話になろうかと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、フィルムコミッションの活動支援については広域的な取組を前提とした議論が先であろうと考えておまして、地域おこし協力隊を活用することについても、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。以上です。

6番（大迫勝史君） 今、本市において活動しているメンバーは大変熱い情熱を持っておりまして、奄

美をもっと全国に広めたいとか世界に広めたいとか、しっかり奄美の文化、伝統をですね、売り込みたいという熱意ある方々でございますので、しっかりサポートしていただきたいなと思ったんですが、一応また本人、そのボランティアグループのみの活動をしっかりやっていただいて、実績を作っていたらいいなと思っております。

では、次の質問に移ります。奄美ナンバーの普及についてでございますが、6月議会の一般質問にて提案いたしました奄美ナンバーに切り替える特典について、当局からJAL株主優待券の抽選等が考えられるとの答弁がございました。この奄美ナンバーに切り替える際の市民への特典についての、このJAL株主優待券の抽選等について、その後どういう検討がなされたか伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） 6月議会で申し上げました、JALではなくでJACですね。JAC株主優待券の活用による切り替え促進については、現在実施いたしてはおりませんが、奄美ナンバーの普及についてどのような取組ができるのか、検討を重ねてきたところです。具体的な取組として、まずは車検時における切り替え促進を図る必要があるとの判断から、整備事業者を通して車検時に奄美ナンバーへの切り替えの案内ができないか、奄美大島自動車整備振興会と協議を行いましたところ、群島全体の整備事業者に協力をお願いできるというお話でありましたので、現在その準備を進めているところでございます。JACの株主優待券の活用による切り替え促進についても、今後の状況を見ながら引き続き検討させていただきたいと存じます。以上です。

6番（大迫勝史君） はい。大変楽しみにしている市民もいらっしゃいますので、しっかり取り組み方をお願いしたいと思います。

ミカンコミバエを省いたりいたしましたので、ちょっと早いですが以上を持ちまして私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時16分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時30分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 多田義一君の発言を許可いたします。

19番（多田義一君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民新風会の多田義一でございます。一般質問最後の質問ではありますが、よろしく願いいたします。

はじめに、10月に行われました議会議員選挙では市民の皆様方に大変お世話になりました。私ができることをこの4年間しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも御指導のほどをよろしく願いいたします。

さて、今回はこの11月から大変大きな問題となっております、ミカンコミバエの件は今般の一般質問において、多くの先輩議員やまた同僚議員の皆さんが質問をされました。ここで詳しい内容は私のほうからは申し上げませんが、ただ1点だけ確認したいのは、これは自然災害でもありますが、私は人災の被害がかなり大きかったのではないかとこのように思っております。そのような背景の中で、これから行政、また国や県に挙げていく要望としては、この人的な被害があったということを常に訴えていきながら、極力多くの事業者の皆さんやその関係者の皆さんに補償や今後の安定、安心を図れる政策を打ち出していただきたいと思います、このように強く要望をいたします。

さて、奄美市の今後の最大の課題は人口減少と経済、産業振興であると考えます。人口減少に関しては、危機的状況にあると思われれます。すべての政策は人のためにあるわけですが、すべてを支

えているのも市民であります。このまま減少が続けば経済のバランスが崩れ、奄美市での生活が厳しくなっていくものと思います。この現状に目を向け、しっかり対策を取っていくことしか、改善はありません。子育て支援、教育、経済対策、福祉政策、すべて重要であると思います。その中でも、成果、また結果がすべてであり、成果が出なければ思い切った方向転換も必要であると思います。人口を増やす方法として、私が読んだ書物にこのようなことが書かれていました。子どもが生まれたときの出産祝い金を1,000万円にしたら、人口は増える、とのことでした。現実的にはかなり難しいと思いますが、多くの政策に精通するヒントがあると思います。奄美市独自の政策を打ち出し、国内に広く目を向け、他にない町を目指し頑張っていくことが成果を残していける道だと思っておりますので、職員の皆さんとともに政策の提案を行ってまいりたいと強く思いました。また、交流人口を増やしていくことも大変重要であると思います。その中でスポーツアイランドを掲げ、重要政策として取り組んでいる中、DeNAベイスターズのキャンプや、また新日本石油を始め多くの社会人野球チーム、大学チームなど奄美市に訪れております。陸上に関しては多くの企業がキャンプを行っています。今回は10月の25日には奄美で初となるサッカーの公式戦がありました。新しい道が開けたことを大変嬉しく思います。そこで質問いたしますが、このサッカーであった経済効果を含め、どのように捉えているのかお伺いをいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは多田議員にお答えいたします。議員御案内のとおり、奄美では初の開催となりますJFL公式戦、鹿児島ユナイテッドFC対SP京都が本市の名瀬運動公園陸上競技場で開催されました。その際、私も歓迎の御挨拶をいたしましたところであります。当日は晴天に恵まれまして、多くの少年サッカーチームや市民、サッカーファンなどが観戦に訪れておりました。大会運営本部によりますと、今シーズン最多の3,076人が観戦し、うち島外からの観客数が推定で約700名、選手関係者が70名、マスコミ等を含めると780名が来島したと伺っております。この来島者を滞在日数1人平均2泊3日の延べ2,340人に1人1日当たりの消費額、飲食費や宿泊費、交通費等でございます。消費額の2万4,324円を乗じて試算した約5,700万円が観光消費額、いわゆる経済効果と推計いたしております。今回、JFL公式戦の奄美開催には鹿児島ユナイテッドFCのJ3昇格を目指すためにも、初の離島開催というチームの意向の上で実現をいたしました。普段は島外でしか見ることのできないプロスポーツの公式戦が島内で実現した今回の公式戦は、子どもたちに大きな影響を与えたことと存じます。今度とも引き続き、議員のお話のとおり、奄美のスポーツの発展、レベルの底上げに向け、スポーツ合宿等の推進を進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

19番（多田義一君） はい、ありがとうございます。このサッカーの競技人口っていうのは、奄美大島の中でも大変多いと聞いてますし、当日はやはり3,000名を超えたっていうお話も聞きました。通常、鹿児島で行われている試合で言うと、ここまでやはり人は集まらないであろうと。それだけ、やはり島民の皆さんの関心が非常に高かったのではないかなと思われまので、できたらですね、やはりこの鹿児島県内におけるサッカーのプロチームっていうのは、この鹿児島ユナイテッドしかないと思いますが、ここもやはり鹿児島県挙げてっていう取組の中で、奄美市としてもやはりその試合の候補地、若しくはキャンプの候補地としてですね、今後活動をしていていただきたいとこのように強く思っておりますので、関係する皆さん方も多数この市役所内にいたと思いますが、今後とも、まずはやっぱり人の動きがなければこのようなことは開催できなかった、であろうと思っておりますので、今回中心になられた方々がまた次にこうつなげていこうと思えるような後押しをですね、是非行

政のほうでもやっていただきたいとこのように強く思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、実は三儀山の陸上競技場、ここで今回サッカーが行われました。考えられるスポーツ競技としては、恐らくあとラグビーであったり、その運動会とかでは当然使うんでしょうけど、プロとして、競技大会として見たときには、サッカー、ラグビーが、等が挙げられると思ひますが、その基本的な整備の中で、例えばこういう整備をしたいっていったときに、最終的にどの課がその掌握をして決済をするのかっていうのを、少しちょっと確認のために、まず質問したいと思ひます。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それではお答えをいたします。競技場の整備ということになりますと、通常の管理は指定管理者にお任せをしておりますが、そういったことになれば市のほうが判断をするということになります。担当をしている部署ということであれば、教育委員会がまず入り口になりますので、教育委員会のほうに挙げていただいて、市のほうで判断をしていただくということになろうと考えております。

19番（多田義一君） はい。通常の管理業務は指定管理者ですね、その他大きな施設改修にかかわるのは担当課のほうでということですね。でですね、今回私がなぜこういう質問をしているかと申しますと、今回のサッカーの関係者からお伺ひした話の中で、その競技場に対してまっすぐコートが取れなかった。多少斜めに向いてたらしいんですね。というのは、サッカーで使う横幅、僕はちょっと何メートルなのか詳しくは分かりませんが、ちょうどそのライン上にあとあとお聞きをしたところ、その陸上競技で使う何かピストルか何かの、その何か設置したっていうんですよね、平成26年に設置をしたと。この設置すること自体は別に僕は問題ではないと思ひんですが、それがスポーツ競技に与える影響というところをしっかりとやっぱり考えた上で、そういうスポーツ競技場っていうのはすべてにおいて言えることだと思ひますが、そういう障害があつてはいけないと思ひんですよね。当然、安全でなければいけないと。つてしたときに、およそいろいろデータの集積や蓄積、今の情報社会ですから、調べようと思つたら調べられると思ひますが、実際にその競技に携わっている人たちっていうのはよりこう分かるっていうのが現状だと思ひんですよ。であれば、やはり改修工事とかそういう前に、必ず想定できる競技者の皆さんとこう相談をしながらやる必要が僕はあるんじゃないかなと思ひますが、その辺はどうでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今回のそのサッカーの公式戦につきましては、今年の1月か2月ぐらいに鹿児島ユナイテッドFCのほうからお話がありまして、実際に下見にいらつしたということでございます。それと、今年のそのあと4月から5月ぐらいには、主催者でありますJFLの方も見えて、競技場を確認をしているということでございます。その際には特にサッカーをするについての支障があるというような話は伺っていないところでございます。それと、その先だつての公式戦のときにも、確かにそのスターター用のコードをつなぐ設備がそこにあります。そこには、通常、グラウンドの外になります、そのサッカーで引いたグラウンドの外になりますけど、コーナーキックとかでこう後ろに下がるということもあつたもんですから、そこには人工芝のマットを敷いて、その辺の保護対策は取つたところですよ。試合後についても、この件について問題があつたというようなお話はこちらのほうに来てはおりませんが、今議員がおつしたように、陸上競技場としての整備でございまして、そのほかで使う可能性があるということでございますので、その辺はまた、各競技団体、そういったところとも今後はしっかりと連携をして、情報を共有しながら整備を進めてまいりたいとこのように考えております。

19番（多田義一君） やはりこう施設整備っていうのは大変重要なことだと思ひんですよ。僕はそれ

自体をどうのこうの言うわけではないんですが、ただ、やっぱ正直ですね、感じるのは、市長、ここは僕、非常に大切なことだと思うんですよね。と申しますのも、奄美市の総合計画の中にこの市の方向性っていうのは書かれているわけですよね。ここにやはり項目をしっかり入れて、スポーツアイランドの推進っていう文言が入ってます。その中で、やはりスポーツアイランドの構想の推進や交流人口の拡大を図るため、国内外のトップアスリートによるスポーツ合宿、大会の誘致、このような文言がしっかり入ってます。ね、ここはもう、再度確認するわけではないんですが。あと、細かく言うとこのスポーツからの振興を地域にも根差そうっていう拠点施設なんですよ、三儀山っていうのはそうですし、またほかの施設も運動で常に使われていると思います。それは笠利の太陽が丘も含めて、これは市の総合計画の中にしっかりとうたわれてる計画の一端だと私は認識をしておりますが、実際にこう管理だけが目的に、僕は何かちょっと感じるんですよ。って言いますのも、実際にこのスポーツアイランド関係のホームページを見たところ、スポーツ合宿等で来た人数等の公表されてるんですが、平成19年度で止まってるんですよ。19年以降は更新をされてないです。されてないっていうか、数字を出してないんですよ。それが意図的に行われているのかどうかは分かりません。最終更新日っていうのが2013年です。ってことはもう既に2年以上前ですよ。実質、その前回、何年前でしたかね、全日本の女子バレーも来ましたよね。女子バレーも来た。今回、サッカーの大会もあった。多くのそういうスポーツ関係者来てると思うんですが、なんでそれを公表しないんだろうかって、僕すごく思うんですよ。それも一つの成果ですよ。島外の方たちに見せる絶好の機会だと思うんですけど、そういう更新をしない。実質、こううたわれている中は、内容のことですよ。スポーツアイランド構想を推進すると。このスポーツ関係者はこの競技を、誘致をしていきたいと。こういううたわれてると、実際にこう皆さんが外に公表したいっていうのと、すごくこう分かりづらくなって思うんですよ。ちなみにですね、このスポーツアイランド推進っていう、今僕が持っている資料の中で、スポーツアイランド協議会運営事業、これは分かります。横浜DeNAキャンプ受入協力会事業、これも理解できます。グリーンキーパー育成事業って入ってるんですよ。このスポーツアイランド推進ですよ、推進っていう部分で、グリーンキーパー育成事業、これは何を意図してここに入れているのが僕はちょっと理解ができなかったんですが、どういうふうな理由でこのスポーツアイランドの推進っていう部分からグリーンキーパー育成事業。って僕は何を言いたいかって言うと、管理に力を入れてますよって伝えたいのかなって感じるんですよ。島外の方に。奄美市としては管理に力を入れていきますよ。その辺、ちょっと僕が誤解があればいけないので、説明お願いできますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） そのグリーンキーパーということですが、これは芝の管理、それから野球場のスタンドとかそういったところも芝がありますので、そこの管理ということでございまして、これも市がずっと進めております、野球チームの誘致をずっと進めておりますが、その中で施設の管理上、そのレベルを満たすためにはそういったものが必要だということで、導入をしたものでございますので、御理解をお願いいたします。

議長（竹山耕平君） その更新の件。ネットの、公表というか、更新と言いますか、その件につきましてお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 大変申し訳ございません。私どもそのスポーツアイランド協会の中でのホームページ等が更新されてないということ、今分かりまして、そこら付近含めて、また改めてそういったデータ、あるいはスポーツ合宿の情報発信含めて、今後しっかりと立て直していきたいと思っております。以上です。

19番（多田義一君） はい。まず、ちょっと先ほど局長のほうからありましたが、その3年前の球場

改修から確かにその事業入ってるんですよ。入ってるのは僕も知ってるんですよ。分かってるんですが、あえてこのスポーツアイランド推進、推進しますよっていう中にグリーンキーパー育成事業って入れる必要は何なのかっていうことなんですよね。なぜそれを出して、だからやっぱり施設管理に力を入れてるんですよっていうのが伝えたいメッセージなのか、ですよ。事業内容は僕も分かりますよ。今回、横浜ベイスターズ、DeNAベイスターズの皆さんがキャンプに訪れるようになって、施設も大規模改修があったので、それなり、ちゃんとやっぱ専属したグリーンキーパーの方を入れようと。ちなみに、このグリーンキーパーって今専属でいらっしゃるんですか。奄美市が抱える中で専属していらっしゃるんですか、そこ、ちょっと教えてください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） ただいま、三儀山の運動公園を指定管理で出しておりますけれども、その指定管理に出しております指定管理者の職員の中に、そういった専門の知識を持った職員がいるということでございます。

19番（多田義一君） もう、これ以上聞きませんが、結局は市が推し進めているこの中の政策の一部、この事業は指定管理者である開発公社にしかないっていうことですよ、確認しますけど。奄美市の事業において、指定管理者の指定先の人間がそういう人間っていうことでここに記載されているっていう認識でいいんですよ。てことになりますよね。奄美市が抱えている職員でも委託でも、委託じゃないわけですから、そこにいるわけじゃなくて、奄美市が発注して出してる指定管理者の中にグリーンキーパーの方がいらっしゃるっていうことですよ。確認です。

議長、分かりました。

議長（竹山耕平君） よろしい、はい。

19番（多田義一君） はい。分かりました。ここは多分、聞いても、多分そういうことですよ、事実ですね、それが。はい、分かりました。部長、商工観光部長、先ほどその数字を見てない、分からなかったということでしたが、結局ですね、市長、これが僕、今の奄美市の現状だと思うんですよ。そのスポーツスポーツって、皆さんすごくおっしゃってますし、この項目の中にもしっかりとうたってますよね。しかしながら、こういう細かいとこだと思うんですけども、結局は島外の方に来てもらうっていうことは、情報的にはこのホームページがまず第一なんですよ。このホームページの、結局どういところが来てますよ、どういう団体が何名ぐらい来てますよって、平成19年で止まってるっていうことは、そのあとどうなんだと。実質、今奄美市の状況ってどうなんですか。数字的に伸びてるんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、手元に資料はございませんが、ほぼ横ばい、ここ数年横ばいで、1団体程度ちょっと減少しているかと思いますが、そういった状況です、はい。

19番（多田義一君） 私が聞いたところによると、徳之島のほうに最近が増えていってると聞くんですよ。徳之島町さんは恐らくはすごく力を入れていると思います。これ、何もせずにこのままいくと、恐らく奄美市は今から減りますよ、確実に。減っていきます。今の状態であればですね。なので、もう一度そのスポーツっていう部分に関して、再度考え直して、どういうふうに取り組んだらいいのかっていうのをもう一度ですね、全庁内で議論をした上で、しっかり対策を取っていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間もないので次の質問にいけますが、その、今私いろいろ質問をしてきましたが、野球に関して言えば恐らくサブグラウンドの整備っていうのは、いろいろ今まで言われてきた

と思います。サッカーに関しても利便性を考えると、エリアの住み分け等々もしていく必要があると思いますが、この施設整備に関して、今後どういうふうな計画があるかお聞かせください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） サッカーグラウンドの整備の計画ということでございますけれども、現在、奄美市のほうでサッカー場として使える施設といたしましては、先ほど言われました名瀬運動公園の多目的広場、それから旧大島工業高校のグラウンド、それから古見方の多目的広場、太陽が丘の陸上競技場において、サッカー競技に利用していただいているところでございます。そのほかにグラウンド整備の計画ということでございますが、議員がおっしゃいましたように島外、あるいは県外、そういった実業団ですとか合宿、そういったことに誘致に、ということを考えますと、そういった施設があればそれは強みになるというふうに考えるところです。しかしながら、今後の整備計画ということにつきましては、多額の費用がかかるということ、それから整備可能な場所の選定、そういったことも必要になってくるというふうに考えております。それと更にですね、市内のサッカーの競技団体のほうからは、古見方の多目的広場の施設を整備、充実をしてほしいという要望も受けているところでございますので、目下のところは現在ある施設、それを充実、強化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

19番（多田義一君） はい、分かりました。確かに古見方の多目的広場の改修事業とかいうのも入ってますし、今からそのように改修されるんだろうなと思いますが、いかんせん利便性がすごく悪いんですよ。例えば、子どものサッカー会場として、三儀山、古見方の多目的であったり、また工業のグラウンドであったりですね、すごくこう市内の端と端と端みたいな感じで飛んでるんですよ、今。のが現状で、これは市内の小・中学校、また高校含めて、高校の場合は独自のグラウンドが大きいのでどうか分かりませんが、小・中学校または小学校の大会等はそのようになっているのが現状だと思います。また、ここに輪をかけて例えば県大会の誘致であるとか、そういうのを考えたときには、例えば笠利の太陽が丘の向こうでサッカーのコートがもし何面か取れるような場所があれば、向こう1か所でできたりですね、またプロの誘致であったり、いろんな可能性が広がってくると思いますので、今後の計画の中に、是非その笠利もですね、視野に入れて検討していただきたいとこのように思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。現在は間違いなく情報社会であり、民間力も経済がすべてにおいて情報を中心に動いていると思います。そんな中、先日、先々日もありましたが、インターネット光の整備状況がまだ未整備地区があるということで、これは住用・下方・古見・上方・笠利、その一部ということでしたが、未整備地区であります。今回、とりわけ笠利における質問をさせていただきますが、笠利地区に関してはホテルなど観光関連施設が数多くございますが、まだ未だに未整備地区となっております。今後の計画があればお示しをいただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） 笠利地区におきましては、光回線によるインターネットサービスが提供されていないため、商工、観光関係の団体から光インターネット環境の整備について要望書が提出されておりますのは、御承知のとおりです。光回線の整備は住民のインターネット利用環境や仕事の効率性、また新たなビジネスの創出や観光交流人口等の拡大等につながることを期待され、大変重要なことと認識しております。しかしながら、光回線の整備は多額の予算が必要で市単独での事業実施は難しいため、国へ新たな支援制度の創設、また併せまして奄振事業を活用した広域的な整備の可能性について協議を行っているところであり、昨日の答弁でも申し上げましたが、平成29年度からの事業実施を目標に可能な限り早期整備に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

19番（多田義一君） はい。29年度ということで来年、再来年度からの事業導入を目指している。目指しているということではありますが、実質ですね、この観光産業っていうのが大きな柱となっているこの奄美群島において、やはり笠利地区に宿泊をされる皆さんの御意見っていうのは数多くあるんですが、やはりネット環境のこの不備っていうのは相当大きく響いているのが現状なんですよね。どれだけきれいな箱物を造ったって、結局重要なところが整備されてないっていうのが、今の現状であるんですよ。そこを考えると、やはりこれから世界自然遺産等に向けて、奄美群島一致に頑張っていくってするときに、名瀬のホテルはそういう施設が整ってますよね。整ってますが、笠利に関して言うと光が通ってないっていうことは、通信の容量に制限がかかってくるんですよ。ということは、仕事で使いたくても使えないと。それでホテルをキャンセルされて名瀬の市内のホテルに泊まるお客さんも多くいるって聞きます。やはり、これは笠利のその商工業関係者の切実な願いだと思っておりますので、できるだけその早い整備をお願いしたいと思います。

次に、工業高校の跡地利用についてですが、その工業高校の跡地利用の成果と管理、また家賃などどのようにしているのかをお伺いしたいと思います。

企画調整課長（三原裕樹君） お答えいたします。議員御案内のとおり、旧大島工業高校跡地は県の公有財産となっております。そのうち、本市が県から借用しております施設につきましては、旧第3号棟、それからグラウンド、体育館、武道館とその周辺を一部駐車場として借用をいたしております。グラウンド、体育館、武道館につきましては一般開放し、多くの市民の方々に利用をいただいているところでございます。また、旧3号棟の2階・3階部分を平成25年11月から本市が奄美情報通信協同組合に貸し付けを行っており、現在、旧第3号棟を使用している団体はこの1社のみとなっております。旧第3号棟につきましては、施設内の改修が必要であったため、約350万円をかけまして修繕を行いました。また、このほか建物総合損害保険料、それから電気保安、消防設備などの点検業務委託料などが毎年53万円程度必要となっております。そのようなことから、奄美情報通信協同組合と協議をいたしまして、当初の修繕料と毎年度の必要経費分、先ほど言いました53万円ですね、につきまして大きな負担とならない定額負担といたしまして、月10万9,620円をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、管理体制につきましては、県の公有財産でもありますので、県・市、また使用団体と協議を重ねながら施設の良好な環境維持に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

19番（多田義一君） はい。今、課長の答弁で鹿児島県の財産、そこは僕も分かります。一部、一部貸付られてると、っていうのが先ほど言った第3号棟校舎とグラウンド、体育館、武道館っていうことですよ。その他、あと周辺の地域。でしたときに、この家賃の説明をいただきました、約10万9,000円の金額、この家賃は当然だと思うんですが、僕は家賃を取っている以上は、やはり修繕等の責任は奄美市に出でくると思うんですよ。修繕関係は。ここの辺の線引きが非常に曖昧で、鹿児島県に相談したら奄美市に相談してくれと。奄美市に相談したところ、そこは要は駐車場のあの間の道路であつたり、例えば陥没していることか、いろんなところで修繕が必要な場所が一部あるんですよ。あつて、入っている人たちではどうしようもないっていうところあるんですが、どこに相談しても結局は明確な回答が得られないと。今、僕はここをどのように管理しているのか、家賃を聞いたところですが、こういう相談は誰にしたらいいんですか。それを明確にしてください。

企画調整課長（三原裕樹君） 先ほど議員のほうから家賃というお話ございましたが、我々は家賃という徴収じゃなくて、これまで投資をした分に対して月々定額的にお支払いをいただいているという立場で、予算上も諸収入で受け入れを行っております。市の施設でないもんですから、そういうことで行っております。実は先日、私どものほうも電話をいただきまして、先ほどありました道路の件、そ

れとハブが出たという話もございまして、情報組合さんと話をいたしまして、10月に市の関係課と一緒に伐採作業も行ったところでございます。今後はですね、県の施設と言いながらも市のほうで借りて、貸し付けを行っているという状況でございますので、私ども、相談をいただいて、協議をしながら適切な環境に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

19番（多田義一君） はい、分かりました。今の課長の答弁だと、かかった分の経費を長期に分けていただいていると。極論から言えば、最終的にそのかかった分の経費がちらになれば、その年間維持の53万だけで貸すってことですか。そういう認識でいいのかどうか。ではなく、ずっと10万なんぼっていうお金を払い続けていくのか、その辺のラインってどうなんですか。

企画調整課長（三原裕樹君） 当然、投資にかかった分が終わりましたら、そういった形に、年間費の必要経費になると思います。ただ、あの施設につきましては、県と1年更新でやっている、今契約の更新やっている状況でございますので、そういった踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

19番（多田義一君） はい、状況はよく分かりました。やはり入っている方たちが、誰、どこに相談していいかっていうのが非常にこう分からなかったみたいで、やっぱりグラウンド、体育館は恐らく教育委員会のほうで管理されてますよね。第3号棟校舎の部分は企画のほうでってなったときに、その他の部分は誰がするんですかって、県に言ったら奄美市が管理してるってしか言わないんですよ。もう、鹿児島県はですね。言っても、境界が曖昧な部分っていうところは、奄美市の中でも実は明確に決まってないんですよ、恐らく。ですと、やっぱり借りている人たち、皆さんがどうすればいいんだろう、すごく困惑するので、その辺はやっぱりどういう状態でもあれ、貸している責任っていうのは私は奄美市のほうにあると思いますので、そこはやっぱりしっかり相談を受けていただきたいと思います。

ですと、この工業高校跡地なんですけど、実際、今情報通信組合の皆さんが借りてますけども、今後の跡地計画として、今笠利のほうにインキュベート施設がありますが、そのインキュベート施設とちゃんと連携をした上で、インキュベートで巣立った企業をその工業高校に移して、また新たな受入をしていくと、このような考え方ってできないんでしょうか。

企画調整課長（三原裕樹君） お答えいたします。ICTプラザかさりの次の受け皿という御質問だと思います。この工業高校跡地につきましては、本年2月に県立大島工業高校跡地活用検討委員会、民間の方が入っている検討委員会でございます、から跡地活用の方策に関する提言書をいただいております。その提言書をもとに、市の重点施策の一つとして、今後情報産業の振興、雇用の促進の面からも検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

19番（多田義一君） はい。私はこのインキュベート施設は大変意義ある施設だと思いますが、ただ残念なのは造ってしまっただけで終わっているような気がするんですよ。そこに指導する方が入って、企業をこうどんどんノウハウを蓄積させて、結局はその人たちが市内のほうにやっぱり出てこないと意味がないんですよ。あそこの施設はずっと借りてくださいねっていう施設ではないんですよ。ではなく、何も分からない人たちに安い賃金で貸して、その技術を教えて巣立ってもらうための施設なんですよ。だから、造って多分そのまま借りてらっしゃる方もいらっしゃると思いますし、今後また新たにこう事業したいって考えている皆さんも入れる場所がないんですよ。したときには、やはりその笠利のインキュベート施設をある程度は収益が上がるっていう段階に来た企業に関しては、次の場所に移っていただく必要は私はあると思うんですよ。そうしたときに、工業高校とかは

ですね、今一つの団体でしか使っていないわけですから、まだ使えますよね。もう少し使えると思うんですよ。それこそかかった経費、家賃でも構わんじゃないですか。僕はいいと思うんで、是非そういう方向でいかないと、やっぱ次々こう企業育成っていうとこまで、まだ来てないんですよ。だから、それを早めにやっていただきたいと思います。

次に移りますが、その中でこの企業誘致っていう部分がすごく大きいと思いますが、今どのように計画をしているのか、また交渉しているところかあれば、示せる範囲で結構なんで示していただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、企業誘致の現状でございますが、現在大島紬の手織り技術を生かし洋装用の広幅の布を製造する企業の立地が笠利地区内で進められているところでございます。これまでに6名の雇用と施設建設予定地の取得、試作品の製造などがなされ、今後本市との立地協定を経て本格的な操業を行う見込みとなっております。立地いたしますと、約20名程度の雇用と数10名規模の手織りの仕事が見込まれているところです。また、情報通信関連企業におきましても、現在数件の問い合わせがあり、本市への立地に向け働きかけを行っております。今、現状はそういうことでございます。

19番（多田義一君） はい、分かりました。やはり、その中でも私は先方が何で奄美市を選ぶのか、ここが一番重要なところであって、やはり支援の政策、ここに幅を持たせていくっていう部分では、やっぱりその貸せる施設がありますよっていうのは絶対強みになると思うんですよ。ほかにそれを造るとなれば、当然莫大なお金がかかるので、そこまではなかなかできないと思いますが、奄美市には幸い、大島工業の跡地のような場所もありますし、さほどお金をかけずにも貸せる場所ってあると思うんで、そういうとこを是非ですね、有効活用してその企業誘致に、もう少し積極的にこう取り組んでいっていただきたいと思います。お願いをいたします。

次に、子育て支援について質問に入らせていただきます。私は本年の9月議会でも質問いたしましたが、未だ奄美市は保育所に入れない子どもたちが多くいるのが現状であります。今回、民間を含めて解消に向けて取組が進んでいるようではありますが、現在のどのような状況で進んでいるのかをお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） 待機児童解消についての具体的な取組につきましては、昨日師玉議員に申し上げたとおりでございますが、ただいま事業者を選定中ございまして、仮に今選定している6事業者が基準に合っているということで決定をいたしましたと仮定しましたら、定員が71名増える見込みでございます。来年4月1日から春日保育所が定員が30名増えますので、合計100名余りの保育が確保できるということになります。一方、待機児童についてでございますが、10月1日現在は73名ですが、これまでの推移を見ますと、年度末には約100名ぐらいになっているようでございます。ということで、数字上は100と100で0になるということになりますけど、なかなかそう簡単にはいかないと思います。と申しますのは、待機時児をしている児童の希望先が輪内保育所管内とか小浜保育所に偏っていることと、現在の認可保育所が定員を上回って、どこの保育所も上回って、名瀬の場合ですけど受け入れていること、そういった状態を考えますと、完全に4月1日にゼロにするのは、引き続き難しいものであると思います。ただ、誤解していただかないために説明しますけど、何年前かに横浜市がゼロということで大々的に報じられましたけど、あれは4月1日現在がゼロということなんです。私たちが目指しているのは年間を通して、できれば入りたいと申し込んだときにいつでも入れるというような状態を作りたいというのが私たちの目標でございますので、できましたら目標どおり平成29年度までにゼロにしたいと考えてますけれども、引き続き厳しい状況は変わりありませんので、努力をしていきたいと考えているところでございます。

19番（多田義一君） はい、分かりました。やはり、でも71名と30名増えて100名の数、こう子どもたちを受け入れる体制が4月にはできるっていうの、これ、4月にできるんですよ。来年の4月からは事業がスタートできるんですよ。ということは、私はこれはかなり前進なのかなと思います。その間にまた様々な課題等々も出てくると思いますが、その辺はもう本当に今、公立っていうか、今見ているところはほとんどがもう定員130パーセントぐらいですよ。120から130パーセントぐらいだと思うんですが、やはりその民間の、今六つの事業者っていうお話ありましたけど、そういう本当に民間の皆さんの力を活用していくしか解決策はないと思いますので、是非そこは力を入れて取り組んでいていただきたいと思います。

次に、多くの子どもたちは毎日健やかに成長をし、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校等に通いながら楽しい生活を送っています。しかし、中には友達とのかかわりや大人とのかかわり、家庭とのかかわりの中で悩んでいる子どもたちも少なくありません。そこで質問いたしますが、子どもの悩み相談、どのように対応しているのかをお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） まず、現在の状況を知っていただきたいと思いますので、少し細かい答弁になると思うんですが。まず、子どもの悩み相談に現状を申し上げますと、各学校の教職員、または学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教職員と連携を図りながら対応を行っております。また、不登校児童・生徒への相談等は教育委員会の中にありますふれあい教室に相談員を2名配置をし、住用・笠利地区にはそれぞれ1名ずつ相談員を配置しています。子どもだけの問題ではなく、世帯全体の課題である場合も多く、その際は福祉政策課内の家庭児童相談員や青少年支援対策監、NPO法人ゆずり葉の郷などにつなぎ、情報共有を行いながら連携を図っております。子どもについての保護者からの悩みに、相談につきましては、福祉政策課に配置されている家庭児童相談員が対応しています。児童福祉法で言う児童とは18歳未満の者が対象であるため、相談対象の子どもも乳児から18歳までと幅広くなっています。相談内容によっては、家庭訪問をいたし、子どもから直接話を聞いたり教育委員会や健康増進課などの庁内・児童相談所、保健所などの庁外の関係機関と連絡、連携を取りながら支援を行っています。問題解決に直結するとは限りませんが、相談に来庁された方が再度相談しやすい関係を作り、何かあった際は相談室だけでなく、関係機関と連絡を取り支援を行えるような体制を整えています。また、平成13年度からは福祉政策課内に青少年支援担当を配置し、少年法で言うところの少年について、子ども、本人や子どもを持つ保護者からの相談を受け、学校や教育委員会、児童相談所、警察署などと連携を取り支援を行っているところです。このように子どもの悩み相談と一口で申しましても、多種多様な内容や対象がございますので、相談窓口を一本化したほうがよいのか、各専門機関が連携を図りながら対応したほうがよいのか、関係機関の意見も伺いながら検討をさせていただきたいと存じます。

19番（多田義一君） はい。すごく各部署っていうか、いろんな団体等がかかわって、大変受入としては充実をしていると思いますが、僕はちょっと心配するのは、子どもの悩み相談っていうのは、まずその子どもさんがどこに行ったら相談できるっていうの、本人が分かる必要があるんですよ。親とかではなく、子どもさん自身がどこに行ったら誰が話を聞いてくれるっていうのを分かる必要があって、でしたときに、今のこの体制では非常に分かりづらいと思いますね。多岐にわたりすぎて、どこに行ったらいいんだろうっていうことに僕はなると思うんですよ。そこをどのように周知をすらかっていうのも必要なことですよね。例えば幼稚園や小学校、中学校、若しくは18歳未満なので高校ですよ。高校までも入ってくるわけですが、そういう場に行ったときに、何かあったらここまでいつでも来なさいねってやっぱ言えるわけじゃないですか。それを毎年やる必要があると思うんですよ。この1年やったからそれでいいじゃなく、毎年毎年やっぱ子どもたちにこう周知をしていく

ってというのが、より私は大事なことだと思うので、そう考えたときにこの今の体制でいったら、誰が行くんだろうってというのがすごく疑問なんですけど、そこはどう考えですか。

保健福祉部長（泉 賢一郎君） おっしゃるとおり、この悩みをどこに持っていったらいいのかということもあることは確かだと思います。例えば、高齢者の総合相談窓口が地域包括支援センターという名のが、そこが総合窓口なんです。それと似たような形で、子育て世代包括支援センターとかですね、将来的にはそういうことも、我々部内では頭の中にあるんですが、まだ構想の段階ですので、まだ皆様に発表と言いますか、申し上げるほどではないですが、将来的にはそういうことも考えているということはお伝えしておきたいと思います。

19番（多田義一君） 今、とっても分かりやすかったです。やはり、高齢者の窓口って割かしスムーズなんです。なんですけど、子どもを取り巻く環境ってすごく複雑なんです。分かりづらいですよ。部長が先ほど言った団体だけでも、ざっと見てももう窓口だけ見たら6か所ぐらいあるんですよ。5か所、6か所。じゃ、この内容によってはどこに行くとかそういうことじゃなく、やはり窓口は僕は一本のほうがとても分かりやすいと思うんですよ。やっぱり行くほうも安心すると思うんですよ。そういう窓口体制を早めには作っていただきたいっていうのが、今回の趣旨です。もう、詳しく深くはもう言いませんけれども、やはり悩んでいるお子さんってやっぱりいっぱいいるんですよ。こう親にも相談できず、先生にも相談しない、友達にも言えない、そういう子どもたちをこう拾える窓口ってというのは絶対大事だと思うんで、そこの辺は今後、是非力を入れてやっていただきたいと思っています。

それでは、4番目の観光振興についてお伺いをいたします。この観光の受入態勢について伺いますが、昨日の質問でもありましたが、クレジットカードの決済等の話もありました。今後、その受入態勢の強化っていう部分で、どういうふうに考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御指摘のとおり、観光地づくりにおいて地域の稼ぐ力を引き出す仕組みづくりは喫緊の課題になっていると思います。今回の補正予算に計上いたしておりますが、国の地方創生上乗せ交付金を活用しまして、奄美大島観光物産協会の組織強化を計画いたしております。具体的には奄美大島全体で一つの集客体制を整え、5市町村の枠にとらわれることなく行政や観光協会、観光事業者、農業、漁業者、住民団体、NPOを含む地域全体の多様性をまとめる組織としてDMOを確立することとしております。今、DMOを申し上げましたのは、地域全体の観光マネジメントを一本化する着地型観光の中核となる組織のことでございますが、奄美ブランドとして取り組むべき事業の方向性を見据えた効果的な施策を企画、実施していくことを目的としております。今回の交付金事業においては、奄美大島版DMOの組織構築と計画策定を行うこととしており、専門家からの御指導もいただく予定としております。議員御指摘の受入体制づくりについても、その中で十分検討し計画に反映させたいと考えております。以上です。

19番（多田義一君） はい、分かりました。やはり、今部長おっしゃったように、各種多様にわたる皆さんの意見を聞いた上で、でなければこの受け皿の構築っていうの、なかなか難しいと思います。観光船が来ましたが、しかし来たことを知らない商店街の皆さんであったり、若しくはその長浜からその市内のほうにかけてのお土産品もそうですし、飲食店もそうだと思うんですが、着く時間によっては開いてないときもあるんですよ。空いてないときもあって、その中で幾らバスを走らせても、結局降りてお金を使う場所がないんですよ。そうなってくると、せっかく観光地として売ろうとしているのに、ただ来ていただいて物を見て、そのまま返すっていうのは、僕はこれ観光としての成功例とは言えないと思うんですよ。そうする、やはり情報とまた多くの人がかかわることによって、

この奄美に確実にお金が落ちるっていう形ができると思いますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

次に移りますが、この戦略的プロモーションについてであります、この戦略的っていうところでのどのような取組を考えてらっしゃるのかをお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほどもちょっと話をいたしました、今回の奄美大島観光物産協会を推進母体とした奄美大島版DMOの組織構築では、同協会が奄美大島全体の観光の戦略的プロモーションを主体的に実施できる組織となることを目指しており、メディアやインターネットなどを効果的に活用したプロモーション活動を推進していくこととしております。

19番（多田義一君） はい、分かりました。やはりですね、今までそのような機関がなかったっていうのが一番大きなことだと思うんですが、実際、市長ですよ、奄美市で作っている農作物を、例えば大手の居酒屋チェーン店でも契約をすると、これ相当はけることができるんですよ。例えば、島の料理を1品入れていただくと、そこに対して行政が支援をする、これだけでも販路先っていうのは簡単に見つかるわけじゃないですか。かつ、宣伝効果もすごく上がってくると思うんですよ。ってことは、こう見ていってもやっぱり郷土料理の分、面でもそうですし、食材もそうです。文化面でもそう。スポーツもそう。すべてにおいて、やはりもっと周知、周知って言うか広げ方が足りなかったんですよ。って私はそう思ってるんですよ。やはり、奄美大島全体を一つのやっぱチームとして考えて、今後島をどう売っていくかって、これは大変重要な課題でもあり、早急に取組まないといけないと思うので、是非その部分も話の中心にですね、常にやっぱりテーブルの真ん中において議論をしていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、この働く場支援についてっていうのは私がお聞きしてるのは、観光から広がる働く場支援としたときに、どういう分野があるのかっていう部分の答えでもしあればお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 現在、観光に関しましては広域事務組合とも連携して、エコツアーガイドや特例通訳案内士の育成に向けて取り組んでおりますが、観光客の満足度向上のためには多様化する観光ニーズに対応した観光案内所の充実や交通、宿泊施設を含めた観光関連施設の連携強化など、総合的なレベル向上が必要であると考えております。従いまして、観光業の幅広い分野、職種において働く場の支援づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

19番（多田義一君） はい。また、詳しくは次に機会にするようにいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、自民新風会 多田義一君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

12月14日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時30分）

第 4 回 定 例 会
平成 27 年 12 月 14 日
(第 5 日 目)

12月14日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	市川 哲義 君
笠利総合支所長 事務所長	元多 政重 君	総務課長	奥田 敏文 君
企画調整課長	三原 裕樹 君	財政課長	前田 和男 君
市民部長	則 敏 光 君	保健福祉部長	泉 賢一郎 君
保護課長	日高 信一 君	商工観光部長	菊田 和仁 君
商水情報課長	久保 信正 君	紬観光課長	島 名 享 君
地域農政課長	新納 啓昭 君	農政部長	奥 正 幸 君
農林振興課長	大海 昌平 君	地域農政課長	新納 一一 君
建設部長	砂守 久義 君	都市整備課長	本山 末男 君
産業建設課長	福長 敏文 君	上下水道部長	上島 宏夫 君

12月14日(5日目)

教育委員会事務局長 森山直樹君 教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食センター整備対策監 保浦正博君

市民スポーツ課長 高一也君 農業委員会
事務局長 川内進君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 元優君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 上原公也君

議事係長 前田賢一郎君 議事係主査 麓浩登志君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

○

議長（竹山耕平君） 本日の会議は、お手元に配付してあります日程第2号のとおりであります。

日程第1，議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）から，議案第104号 土地の取得についてまでの26件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案26件に対する質疑に入ります。

なお，質疑に際しましては所見を差し控えられますようお願いいたします。

それでは，通告のありました順に発言を許可いたします。

はじめに，日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。委員会付託に先立って，何項目かの質疑をさせていただきます。

まず最初に，3款の3項1目の23節で過年度分の国庫支出金超過受入返還金として1億2,751万9,000円について，なぜこういう返還金が発生するのかということです。私は先日も言いましたように，この間，9月共産党市会議員団として市政アンケートを行ったその結果は，非常に苦しくなっていると，生活が。いうのが約69.2パーセント，7割近い市民の皆さんは苦しくなった。この状況から見て，生活保護の受給世帯は増えているのではないかなというふうにも実感として感じていましたので，ここでなぜこれだけの返還金が発生したのか，御答弁ください。

二つ目は，22ページの6款1項3目23節，ここで補償費でミカンコミバエの被害補償費に1億5,011万2,000円を計上されています。この根拠について，再度この間，一般質問でもありましたけど，きちっと説明を願いたいということです。これは確かに今，生産者に対してそれなりの補償が，県や国の買取価格が明らかになりました。その中で，この間，あわてても，生産者の皆さんはある程度何か評価したような意見をされる方も結構います。しかしこれからの問題は，生産農家だけでなく，逆に加工業者へこの生産価格で廃棄したことのほうが実際には手取り価格が増えたりとかいうことが発生したときですね，この差額の問題や加工業者に物が回っていかなくなる。ミカンを全部廃棄するために，これからに向けて奄美に主な産業でもあるそういう加工業者に対して，物が届かなくなる，いったことも発生し得るということを，いろんなところでお聞きしました。そういう点では，今回の補償がどうこうということじゃなくて，恐らく3月議会ではまた予算が提案されると思いますけど，そこら辺の問題も含めた今段階での根拠を示していただきたい。こういうことが1点です。

もう一つは，23ページの7款1項5目15節の工事請負費が4,400万円，観光施設ということだけ出てはいますが，どこの観光施設で，なぜ今あえて補正で出てきたのか説明をお願いします。

続いて，23ページの7款1項5目19節負担金，これについては私はどうしようかと思って出した後で，ちょっとどうしようかと思ったんですけど，とりあえず委員会以外の皆さんは何のことか分からないと思いますから，ここで説明をしていただきたいと思います。

続いて，25ページは8款5項の4目23節補償費で1億4,741万9,000円が計上されています。これは建物と移転補償費となっていますけど，今の時点でもし明らかにできればどの分か明らかにしてください。

続いて，26ページの8款5項10目15節の工事請負費です。補正前が8,850万円を計上されています。しかし，このうち3,100万円もの減額する理由，本予算でわずか8,800万円の予算を5割近い3,100万円も減額しなければならなくなった理由を述べてください。

続いて，議案第88号 奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進員の定数に関する条例であります。最適化推進員の業務について，一般質問の中でも質問がありました。私は非常にこれは国の大

型農業化への有効利用という立場から、国でこういう問題が提案されていますけど、この奄美で本当にこの推進委員のこの業務がどこまで生かされていくのか。例えば、この業務の中で、農地利用の集積収益化、耕作地放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進となっています。しかし今、奄美で一番困っているのは各集落で起きているこの放棄地対策なんですよね。昔の家督相続法がまだ続いている、この民法の改正がない限り、これを簡単に解決していくことが、私は厳しいと思うんですけど、その辺も含めてこの業務について業務内容をもう少し明らかにしていただけたらと思います。

もう一つは、議案第93号の奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定について、指定管理費が今回、81万円のこの根拠を示してください。なぜこれを聞いたかと言いますと、例えば住用町のサン奄美では、トイレも含めて大小4棟建物を管理しています。ここが約60万ちょっとの金額です。このひと・もの交流プラザはトイレの建物にひっついてますし、そういう中でこの81万円の根拠を示していただけたらと思います。

後は自席からいたします。以上。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

保護課長（日高信一君） 1億円を超えての返還金が発生した要因についてということで御説明申し上げたいと思います。まず、生活保護制度については、御存知のように憲法第25条に基づく生存権により、国が等しく国民に文化的生活を営む権利を保障したものでございます。このため、国は国庫負担金として各自治体の生活保護扶助支出額の4分の3を負担しているものでございます。この負担金額は当該年度の当初予算額を基に1年度分の負担金額を算定し自治体に交付いたします。そして、当該年度の執行した実績額に応じて翌年度精算を行い調整いたします。この場合、年度途中での減額修正が認められていないことから、今回のように実績額が下回った場合には負担金の償還金が生じることになります。

次に、実績額が下回った理由といたしましては、生活保護の受給人員の減少と、あと厚生医療指定病院の追加認定による更生医療費等への移行患者が多くなったために、医療扶助費が少なくなったものと考えられます。平成25年度の平均保護人員数は3,155名でございます。平成26年度におきましては3,088人で、マイナス67名の方が減ございました。また、厚生医療指定病院につきましては、市内の二つの病院が平成26年7月から指定を受け、自立支援医療で29名、人工透析で20名の医療費が他の制度で賄われることになりました。このため平成26年度の生活保護費等の支出額は47億9,648万9,330円で、徴収返還期の除いた4分の3が国庫負担金受入額となり、国庫負担金は35億5,735万4,349円となります。国庫負担金受入済額の36億8,470万2,000円との差額1億2,734万6,651円が今回の超過分として発生したものでございます。以上です。

農林振興課長（大海昌平君） おはようございます。次に、ミカンコミバエ被害の補償費1億5,011万2,000円の根拠についての御質問ですが、ミカンコミバエに関しましては一般質問でもお答え申し上げましたが、ミカンコミバエ根絶に向けては国において1月13日に植物防疫法に基づく農林水産省令ミカンコミバエ種分の緊急防除に関する省令が公布され、昨日の12月13日から施行されております。施行の開始により根絶に向けた緊急防除と廃棄補償が開始され、早期根絶に向けて弾みがつくものと考えております。

お尋ねの補償費の根拠でございますが、今回のミカンコミバエに関する補正の総額は1億6,085万6,000円でございます。うち1億5,011万2,000円が補償費となっておりますが、この金額につきましては、県からポンカン、タンカンの補償単価が示されたのが1月27日に開催されました評価会後であり、補正予算作成時には間に合わなかったという経緯がございます。したがって、

ミカンコミバエの緊急防除に係る消耗品費やトラップ調査費、テックス板の設置、計量、埋却業務の賃金、燃料、重機等のリース代を考慮した委託料等を試算し、残りの1億5,011万2,000円を補償費として計上することとなりました。現在、補償費の総額は決定はいたしておりませんが、県では各種手続きを経て緊急防除、補償の手続きを進める前に早期根絶を目的とした緊急防除を行い、農家への安心感、生産意欲の高揚などのために今回の予算計上に至ったと考えております。県とも補償費等での不足分につきましては、3月補正にて対応するとの確認をいたしているところでございます。市といたしましても、早期根絶に向け、また農家が一刻も早く安心して作物が作れるよう、国・県、関係団体と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

鮎観光課長（島名 享君） おはようございます。三島議員にお答えします。まず最初に通告書の1の(3)7款1項5目15節工事請負費観光施設整備の4,400万円は森と水のまち住用観光プロジェクト事業の環境整備に係る工事費2,000万円と、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業の環境整備に係る工事に2,400万円でございます。

なぜ今のタイミングでということでございますが、今回、社会資本整備交付金の調整の中での追加配分があったため、事業の中で緊急性の高い施設整備を行うものでございます。

次に、1の(4)7款1項5目19節奄美大島観光物産協会負担金1,930万円について御説明いたします。この負担金につきましては、地方創生先行型交付金について奄美大島5市町村で要望し交付決定があった事業の奄美市分負担金でございます。5市町村の事業総額は9,650万円で、委託先の奄美大島観光物産協会へそれぞれの市町村が負担金として支出し、協会において事業を実施するものでございます。

都市整備課長（本山末男君） おはようございます。移転補償費の1億4,741万9,000円について御説明させていただきます。なお、これにつきましては、件数が幾らかありますが、それについて主なものについてだけ説明させていただきます。

末広・港地区におきまして港町地内の今年度移転予定の木造建物の所有者との移転交渉の結果、協議が整ったため次年度以降予定していました建物所有者と協議を重ねましたところ、末広町地内の鉄筋コンクリート造の建物所有者において協議が整い、また、補助金の増額の変更が可能となったため、この建物との移転補償の組替えを行ったのが増額の主な要因になります。

続きまして、都市再生整備事業について、工事請負費3,100万円の減額につきましては、補助事業費の内示額の決定により減額するものです。要望の段階では8,850万円の要望をしておりますが、予算計上をいたしましたので、内示額によって3,100万円という形で決定しております。

農業委員会事務局長（川内 進君） おはようございます。最適化推進委員の業務の内容について御説明いたします。

最適化推進委員の業務につきましては、一般質問の中でも御説明いたしましたが、地域の中で人・農地プランなど農業者等の話し合い活動を通して農地の貸し手、借り手の掘り起こし、耕作放棄地の発生防止解消のための耕作状況調査や意向調査等を行うことを主な業務といたします。特に、耕作放棄地の発生防止解消に関しましては、相続未登記農地や不在地主等の問題で必ずしもうまく進まない実情もございしますが、関係者等の協力を得ながら解消にはあたっていきたいと考えております。これらの業務の遂行にあたっては、推進委員が主になって行いますが、農業委員も積極的に地域に降りて推進委員ともども業務にあたり、農地等の利用の最適化を進めてまいりたいと考えております。

地域農政課長（新納一一君） おはようございます。奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理費の根拠についての御質問ですが、指定管理料で対応する業務は観光案内所の運営、公衆トイレの維持管理、多目

的広場の維持管理となっております。指定管理料の内訳は、観光案内、公衆トイレの清掃、多目的広場の管理を行うこれらの人件費として53万9,162円、トイレットペーパー等の消耗品費として13万6,260円、公衆トイレに係る光熱費として10万8,000円、合計78万3,422円を当初予算に計上しております。お尋ねの指定管理料の上限額81万円につきましては、今申し上げました積算を基に今後5年間の物価上昇や消費税の増税等を加味し設定しております。以上です。

議長（竹山耕平君） 再質問はございますか。

16番（三島 照君） 今お聞きしました6款から下は、あとほぼ産建委員会でも議論していく中身ですので、そこでもまた議論していきたいと思うんですけど、返還金の1億2,000万円については、さっきの答弁では特別に審査を厳しくして、受給者を厳しく減らしていったというもんでもなさそうな答弁でしたので、制度が変わったために医療費からの減額が出たということですので、実際にはその辺がちょっと疑問になって気になったので質問しましたので、またあとでお聞きします。

それと、ちょっともう一つ分かりにくいのは、歴史回廊って、どういうことで、何を、どこの何を整備しようとしているのかだけ、まず1点聞かせてください。

それともう一つは、これもまた委員会でさらに詰めていけるとは思っているんですけど、今回のこの前の提案にもあります、農地利用適正化推進委員8人と農業委員さんとで、これを協力してやっていくということなんですけど、私これ、よっぽど業務内容を整理して、各委員さんがしっかりね、この制度の意味、中身を理解できなければ、何でこういうダブってやらなければならないのかというのが、ものすごく気になります。その辺は農業委員会でも、どういう議論がされているかだけ聞かせてください。その二つ、歴史回廊のことと。

議長（竹山耕平君） 答弁を。

産業振興課長（新納啓昭君） 三島議員にお答えいたします。歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業の環境整備に係る工事費2,400万円の増額の内容といたしまして、当初、あやまる岬観光公園内にありますトイレ建設の要望が非常に観光利用者の皆様から強い要望がありまして、トイレのみを建設する予定でございましたけれども、園地内にあります管理棟、それから遊具等を格納しております倉庫などが老朽化しておりますので、これと並行して管理棟とサイクル列車との距離が非常に離れているというため、利用客に非常に不便を来しているところであります。それを解消するためにトイレを併設して管理棟及び倉庫を建設したいと考えております。それに係る建設費用として今回2,400万円の増額計上いたしております。以上です。

農業委員会事務局長（川内 進君） 最適化推進委員の業務と農業委員の業務の区分けですけども、農業委員は農地法、基盤強化法、農振法等の審議が主な業務となっておりますが、推進委員も総会等の会議に参加し、意見は述べてありますが、議決権がないところが農業委員との大きな違いでございます。この耕作放棄地の解消、発生防止、解消が今回から必須業務となっております。農業委員会の総会のほうでも現在の農業委員の数を下回らないような方向での意見をいただいております。トータルで2名増加ということで対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（竹山耕平君） 再々質疑はございますか。

16番（三島 照君） 質問ではありませんけど、分かりました。あとはまた委員会で議論したいと思います。終わります。

議長（竹山耕平君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、インターネットで拝聴の皆さん、おはようございます。社会民主党の関 誠之でございます。

質疑をさせていただきます。早速でありますけれども、議案第91号 奄美市名瀬運動公園、奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目広場の指定管理者の指定について、1点目は選定委員の市民代表の決定方法と、市職員の職責、職名をお示してください。2点目、選定理由が管理運営の面が評価され、財務状況も問題ないという報告でありますけれども、次点の特定NPO法人のどういう面が評価されなかったのか、具体的にお示してください。評価点順が19点の差であるが、差が出た主な理由は何であるかお答えください。指定管理4点目、指定管理候補者の事業内容には、自主事業が見当たらないが、両申請団体ともなかったのかをお答えください。五つ目、指定管理料と利用料金収入の契約初年度、これで3回目ですかね、の金額をお示してください。

2. の議案第94号 奄美市健康体験交流施設の指定管理について質疑をいたします。一つ目、公募の在り方についてお答えをいただきたいと思います。二つ目は、今回指定管理料が発生した理由、指定管理料790万円の根拠は何であるのかお示してください。三つ目であります。施設賠償責任保険第三者保険の加入はどのようになっているのかお答えください。

3. の議案第98号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理の指定について質疑をいたします。1点目、この間の管理の変遷についてお示してください。二つ目、施設使用料の年度ごとに160万円プラスインセンティブ10パーセントということになっておりますけれども、この根拠をお示してください。三つ目、末広駐車場との指定管理の在り方で違う点がありましたらお示しをいただきたいと思います。4点目、この間、変遷を考えると駐車場を指定管理に適合しないと私は考えておりますが、見解を示せ。これは単に収益的な事業でありますから、これが果たして公的なことで指定管理がなせるかどうかという疑問であります。

四つ目、議案第104号 土地の取得について、1点目、土地評価はどのような業者に発注をして、その評価額と路線価格がありましたらお示しをいただきたいと思います。朝戸字というところの9,296.4平米、契約金額が1億400万円となっておりますが、それに対する見解を、見解と言いますか、先ほどの比較であります。二つ目は、土地の引き渡し期限が平成28年3月31日までとなっておりますけれども、また、その前日までに土地の抵当権など、権利が設定されていた場合は引き渡しの前日までにこれらの権利を消滅させておかなければならないという条項があります。そういう中で、引き渡しまでの日程、具体的なスケジュールがあると思いますので、お示しをいただきたいと思います。3点目、購入しようとする土地の抵当末梢のために、買主が7,800万円を負担するということは異例中の異例、特例中の特例だと思いますが、そこに至った理由をお示してください。四つ目は、紬組合の財務体質についての概況をお示してください。五つ目、購入する土地は学校給食センター用地とのことでありますけれども、土地購入引き渡しを考えますと、26年度に計上した学校給食関係の基本実施設計業務合わせて4,000万円、地質調査業務700万円など、関連した予算の執行はどのようになるのか、お答えをいただきたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市民スポーツ課長（高 一也君） おはようございます。それでは、関議員の質問にお答えします。

まず、1番目の選定委員の決定方法と市職員の職責ですが、まず、年間を通して名瀬運動公園の施設の利用頻度が高い二つの競技団体から代表者2名を選定いたしました。そして、スポーツ施設の観点から奄美市体育協会から代表者1名、経営の状態の観点などから税理士1名、行政からは施設を所管しま

す教育委員会から事務局長，またスポーツ合宿などを所管します産業振興部から部長の合計6名でございます。

次に，2番目の特定NPO法人のどういう面が評価されなかったかとのことですが，選定委員会において採点種目にあたります評価項目の中の施設の効用を最大限に発揮させる方策，適正な管理を安定にできる方策の評価において指定管理者候補者の評価が高かったのではないかと分析をしているところでございます。

次に，3番目の評価点順が19点の差の主な原因ということですが，先ほど述べました評価の総合点数と，直近3年間の指定管理の管理者の実績などが評価され，今回の点数差になったのではないかと考えているところでございます。

次に，4番目の指定管理者候補者の事業内容に自主事業が見当たらないが，両申請団体ともなかったかとのことですが，両申請団体ともにですね，申請書及びプレゼンテーション時において，各スポーツクラブの活用，連携，スポーツレク・レクリエーションイベントの開催，さらには市民の健康増進を目的とした体力づくり教室の実施等の自主事業に関する取組については説明がございました。

最後に，契約初年度の指定管理料と，利用料金収入の金額ですが，契約初年度の平成28年度の指定管理料は4,087万9,000円，利用料金収入は1,420万円でございます。以上でございます。

鮎観光課長（島名 享君） 関議員にお答えします。最初に，大きな2の（1）奄美市体験健康交流施設指定管理の指定に係る公募の在り方についてお答えします。今回の公募につきましては，当体験健康交流施設の指定管理者制度が施設の特性を踏まえた最適な管理方法であることから，引き続き指定管理者制度を継続するために，契約期間終了に伴い実施したものでございます。公募の方法につきましては，多くの民間からの公募を期待し，地元両紙及び市のホームページに広く公募を行いました。

次に，2の（2）今回，指定管理料が発生した理由と，指定管理料790万円の根拠でございますが，体験健康交流施設の指定管理料につきましては，これまでの指定管理業務において，毎年1,000万円を超える赤字決算になっていることから，指定管理料を見直したものでございます。790万円の根拠につきましては，指定管理業務に係る費用について精査し，積み上げた金額でございます。公募につきましては，この金額を上限として広く公募いたしたところでございます。

次に，（3）番目，施設賠償保険，第三者賠償保険の加入につきましてでございますが，業務遂行上発生するリスクにつきましては，市と指定管理者間で協定を取り交わしております。指定管理者の施設運営維持管理上の瑕疵による事故等が発生した場合の指定管理者の賠償責務の明確化がなされており，協定書においても施設賠償保険，第三者賠償保険の加入を定めているところでございます。指定管理者におきましてもこうした事態に備え，指定管理当初から加入しているところでございます。

次に，大きな4番，（1）土地の取得につきまして，（1）土地評価はどのような業者に発注し，評価額と路線価格につきまして御説明いたします。今回取得する土地の評価につきましては，鮎組合から奄美不動産鑑定所に発注しております。鑑定評価額は今回の売買代金でもある1億400万円となっております。なお，今回の不動産鑑定においては，類似の公示地，基準地等がないため，公示価格との検討は行っておりません。

次に，大きな4番の（3）番について御説明いたします。前払い金の支出につきまして，現在の鮎組合の厳しい財務状況から，本市からの前払い金7,800万円を抵当権解除のために必要な借入金返済に充てることとなっております。

次に，4番の（4）鮎組合の財務体質につきまして御説明いたします。鮎組合の財務状況を総会時の決算で見ますと，平成22年度末の次期繰越損失額1億3,313万6,000円から，本市職員派遣以降，平成26年度末では6,863万9,000円と減少しております。財務状況の改善には徹底した歳出削減や在庫対策などの取組も効果を上げておりますが，大島鮎の生産量が減少を続ける中，主な

収入源であるべき検査収入や販売収入が激減していることから、慢性的な運転資金の不足が続いております。今後も業務改善計画の基づき、財務状況の改善に向けた取組を継続する必要があるとございます。以上でございます。

都市整備課長（本山末男君） 3の奄美市屋仁川駐車場指定管理について、（1）から（4）まで御説明させていただきます。

奄美市屋仁川駐車場の変遷についてですが、奄美市屋仁川駐車場は昭和58年に市街地における道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資することを目的として設置されております。昭和58年から平成17年におきましては業務委託をいたしております。平成18年度の指定管理制度を導入いたしましたが、平成18年度から平成21年度まで大島食糧株式会社が指定管理を行うこととなっておりますが、平成20年8月に大島食糧株式会社より指定取り消しの申し入れがあり、9月に指定の取り消しを行っております。理由といたしましては、利用客が減少していることにより施設使用料の負担が大きくなり、初年度から赤字経営が続いていたためとなっております。同年10月から直営での施設運営を行い、12月には指定管理者の公募を行いました。応募者がいなかったために平成21年度から平成24年度まで直営で運営を行っております。平成24年10月に再度指定管理者の公募を行いまして、2社からの応募がありまして、その後、選定委員会において現在の株式会社まちづくり奄美を指定管理者の候補者と決め、12月の議会において議決を得まして平成25年度から平成27年度現在まで指定管理業務を行っております。

次、（2）の施設使用料の年度ごとの160万円とインセンティブ10パーセントの根拠であります。施設使用料につきましては、株式会社まちづくり奄美からの提案額となっております。根拠につきましては、前回までの施設使用料147万円にインセンティブとしまして平成25年度及び平成26年度に納付しました額の平均130万円を足した金額を設定したということでございます。

次に、インセンティブ10パーセントにつきましては、平成20年度の応募のときに、インセンティブ30パーセントに定めていましてが応募者がなく、平成25年度に指定管理を導入する際にインセンティブを見直し、同様の指定管理を行っている末広駐車場とともに整合性を図るために、その収入額の10パーセントを施設使用料に上乗せしております。今回につきましても、同様の考えてインセンティブ10パーセントにしております。

（3）番、末広駐車場と指定管理の在り方で違う点をお示しくださいということにつきましてはですが、末広駐車場と指定管理の在り方で違う点ということではありますが、違う点を上げるとすれば施設使用料については末広駐車場は200万円を設定をしており、定期駐車を設定してないということが上げられます。

では次4番目、指定管理の適用しないとの見解についてですが、現在、指定管理の運営状況を見ますと、利用台数、利用収入の増加、またアンケート結果においても利用者から多くの満足度を得ていることから、屋仁川駐車場については指定管理が適合していると考えております。以上でございます。

教育委員会総務課長（保浦正博君） それでは、議案第104号 土地の取得についての（2）と（5）についてお答え申し上げます。まず、（2）の具体的なスケジュールにつきましては、本議会で議決をいただきました後、年内に本契約を締結し、来年1月をめどに契約に基づき前払い金の支払い後、組合物が根抵当権を抹消したことを確認のうえ、所有権移転、残金の支払い、そして土地の引き渡しと考えております。

続きまして、（5）本年度計上させていただきました予算につきましては、保護者説明会でいただきました御意見、御要望なども基本設計、実施設計に反映させるべく、現在作業を進めているところでございます。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 再質疑はございますか。

15番（関 誠之君） 指定管理の指定についてのことなんですけれども、非常に資料が少なく、判断に困るというのが私の感想でありますけれども、例えば、この議案第91号の運動公園、体育館等にしても、今のお答えは管理、そして総合的に指定管理3年間の実績ということでもありますけれども、そうであれば、じゃ、指定管理にならなくて、新しく参入してくる人たちの評点と言いますか、評価、非常に難しい、新規参入が難しいんじゃないかなというふうな気もいたします。そういう中で、この運動公園、総合体育館、また多目的広場、これが基本的にこの施設の維持管理を重点とするのか、またスポーツ振興を重点とするのか、その施策的な見方で大分違ってくるのではないかなというふうに思いますけれども、今の状況を聞いておりますと、どうしても施設管理に視点が置かれていると。先ほどの自主事業は見当たらないかという質問は、そういう意味で質問をしたわけでありまして、その自主管理の提案が、説明がありましたということでもありますけれども、この議案の中には、その説明が全くされてないわけですよ。開発公社が自主事業をどのようなを出して、また相手側がどういった自主事業を出したのか、そういうことが判断できないわけですよ、私たちには。そして、書いてあることは、ただこの財政的な問題と言いますか、収支計画によりますと、指定管理料は28年度から32年度まで全く4,087万9,000円で同じだと。そして、料金収入に至っても1,420万円が28年から32年まで同じだと。そして、手数料においても360万円。すべてが29年度から5年間、人件費、物件費、役務費、委託料、同じなんですよね。こういうことで、これは本当に判断できるんですか。ですから、基本契約、もちろん契約をしないと、その基本契約ができないということは分かります。しかし、そのモデル案を示して、こういう、先ほど少し申し上げましたけれども、例えばタラソの中で、施設賠償責任保険、第三者保険というのがありましたけれども、これも私たちの議案では全く見えないわけですよ。そういうふうに、非常にデータ、資料が少ないというようなことで、もし話ができるならば、先ほどの、ここに書いてありますから、評価の項目、例えば管理運営方針、利用増加サービス向上、施設の維持管理というのが一体化されておりますが、三つ目は収支財務状況、四つ目は市政策との整合性というのがありますけど、この辺の点数配置というのが分かれば教えていただきたいなと、もしそれが公表できないのであればかまいませんけれども、そういうふうに非常に私たちにとってガラス張りでないというふうに思います。

それと94号の体験交流館、これは調べたところによりますと、平成22年利用者は7万4,894名います。利用収入は6,923万9,059円、平成26年になりますと6万9,327名、確かに少し減っております。しかし、利用収入が3,770万円予算で在りますけれども、ここに今度の利用収入ですけれども3,770万という予算を計上されておりますが、利用者で7パーセントしか減らないのに利用収入が46.5パーセントも減少していくと、こういうことが果たしてこの790万円精査して1,000万円の赤字を出したから、790万円の指定管理料をすると。じゃ、その前に指定管理料がゼロであった、この辺の根拠はどういうふうになるのか。非常に理解に苦しんでおります。いわゆる営業努力がどうなされたのかなということも含めてそうであります。屋仁川駐車場の指定管理については、先ほど申し上げましたけれども、赤字になったからやめたということで、それをはいと受けたわけですけども、今後、そういうことが本当に起こらないのかどうか。そして、インセンティブが30パーセントを10パーセントになっておりますけれども、末広との整合性と言いますけれども、そういったことも含めて、ですからこれは単なるいわゆる営業と言いますか、公共のサービスに値するのかなと、そういったものを含めて指定管理というはあるべきではないかというふうに思っておりますけども、そういった疑問があります。そういう中で、指定管理に対する再質問であります。先ほどの二つは答えたら答えてください。指定管理料及び人件費の算定に対する規定が設けられているかという点が1点。先進地を調べてみますと、例えば市役所公務員の80パーセントを基本的な積算根拠とするとかですね、そういうのがあるわけですよ。二つ目は、施設の修繕について、指定管理者の負担、市の負

担の基準、先ほどタラソで事故がありましたけれども、私たち議会がいろんな提案をした中で、案分が成り立って、タラソ側も幾らかの案分をしたということで、一つ質問ですけれども、そのときに、先ほど言った施設賠償責任保険、この中から補償されたのか、されないのか。されたとすれば幾ら補償されたのかお答えいただきたいと思います。それと三つ目は、指定管理者の管理運営状況、モニタリングをやるということで、企画は平成20何年かに答弁があったと思いますが、その管理運営状況のモニタリング、評価とその公表と設置者からいろいろあったら指示をするはずですから、その指示指導は行われているのか。指示指導の事例があればお示しをいただきたいと思います。四つ目、指定管理者に対する監査体制の現況についてお示しをいただきたいと思います。

土地に対する議案第104号、土地取得に対する再質問であります。前払い金の7,800万円の内訳をまず示していただきたい。そちらに例として書いてありますが、確認したところ商工中金のいわゆる紬組合の口座に払うということですから、これは整合性取れますので、それは別にして、その入金はいつごろになるのか。先ほど少しスケジュールが出ましたけれども、その入金に従って土地の抹消が始まるわけですから、その辺を含めていつ頃になるのかということをお答えいただきたいと思います。二つ目は、土地売買による紬組合の収入は幾らになるのか。また、その収入の用途について、紬組合とどのような話し合い、指導、お願いがなされているか、そしてそのことで、先ほど少し紬組合の財務体質のお話がありましたけれども、その財務体質の改善が、具体的にこれぐらいこうなると。例えば今調べてみますと、本場奄美大島紬組合の決算状況、単年度収支が1,167万余りの黒字だと。平成27年3月31日現在です。ところがこれは市からの糸張り場でしたかね、あれを譲渡したためじゃないかと推測されますが、しかしながら利益剰余金が6,555万6,691円のマイナスです。純資産が5,763万2,691円のこれもマイナスです。借入金残高が4億929万7,000円、その内訳は販路開拓資金が2億7,427万4,000円、その中に紬担保融資金、これが1億689万4,000円、販路転貸金が738万円、運転資金が1億6,000万円、トータルして先ほど言いました2億7,400万円弱であります。県の産業振興借入金というのも1億1,711万8,000円入っております。長期借入、これが1,790万5,000円、これは商工中金と開発基金から借りております。そういう中で、1億400万円を購入するために、本当にこの紬組合の財務体質の改善だと言いきれるかどうか、その辺も含めてお願いをしたいと思います。私はやはり紬の担保融資でとったものが1,483点、1億6,894万円、県の紬担保融資でとったのが6件で278点、1,658万8,000円、合計して1億2,348万2,000円、まだ資産があるわけです。こういったものをしっかりと販売をし、そういった中で財務の体質を改善するというのが私たちのと言いますか、行政の立場じゃないかと言うふうに思いますけれども、その辺を含めての見解をお願いをしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 5点ほどあったと思うんですが、よろしいでしょうか。答弁を求めます。

市民スポーツ課長（高 一也君） まず、議員ご質問の名瀬運動公園、名瀬総合体育館及び多目的広場の指定管理についてでございますが、選定委員会の中の選定項目の配分ということでございますが、まずこれは一人100点満点でございます。まず、市民の平等な利用が確保される方策として配分として30点、施設の効用を最大限に発揮される方策として30点、あと適正な管理を安定してできる方策として30点、そして最後に市の施策との整合性の10点で、合計100点満点ということで評価をしていただきました。以上です。

紬観光課長（島名 享君） 議案第94号の健康体験交流施設の指定管理の件でございますが、今回の指定管理料の件につきまして、議員御指摘のとおり利用者数につきましては平成22年度以降、ばらつきがあるもののさほど減少してはおりません。会員以外のビジターなどの一般利用者の減少や、特に客単

価の高いプログラム、それからトリートメントなどの利用者の減少が落ち込みの原因となり、収入料が減少したものと考えております。指定管理者におきましても、こういった運営の改善に努めるということもお伺いしておりますので、期待しているところでございます。

次に、施設の賠償、保険の適用につきましてでございますけれども、平成23年のその事故の件だと思いますが、よろしかったでしょうか。これにつきましては、指定管理者と市との間で協議をなされて負担を市がするというように決定した形です。保険の適用につきましては、手元にちょっと資料がございませんので、金額につきまして省略したいと思います。

次に、大きな4番の土地の取得につきましての再質問でございますが、組合の財務体質に、財務体質の改善につきまして、今回の土地売買によりまして純組合は借入金を8,700万円返済し、残額を運転資金等に活用するとお伺いいたしております。まとまった借入金の返済による利息支払いの軽減、また運転資金の確保などにより、財務状況改善の一つの契機になるものと期待しているところでございます。以上でございます。

都市整備課長（本山末男君） それでは、屋仁川駐車場の3項目についてお答えしたいと思います。

まず、以前にありました指定管理者が途中で投げたことがあります、また、今後もそういうことがないかということにつきましてですが、年に、四半期ごとですね、業務報告をしていただいております。収入、駐車場台数等を含めて四半期に一度報告を受けております。それと1年に1回貸金台帳、出勤簿、伝票等の提出をいただき、都市整備課においてチェックを行っております。そのように財務状況、駐車場の運営状況が確認できますので、その点、検証を行っております。

続きまして、施設使用料、インセンティブにつきましてですが、やはり実績が主な要因となりますので、この3年間でまた近隣の駐車場が増えたりとか、いろいろと出てきた場合は、施設管理者からの申し出により使用料等を含めて見直しとか、できることになっておりますので、その付近はまたこの3年間を見て検討できるかと思っております。

続きまして、その指定管理に適合しているかどうかでございますが、今、まちづくり奄美につきましては、通り会の大売り出しのときにも無料駐車券、これを抽選会として提供しております。また、1月2日の初商いのときには、通常8時で駐車場開放しますが、朝6時に駐車場開放しまして、中心商店街に寄与しているものでございます。以上で行政がするよりは指定管理がしている効果が表れておると考えております。よろしく申し上げます。

企画調整課長（三原裕樹君） モニタリングの話が出ましたので、私のほうから答弁させていただきます。現在、5項目ほどモニタリングを実施をいたしております。まず、四半期ごとの報告書の提出をいただいております。それから、利用者のアンケート調査、そのうち、担当課による現場への実地調査、それから指定管理者本人によるセルフモニタリング、それから市の所管課によるモニタリング、そのうちに総合評価を行っております。そして、年度終了後に事業報告書を提出をいただいて、収支報告書によるチェックを行っております。その結果でございますが、軽微な指導等はございますが、現在のところ大きな改善策というのは実績としては上がってございません。

それから、ちょっといろいろ資料が足りなくて、なかなか判断がしづらいという御意見がございました。指定管理者につきましては、一応、議員御案内のとおり議決権をいただくのは施設の名称、それから指定管理者の所在地と名称、それから指定期間の3点でございますけれども、今回、選定報告の中でいろいろプレゼンテーションもしております。そのプレゼンテーションにつきましては、一般公開ということでプレゼンをし、透明性も図っているところでございます。そういうことを踏まえまして、我々指定管理者には、現在、指定管理者候補者ということで通知をしております、正式に議会で議決をいただきました後に、正式に来年4月に向けて手続きを進めていくという段取りになりますので、現時点でいろんな詳細の資料につきましては、議会の議決を得てから正式に交渉するという、そういった流れ

につきましては、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

教育委員会総務課長（保浦正博君） それでは、前払い金7,800万円の内訳と入金スケジュールということにつきましてお答えさせていただきます。まず、前払い金の7,800万円につきましては、7,500万円が商工中金、300万円が奄美群島振興開発基金となっております。

次に、入金スケジュールでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、本議会で議決をいただきましたら、契約に基づき手続きを適正に執行してまいりたいと考えております。契約書の第5条の売買代金の支払いにおいて、甲が前払い金の支払いをした際は、遅滞なく支払うこととなっておりますので、紬組合から請求があった場合には遅滞なく対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 答弁漏れはございませんか。再々質疑はございますか。

15番（関 誠之君） 企画課長が申しあげました議決権の項目というのは、よく理解をしております。しかしながら、議会としてそれだけの承認をするわけですから、責任をしっかりとった形でこれを議決をしたいというのが、これは特別委員会を平成20、ちょっと分かりませんが、23年か4年か、どっかそこいらつくたんですね。その中でも、皆さんに指摘をさせていただいたというふうに思うんですよ。ですから、この指定管理、出てきた議案だけでは、もうほとんど分からないと、内容が。そういう意味のありまして、この総括をさせていただいておりますが、先ほど私が質問をしなかったのか分かりませんが、購入する土地は給食センター用地であるだろうと。その引き渡しを考えると26年中に計上した基本実施設計の40万円、地質業務の700万円の関連した予算の執行はどうなるのかということ、ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、もう一度お答えをいただきたいということ、その収入、先ほど言った8,700幾らですかね、7,500万円がトータル1億400万円の中の話なんだろうけれども、本当にこの7,500万円というふうに聞こえたんですが、この紬組合に入るお金、この使途についてね、紬組合任せなのか、そういった話し合い、指導があったのか、もう一度、幾らなのかということがお願いをしたいというふうに思います。

それで、指定管理者に対する再々質疑をさせていただきますが、指定管理者導入施設の指定管理料及び人件費の算定に関して、先ほど規定は決められているかということについて、お答えになったのか分かりませんが、あるとすればどういうふうなことで、その指定管理料を人件費の基礎は根拠にしているのかということが1点。それと、前も指摘をいたしましたけれども、財団法人奄美市開発公社との基本協定や年度協定、契約、これは双方代理契約になると思えます。しかしながら、その管理者等でなく、その次は誰か分かりませんが、今現在やっているわけですから、現在の契約の在り方が本当に法の趣旨が守られるのかどうか。逆に言えば、双方代理契約が禁止されている理由を、まずお聞かせをいただきたい。そういった中で、市長の見解をぜひお聞かせをいただきたいというのが1点。先例地を調べてみますと、首長が代表を努める団体は、指定管理になっていないというのがほとんどの団体でございます。三つ目は、平成15年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律に基づいて、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを趣旨として指定管理制度が創設されたと書いてありますけれども、そういう中で、奄美市では平成19年度から本格的に実施されて、10年目にあたるわけですが、まだまだ改善すべきことが多いと考えられますけれども、改善すべき重点項目は何だというふうに思うか、市長の見解を求めます。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を行います。

教育委員会総務課長（保浦正博君） 議案第4号、土地の取得についての（5）につきまして、お答え申し上げます。

今年度計上いたしております基本実施設計、また地質業務等の予算の執行につきましては、現在、保護者説明会等でいただきました御意見、御要望なども基本実施設計に反映させるべく、作業を進めているところでございます。以上でございます。

企画調整課長（三原裕樹君） 人件費の基準の話、ございましたが、人件費につきましては、それぞれ担当する課のほうで、それぞれ職制も違いますので、その単価を設定をして、積み上げて指定管理料に反映しているということでございます。

それから、双方代理の件ですが、おっしゃるとおり民法第108条においては双方代理を禁止しているということでございます。ただ本市におきましては、地方公共団体の代表である市長と、今回開発公社がありますが、代表者が同一人物ということで、これに抵触することになるのかという質問であろうかと思いますが、本市では代表者を副市長として、開発公社理事長が朝山理事長でございますので、その間で契約を行っておりますが、この根拠につきましては、奄美市長の権限に属する事務の委任規則に基づき、副市長に事務の委任を行っているというところでございます。

それから、市長が代表者になっているところが指定管理者に入っていないという御質問がございました。本市の奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例におきましては、市長、副市長、行政員などが無限責任者員であったり、取締役、執行役員等の場合は指定管理者の候補者として選定できないものとなっております。ただし、但し書きがございまして、市が資本金、それから基本金、その他これに準ずるものの2分の1以上を支出している法人につきましては、除外をしますということでございますので、開発公社につきましては市が2分の1以上を出資している法人に該当いたしますので、指定管理者の候補者として選定することが可能ということでございます。この条例につきましては、県内ほぼ同様の条例となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

総観光課長（島名 享君） 土地売却金の使途でございますけれども、今回の土地売却につきましては、紬組合の業務改善計画が出されておりますけれども、その中で遊休資産の処分と、それをもって紬組合の運営の改善ということで市のほうへも届けられております。今回の土地売却金につきましても、現在借入れを行っている商工中金への返済、組合の運転資金として活用する計画が立てられております。市といたしましても、今後も業務改善計画に基づき、借入金の返済に努めるよう指導してまいるところでございます。

企画調整課長（三原裕樹君） 一つ答弁漏れがございました。改善すべき重点項目ということでの御質問がございました。平成23年度の議会の特別委員会の御指摘を受けまして、我々におきましてもモニタリング調査を実施をいたしております。その結果につきましては公表もいたしておりますけれども、皆様方から寄せられた御意見を反映しまして今一斉にやっているつもりでございます。また、全国の中でもいろんな事例がございますので、今後とも引き続きそういったものも検証しながら、取り組んでまいりたいと思っておりますので、現在のところ10年なりますが、特に大きな改正すべき点ということとはございませんが、今後とも引き続き研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第85号から議案第87号、議案第99号から議案第103号及び議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての以上9件は、これを総務企画委員会に、議

案第80号から議案第82号，議案第89号から議案第92号，議案第104号及び議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての以上9件は，これを文教厚生委員会に，議案第83号，議案第84号，議案第88号，議案第93号から議案第98号及び議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての以上10件は，これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

本会議において受理いたしました陳情は，お手元に配付してあります文書表のとおり，それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので，御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため，明日15日から23日まで休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日15日から23日まで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

12月24日，午前9時30分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時50分）

第 4 回 定 例 会
平成 27 年 12 月 24 日
(第 6 日 目)

12月24日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	市川 哲義 君
笠利総合支所長 事務所長	元多 政重 君	総務課長	奥田 敏文 君
企画調整課長	三原 裕樹 君	財政課長	前田 和男 君
総務課参事	圓 和 之 君	市民部長	則 敏 光 君
環境対策課長	伊東 義久 君	保健福祉部長	泉 賢一郎 君
福祉政策課長	山田 和憲 君	商工観光部長	菊田 和仁 君
商水情報課長	久保 信正 君	農政部長	奥 正 幸 君
建設部長	砂守 久義 君	土木課長	戸田 正利 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	水道課長	佳元 保輔 君

12月24日(6日目)

教育委員会 森山 直樹 君
事務局 長
教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監 保浦 正博 君

農業委員会 川内 進 君
事務局 長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 元 優 君
議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 上原 公也 君

議事係長 前田 賢一郎 君
議事係主査 麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の会議はお手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1，議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）から、議案第104号 土地の取得についてまでの26件を一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（渡 雅之君） おはようございます。報告いたします。文教厚生委員会は、12月15日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第79号から議案第82号まで及び議案第89号から議案第92号並びに議案第104号の9件について審査いたしました。

9件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきと決しました。

それでは、議案審査の質疑内容について報告いたします。

はじめに、議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中関係事項について、当局より補足説明があり、委員より、ファミリーサポートセンター事業についての質疑があり、当局より、利用会員対象者は乳幼児から小学生までとなっており、利用料は時間帯によって600円と700円がある。非課税世帯やひとり親世帯は一月1万円を上限に半額助成 するとのこと。

委員より、生活保護率について質疑があり、当局より、平成25年度70.95パーミル、平成26年度70.11パーミル、平成29年3月末が69.7パーミル、更に今年11月末では67.36パーミルとなっており、年々減少している。しかし、全国的に見てもまだ高い保護率となっており、その分析をしたいとの答弁があった。

次に、当局より、学校教育について補足説明があり、委員より、高熱水費の補正は当初見込額の間違ひではないかとの指摘に、当局は、前年度の95パーセントで当初予算計上した。また、学校でも節減節約に努めているとのこと。

また、笠利中学校の工事請負費930万円についての質疑があり、当局より、工事箇所は職員室、保健室等においてコンクリートが爆裂し、約200平米の天井張替工事を行うものとのこと。

委員より、奄美体験交流館の浴場の利用状況及び施設の修繕費の負担について質疑があり、当局より、平成26年度実績は2万6,861人で、一月当たり2,000人が利用した。また、築10年以上経過しており、今回は高額であり市の財産でもあることから市が行うとのこと。

また委員から、債務負担行為補正で指定管理期間が5年となったわけはとの質疑に、当局より、同制度が安定期になったこと、また指定管理者との意見交換会や全国的な傾向を考慮して期間を3年から5年に延長したとのこと。

次に、議案第80号 平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、当局より補足説明があり、委員より、国保事業が広域化になった場合、赤字部分はどうなるのかとの質疑に対し、当局から、それぞれの自治体が解消することになるとのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第81号 奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、当局より補足説明があり、委員より、診療収入の件で質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第82号 平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、当局より補足説明があり、委員より、いきいき配食サービスの内容についての質疑があり、当局より、介護認定されていない65歳以上の高齢世帯で食生活の改善を図り、在宅での自立を促すもので、利用者は

約10名とのこと。

次に、議案第90号 奄美市軽費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について、当局より補足説明があり、委員より、他団体の指定管理の申請の有無の質疑があり、社会福祉事業団を指名しており、他団体はないとのこと。

次に、議案第89号 奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定について、当局より補足説明があり、委員より、ひまわり寮の定数、充足率及び入所条件等について質疑があり、当局より、定数は17世帯に対し5世帯が入所、入所期間は2年間となっているが、要支援世帯は再申請可能とのこと。また、特別事情により20歳まで入所可能とのこと。

委員より、積立金取り崩し収入についての質疑があり、当局より、平成13年度から平成22年度の措置費の残額を人件費として積み立て、人件費の取り崩しは理事会評議委員会の承認事項、それ以外は県の承認が必要とのこと。

次に、議案第91号 奄美市名瀬運動公園、奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定について、当局より補足説明があり、委員より、応募の2団体の財務状況及び自主事業等について質疑があり、当局より、選定委員会は利用団体から2名、奄美市体育協会1名、税理士1名、行政側として教育委員会事務局長、商工観光部長の2名を加えて計6名となっており、応募団体から財務内容及び自主事業の内容等の説明があった。

また委員より、2団体と選定委員との事前接触はなかったかとの質疑に、当局から、審査は公平公正に二次審査が行われており、事前接触はなかったと認識している。自主事業について、今後指定管理者を指導したいとのこと。

また委員より、向こう5年間の指定管理料が同額となっているとの質疑に、当局は、基本協定を結んだ上で社会情勢等を勘案しながら、年度協定について指定管理者と協議を行い、管理料を決めるとのこと。

委員より、採点結果について質疑があり、当局より、奄美市開発公社が5対1で総合点は19点差であったとのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第92号 太陽が丘総合運動公園、奄美市B&G海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定について、当局より補足説明があり、委員より、農村環境改善センターは農業関連施設であり、所管を分けるべきではないかとの質疑があり、当局より、同施設は地域農政課所管だが、合宿等で同施設も同時に使用しており、一括管理のほうが効率的であるとのこと。

ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第104号 土地の取得について、当局より補足説明があり、委員より、評価価格が高いのではとの質疑があり、当局より、地目は原野だが不動産鑑定士の評価であること。

また委員より、使用目的についての質疑がありましたが、この際、省略いたします。

なお、当委員会におきまして議員間の質疑応答が行われ、開かれた議会改革の一步になったものと考えております。今後ともこのような議員間の質疑応答が活発に行われることを期待するものであります。

以上で、文教厚生員会の審査報告を終わりますが、御質問がございましたらほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。産業建設委員会は、12月15日の1日間開会し、慎重審議を行いました。お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中関係事項についてから、議案第98号

奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定についてまでの10件は、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の内容を御報告いたします。

はじめに、議案第79号 奄美市一般会計補正予算（第6号）中関係事項について、当局より補足説明があり、委員より、奄美大島観光物産協会への負担金で行う具体的な内容についての質疑があり、当局より、事業費が5市町村で合計で9,650万円の予算で、地方創生の先行型交付金の上乗せ交付ということで三つの事業を行うとのこと。一つは奄美大島観光物産協会の強化事業DMOの構築ということで1,300万円、二つ目は、奄美大島DMOウェブプラットフォーム構築事業が8,000万円、三つ目は奄美大島サンセットプロモーション事業として350万円となっています。事業内容といたしましては、奄美大島版のDMOの計画の作成、プラットフォーム構築のホームページ等の作成、また夕日と人と集落を素材とした観光プロモーションの実施等であり、これらの事業を物産協会から委託することになります。委託先につきましては、全国的に公募を行うとのこと。

委員より、機構集積協力金事業助成金について質疑があり、当局より、農地中間管理事業ということで、今まで個人対個人の農地の貸し借りで個人の農地の貸し借りでありましたが、農地中間管理機構という組織が入り、農地の貸し借りにおいて協力金を支給するもので、農地を機構に10年間貸し付けるということで、2筆以上の農地を機構に貸し出す場合に協力金が発生しますとのこと。

委員より、ミカンコミバエ対策について多くの質疑がなされましたが、多岐にわたる質疑とまた一般質問等と内容が重複するため、省略をさせていただきます。

今回の補正予算で、ミカンコミバエの関係予算としては1,061万4,000円はトラップ調査、テックス板設置等に係る予算、1億5,011万2,000円はミカンコミバエ被害に係る補償費、また1億6,085万6,000円は、防除事業に係る費用との説明がなされました。

その他にも農業委員の件や橋梁長寿命化計画等についての質疑がなされましたが、省略をさせていただきます。

次に、議案第83号 平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計（第2号）について、当局より補足説明があり、委員より、赤木名地区の工事について質疑があり、現在、赤木名の県道の改良工事を行っており、その区間の管路を施工350メートルを実施し、処理場を今年度末から着工する予定。進捗率は事業費ベースで26パーセントのこと。

ほかにも加入率の促進の問題など、また周知の在り方について質疑がなされました。

次に、議案第84号 平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第97号 奄美市都市公園の指定管理者の指定についての議案と、議案第98号 奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定についての2件を議題とし、当局より補足説明があり、委員より、世界自然遺産やパニラ航空により今後は増えると思われる観光客に対応したトイレの整備やシャワートイレの整備等の要望がありました。

その他は特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第88号 奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について説明があり、委員より、最適化推進委員の基準についての質疑があり、当局より、地域の話し合いの場を通じて農地の利用集積を図りますので、地域の事情に詳しい方をお願いしていきたい。笠利4名、名瀬2名、住用2名の計8名を考えているとのこと。

また委員より、最適化推進委員の選定について、本当に耕作放棄地の解消につながる人を農業委員が推薦できるのかとの質疑あり、当局より、農業委員は過半数を認定農業者となっているが、最適化推進委員は規定がありませんので、農業委員の皆さんと話し合いを進めながら進めていきたいとのこと。

ほかには特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第93号 奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定について、議案第95号 奄

美市住用地域特産物販売所の指定管理者の指定について、及び議案第96号 奄美市奄美大島選果場の指定管理者の指定についての3件について、当局より補足説明があり、委員より、ひと・もの交流プラザのクーラーなどの改修はどのようにになっているかとの質疑に対して、既に完了しているとのこと。

また、指定管理料の81万円の根拠はどの質疑に対し、観光案内所、トイレの管理等の件費で約50万円、消耗品として20万円、高熱水費を足して81万円となっているとのこと。

そのほかにも、指定管理者の指定の議案審査資料について、もっと詳しい資料を提出してほしいとの委員からの要望がありました。

次に、議案第94号 奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について、補足説明があり、委員より、指定管理者の赤字解消について協議はどのように進んでいるかとの質疑があり、会社側と何度も話し合いを持って問題の解消に取り組んでいる。施設は全国的にも高い評価を得ているが、バスに係る経費が奄美市以外にも運行しないといけないため、非常に厳しい部分があるとの報告を受け、現在の2,000万円程度の赤字ですが、指定管理の業務を進めるとすればどの程度の収まるかチェックして、その差額分が上限790万という数字を出しております。今後は、保守点検や修繕に細かい部分を注視していきたいとのこと。

また、タラソができてからの医療費の抑制効果の検証はどの質疑に対し、細かい検証はできていない。数字の出し方を検討していかないといけないとのこと。

委員より、収支計画の中で自主事業について、収入と支出が同じ額というのは、通常ではあり得ないと思うがとの質疑に対し、このような書き方が適正かは検討してまいりたい。利用者も少し抑えて出していると思いますが、実際にはもっと高い目標を持って経営に当たるとのこと。

その他にも質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

以上で審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 次に、総務企画委員長の報告を求めます。

総務企画委員長（橋口和仁君） おはようございます。御報告申し上げます。総務企画委員会は、12月16日水曜日、1日間開会し、慎重に審査いたしました。本会議において付託されました議案第79号、議案第85号から議案第87号、議案第99号から議案第103号までの議案9件につきましては、お手元に配付いたしました総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致を持って原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その主な審査内容について、御報告いたします。

はじめに、議案第79号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中関係事項について、当局から補足説明があり、2款総務費、1項総務管理費、9目安全・安心対策費の15節工事請負費1,306万4,000円の減額につきましては、防災行政無線デジタル化改修工事費用の額が確定したことによる減額計上とのこと。

また、10目情報化推進におきまして、社会保障番号制度いわゆるマイナンバー制度のシステム整備等に係る所要の費用計上とのこと。主なものといたしまして、11節需用費の170万3,000円については、特定個人情報の保護対策としてセキュリティ対策機能付き記憶媒体の購入に必要な経費を計上しているとのこと。

14目庁舎建設事業費の13節委託料の370万円につきましては、公民館の解体に伴い、その仮移転先であります袖会館7階への電話回線等の移設業務として250万円、ネットワーク等の移設業として120万円を計上しているとのこと。

15節工事請負費の950万円につきましては、公民館の仮移転先となります袖会館7階の改修費用として計上しているとのこと。

庁舎建設事業に関する歳入につきましては、歳入の18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金の495万8,000円のうち358万6,000円につきましては、庁舎整備基金からの繰入金とのこと。

委員より、防災行政無線デジタル化事業の全体計画、スケジュール、運用の状況はどうかとの質疑に対し、平成25年度から事業が始まっており、スケジュールは笠利地区は平成25年度、住用地区は平成26年度、名瀬地区は平成27年度に整備し、全体進捗は95パーセントであるとのこと。

また、運用状況においては、既に笠利地区と住用地区は新しいシステムで運用しており、名瀬地区は12月に一部運用をし、来年2月までに全運用の予定ですとのこと。

また、防災行政無線デジタル化事業で個別受信機の設置状況はどうなっているのか。来年度以降の設置の計画が在るのかとの質疑に対し、個別受信機の設置は奄美市全体で1,000台を予定しており、難聴地域、避難所、消防団宅等に設置し、今年度は名瀬地区で約500台を設置する予定であるとのこと。

また、個別受信機の設置については、今年度で終わらせる計画で、来年度以降の設置予定はないとのことでありました。

また委員より、コンビニ納税についてトラブル等がないのかとの質疑があり、現在、コンビニ納税でのトラブルはなく、収納件数は予想を上回って11月末で1万9,420件で、利用率も上がり利便性の向上になっているとのこと。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第87号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はございませんでしたので、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第85号 名瀬市大島郡住用村及び同郡笠利町の配置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について、当局より補足説明があり、地域自治区、地域協議会の存否については、本年8月に笠利及び住用の両地域協議会において協議いただいた結果、市町村建設計画については、5年間延長をすること。市町村建設計画について、決定または変更する場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないということなどから、地域自治区の設置延長が必要との結論をいただきました。本市といたしましても、その結論に則した形で自治区の設置期間を5年間延長するため、協議事項の変更を行うための条例を制定しようとするものとのこと。

委員より、今まで両地域協議会で協議された内容は何か。5年間の延長をするということですが、何を期待するのかとの質疑に対し、地域協議会の議題は主要事業の説明、予算決算の説明、庁舎建設に関する事項、観光計画、総合計画など各種計画に関する事項について協議を行っていて、その結果、庁舎建設、定住施策、観光計画等において御意見を伺って施策に反映させているとのこと。笠利地域では大島北高の存続問題や光ファイバー回線の接続の重要性や、民泊の早期実現の要望、そして住用地域協議会では観光プロジェクトの協議、庁舎建設等、多岐にわたり協議がなされているとのこと。委員の任期は2年となっており、ただし再任を妨げないとなっており、市町村建設計画も5年間延長されますので、その中でそれぞれの地域の事情もありますので、特性を生かしたものを施策に反映させたいと考えているとの説明でありました。

また委員より、地域自治区はなくなっても、総合支所方式は維持できるのかとの質疑があり、地域自治区は廃止となっても、総合支所方式の存続については、直接的な関係はないとのこと。市町村建設計画の変更には地域協議会の意見を聞くことが義務付けられていますので、この5年間は延長させていただきたいとの説明でありました。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第102号 奄美市市町村建設計画の変更について、委員より、平成25年度の人件費の伸び、平成28年度の投資的経費の伸びは何か、また公債費が平成27年度に減額になっている要因は何かとの質疑に対し、人件費については職員数と再任用の数を数を含めて推計をいたしており、再任用

の年数が伸びていくことも要因にあります。また、この財政計画は平成26年度末に作成しており、投資的経費については庁舎建設事業費が含まれており、その時点での実施計画に基づいて作成しているとのことであります。また、公債費につきましては、起債枠を遵守することにより、減額になっていき、その要因は特殊要因として笠利・住用の庁舎建設の元金償還が3年後の平成28年度以降から始まることが考えられるとのこと。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第86号 奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第99号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について、議案第100号 新たに生じた土地の確認について及び議案第101号 町の区域の変更について、また議案第103号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についても、特段の質疑はありませんでしたので、省略させていただきます。

以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたし、失礼しました。

9番、戸内恭次君。

9番（戸内恭次君） 文教厚生委員長にお尋ねしたいんですが、先ほど報告の最後の談で、議員同士の討論が活発にできてよかったというお話があったんですが、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。以上です。

文教厚生委員長（渡 雅之君） 報告の後段のところなんですが、議案第91号 奄美市運動公園等々の指定管理について、委員からですね、委員もプレゼンテーションに参加したと、開発公社のプレゼンテーションをした人が、市職員のOBだった点を考えると、民間の立場から言うと疑問を持たざるを得ないということですね、先ほどからの質問で、担当課長から自信を持って公平・公正に行われたとの答弁を聞くと、議会としても重く受け止めないといけないと感じているということだったんです。それに対して、また委員から、その委員に対して質問がありまして、副委員長との質問と担当課長との答弁は、かみ合っていたと思うが、当該委員の6名の委員の名前を伏せてもいいが、採点結果を知りたいとの質問はどうしてなのか、何か問題があって、そのような質問をしたのかという、委員に対しての質問があったわけです。それに対して、その委員の答弁ですが、このプレゼンテーションをホームページで日程等を調べて行きましたと。市役所の関係者以外で来ていたのは私だけでした。審査に加わることはできないが、中立公平にそのプレゼンテーションを見ていました。先ほどからの答弁で、委員と応募団体との事前の接触はなかったとのことなので、そう信じたいと思えます。しかし、ただ、開発公社の発表者が市のOBだったので、かつて一緒に仕事をしたことのある人だったので、そこを中立公正に見ようとしたときに、お互いの人間関係の強さとかが審査に影響しないのだろうかとの疑念を抱いたとのことあります。別にそれ以上のことがあったとのことではなく、私は純粹にそう感じたということでありました。以上です。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございました。私がなぜこういう問題を提起したかと申しますと、ややもすると議員間の議論について抑えるような風潮が今までありましたので、今後、こういうことがどんどん議論がなされるのが大きな議会改革でもあるし、議員の意識改革にもなるということ

で、こういうことについて提起させてもらいました。詳しい内容、ありがとうございました。以上です。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありますか。ありませんね。失礼いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第79号から議案第104号までの26件について採決いたします。

お諮りいたします。

この議案26件についての各委員長報告は原案可決すべきものであります。

議案26件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第104号までの26件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2，陳情第15号 小規模企業振興基本法に基づいた小規模企業振興条例の早期制定を求める陳情についてを議題といたします。

本案に対する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。産業建設委員会に付託されました陳情第15号 小規模企業振興基本法に基づいた小規模企業振興条例の早期制定を求める陳情について、御報告いたします。

陳情者の氏名は、奄美市名瀬佐大熊町、奄美民主商工会事務局長の岡田美幸さんからであります。陳情事項は、1小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興条例を早期に制定していただくこととあります。

慎重に審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決しております。

なお、質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（竹山耕平君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

陳情第15号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、陳情第15号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○

議長(竹山耕平君) 日程第3, 陳情第14号 安全保障関連法の廃止を求める陳情についてを議題といたします。

本案に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長(橋口和仁君) おはようございます。御報告申し上げます。総務企画委員会は、12月16日水曜日1日間開会し、当委員会に付託されました陳情第14号の審査について御報告申し上げます。

審査結果はお手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬浜里町、川上真理さんです。陳情事項は、安全保障関連法の廃止を求める陳情であります。

委員会において慎重に審査をいたしました。採決の結果、陳情第14号 安全保障関連法の廃止を求める陳情につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

なお、御質疑がありましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長(竹山耕平君) これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、採択することに賛成の討論を先に許可いたします。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番(三島 照君) おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は陳情第14号 安全保障関連法の廃止を求める陳情について、採択をすべきとの立場で討論を行います。

この陳情は、9月19日未明に参議院で安倍自公政権が強行採決をして成立した安全保障関連法について、憲法の根幹に関わる法律が十分な審議を行うことなく成立をしたものだとして、安全保障関連法の廃止を求めたものです。どんな政権であっても、憲法の枠の中で政治を行う、これが日本国憲法立憲主義です。私はこの陳情は立憲を重んじる議員であれば、議会制民主主義、立憲主義を壊すことのない思いを共有をし、全会一致で採択することが奄美市議会の良識を示すことになるかと確信しております。

次に、採択を求める具体的な理由について述べたいと思います。この法の正当性を主張する人たちは、衆議院での総審議時間116時間、衆参合わせて200時間を超えていることから、強行採決ではなく、十分審議を尽くしたなどとしています。何がどう言い繕っても、あの中谷防衛大臣自身が10月10日付けの地元新聞によると、一番欠けていたのは憲法との関係の議論だと、一番しっかりしなければいけないところが十分に説明はできなかつたと述べて報じられています。このこと一つとっても、

憲法違反の中身をとりはからうことができなくなったため、国民の理解が得られないとして、強行採決に走りました。今でも日本国の憲法学者9割以上の方々が、これは憲法違反だと報じていますし、国民の83パーセントの皆さんは、いまだに説明がされてないといわれています。強行採決に走った憲法違反の法案だということを物語っているではありませんか。平和安全法制と標榜していても、その内容は米国が世界で行う戦争に際して、いつでもどこでもどんな戦争でも自衛隊が参戦をし、支援するための戦争法にほかなりません。私はいつも言っていますが、この法案で日本国民の命と暮らし、安全、福祉を守ると言っていますが、戦争で人の命は守れません。そのことははっきりしておきたいと思えます。確かに国際情勢から抑止力が必要だとか、集団的自衛権交渉は必要だとの考えや意見があり、法案の正当性を主張する論調があるのは承知していますし、一つのものを決めるときには反対賛成があつて当たり前です。しかし、日本の安全をどのように守っていくのか、軍事一辺倒でいいのか、憲法9条を持つ国として国際社会に対して平和外交に徹することが必要ではないかなどの議論をもっと尽くすところこそ、戦後70年、戦闘によって一人の外国人も殺すことなく、一人の日本人も殺すことがなかった日本だからこそ必要だと考えます。第3回定例会で我が党の崎田議員が陳情第6号 集団的自衛権の行使を具体化する法案について廃案にすることを求める意見書を政府に提出することを求める陳情、及び陳情第8号 集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連法案の廃案を求める陳情の2件で採択を求めた討論で、法案を進める方は抑止力や情勢の変化をその理由に掲げています。憲法をどのように思っているかは、ほとんどこの奄美市議会でも議論されていません。そういう点でも、この憲法をどのように思っているのかが問われるものです。言わずとも、日本国憲法は戦後に創案されたものです。それは、アジア人民2,000万人、日本国民310万人の命が失われた戦争の苦痛の反省のもと、二度と戦争はしないと全世界に宣言したものであり、それが憲法9条です。憲法は第98条にこの憲法は国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しないと定められています。更に憲法99条では、天皇は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うとしています。つまり、一般的な法律の条例は国民を対象にしていますが、憲法は大変な犠牲者を出した先の戦争に国民を導いた国家権力が、再び同じ過ちを繰り返さないために、国民ではなく、権力に対してその遵守を求めていると述べました。国会論戦が進むにつれ、質問に答えられない状況を考えれば、憲法学者の9割の方が集団的自衛権行使容認を憲法違反とし、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官も憲法違反だとする法案を成立させたことは、憲法が最高法規だということを無視しているとしか思えません。このように発言されています。憲法違反の法律は存在そのものが許されないものです。議員の皆さん、憲法はそれ自体、未来永久を決めているものではありません。憲法は自ら第96条で改正の手続きを定めています。国民投票で過半数の賛成で改正できるとしているのです。抑止力や集団的自衛権行使容認では意見が違っていることはそのとおりだと当然思えます。しかし、憲法が国の最高規範であり、憲法を守ることが大前提でなければなりません。戦争によって祖国から分離された経験を持つ我が奄美と沖縄ではありませんか。奄美琉球は地理的歴史的文化的などの条件を共有する同一圏域として我が国の最南端の重要な位置にあり、まさしく兄弟島と呼ばれています。その沖縄県議会で8月31日の臨時議会で、安全保障関連法案の廃案を求める意見書を賛成多数で可決しています。反対した自民党公明党の両会派の皆さんも慎重審議を求める意見書を提出しました。奄美市議会の一人一人の議員の皆さん、立憲主義の立場に立っているものと信じ、奄美市議会が憲法違反の安全保障関連法の存在を認めないことを願い、陳情の採択を求める討論とします。ありがとうございました。終わります。

議長（竹山耕平君） 続きまして、自民新風会 西 公郎君の発言を許可いたします。

14番（西 公郎君） おはようございます。自民新風会の西 公郎であります。私は陳情第14号 安全保障関連法の廃止を求める陳情について、反対の立場から討論いたします。

本年9月19日、参議院本会議において安全保障関連2法案が可決成立いたしました。我が国の集団的自衛権の行使を限定的に容認し、自衛隊の国際的な活動を拡大するものであります。現在、中国の軍備増強や南シナ海、東シナ海における理不尽な力による一方的な海洋進出の動きや、北朝鮮の核兵器やミサイルの高性能化の動きに加え、平和と人命を脅かし、世界各国の危機的状況に追い込む過激派組織によるテロやサイバー攻撃の脅威も、日々増していることは皆様御存知のとおりだと思っております。こうした我が国を取り巻く安全保障環境の変化により、単独で我が国の安全を確保することが困難になっている現状に対して、日米同盟を軸として国際連携をさらに強化するとともに、平時より切れ目のない事態対応を可能とする法体制のもと、争いを未然に防ぐための抑止力をさらに高めることは、大変重要なことであります。安全保障関連法では、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに手段が見当たらず、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、限定的な集団的自衛権を容認するものであります。また、集団的自衛権の行使については、武力行使の新三要件により厳格な歯止めを定めており、実際の行使には国会承認を求めるとなっております。国家最大の義務は国の平和と安全を維持し、その存在を全うするとともに、国家国民の生命財産と安全を守ることです。国際情勢のあらゆる局面と現実をしっかりと直視する中で、国家の存立と国民の命を守るには、安全保障問題に関する必要な法体制の構築は必要不可欠だと考えます。一方では、国民の多くに依然理解が深まっていない状況があります。その要因には、憲法違反、戦争法案、徴兵制につながる、戦争に巻き込まれるというような発言ばかりが目立ち、本質的議論であるべき国際情勢の変容に対する安全保障環境が大きく変化する中で、我が国の安心と安全を担保する法整備の必要性や、世界平和貢献のために日本が何をすべきか、どうあるべきかという現実的かつ具体的な議論が尽くされていなかった点もあると思っております。むしろ、法律の内容に対する国民の理解を妨げ、誤解させるような議論にその要因があったように思われます。国際情勢の現実を踏まえ、抑止力を高めることにより、国の安全を確保するとともに、万が一の脅威に備え法的枠組みを整備する戦争抑止のための法律であり、我が国の実効的な安全保障法制の成立に賛同するものであります。以上のことから、私のこの陳情に対し反対の立場の討論といたします。なお、政府におかれましては、現実の安全保障政策を通じて一層の国際貢献と国民の懸念に対する払拭と理解促進に努めていただくように、強く要望し、討論を終わります。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のために申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意をお願いいたします。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第14号 安全保障関連法の廃止を求める陳情については、不採択とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の選挙は指名により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島地区衛生組合議会議員に大迫勝史君、渡 雅之君、川口幸義君、三島 照君、師玉敏代君、橋口和仁君、里 秀和君、伊東隆吉君の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を大島地区衛生組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第5、大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区消防組合議会議員の選挙は指名により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区消防組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島地区消防組合議会議員に林山克巳君、津畑 誠君、栄 ヤスエ君、元野景一君、安田壮平君、西公郎君、関 誠之君、崎田信正君の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を大島地区消防組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が大島地区消防組合議会議員に当選されました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第6、大島農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島農業共済事務組合議会議員の選挙は指名により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、大島農業共済事務組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島地区衛生組合議会議員に奥 輝人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました奥 輝人君を大島農業共済事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました奥 輝人君が大島農業共済事務組合議会議員に当選されました。

○

議長(竹山耕平君) 日程第7, 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙は指名により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の指名については、議長により行います。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に橋口耕太郎君, 松山さおり君, 多田義一君, 平川久嘉君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されましたそれぞれの組合議会議員の諸君に対しまして、本席から当選の告知をいたします。

○

議長(竹山耕平君) 日程第8, ミカンコミバエ問題に関する特別委員会の設置についてを議題といたし

ます。

奄美市議会委員会条例第6条第1項の規定により、本議会に特別委員会を設置したいと思います。
お諮りいたします。

ミカンコミバエ問題に関する調査のため、10名の委員をもって構成するミカンコミバエ問題に関する特別委員会を設置し、これに付託の上調査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、10名の委員をもって構成するミカンコミバエ問題に関する特別委員会を設置し、これに付託の上調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、奄美市議会委員会条例第8条第1項の規定により、奥 輝人君、林山克巳君、戸内恭次君、橋口耕太郎君、関 誠之君、里 秀和君、安田壮平君、三島 照君、多田義一君、師玉敏代君、以上の10名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました10名の諸君を先ほど設置されました特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいまの特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前10時38分)

○

議長(竹山耕平君) それでは再開いたします。(午前11時05分)

先ほど設置されました特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

ミカンコミバエ問題に関する特別委員会委員長に多田義一君、同副委員長に奥 輝人君と決しました。

お諮りいたします。

本特別委員会は付託された事件につきこれを閉会中の継続調査とし、調査の期限につきましては、調査終了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、調査終了まで、なお閉会中の継続調査とすることに決しました。

○

議長(竹山耕平君) 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

奄美市議会会議規則第165条の規定に基づきお手元に配付してあります文書のとおり、閉会中に奄美市議会基本条例第7条に基づく議会報告会を開催するため、議員の諸君を名瀬地区、住用地区、笠利地区の各会場に派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、配付の文書に基づき議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

○

議長(竹山耕平君) 日程第10、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第4回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前11時09分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 竹山 耕平

奄美市議会議員 林山 克巳

奄美市議会議員 元野 景一

奄美市議会議員 師玉 敏代

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第79号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第80号	平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第81号	平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第82号	平成27年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第89号	奄美市立母子生活支援施設ひまわり寮の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第90号	奄美市経費老人ホーム奄美市立たかもり寮の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第91号	奄美市名瀬運動公園, 奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第92号	太陽が丘総合運動公園, 奄美市笠利B&G海洋センター及び奄美市笠利農村環境改善センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第104号	土地の取得について	原案可決すべきもの

平成27年12月24日

文教厚生委員長 渡 雅之

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第79号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第83号	平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第84号	平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第88号	奄美市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第93号	奄美市ひと・もの交流プラザの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第94号	奄美市健康体験交流施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第95号	奄美市住用地域特産物販売所の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第96号	奄美市奄美大島選果場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第97号	奄美市都市公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第98号	奄美市屋仁川駐車場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	陳情第15号	小規模企業振興基本法に基づいた「小規模企業振興条例」の早期制定を求める陳情	採択すべきもの

平成27年12月24日

産業建設委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第79号	平成27年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第85号	名瀬市, 大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第86号	奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第87号	奄美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第99号	鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について	原案可決すべきもの
(6)	議案第100号	新たに生じた土地の確認について	原案可決すべきもの
(7)	議案第101号	町の区域変更について	原案可決すべきもの
(8)	議案第102号	奄美市市町村建設計画の変更について	原案可決すべきもの
(9)	議案第103号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(10)	陳情第14号	「安全保障関連法」の廃止を求める陳情	不採択とすべきもの

平成27年12月24日

総務企画委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

平成27年12月24日

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

議会運営委員長 大迫 勝史
総務企画委員長 橋口 和仁
産業建設委員長 多田 義一

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について

- 総務企画委員会
 - 1 陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

- 産業建設委員会
 - 1 陳情第16号 「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情

特別委員会の設置について

1 名称

「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会

2 付託事件

「ミカンコミバエ問題」に関する調査

3 調査期限

本特別委員会は、2に掲げる事件の調査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

4 委員定数

本特別委員会の委員は、10人とする。

「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の構成（案）

	会 派 名 等	氏 名
1	自由民主党	奥 輝人
2	自由民主党	林山 克巳
3	無所属	戸内 恭次
4	公明党	橋口 耕太郎
5	社会民主党	関 誠之
6	自民新風会	里 秀和
7	自民新風会	安田 壮平
8	日本共産党	三島 照
9	自民新風会	多田 義一（産業建設委員会）
10	自民新風会	師玉 敏代（産業建設委員会）

議員派遣について

派遣目的 : 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため

派遣議員 : 全議員

派遣期日 : 平成28年2月5日(金)

派遣場所 : 奄美市内3地区(名瀬地区・住用地区・笠利地区)